

防災に関してとった措置の概況
平成28年度の防災に関する計画

第190回国会（常会）提出

この文書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第9条第2項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成28年度において実施すべき防災に関する計画について報告を行うものである。

目 次

特 集 「未来の防災」

第1章 少子高齢化時代における防災	1
第1節 少子高齢化時代と地域の防災力の現状	2
1-1 担い手不足の顕在化	2
1-2 生産年齢人口の推移	3
1-3 地域の防災関連組織への加入意欲	4
第2節 身近な活動と防災の取組	5
2-1 時間の面から見た人々の活動	5
2-2 情報や意思疎通の面からみた人々の活動	6
2-3 防災に対する意識と行動	11
2-4 防災の担い手	17
第3節 少子高齢化時代に向けて	18
3-1 身近な活動での防災の取組	18
3-2 ICT等の技術の活用	18
3-3 少子高齢化時代に向けて	19
第2章 「防災4.0」未来構想プロジェクト	
～一人一人が災害リスクに向き合い、社会全体で災害に備える～	20
第1節 「防災4.0」未来構想プロジェクトの背景	20
1-1 「防災4.0」とは	20
1-2 「防災4.0」未来構想プロジェクト検討体制	22
第2節 気候変動に伴い予想される災害の激甚化	23
2-1 気候変動に関する指標の動向	23
2-2 自然災害への影響	26
2-3 高まるハザードと社会の脆弱性の変化	27
2-4 既存想定を超える災害の激甚化	27
第3節 「防災4.0」未来構想プロジェクトの方向性	27
3-1 本プロジェクトの基本的な考え方	27
3-2 今後の展開	28

第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

第1章 災害対策に関する施策の取組状況	29
第1節 防災体制、事前防災	29
1-1 防災基本計画の修正	29
1-2 防災訓練の取組	31
1-3 津波防災に係る取組	32
1-4 社会全体における事業継続体制の構築	34
1-5 災害遺構の活用	37
第2節 災害発生時の対応及びその備え	38
2-1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成 ガイドライン	38
2-2 避難所の確保と質の向上	40
2-3 避難場所等の災害種別図記号の標準化について	41
第3節 多様な主体の連携による防災活動の推進	43
3-1 広く防災に資するボランティア活動の促進	43
3-2 防災推進国民会議と連携した国民の 防災意識向上に係る取組	43
3-3 男女共同参画の視点からの取組	45
第4節 国際防災協力	49
4-1 国連などの国際機関を通じた防災協力	49
4-2 アジア・太平洋地域における防災協力	50
4-3 二国間等防災協力／第4回日中韓 防災担当閣僚級会合	51
4-4 「世界津波の日」の制定に係る取組	51
第5節 国土強靱化の推進のための取組	52
第2章 発生が危惧される災害種別ごとの対策取組状況	55
第1節 地震・津波災害対策	55
1-1 南海トラフ沿いの巨大地震による 長周期地震動に関する検討	55

1－2	首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画	57
1－3	熊本県熊本地方を震源とする地震における対応	60
第2節	火山災害対策	60
第3節	水害対策	63
第3章	原子力災害に係る対策	67
第1節	原子力防災体制について	67
1－1	平時の原子力防災体制について	67
1－2	緊急時の原子力防災体制について	67
第2節	原子力規制委員会における原子力防災対策及び放射線モニタリングの充実	69
2－1	原子力災害対策に係る取組	69
2－2	緊急時対応への取組	69
2－3	放射線モニタリングの充実	70
2－4	事故・故障等	70
第3節	地域の原子力防災体制の充実・強化について	70
3－1	地域防災計画・避難計画の策定と支援	70
3－2	原子力災害対策指針の見直しへの対応やオフサイトの防災業務関係者の安全確保等について	74
3－3	地方公共団体や事業者における防災訓練や研修のための取組	77
3－4	国際的な連携強化について	80
第4節	平成27年度原子力総合防災訓練について	81
4－1	実施概要	81
4－2	訓練実績の概要	82
4－3	訓練後の取組	84

第2部 平成26年度において防災に関してとった措置の状況

概要	85
第1章 法令の整備等	86
第2章 科学技術の研究	87
1 災害一般共通事項	87
2 地震災害対策	89
2-1 地震に関する調査研究	89
2-2 震災対策一般の研究	91
3 津波災害対策	92
3-1 津波に関する調査研究	92
3-2 津波対策一般の研究	93
4 風水害対策	94
5 火山災害対策	94
6 雪害対策	94
7 火災対策	94
8 危険物災害対策	95
9 原子力災害対策	96
10 その他の災害対策	96
第3章 災害予防	97
1 災害一般共通事項	97
1-1 教育訓練	97
1-2 防災施設設備の整備	99
1-3 その他	101
2 地震災害対策	108
2-1 教育訓練	108
2-2 防災施設設備の整備	109
2-3 その他	112

3	津波災害対策	114
3-1	教育訓練	114
3-2	防災施設設備の整備	114
3-3	その他	116
4	風水害対策	116
4-1	教育訓練	116
4-2	防災施設設備の整備	116
4-3	その他	117
5	火山災害対策	119
5-1	教育訓練	119
5-2	防災施設設備の整備	119
5-3	その他	119
6	雪害対策	120
6-1	教育訓練	120
6-2	防災施設設備の整備	120
6-3	その他	121
7	火災対策	121
7-1	教育訓練	121
7-2	防災施設設備の整備	121
7-3	その他	122
8	危険物災害対策	122
8-1	教育訓練	122
8-2	防災施設設備の整備	122
8-3	その他	122
9	原子力災害対策	124
9-1	教育訓練	124
9-2	防災施設設備の整備	125
9-3	その他	125
10	その他の災害対策	126
10-1	教育訓練	126
10-2	その他	126
第4章 国土保全		127
1	治水事業等	127

1-1	防災・減災	127
1-2	戦略的維持管理・更新	127
1-3	水辺の未来創造	127
2	治山事業	127
2-1	国有林治山事業	127
2-2	民有林治山事業	128
3	地すべり対策事業	128
3-1	農林水産省所管事業	128
3-2	国土交通省所管事業	129
4	急傾斜地崩壊対策事業	129
5	海岸事業	129
6	農地防災事業	129
6-1	直轄事業	129
6-2	補助事業	129
7	災害関連事業	129
8	地盤沈下対策事業	130
9	下水道における浸水対策	130
10	その他の事業	131

第5章 災害復旧等 132

1	災害応急対策	132
1-1	平成26年台風第8号等に対してとった措置	132
1-2	平成26年8月豪雨（広島土砂災害）に対してとった措置	132
1-3	平成26年御嶽山噴火に対してとった措置	133
1-4	長野県北部を震源とする地震に対してとった措置	133
1-5	平成26年12月からの大雪に対してとった措置	134
1-6	その他の災害に対してとった措置	135
2	災害復旧事業	135
2-1	公共土木施設災害復旧事業	135
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	137
2-3	文教施設等災害復旧事業	137
2-4	厚生施設等災害復旧事業	137
2-5	その他の災害復旧事業	137

3	財政金融措置	138
3-1	災害融資	138
3-2	災害保険	140
3-3	地方交付税及び地方債	141
4	災害復興対策等	142
4-1	被災者生活再建支援金の支給	142
4-2	雲仙岳噴火災害に関する復興対策	142
4-3	阪神・淡路大震災に関する復興対策	142
4-4	三宅島噴火災害に関する対策	142
4-5	平成16年（2004年）新潟県中越地震による 災害に関する復興対策	142
4-6	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震による災害に 関する復興対策	143
4-7	霧島山（新燃岳）災害による復興対策	143
4-8	東日本大震災に関する復興対策	143
4-9	その他の災害に対してとった措置	144
第6章	国際防災協力	145
1	多国間協力	145
2	二国間協力	146

第3部 平成28年度の防災に関する計画

概要	149
第1章 科学技術の研究	150
1 災害一般共通事項	150
2 地震災害対策	152
2-1 地震に関する調査研究	152
2-2 震災対策一般の研究	155
3 津波災害対策	156
3-1 津波に関する調査研究	156
3-2 津波対策一般の研究	157
4 風水害対策	157
5 火山災害対策	158
6 雪害対策	159
7 火災対策	159
8 危険物災害対策	160
9 原子力災害対策	161
10 その他の災害対策	161
第2章 災害予防	162
1 災害一般共通事項	162
1-1 教育訓練	162
1-2 防災施設設備の整備	164
1-3 災害危険地住宅移転等	167
1-4 その他	167
2 地震災害対策	176
2-1 教育訓練	176
2-2 防災施設設備の整備	176
2-3 その他	182
3 津波災害対策	184
3-1 教育訓練	184

3-2	防災施設設備の整備	184
3-3	その他	186
4	風水害対策	187
4-1	教育訓練	187
4-2	防災施設設備の整備	187
4-3	その他	189
5	火山災害対策	191
5-1	教育訓練	191
5-2	防災施設設備の整備	191
5-3	その他	192
6	雪害対策	192
6-1	教育訓練	192
6-2	防災施設設備の整備	192
6-3	その他	193
7	火災対策	194
7-1	教育訓練	194
7-2	防災施設設備の整備	194
7-3	その他	194
8	危険物災害対策	195
8-1	教育訓練	195
8-2	防災施設設備の整備	195
8-3	その他	196
9	原子力災害対策	198
9-1	教育訓練	198
9-2	防災施設設備の整備	198
9-3	その他	198
10	その他の災害対策	199
10-1	教育訓練	199
10-2	その他	200
第3章 国土保全		202
1	治水事業等	202
1-1	防災・減災	202
1-2	戦略的維持管理・更新	202

1-3	魅力ある水辺空間の創出と豊かな河川環境の形成	202
2	治山事業	202
2-1	国有林治山事業	203
2-2	民有林治山事業	203
3	地すべり対策事業	203
3-1	農林水産省所管事業	203
3-2	国土交通省所管事業	204
4	急傾斜地崩壊対策事業	204
5	海岸事業	204
6	農地防災事業	204
6-1	直轄事業	204
6-2	補助事業	204
7	災害関連事業	205
8	地盤沈下対策事業	205
9	下水道における浸水対策	206
10	その他の事業	206

第4章	災害復旧等	209
1	災害応急対策	209
1-1	自衛隊の災害派遣	209
1-2	災害救助費の国庫負担	209
1-3	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	209
1-4	被災者生活再建支援金の支給	209
1-5	その他の災害応急対策	209
2	災害復旧事業	209
2-1	公共土木施設等災害復旧事業	209
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	210
2-3	文教施設等災害復旧事業	210
2-4	水道施設等災害復旧事業	211
2-5	その他の災害復旧事業	211
3	財政金融措置	212
3-1	災害融資	212
3-2	災害保険	213
3-3	地方債	213

4	災害復興対策等	213
4-1	被災者生活再建支援金の支給	213
4-2	雲仙岳噴火災害に関する復興対策	213
4-3	阪神・淡路大震災に関する復興対策	214
4-4	三宅島噴火災害に関する対策	214
4-5	平成16年（2004年）新潟県中越地震による災害に関する復興対策	214
4-6	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策	214
4-7	霧島山（新燃岳）災害による復興対策	215
4-8	東日本大震災に関する復興対策	215
4-9	その他の災害に関する復興対策	218
第5章 国際防災協力		219
1	多国間協力	219
2	二国間協力	220
附属資料		223

本白書に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

はじめに

平成28年版防災白書の「特集」では、「未来の防災」と題し、まず、「少子高齢化時代における防災」をテーマに、少子高齢化に伴う防災に関する担い手不足の現状を把握し、さらなる担い手や技術対応について概観しています。次に、平成27年12月、河野太郎内閣府特命担当大臣（防災）を座長として立ち上げた「『防災4.0』未来構想プロジェクト」について記載しています。このプロジェクトは、地球温暖化に伴う気候変動により激甚化する災害に対し、企業や国民一人一人にとって真に必要な防災対策は何か、骨太の提言を行うための検討について取り上げています。

「第1部 我が国の災害対策の取組の状況等」においては、

- ・「防災基本計画」は、平成27年7月に広島土砂災害や御嶽山噴火災害等、平成28年2月に活火山法の改正等の教訓を踏まえそれぞれ修正を行ったことから、修正内容を記述。
- ・平成26年8月の広島土砂災害等の発生を受け「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成26年11月に改正。また、中央防災会議の下に「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」において避難等に関する検討が行われた。これらの動き等を踏まえ、平成27年8月「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定したことから、これらの改定内容を記述。
- ・平成27年7月に「避難所の確保と質の向上に関する検討会」を設置し、避難所に関する検討を行い、平成28年4月に「避難所運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を作成したことから、これらの取組内容について記述。
- ・平成27年9月に、各界各層の団体ネットワークを活用し、国民の防災意識の向上を図ることを目的に「防災推進国民会議」を発足したことから、これらの取組内容を記述。
- ・平成28年3月に、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」に基づく「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を策定・決定したことから、具体計画の内容を記述。
- ・平成27年7月に、御嶽山噴火災害等を踏まえ「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」を改正したことから、改正内容について記述。

するなど、平成27年度に重点的に実施した施策の取組状況について取り上げています。

「平成28年版防災白書」における主な法律・指針等の新設・改正事項（掲載順）	本体頁
・防災基本計画の修正	29
・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の策定	38
・「避難所運営ガイドライン」等の策定	40
・「防災推進国民会議」の発足	43
・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の策定	57
・「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」の改正	60

特集

「未来の防災」

第1章 少子高齢化時代における防災

第2章 「防災4.0」未来構想プロジェクト
～一人一人が災害リスクに向き合い、社会全体で災害に備える～

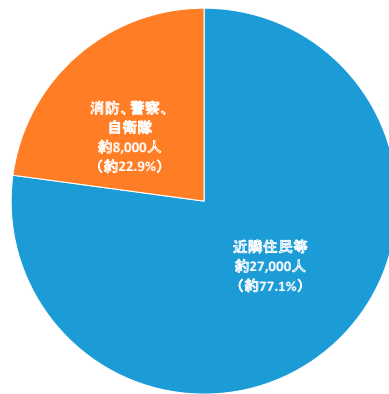
第1章 少子高齢化時代における防災

政府や地方公共団体において、ハード・ソフト両面に関する「公助」の取組を進めている。一方で、災害対策においては地域での一人一人の「自助」、多様な主体の「共助」が重要である。「自助」や「共助」による災害対策の貢献を見ると、阪神・淡路大震災では、調査によっては6割～9割が「自助」「共助」で救出されている（図表1、図表2）。

しかし、少子高齢化にともなって生産年齢人口比率が低下し、これまで「自助」「共助」を担ってきた主体による地域の防災力が低下することが懸念される。

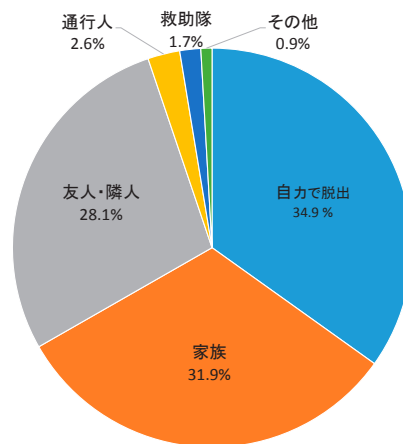
本章では、我が国の少子高齢化に伴う担い手不足の現状を把握し、新たな担い手や技術的な対応について概観する。

図表1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



推計：河田恵昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」 自然科学第16巻第1号参照。ただし、割合は内閣府追記。

図表2 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等



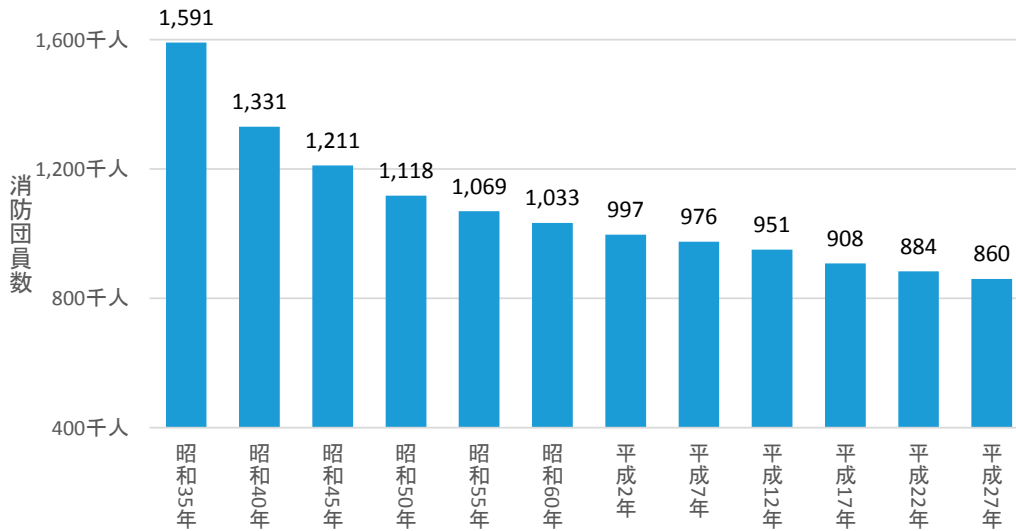
標本調査：（社）日本火災学会（1996）「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」参照

第1節 少子高齢化時代と地域の防災力の現状

1-1 担い手不足の顕在化

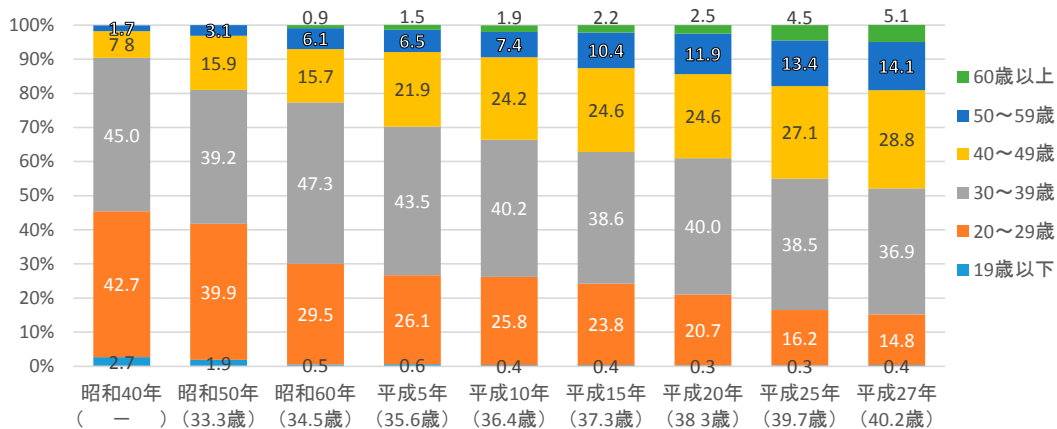
地域の防災力を直接担っている消防団員は、長期的に減少しているとともに、高齢化が進んでいる(図表3、図表4)。消防団員数の減少や高齢化は、地域の防災力を直接担う人材の縮小とともに、防災力が必ずしも効果的に発揮されないなどが懸念される。

図表3 これまでの消防団員数の推移



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成 各年4月1日現在

図表4 消防団員の年齢構成比率の推移



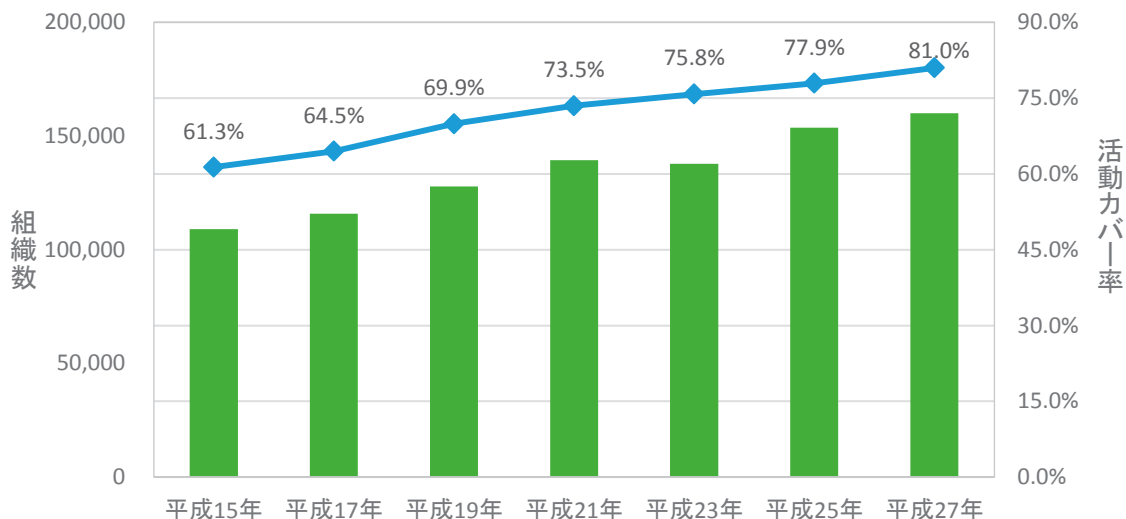
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成 各年4月1日現在

※表中、()内は平均年齢を指す。

※昭和40年、50年は「60歳以上」の統計が存在しない。また昭和40年は平均年齢の統計が存在しない。

一方、住民による自発的な防災活動に関する組織である自主防災組織については、組織数及び活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合）は増加している（図表5）。

図表5 自主防災組織の推移



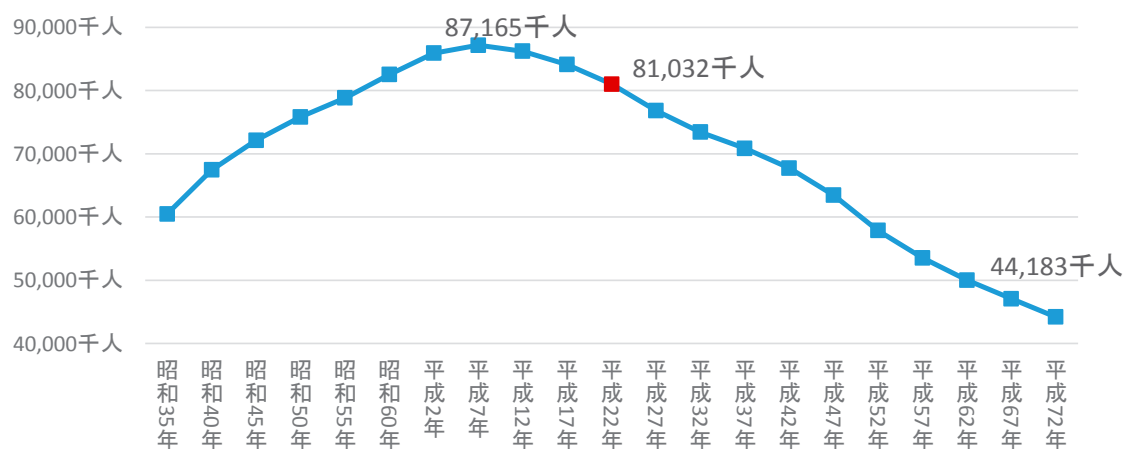
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成 各年4月1日現在
 ※活動カバー率：全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合

1-2 生産年齢人口の推移

「共助」の担い手の見通しをみるため、担い手の中核となる生産年齢人口に着目する。生産年齢人口の推移と今後の見通しは長期的に減少する（図表6）。

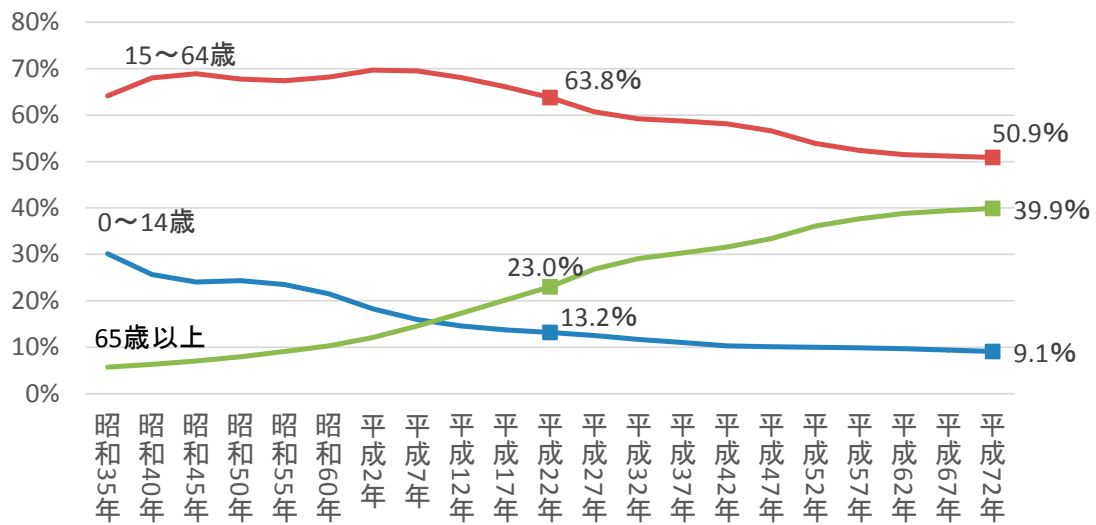
さらに、生産年齢人口の全人口に対する割合も減少する（図表7）。つまり、少子高齢化により「共助」の担い手を輩出する層が薄くなっている。

図表6 生産年齢（15～64歳）人口の推移



出典：昭和35年～平成22年までは、総務省「国勢調査」、平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」をもとに内閣府作成

図表7 人口構成（3区分）の推移

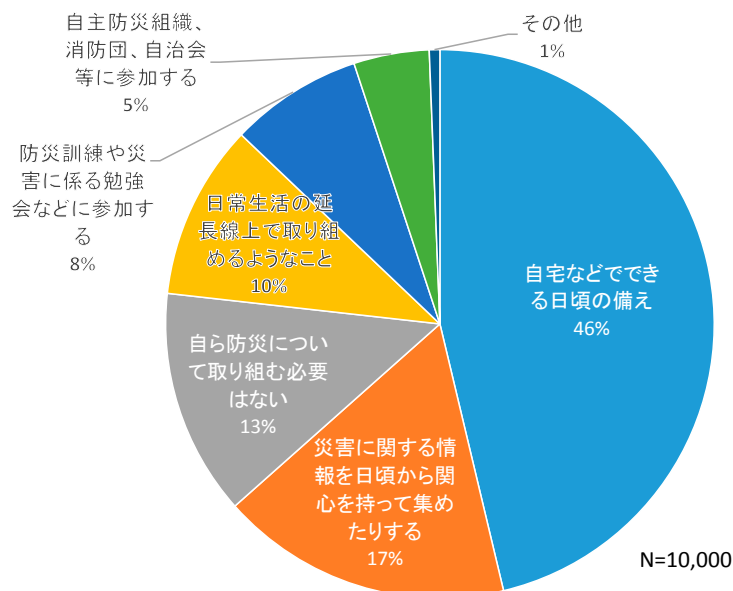


出典：昭和35年～平成22年までは、総務省「国勢調査」、平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」をもとに内閣府作成

1-3 地域の防災関連組織への加入意欲

内閣府が平成28年2月に行ったWEBアンケートによると、「今後、あなたが今よりもっと防災について取り組む場合、どのようなことに取り組んでいきたいと考えていますか。」との問いに対し、自宅のできる日頃の備えと回答した者は46%である一方、自主防災組織、消防団等に参加すると回答した者は5%と相対的に低くなっている。

図表8 防災について取り組みたいこと



出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

第2節 身近な活動と防災の取組

2-1 時間の面から見た人々の活動

国民の防災意識の向上、避難行動の定着等を図るためには、適時適切な国民への働きかけが必要である。働きかけるタイミングや防災に関する取組を追加的に行える活動を探るため、「2015年国民生活時間調査（NHK放送文化研究所世論調査部）」（以下、「生活時間調査」という。）により国民の活動を分析した。

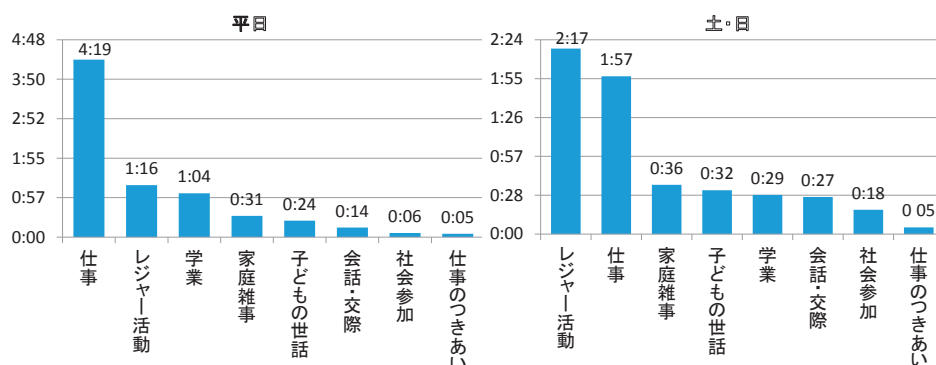
生活時間調査では、睡眠、食事等の必需行動、仕事、買い物（家事）、授業等の拘束行動、会話、スポーツ、テレビ視聴、休息等の自由行動を29の行動に分類して「活動時間」を把握している。この調査では、活動を行った時間だけでなく、その活動を少し（15分）でも行ったかも集計しており、「行為者率」としている。そのため、時間は短くても行う活動を把握できる。

(1) 活動時間

活動時間としては「仕事」が長い。また、「レジャー活動」の活動時間は短い、行為者率は高い。平日にレジャーに使う時間は短い、行為として行う人の率が高いことが見て取れる（[図表9](#)、[図表10](#)）。

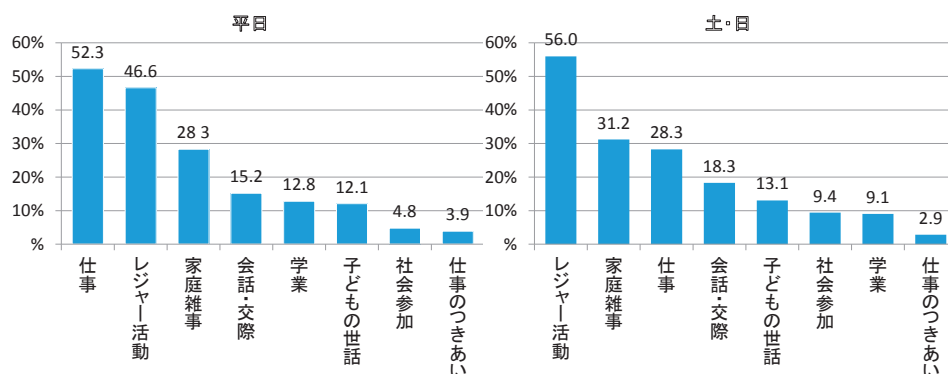
国民の防災行動への参画のためには、事業所への防災の呼びかけや、趣味のサークルの接触率の高い媒体に特集記事を掲載する等、工作中やレジャー中に防災意識の向上に資する媒体に接触できるような働きかけることが、効果が高いことが想定できる。

図表9 主な行動分類の全員平均時間



出典：NHK放送文化研究所「2015年国民生活時間調査（平成28年3月）」をもとに内閣府作成

図表10 主な行動分類の行為者率



出典：NHK放送文化研究所「2015年国民生活時間調査（平成28年3月）」をもとに内閣府作成

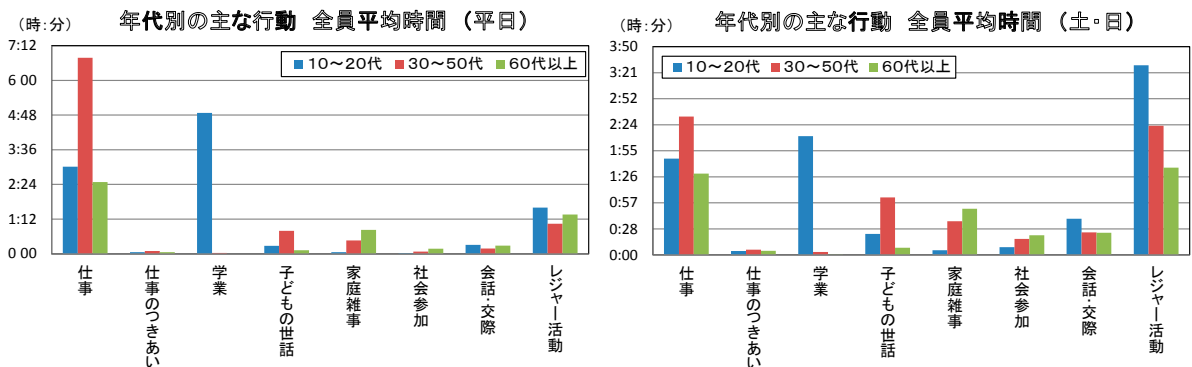
(2) 年齢階層別の活動時間

活動時間では、平日の主な行動について、「仕事」に着目すると「30～50代」の時間が長い。「レジャー活動」に着目すると、「30～50代」と比較して、「10～20代」と「60代以上」の時間が長い。土・日については、「レジャー活動」の時間が、「10～20代」で特に長くなる。また、「子どもの世話」が他の年代と比較して「30～50代」で長くなる（図表11）。

行為者率でも同様に、平日の主な行動について、「仕事」に着目すると「30～50代」の割合が高い。「レジャー活動」に着目すると、「30～50代」と比較して、「10～20代」と「60代以上」の割合が高い（図表12）。

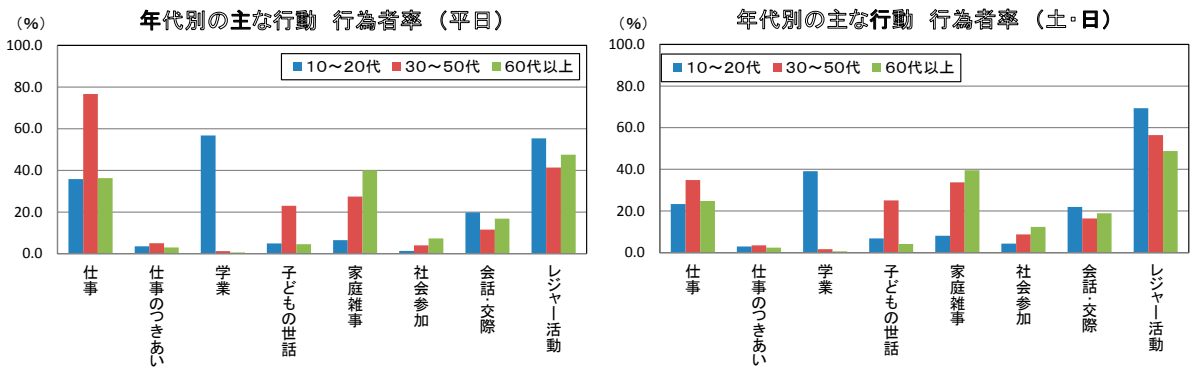
「30～50代」は仕事を行っている際に、「10～20代」と「60代以上」はレジャー活動を行っている際に、防災に関する呼びかけを行うことにより、幅広く接触できる可能性がある。

図表11 主な行動分類の全員平均時間（年代別）



出典：NHK放送文化研究所「2015年国民生活時間調査（平成28年3月）」をもとに内閣府作成

図表12 主な行動分類の行為者率（年代別）



出典：NHK放送文化研究所「2015年国民生活時間調査（平成28年3月）」をもとに内閣府作成

2-2 情報や意思疎通の面からみた人々の活動

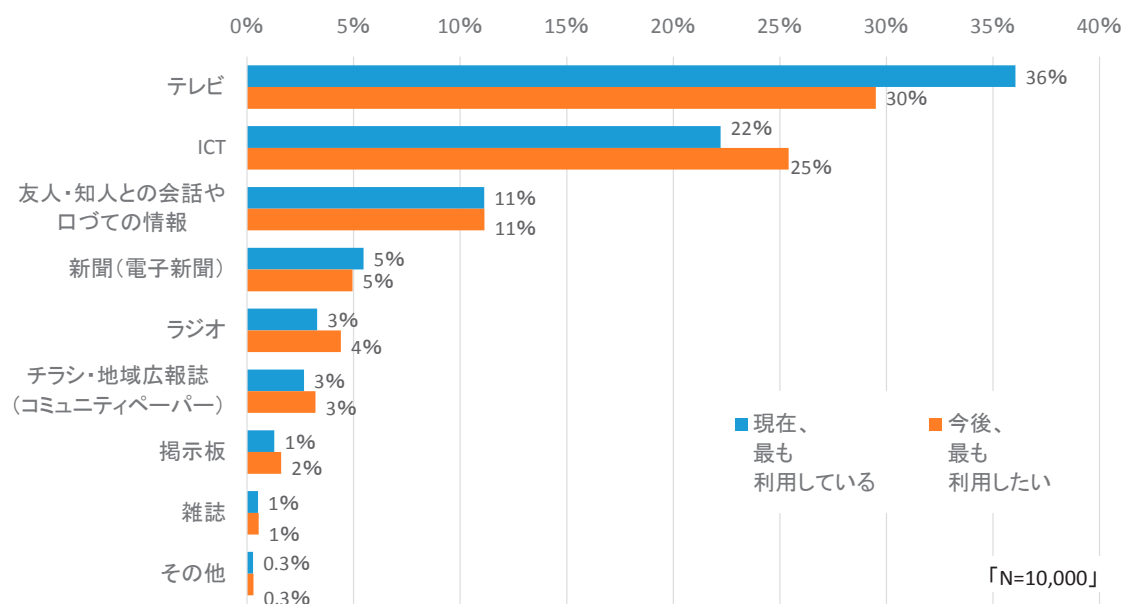
防災に関する取組を、一般の人々により一層広げるためには、身近な日常生活の延長上において取り組むのが有効であると考えられる。以下、内閣府は、防災に関する意識や活動をWEBアンケート方式による調査（「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」）を行った（以下、「防災意識等調査」という）。防災意識等調査を用い、一般の人々が情報へ接触するポイントや参加しやすい活動等を把握する。

(1) 情報との接触

防災に限らず、あらゆる取組を始めるためには、取組に関する情報と接触することが、最初に行う行動であろう。そこで、一般の人々が日常生活の中で情報をどのように入手しているのかについて把握した。

日常生活の中で何から情報を得ているのかを聞いたところ、「現在、最も利用している」情報との接触は、テレビ、ICT、口づてが多い（図表13）。ICTについては、現在、最も利用している人よりも「今後、最も利用したい」と思う人が多く、情報媒体として期待されていることがわかる。

図表13 日常生活の中で何から情報を得ているか



※防災情報ではなく、日常情報として広く捉えて聞いていることに注意が必要。

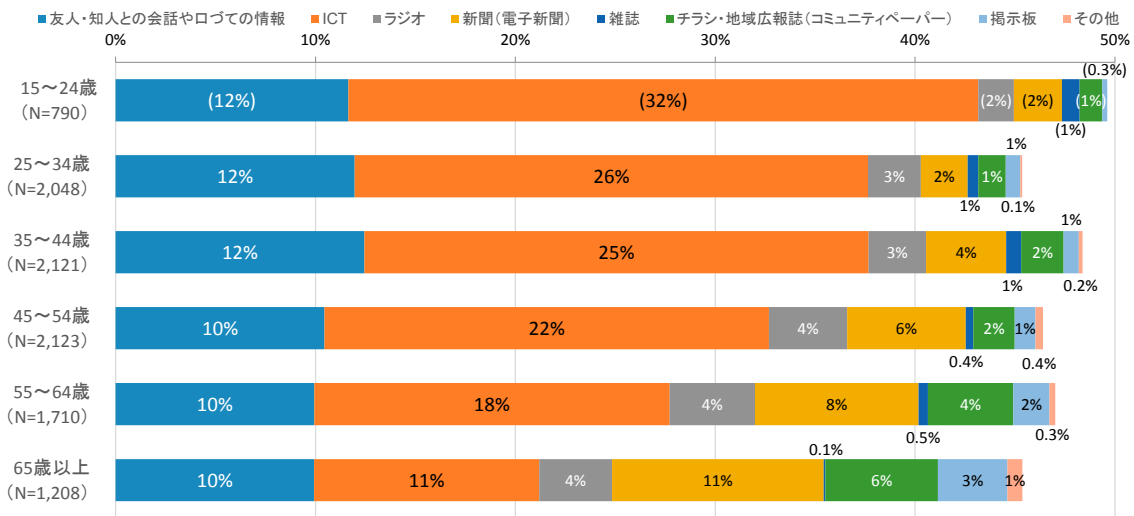
出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

次に年齢階層別に最も利用している情報媒体を把握する。

若年層になるほどICTが多く、高齢層になるほど新聞やチラシ等、自宅に配達される形式の紙媒体が多くなる（図表14）。また、ICTをさらに細分すると、15～24歳の層でSNSの利用が、他の年齢層に比較して突出した多くなっている（図表15）。

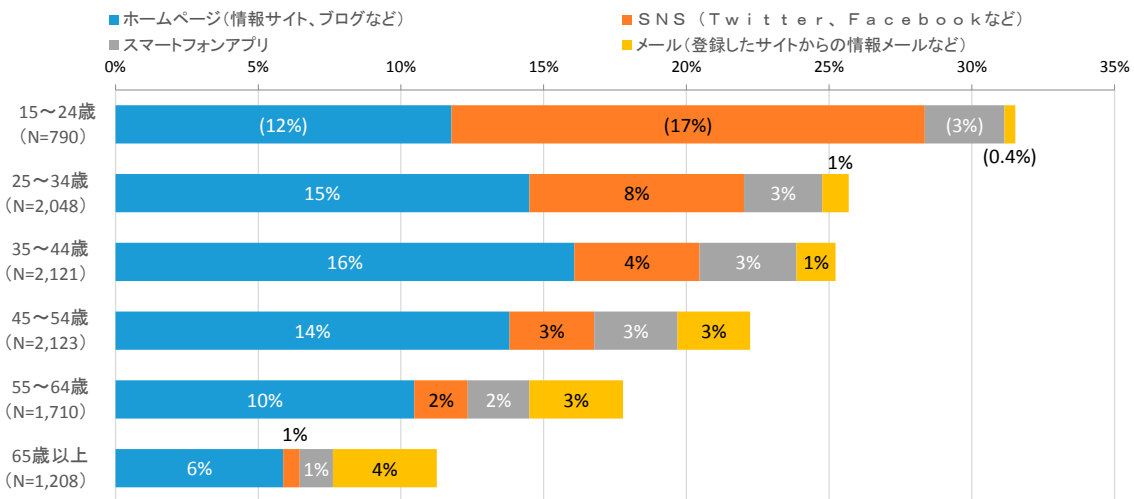
これは、若年層にはSNSでの情報発信が有効であることを示唆している。

図表 14 情報収集に最も利用している媒体【年齢階層別】



※括弧付した計数は、回答数が1,000を下回った項目に関する内訳の値であるため、「参考値」としている。
 出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

図表 15 最も利用しているICTの情報媒体【年齢階層別】



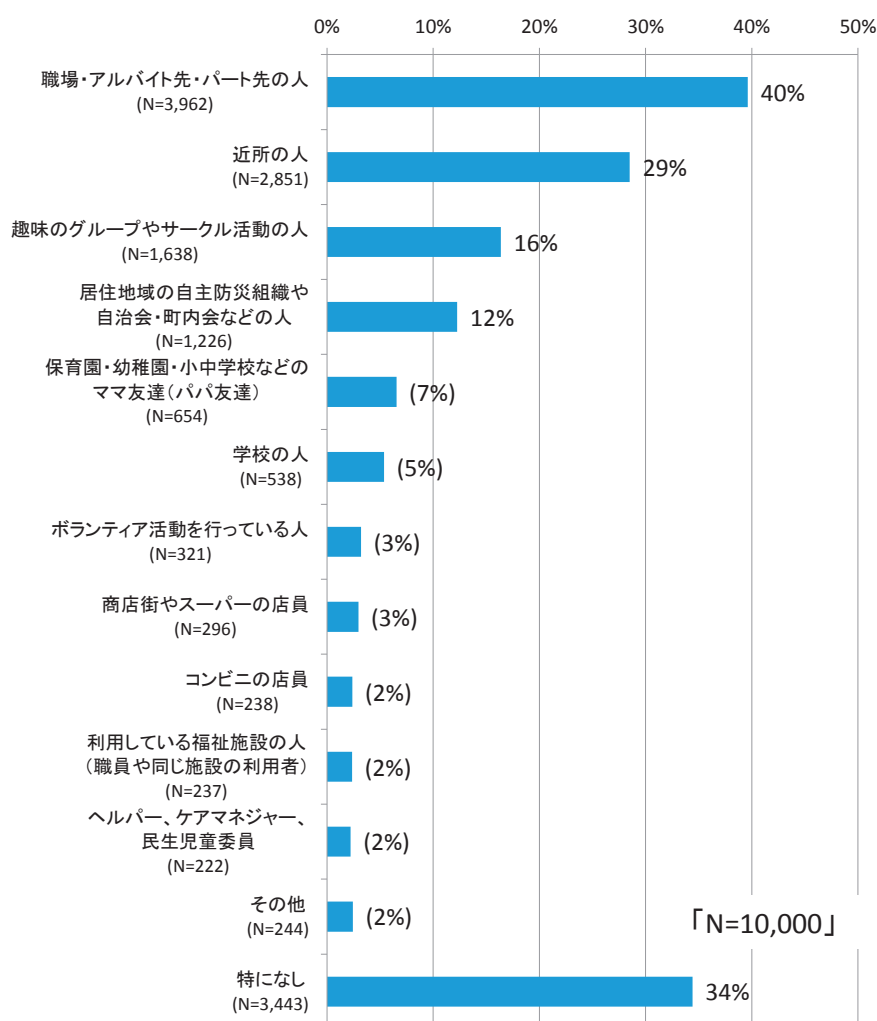
※括弧付した計数は、回答数が1,000を下回った項目に関する内訳の値であるため、「参考値」としている。
 出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

(2) 意思疎通の相手

一般の人々が、家族以外で、日常的な意思疎通をする相手やグループを全て回答する設問を設けた(複数回答方式)。これにより、多少なりとも意思疎通をする相手やグループを把握できる。

結果は、職場等の日々の拘束行動、近所や趣味等の身近な人の割合が高い(図表16) ことがうかがえる。

図表 16 日常的に意思疎通するグループ【複数回答】



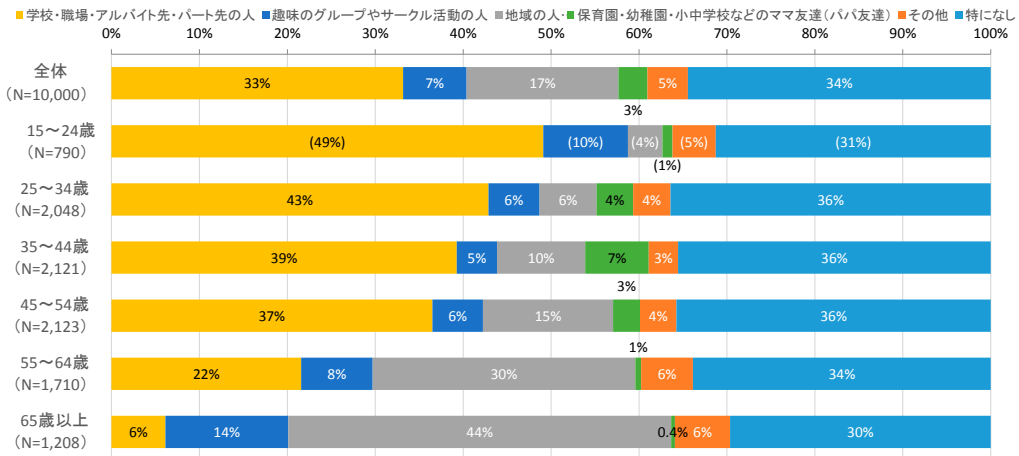
出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

次に、最も日常的に会話や意思疎通を行う相手やグループを聞いた（選択肢は1つのみを選ぶ）。

結果は、54歳以下の層では3割以上の方が学校や職場・アルバイト・パート先の人と最も意思疎通等を行っている（図表17。以下同じ）。

他に、特徴的な結果は、55歳以上は地域の人との意思疎通が多くなる、いわゆるママ友等と答えた層は25歳～44歳が多い、趣味のグループやサークルの人との意思疎通は、15歳～24歳の層が約1割であり、30歳～49歳の層で低下した後、55歳以上の層で再び上昇し、65歳以上の層で1割を超える。

図表 17 最も意思疎通するグループ【年齢階層別】

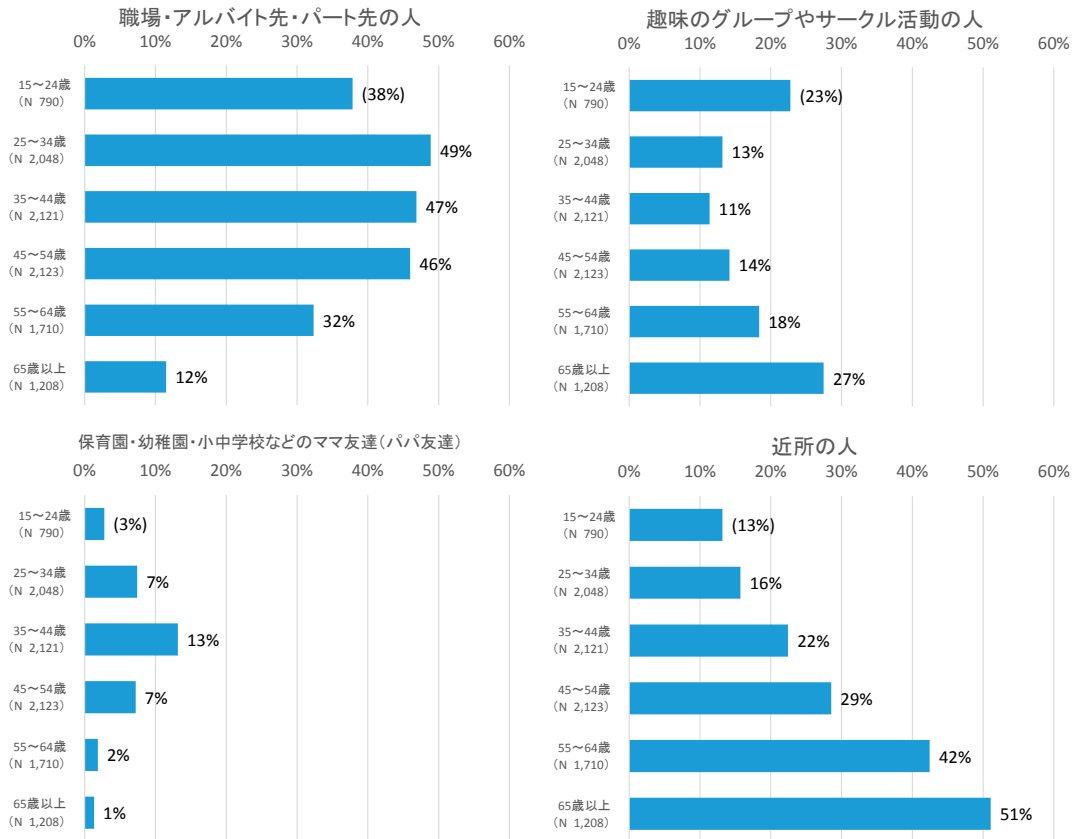


※括弧付した計数は、回答数が1,000を下回った項目に関する内訳の値であるため、「参考値」としている。
 出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

次に、多少なりとも意思疎通のあるグループについてそれぞれを年齢階層別に見る。これは意思疎通のあるグループを複数回答で調査したものである。

全体的な傾向は、前ページと同じであるが、職場等の拘束行動のグループ以外、趣味、いわゆるママ友等、近所の人との意思疎通が、最も意思疎通のある対象を調べた単数回答に比べると、多くなる(図表 18)。仕事等の拘束される活動以外の付き合いの幅が広がっていることが見て取れる。

図表 18 年齢階層別の日常的に意思疎通するグループ



※括弧付した計数は、回答数が1,000を下回った項目に関する内訳の値であるため、「参考値」としている。
 出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

2-3 防災に対する意識と行動

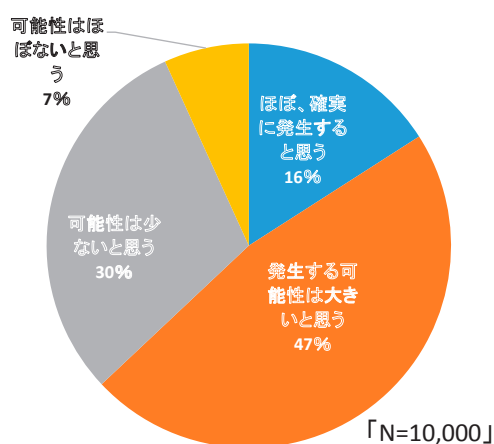
(1) 災害の危険度や防災に関する取組に対する意識

防災意識等調査では、災害の可能性に関する意識や災害への備えの重要度の認識について聞いている。

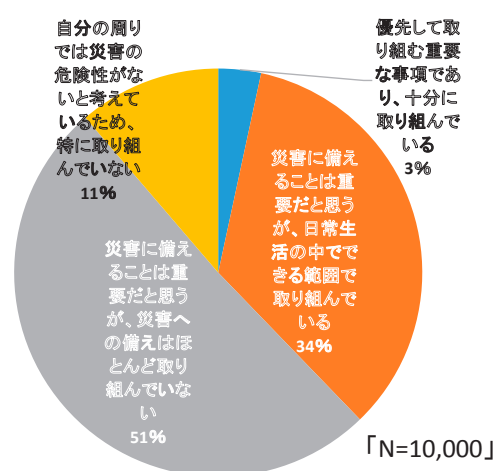
「ほぼ確実に発生する」「発生する可能性は大きいと思う」を合わせ、大災害が発生する可能性があると考えている者は、6割を超えている（図表19）。一方、災害への備えについて聞いたところ「十分に取組んでいる」「日常生活の中でできる範囲で取組んでいる」を合わせ、4割以下にとどまっている（図表20）。大災害が発生する可能性は認識しているものの、取組が足りないと考えている人々がいる傾向が見て取れる。

今後、意識を備えに結び付けるための周知活動等を検討する必要がある。

図表19 災害への可能性に関する意識



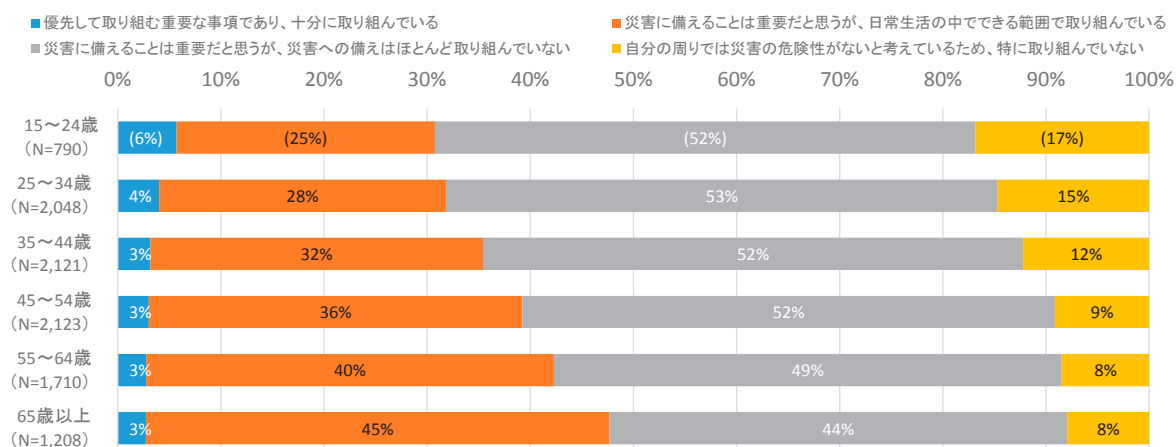
図表20 災害への備えの重要度



出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

次に、災害への備えの重要度をどう感じているのかについて、年齢階層別に集計した。年代が上がるほど災害への備えに取り組み、若年層ほど取組んでいない傾向がある（図表21）。

図表21 災害への備えの重要度【年齢階層別】



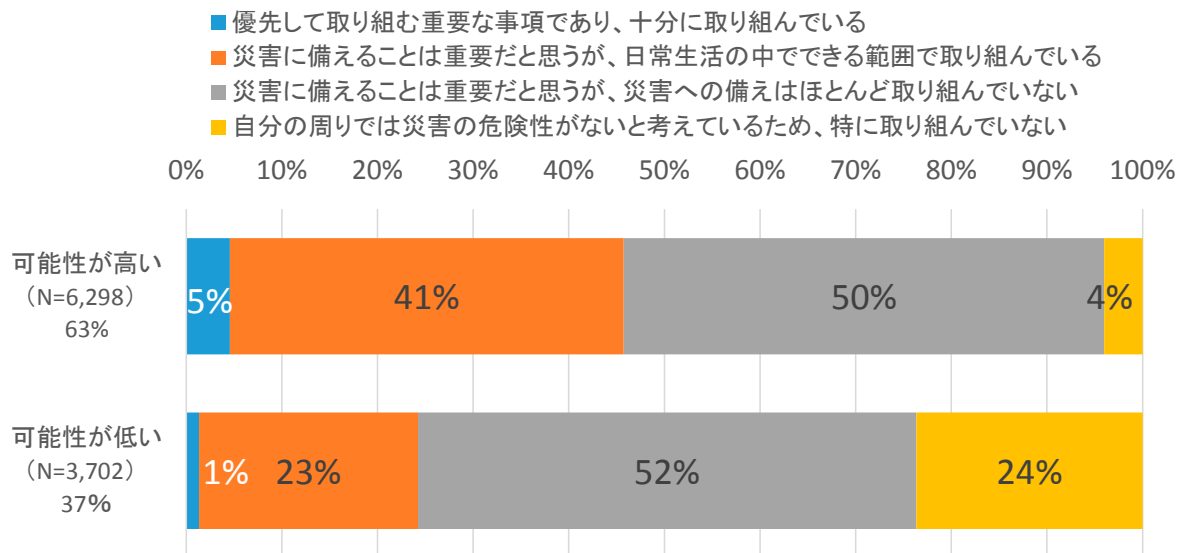
※括弧付した計数は、回答数が1,000を下回った項目に関する内訳の値であるため、「参考値」としている。

出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

さらに、図表19の災害の可能性に関する意識「ほぼ確実に発生する」「発生する可能性は大きいと思う」と回答した層を「可能性が高い」、「可能性は少ないと思う」、「可能性はほぼないと思う」と回答した層を「可能性が低い」と2つに分け、災害への備えの重要度に対する認識を集計した。

災害の「可能性が少ない」とする層ほど、防災に取り組んでいない傾向が見て取れる（図表22）。災害への可能性と災害への備えの取組とは強い相関があることから、災害への備えを進めるには、防災意識の啓発、特に若年層への啓発を検討する必要がある。

図表22 災害への可能性に関する意識の違いによる災害への備えの重要度



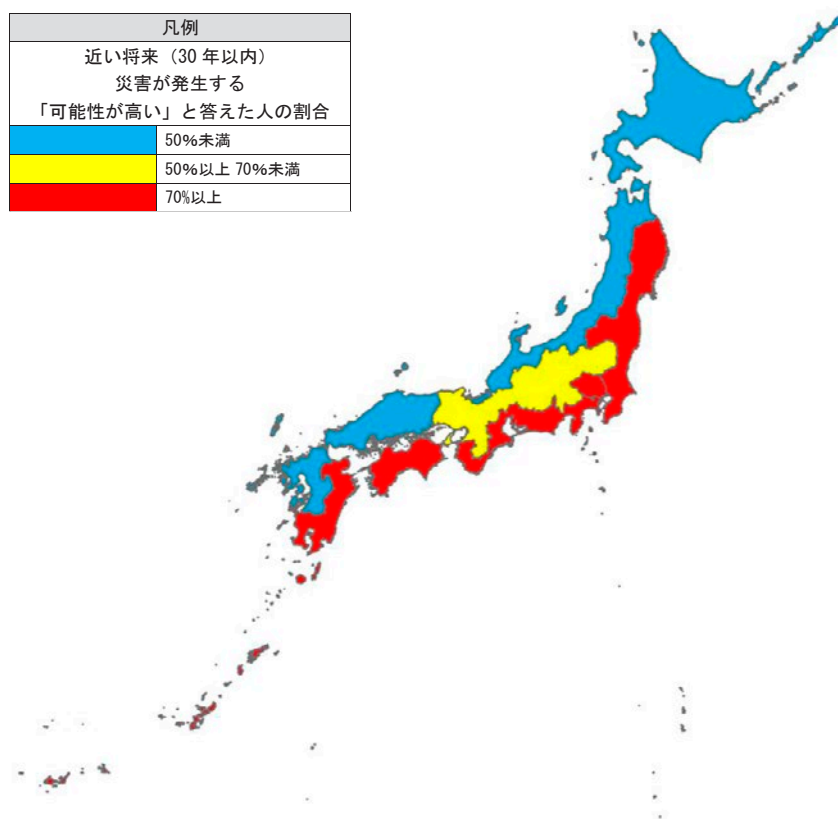
出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

[地域別の災害に対する危機意識]

災害が発生する可能性に関する意識の設問は「自分が今、住んでいる地域に将来、大災害が発生すると思うか」を聞いていることから、地域別の集計を試みた。集計の方法は、回答の傾向が似ている都道府県を集約し、それぞれの地域の回答数が1000以上になるように地域を組み合わせた。よって、地域の取扱いには上記の留意が必要である。

地域別の傾向としては、太平洋側の地域で「可能性が高い」と感じている人々が多い傾向が見られた(図表23)。南海トラフ地震等に関する周知等により、災害に対する危機意識が浸透している可能性がある。今後の普及啓発活動の検討に当たって、示唆的な結果を得られた。

図表23 地域別の大災害に対する危機意識



※地域：都道府県を、都道府県毎の回答の傾向に応じて回答数が1000以上になるように次の7地区に分類している。

①北海道・東北日本海側・北陸 (N=1,403)
北海道、青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井
②東北太平洋側 (N=1,099)
岩手、宮城、福島、茨城、千葉
③関東南部 (N=1,094)
埼玉、東京
④本州太平洋側 (N=1,439)
神奈川、静岡、愛知、三重、和歌山
⑤内陸・近畿北部 (N=2,224)
栃木、群馬、山梨、長野、岐阜、滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫
⑥中国・九州東岸以外 (N=1,557)
鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本
⑦四国・九州東岸・沖縄 (N=1,184)
徳島、香川、愛媛、高知、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査(平成28年5月)」より作成

[防災に取り組まない理由]

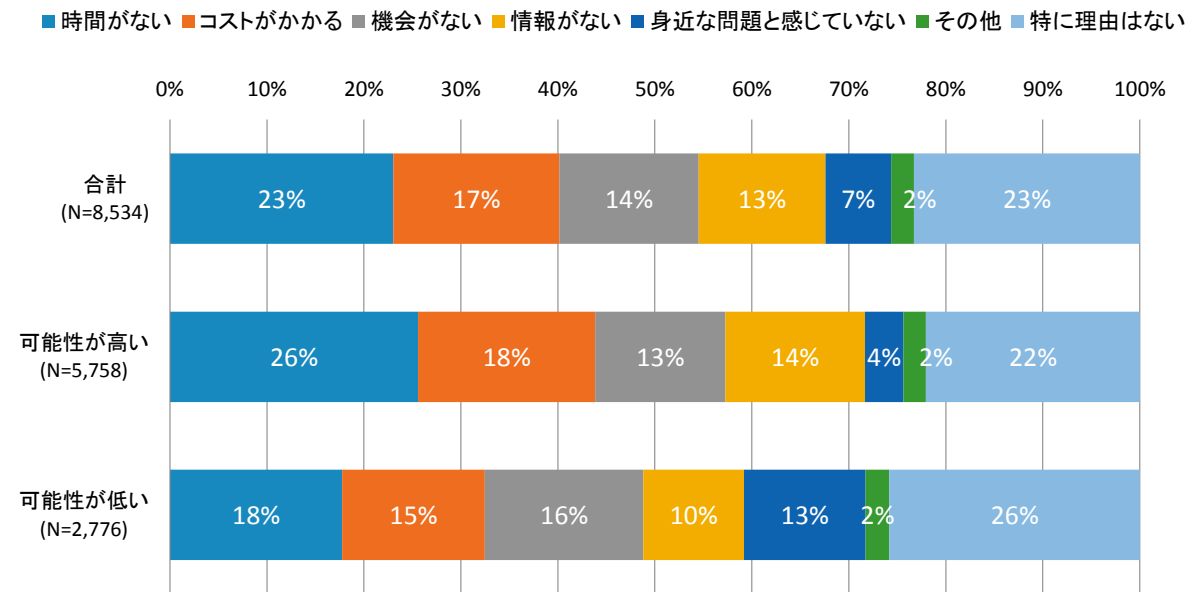
災害への備えに対する啓発活動の力点を検討するために、「災害に備えることは重要だと思うが、日常生活の中でできる範囲で取り組んでいる」もしくは、「ほとんど取り組んでいない」と回答したものに、災害に対する備えを行っていない理由について尋ねた。

集計結果は、「時間がない」、「コストがかかる」、「機会がない」、「情報がない」が理由の多くを占めている（図表24。以下同じ）。

時間がないと回答した層には、職場や趣味のサークル等、既に時間を使っている活動で接触することが、情報がないと回答した層には、よりわかりやすい情報提供が、機会がないと回答した層には、簡便な冊子のインターネット上での配布、災害を身近に感じない層には、災害の危険性等についての呼びかけ等の施策が考えられる。また、「特に理由はない」という回答は、約2割を占めており、このような人々には災害リスクの啓発等の動機づけを図ることにより、防災に関する取り組みが進む可能性がある。

次に、災害危険度の認識に応じた災害対策に取り組まない理由を見ると、大災害の「可能性が低い」と考えている層は、高いと考えている層に比べて、機会がない、身近な問題と感じない、特に理由がないの割合が高くなっている。この層には防災に関する取組の動機付け必要であり、災害リスクの啓発等が有効である可能性がある。

図表24 災害危険度の認識に応じた災害対策に取り組まない理由



出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

注：災害に備えることに取り組まない理由の回答の分類

①時間がない：「拘束行動が忙しいから」、「趣味などが忙しいから」、「その他日常生活が忙しいから」

②情報がない：「災害への備えについて、何に取り組めばよいかわからないから」

③コストがかかる：「防災はお金がかかるとしており、金銭的な余裕がないから」、「手間がかかるとして気が進まないから」

④機会がない：「きっかけがない」、「緊急性があると感じていない」

⑤身近な問題と感じていない

(2) 防災に取り組むグループ

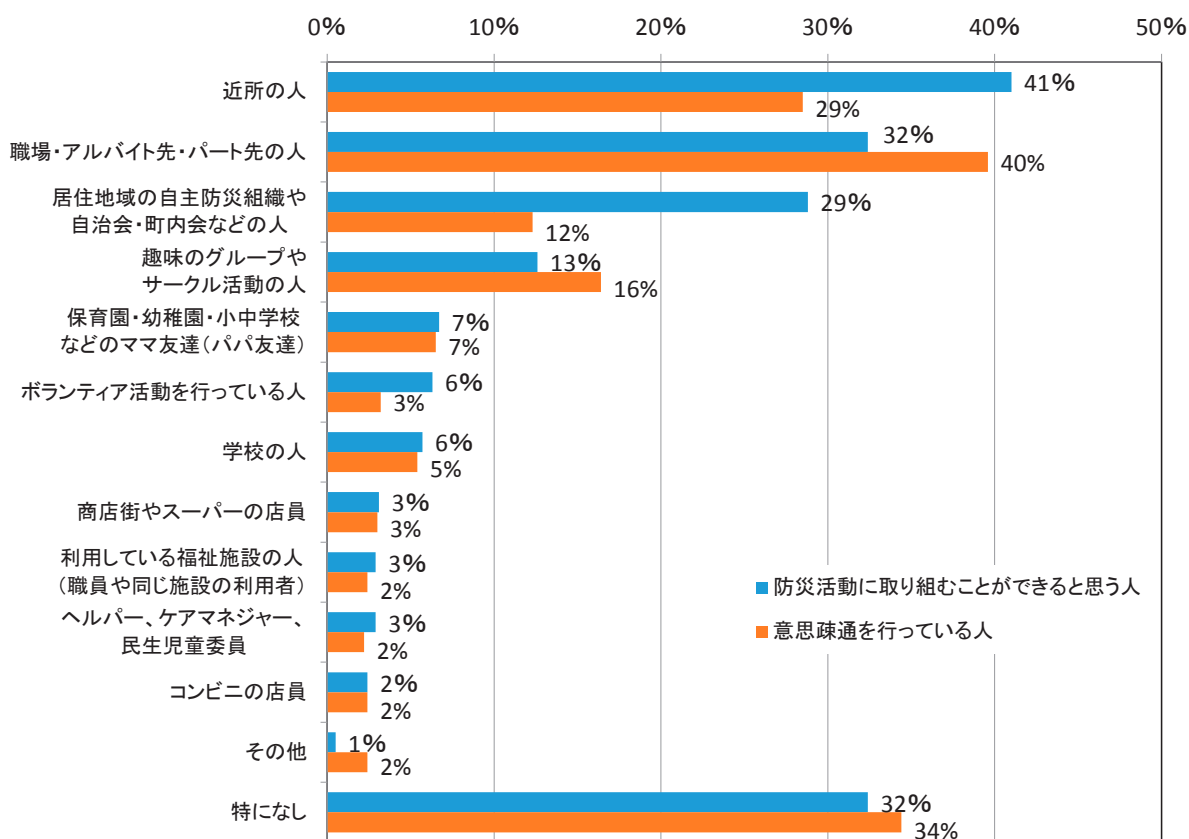
防災意識等調査では、家族以外で、日常的な意思疎通をする相手やグループを聞いている（図表16）。その設問と合わせ、防災活動に取り組むことのできると思う相手やグループについても聞いている。

まずは、日常的な意思疎通に関する結果である。「職場・アルバイト先・パート先の人」が39.6%で一番多く、次いで「近所の人」28.5%、「趣味のグループやサークル活動の人」16.4%、「居住地域の自主防災組織や自治会・町内会などの人」12.3%の順に多い（図表24。以下同じ）。

次に、防災活動についての結果を示す。防災活動に取り組むことができると思う相手やグループの割合は、「近所の人」が41%で一番多く、次いで「職場・アルバイト先・パート先の人」32.4%、「居住地域の自主防災組織や自治会・町内会などの人」28.8%、「趣味のグループやサークル活動の人」12.6%の順に多い。

「近所の人」や「居住地域の自主防災組織や自治会・町内会などの人」は、防災活動への期待がある一方で、意思疎通を行っている人は、それよりも少ない。「職場・アルバイト先・パート先の人」や「趣味のグループやサークル活動の人」は、日常生活の中で意思疎通を行っている人々同士で防災活動にも取り組むことが期待される。

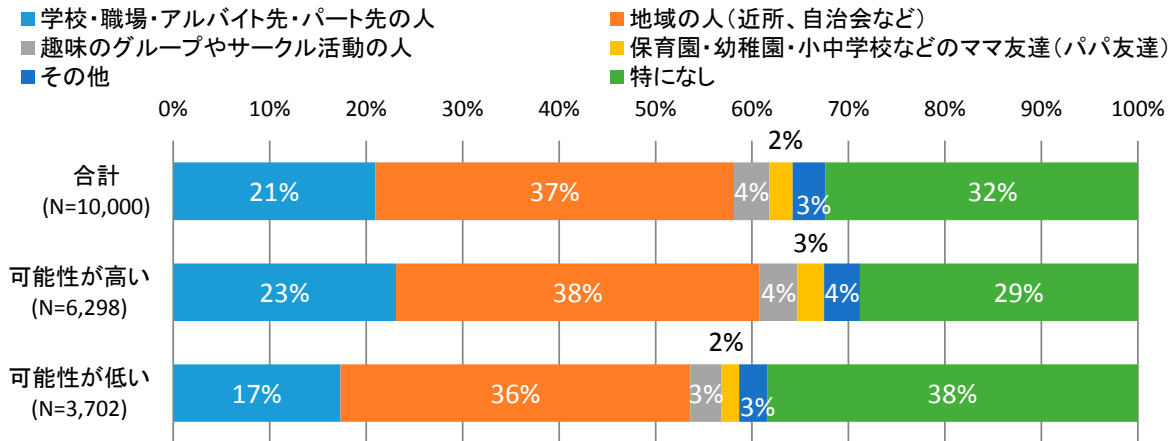
図表25 日常的に意思疎通を行っている人と防災に取り組むことができると思う人



出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

次に図表22と同様に、大災害の「可能性が高い」と答える層と「可能性が低い」と答える層に分類して、どのようなグループと最も防災活動に取り組めるのかについて集計した。「可能性が高い」と答える層の方が、特になしと回答するものが少なく、具体的な活動相手を想像していることがわかる（図表26）。

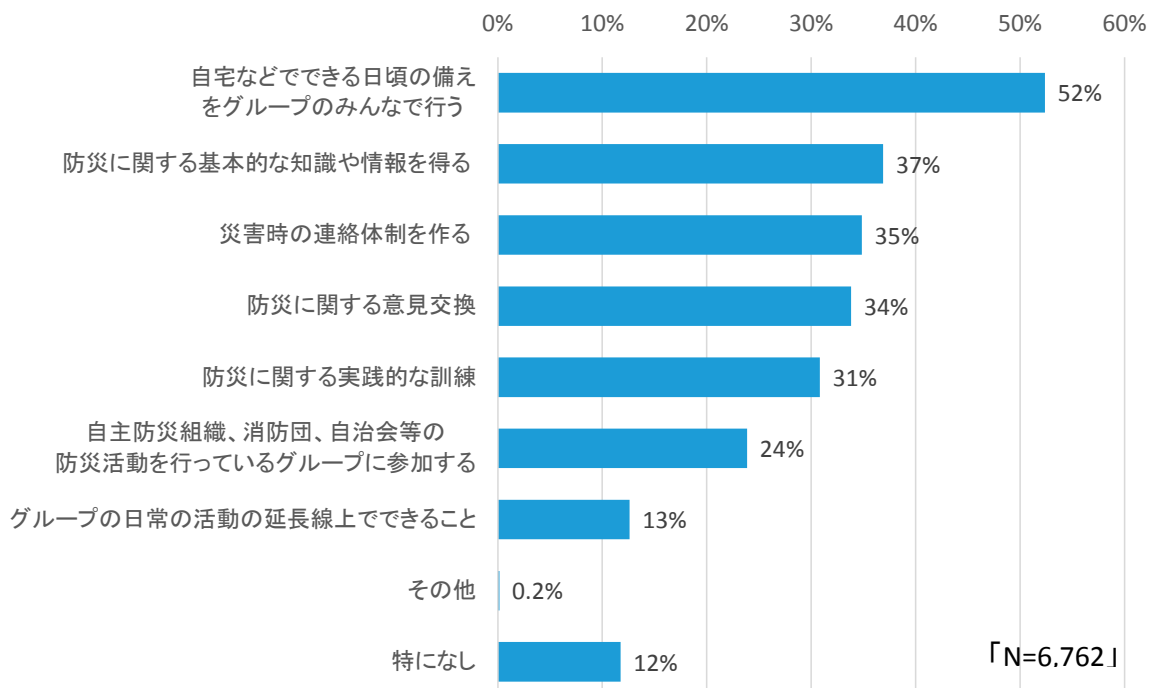
図表26 災害危険度に対する認識と防災活動に取り組めるグループ



注：災害危険度に対する認識に関する分類
 ・可能性が高い：「ほぼ、確実に発生すると思う」＋「発生する可能性は大きいと思う」
 ・可能性が低い：「可能性は少ないと思う」＋「可能性はほぼないと思う」
 出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

さらに、日常的に意思疎通を行っているグループで、防災に関するどのような取組ができるかを聞いたところ、「自宅でできる日頃の備えをグループのみんなで行う」ことが一番多く、意思疎通しているグループで互いに自らの取組を紹介しながら防災に取り組める可能性がある（図表27）。

図表27 日常生活で意思疎通を行っているグループとの防災活動



出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

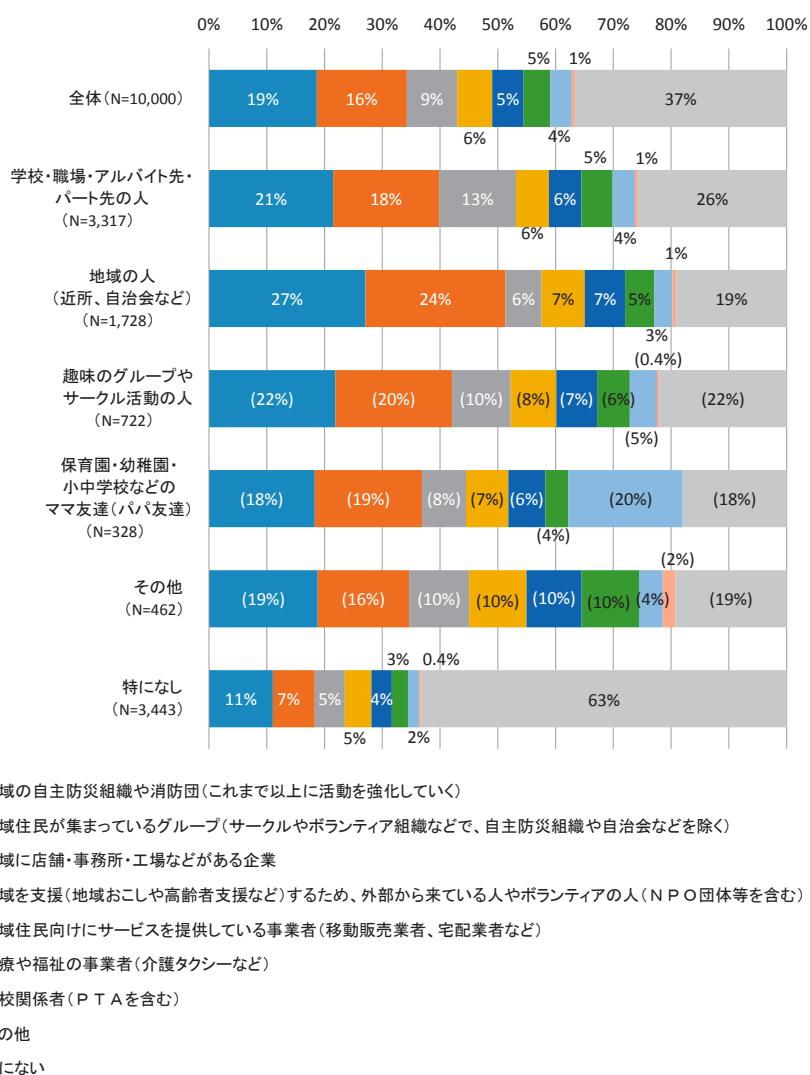
2-4 防災の担い手

防災意識等調査では、「今後さらに地域の防災力を向上していくために、どのような主体が担い手として貢献できる可能性があるか」を聞いている。

それによると、「地域の自主防災組織や消防団」をさらに強化していくべきと考えている人は18.7%と最も多い（**図表28**。以下同じ。）。以下、「地域住民が集まっているグループ」、「地域に店舗・事務所・工場等がある企業」と続いている。

次に、日常的に意思疎通を行っているグループ毎に集計した。「地域の人」と日常的に意思疎通を行っている人は、自主防災組織や消防団をさらに強化していくべきと考えている人が最も多く、次の「地域住民が集まっているグループ（サークルやボランティア組織などで、自主防災組織や自治会を除く）」を合わせると、半数以上の人々が地域の団体やグループに期待していることが見て取れる。また、参考値ではあるものの「ママ友（パパ友）」と日常的に意思疎通を行っている人は、学校関係者を防災の担い手と期待している傾向がある。このように、普段、意思疎通を行っている人と防災に関する取組を行うことを期待している傾向が見て取れる。日常的に意思疎通を行っている相手やグループと、どのように防災を取り組むことができるかを検討する必要がある。

図表28 防災の担い手として期待する人



※括弧付した計数は、回答数が1,000を下回った項目に関する内訳の値であるため、「参考値」としている。
出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

第3節 少子高齢化時代に向けて

3-1 身近な活動での防災の取組

第2節では、一般の人々に防災に関する取組を広げるために、人々が既に行っている活動に、追加的に防災の取組を行う可能性や、身近な相手やグループの中で防災に取り組み易くする可能性について概観した。

図表25の防災に取り組むグループの結果からは、職場や趣味のグループと意思疎通を図っている割合に比して、防災活動に取り組めるとする人の割合が低い。図表27の結果から、「特になし」と答えた人を除く9割近くが日常生活で意思疎通をしているグループと防災活動を行うことができると考えていることから、防災に関する取組が身近なところから始められるものであることを啓発することにより、職場や趣味のグループにおいて取組の伸びが期待できる。

例えば、宮城県大崎市では料理サークルが炊き出しを行ったり、子ども会が水を使わない料理を作ったり、ペットボトル等の身近な材料でランタンを作るなど、趣味や地域サークルなどの必ずしも防災を標榜していない団体が、防災に取り組んでいる例はある。

また、校庭での宝探し、餅つき、キャンプ等の児童・生徒を核として保護者も巻き込みながら行う活動の中で、協力、助け合い、分け合い等、防災に資する力を育む例もある。

さらに、職場で非常時の連絡訓練を行う、大規模ショッピングセンターにおいて買い物客も交えて避難訓練を行うなど、企業が防災に取り組む例は多数ある。11月5日の「津波防災の日」の前後に、昨年、訓練等を行った企業は内閣府防災担当が把握できたものだけでも96団体に及ぶ。

このように、既に行っている活動に追加的に防災の取組を行ったり、身近なところで防災に取り組むことなどと呼びかけることには、一定の効果が期待できる。

3-2 ICT等の技術の活用

防災の担い手不足等の少子高齢化による様々な影響は、技術の活用により補完できる部分がある。

防災に関する取組を行うには、非常時や平常時にかかわらず、まずは情報に接することが必要である。防災をはじめとした様々な分野のICTの利用・活用は、近年、目覚ましい広がりを見せていることは論を待たない。図表15で示したように若者はSNSから情報を得ることから、内閣府防災担当で取り組んでいるSNSによる情報発信は、若年層との親和性の高い媒体を活用しているといえる。

SNSやホームページ等のICTを活用した情報発信や情報共有は、既に一般的なメディアとなっており、マンションの管理組合のホームページに、日常の情報に加え防災の情報について発信・共有を図っている例や、Webマッピングシステムを活用した地域資源や危険個所などの情報共有サイトも広がりを見せている。加えて停電などで通信が途絶した環境でも、通信機能を応急復旧でき容易に持ち運び可能なICT防災ユニットをはじめとする防災ICTソリューションの開発・実用化が進んでいる。

このように情報への接触がより容易に、より確実にできるよう取り組まれている。

また、スマートフォンを活用し、避難場所への誘導や、避難訓練を行っている例もある（第1部のコラムにて詳述）。これまで、ユビキタスに関する取組など、携帯情報端末の性能や普及が鍵となってきた技術が、スマートフォンの普及により急速に実現しつつある。

さらには介護分野などでの活用を目指したロボット技術の開発など、民生部門での技術を活用する萌芽もみられる。

これら技術の発展により、一般の人々が心理的にも、体力的にも、より簡単に防災に取り組める環境が整い始めている。

3-3 少子高齢化時代に向けて

以上述べてきたように、今後、確実に訪れる少子高齢化時代の到来、生産年齢人口比率の低下に対応するには、一般の人々が身近なところでより簡単に防災に取り組めるようにすることが重要である。

平成27年9月、安倍内閣総理大臣の呼びかけにより、「防災推進国民会議」が発足した。ここには、経済界、労働界、教育界、行政等の各界各層において既に全国的なネットワークを有する団体が結集している。そのため、そのネットワークを活用した広報や情報提供、国民の防災意識の向上を図るイベント等を行う。

また、ICT時代の情報発信ツールとして、防災に関する総合ポータルサイトである、「TEAM防災ジャパン」を活用する。

これらにより、身近な活動やグループによる防災の取組が広がるなど、これまで以上に幅広い国民各層の中に防災に関する取り組みが広がるよう、普及啓発活動を進めていく。

内閣府防災担当では、平成27年（2015年）12月、河野太郎内閣府特命担当大臣（防災）を座長として「『防災4.0』未来構想プロジェクト」を立ち上げた。このプロジェクトは、地球温暖化に伴う気候変動により激甚化する災害に対し、企業や国民一人一人にとって真に必要な防災対策は何か、骨太の提言を行うとともに、災害リスクと向き合う国民運動へと展開し、社会全体の意識改革とその取組の推進を目的としている。

第1節 「防災4.0」未来構想プロジェクトの背景

1-1 「防災4.0」とは

(1) これまでの教訓を踏まえた防災対策の歩み

我が国は、その自然的条件から、様々な災害による被害を受けやすい特性を有しており、これまで、度重なる大災害を踏まえ、様々な取組が行われてきた。

特に、これまで我が国の防災に関する取組の大きな転換点となってきた3度の大きな大災害があった。1959年（昭和34年）の伊勢湾台風、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災、そして2011年（平成23年）の東日本大震災である。

本プロジェクトでは、これらの大災害を通じ、得られた反省点や教訓は何かという点を再度、見直した上で、その間の考え方の変化や、段階的に講じられてきた措置について、それぞれ「防災1.0」「防災2.0」「防災3.0」と捉え、気候変動がもたらす災害の激甚化に備えるための契機とする今般の取組を「防災4.0」と称することとした。

「防災1.0」から「防災3.0」の概要は以下のとおりである。

① 「防災1.0」：伊勢湾台風（昭和34年（1959年））

大規模な台風による多数の人的・物的被害をもたらした本災害であるが、当時、政府における大規模災害時対応に係る体制が未整備であったこと、また、災害関係の法律が一本化されておらず、各機関の役割や責任の所在も不明確であったこと等の点において、緊急時に効率的かつ効果的に機能しえない体制にあった。

こうした状況を改善するため、我が国の戦後災害対策の第1段階として、以下の措置が講じられた。

- ・国、地方公共団体、公共機関等の統一かつ計画的な防災体制の整備を図るため、災害対策の最も基本となる法律である「災害対策基本法」の制定
- ・同法に基づく中央防災会議の設置、防災に関する総合的かつ長期的な計画である防災基本計画の作成

② 「防災2.0」：阪神・淡路大震災（平成7年（1995年））

都市の直下を震源とする大規模地震により、住宅の倒壊、ライフラインの寸断、交通システムの麻痺、膨大な被災者の発生など都市型災害による甚大な被害をもたらした。また、官邸における危機管理の体制、初期情報の把握・連絡体制の不全が当時より指摘されており、これらを受けて、以下の措置が講じられた。

- ・官邸における緊急参集チームの設置など政府の初動体制の整備

- ・建築物の耐震改修促進法、被災者生活再建支援法の制定

③ 「防災3.0」：東日本大震災（平成23年（2011年））

マグニチュード9.0という我が国観測史上最大の巨大地震、大津波の発生により、東北地方の沿岸部を中心に、甚大かつ広域的な被害をもたらした。最大クラスを想定した災害への備えが不十分であったこと、自然災害と原子力事故災害の複合災害の想定が不十分であったこと等が指摘されており、以下の措置が講じられたところである。ただし、引き続き、復興をも見据えた関係者の努力が必要である。

- ・大規模地震の被害想定、対策の見直し、はじめて「減災」の考え方を防災の基本理念として位置付け、想定し得る最大規模の洪水等への対策
- ・原子力規制委員会発足など原子力政策の見直し

「防災4.0」は、気候変動がもたらす災害の激甚化に備えるため、国民の一人一人が災害のリスクに向き合う契機となるようなメッセージを打ち出していく決意が込められている。

（図表1）



出典：内閣府資料

（2）「防災4.0」の目指す姿

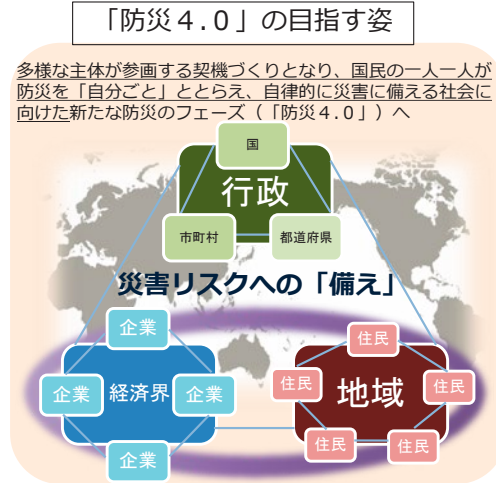
上記のとおり、我が国では過去の痛ましい災害による被害を教訓として発展してきた。一方、東日本大震災から5年が経過し、今でも、最大規模の災害を想定した防災対策における取組は途上の段階であり、特に、国民、企業等が災害リスクに主体的に向き合い、災害に対する「備え」の意識は十分とはいえないのが現状である。

また、地球温暖化に伴う気候変動がもたらす災害の激甚化も懸念されているところである。昨年（平成27年）12月、COP21において、全ての国が参加する気候変動対策のための新たな枠組みとなるパリ協定が採択された。このように、地球温暖化による影響を食い止めることが最優先であることはもちろんのこと、すでに極端な集中豪雨が発生するなど、気候変動がもたらす災害の激甚化に備

えるために、どのようなことに取り組まなければならないのか、企業や国民一人一人のあらゆる目線で必要な対策を検討することが必要である。

こうした背景を踏まえ、「防災4.0」では、地域、経済界、住民、企業等の多様な主体のそれぞれが、防災を「自分ごと」として捉え、相互の繋がりやネットワークを再構築することで、社会全体のレジリエンスを高め、自律的に災害に備える社会を、「防災4.0」の目指す姿と捉えている。

(図表2)






出典：内閣府資料

1-2 「防災4.0」未来構想プロジェクト検討体制

本プロジェクトでは、社会全体として災害に備えるための警鐘を鳴らし、さらには、国民一人一人の意識変革のみならず実際の行動を促すためのメッセージを発信していくことを念頭に、幅広い分野の第一人者に検討に参画いただき、提言を行うこととしている。

(図表3)

<p>○開催趣旨・目的</p> <p>地球温暖化に伴う気候変動に関する科学的知見を踏まえ、今後激甚化が予想される災害の様相を示すとともに、国民にとり真に必要かつ効果的な防災対策を検討するため、プロジェクトを開催（防災担当大臣決定）</p> <p>※「防災4.0」とは、わが国の防災対策の大きな転換点となった伊勢湾台風（1959＝1.0）、阪神・淡路大震災（1995＝2.0）、東日本大震災（2011＝3.0）を踏まえ、気候変動がもたらす災害の激甚化に備えるため、国民の一人一人が災害のリスクに向き合う契機となるような新たな防災・減災対策の方向性を打ち出したいという意を込めたもの</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>伊勢湾台風 (1959)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>阪神・淡路大震災 (1995)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>東日本大震災 (2011)</p> </div> </div>	<p>○有識者委員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">飯尾 潤</td> <td style="padding: 2px 10px;">政策研究大学院大学教授</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">江守 正多</td> <td style="padding: 2px 10px;">国立環境研究所 気候変動リスク評価研究室長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">加藤 秀樹</td> <td style="padding: 2px 10px;">構想日本代表</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">黒川 清</td> <td style="padding: 2px 10px;">政策研究大学院大学客員教授</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">住 明正</td> <td style="padding: 2px 10px;">国立環境研究所理事長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">高瀬 香絵</td> <td style="padding: 2px 10px;">科学技術振興機構 低炭素社会戦略センター特任研究員</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">船橋 洋一</td> <td style="padding: 2px 10px;">日本再建イニシアティブ理事長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">松井 孝典</td> <td style="padding: 2px 10px;">千葉工業大学 惑星探査研究センター所長</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">（平成27年12月現在、敬称略、五十音順）</p>	飯尾 潤	政策研究大学院大学教授	江守 正多	国立環境研究所 気候変動リスク評価研究室長	加藤 秀樹	構想日本代表	黒川 清	政策研究大学院大学客員教授	住 明正	国立環境研究所理事長	高瀬 香絵	科学技術振興機構 低炭素社会戦略センター特任研究員	船橋 洋一	日本再建イニシアティブ理事長	松井 孝典	千葉工業大学 惑星探査研究センター所長
飯尾 潤	政策研究大学院大学教授																
江守 正多	国立環境研究所 気候変動リスク評価研究室長																
加藤 秀樹	構想日本代表																
黒川 清	政策研究大学院大学客員教授																
住 明正	国立環境研究所理事長																
高瀬 香絵	科学技術振興機構 低炭素社会戦略センター特任研究員																
船橋 洋一	日本再建イニシアティブ理事長																
松井 孝典	千葉工業大学 惑星探査研究センター所長																

出典：内閣府資料

コラム 「防災4.0」未来構想ダイアログ

本プロジェクトでは、より実情に即した視点が必要との考えから、現場の声を直接お聞きする『「防災4.0」未来構想ダイアログ』を実施した。具体的には、都内マンションの管理組合や中学校防災部メンバー、企業関係者等との意見交換を行った。

このうち中学校防災部では、活動を通じ、これまでの「救われる側」という立場から、地域において「救う側」となるという高い意識に基づいた行動を実践している。



トキアス意見交換会の様子

第2節 気候変動に伴い予想される災害の激甚化

2-1 気候変動に関する指標の動向

(1) 世界的な地球温暖化

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（AR5）によれば、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオにおいても、21世紀末に向けて、世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響のリスクが高くなると予測されている。

過去に観測された指標のトレンドからは、気候システムの温暖化には疑う余地がない。たとえば、1850年以降の世界平均の地上気温や、1900年以降の海面水位については、いずれも顕著な上昇を示している。特に、1950年代以降に観測された変化の多くは、数十年から数千年間にわたってきわめて大きなものである。

同様に、他の指標を見てみると、北半球の春の雪氷面積は減少し、北極域の夏の海水面積も減少していることが見て取れる。

今後の気候モデルの予測には幅があるものの、気温上昇や海面上昇が続くことが予測されている。

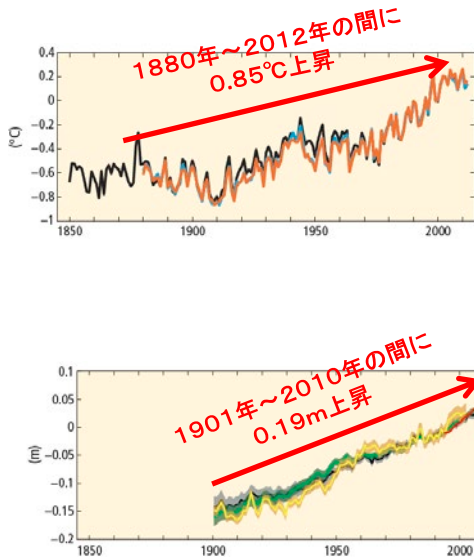


図. 陸域と海上を合わせた世界平均地上気温の偏差 (上)
世界平均海面水位の変化 (下)
※基準はどちらも1986-2005年の平均
出典: IPCC AR5 統合報告書 (SYR)、政策決定者向け要約 (SPM)
図SPM.1 (a), (b)
※図中の記号・文書 (赤色) は原図に追加したもの

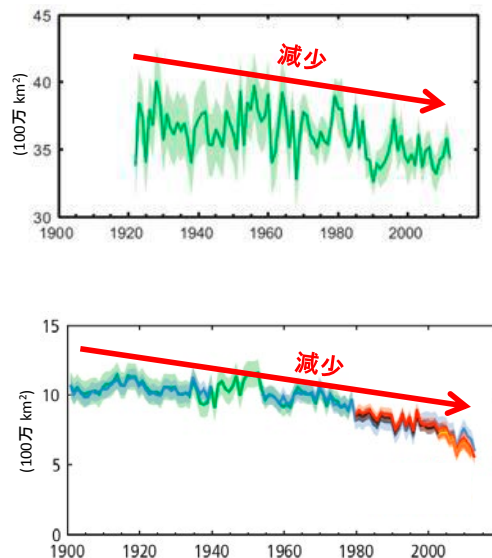


図. 北半球積雪面積の変化 (春季) (上)
北極域海水面積の変化 (夏季) (下)
出典: IPCC AR5 第1作業部会報告書 (WGI) SPM
図SPM.3 (a), (b)
※図中の記号・文書 (赤色) は原図に追加したもの

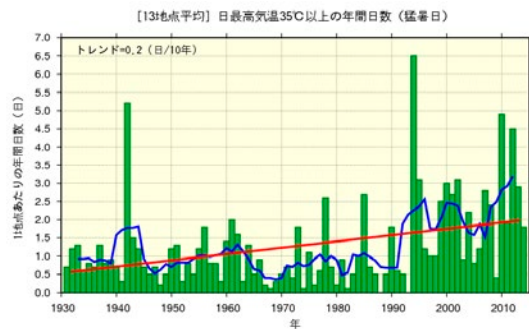
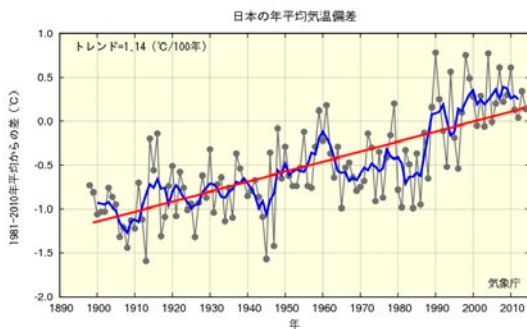
(2) 我が国における気候変動の観測結果

① 年平均気温

気象庁の解析による日本における経年変化は以下のとおりである。

1898~2014年において、100年あたり1.14°C上昇している

- ・日最高気温が35°C以上 (猛暑日) の日数は、1931~2014年において増加傾向が明瞭に現れている

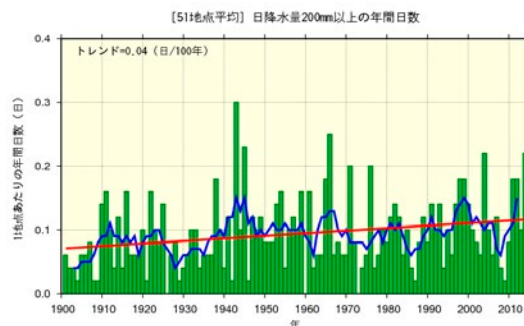
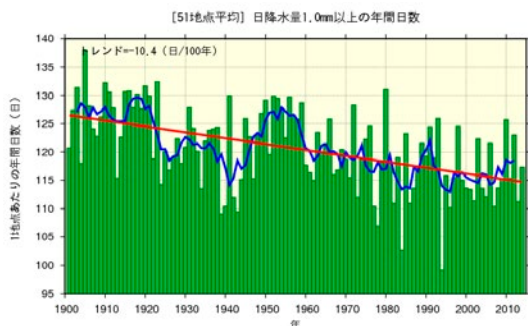


出典: 気候変動監視レポート2014 (気象庁)

② 降水量

同様に、降水量は以下のとおりである。

- ・日降水量100mm以上、200mm以上の日数は1901～2014年において増加している
- ・一方で、日降水量1.0mm以上の日数は減少している



出典：気候変動監視レポート2014（気象庁）

(3) 我が国における気候変動の将来予測

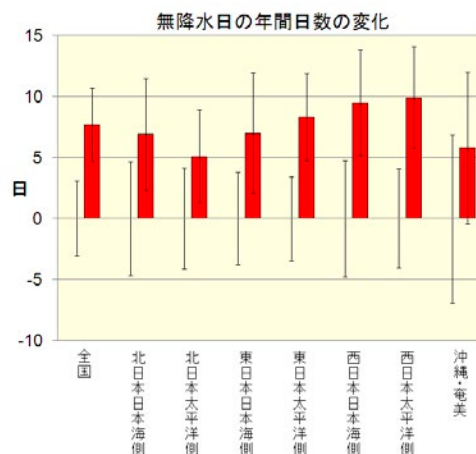
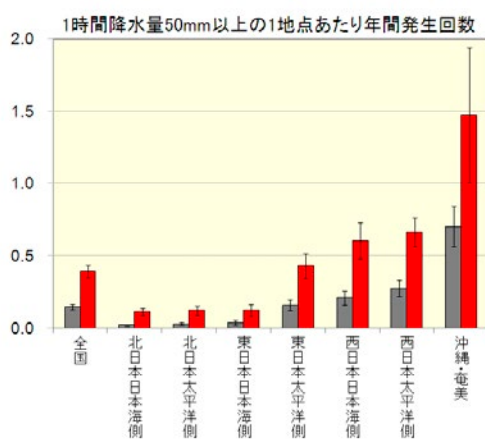
① 年平均気温

現在気候（1984～2004年平均）と比較した全国の年平均気温の将来気候（2080～2100年平均）は、以下のとおり予測されている。

- ・現状以上の温暖化対策をとらなかった場合は4.4（3.4～5.4）℃上昇
- ・厳しい温暖化対策をとった場合は1.1（0.5～1.7）℃上昇

② 降水量

地域気候モデルの予測結果によると、今後も比較的高水準の温室効果ガスの排出が続いた場合、短時間強雨の頻度がすべての地域で増加する一方で、無降水日数（日降水量1.0mm未満の日数）の頻度も多くの地域で増加すると予測されている。



棒グラフが現在気候（灰）、将来気候（赤）における発生回数で、縦棒は年々変動の標準偏差（左：現在気候、右：将来気候）を示す。

出典：地球温暖化予測情報第8巻（気象庁）

赤い棒グラフが現在気候との差、縦棒は年々変動の標準偏差（左：現在気候、右：将来気候）

出典：地球温暖化予測情報第8巻（気象庁）

2-2 自然災害への影響

上述のとおり、地球温暖化が進行し、気温が上昇することで、大気中に含まれる水蒸気量が増加することから、降水強度が増加すると予測されている。

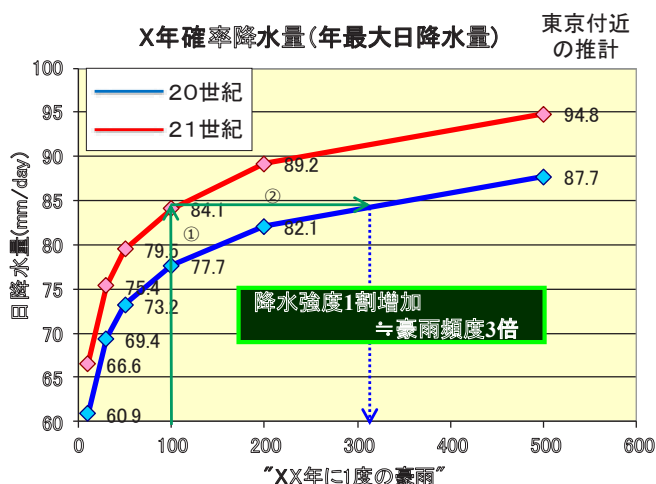
洪水を起こしうる大雨事象が日本の代表的な河川流域において今世紀末には現在に比べ有意に増加し、同じ頻度の降水量が1～3割のオーダーで増加することについて、多くの文献で見解が一致している。

強い台風の発生数、台風の最大強度、最大強度時の降水強度は現在と比較して増加する傾向があると予測されている。なお、長期的には西太平洋域における台風の発生数は多少減少する。

このように降水強度が増すことで、現在、たとえば「300年に1度」の頻度で発生する豪雨が、「100年に1度」の頻度で発生するようになるなど、これまでの想定に比べて高頻度化することが予測されている。

また、沿岸部（海岸）において、現時点においても強い台風の増加等を踏まえた高潮等の浸水による背後地の被害や海岸侵食の増加が懸念されている中、気候変動に伴う強い台風の増加等による高潮偏差の増大、波浪の強化化及び中長期的な海面水位の上昇により、さらに深刻な影響が懸念される。

このほか、短時間強雨や大雨の増加に伴う土砂災害の発生頻度の増加、突発的で局所的な大雨に伴う警戒避難のためのリードタイムが短い土砂災害の増加、台風等による記録的な大雨に伴う深層崩壊等の増加が懸念される。



出典：OKI, T., 2015: Integrated Water Resources Management and Adaptation to Climate Change, in A.K. Biswas and C. Tortajada (eds.), Water Security, Climate Change and Sustainable Development, Water Resources Development and Management, DOI 10.1007/978-981-287-976-9_3

【解説】

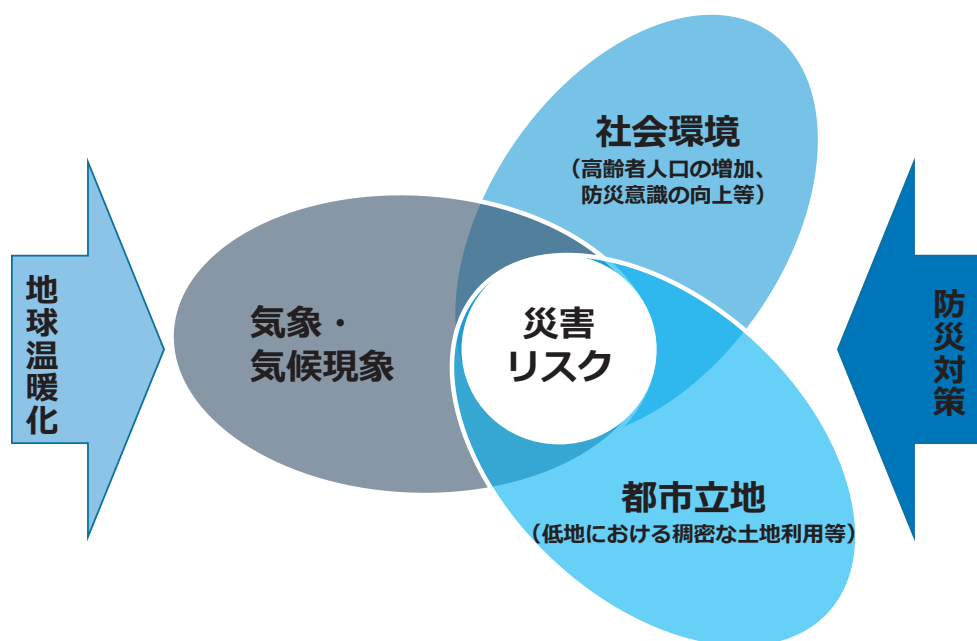
本図は、相対的な豪雨頻度の変化を推計することを目的として、気候モデルによる予測の結果から、東京付近約100km四方の領域に一律に雨が降るという前提のもと一日当たりの最大降水量を「X X年に1度の豪雨」として推計したものである。そのため、この推計においては、「100年に1度の豪雨」の日降水量が約80mm/日となっているが、これは約100km四方に一律に降ることを前提とした数値であり、実際には、降水量が多い地点と少ない地点とがあるため、観測地点で見れば、数百mm/日が「100年に1度の豪雨」となる。例えば、気象庁による確率降水量では、東京（大手町）における「100年に1回の大雨」は289mm/日と推計されている。

本図より、20世紀中の推計（青線）による100年に1度の降水量（77.7mm/日）に比べ、21世紀中の推計（赤線）では約1割降水強度が増加（84.1mm/日）することが読み取れる（①）。この増加した降水強度を20世紀中の推計に置き換えるとおよそ300年に1度の豪雨に相当する（②）。すなわち、20世紀中では「300年に1度の豪雨」が、21世紀には「100年に1度の豪雨」として発生することと同義であり、豪雨の頻度が約3倍になることが予測される。

2-3 高まるハザードと社会の脆弱性の変化

前項で予測を示したとおり、今後、特に風水害における災害外力（ハザード）が高まることは疑う余地がない。

ただし、受ける被害は外力の強さのみに依存するものではなく、これらを受け止める我が国社会の「脆弱性」の変化を考慮する必要がある。つまり、インフラ整備や一人一人の防災意識の向上によって災害リスクを軽減できる一方で、高齢社会の進展や都市化によって脆弱性が高まり、災害リスクが増大することも考えられる。



出典：IPCC気候変動への適応推進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関する特別報告書SPM
図SPM.1を基に内閣府作成

2-4 既存想定を超える災害の激甚化

上記のとおり、今後、さらに気候変動の影響の増大により、施設的能力を上回る外力による水害の頻発、発生頻度は低いが施設的能力を上回る外力による大規模な水害の発生が懸念される。

すなわち、既存の想定を上回る豪雨等の高頻度化により、従来の対策で「安全」「守れる」とされてきたものが通用しなくなる深刻な問題が生じる恐れがある。

現在、過去の大規模水害を踏まえた流量等を想定した計画に基づいて、堤防等の整備を進めているが、これまでの進捗状況に鑑みると、進行する豪雨等の高頻度化のため、計画完了の水準に達するまでの間に、その想定を超える大規模水害の発生が起り得ることを十分考慮して、早急に対策を講じる必要がある。

第3節 「防災4.0」未来構想プロジェクトの方向性

3-1 本プロジェクトの基本的な考え方

本プロジェクトにおける検討では、以下のとおり「住民・地域」「企業」の主体ごとの視点によるほか、進展する情報技術分野の活用について、それぞれの基本的な考え方として、以下のような議論

がなされている。

(1) 「住民・地域」における備え

災害発生時において行政の救助、公的支援による生活再建に限界があることを踏まえ、災害への備えを「自分ごと」と捉えるためには、国民一人一人が自ら行動するための契機を提示し、国民意識の転換を図ることが必要である。この際、単に高まる災害リスクへの恐怖感を煽るだけでは実際の行動に結びつきがたいため、自ら実施可能であり、かつ有効な対策を提示することが肝要である。

また、住民一人一人の意識変革、行動を促すためには、地域コミュニティによる「共助」の意識の醸成が不可欠である。

一般に、地域における横のつながりが希薄になる中、行政が作成する防災計画等に対しては、住民は「受け身」、「他人ごと」であることが大きな課題となっている。この課題を克服するためには、このような防災対策に関する「策定プロセス」に自ら関与することにより、自ら考え、「自分ごと」として捉えることが有効である。

(2) 「企業」における備え

経済活動を担う企業においては、災害リスクにどう向き合うか、各社一様に決められるものではないが、財務状況を踏まえたリスク（被害）の軽減とリスク移転とのバランスが重要である。一方、災害保険の加入率や再保険市場の規模に鑑みると、現時点において、十分なリスク移転がなされているとはいえない。

災害保険等に要するコストが必ずしも高いわけではないところ、金融的手法による活用を喚起するためには、事故の起きる確率とその被害額の適切な把握が必要である。

企業においては、まずは事業継続のための計画（BCP/BCM）の策定とその実施により、経済活動の維持、早期復旧のための備えが必要である。また、企業単体のみならず、複数企業間のサプライチェーンや電力、燃料、通信環境等のライフラインの確保をあわせて考慮する必要がある。

(3) 情報通信技術の活用

災害発生時には、まず正確な情報収集と、迅速な伝達が最重要となるため、災害の種別や被災地域の規模に応じた準天頂衛星、ドローン等の活用手法について検討すべきである。

また、スマートフォンの普及を背景として、ソーシャルメディアを活用した、地域情報の集約・閲覧システム等について、災害発生時のみならず、平常時から利用可能とすることで、ユーザーの操作性、利便性が確保できる。

3-2 今後の展開

本プロジェクトを踏まえた取組を一過性のものとしなないためには、多様な主体の協働による継続的な取組が不可欠である。

このため、防災推進国民会議における議論や、本年8月、総合的な防災イベントとして第1回大会が実施される「防災推進国民大会（防災国大）」の機会を活用し、地域ぐるみで、又は学校、職場等における「共助」の取組を披露するなど積極的な普及活動を推進することで、社会全体の意識改革と、その行動を促していく。

また、地域における「実践的な取組」のモデル的实施も先行して取り組み、今後の取組の参考となる優良な事例を創出し、全国的な展開を図る。

第 1 部

我が国の災害対策の 取組の状況等

第 1 章 災害対策に関する施策の取組状況

第 2 章 発生が危惧される災害種別ごとの対策取組状況

第 3 章 原子力災害に係る対策

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすい特性を有しており、平成27年1年間でも、豪雨災害、噴火、大雪、地震など様々な災害が発生した。第1部では、最近の災害対策の施策、特に平成27年度に重点的に実施した施策の取組状況を中心に記載するものとする。

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

第1節 防災体制、事前防災

1-1 防災基本計画の修正

防災基本計画は、災害対策基本法第34条に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画である。防災基本計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成することとされている。

平成27年度は、平成27年7月及び平成28年2月の2回、防災基本計画の修正を行った。

(1) 広島市での土砂災害や御嶽山噴火災害等の教訓を踏まえた修正（平成27年7月）

平成27年7月の修正は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正や、中央防災会議防災対策実行会議の下に置かれた総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ及び火山防災対策推進ワーキンググループの報告、さらに政府の危機管理組織の在り方に係る副大臣会合の最終報告等の反映を主な内容としたものである。

第1に、土砂災害対策の強化として、土砂災害の危険性のある区域の明示や、土砂災害警戒情報・避難準備情報の活用、住民の適時適切な避難行動のための周知等を行うこととした。

第2に、火山災害対策の強化として、情報伝達体制の強化や、火山噴火からの適切な避難方策の検討、火山防災教育や火山研究体制の強化、監視観測体制の強化等を図ることとした。

第3に、複合災害対策の強化として、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の情報収集、意思決定及び指示・調整の一元化を図ることとした。

このほか、最近の災害対応の経験を踏まえ、実動組織間の調整や重要情報の集約・調整に関する事項が追加されるとともに、各対策に関する具体的な実施主体の明確化等を行った（図表1-1-1）。

(2) 活火山法の改正や最近の災害対応の教訓等を踏まえた修正（平成28年2月）

平成28年2月の修正は、活動火山対策特別措置法の改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化及び最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善の反映を主な内容としたものである。

第1に、制度改正を踏まえた防災対策の強化として、火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備など火山防災対策の強化、最大規模の洪水・内水・高潮を想定した浸水被害対策の強化、災害廃棄物処理に係る平時の備えから大規模災害時の対応までの対策の強化等を図ることとした。

第2に、最近の災害の教訓を踏まえた運用の改善として、「平成27年9月関東・東北豪雨」による災害を踏まえ、地方公共団体における業務継続体制の充実・強化を図ることとした（図表1-1-2）。

図表 1-1-1 防災基本計画修正（平成 27 年 7 月）の概要

背景	
① 広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化（土砂災害防止法改正、中央防災会議土砂災害対策検討WG報告） ② 御嶽山噴火災害により得た教訓を踏まえた火山災害への対策の強化（中央防災会議火山防災対策推進WG報告） ③ 政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合最終報告等を踏まえた複合災害に係る対策の強化 ④ 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善 ⑤ 実施主体の明確化や重複する記載の整理等	
主な修正項目	
① 土砂災害への対策の強化 1. 土砂災害の危険性のある区域の明示等 ○ 基礎調査を実施し、その結果を公表 ○ 調査結果の公表に当たって、警戒区域等に相当する区域を明示 等 2. 土砂災害警戒情報の活用 ○ 土砂災害警戒情報、これを補足する情報(メッシュ情報)等を活用した避難勧告の発令範囲の設定 等 3. 避難準備情報の活用 ○ 避難準備情報の発令による自主的な避難の促進 等 4. 適時適切な避難行動等 ○ 災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきことを周知 等	③ 複合災害への対策の強化 1. 緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の情報収集の一元化 ○ 両本部は相互に情報連絡要員を派遣、システムを相互利用 2. 両本部の意思決定の一元化 ○ 両本部の合同会議を開催 3. 両本部の指示・調整の一元化 ○ 緊急災害対策本部は、避難等のための輸送等の調整や通常の被災者支援を一元的に実施 ○ 原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部に対して放射線防護対策に関する助言・支援を実施 等 ④ 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善 1. 実動組織間の調整 ○ 警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置 ○ 現对本部と地方公共団体の災对本部間の合同会議による情報共有等 2. 重要情報の集約・調整 ○ 都道府県による人的被害者数の一元的な集約 等 3. その他 ○ 航空機を最も有効に活用するための運用調整の実施 ○ 応援部隊の投入のための道路交通規制等に関する総合調整の実施 ○ 災害時のヘリコプターの利用(ドクターヘリを含む)について予め協議 ○ 原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正 等
② 火山災害への対策の強化 1. 火山防災情報の伝達体制の強化 ○ 火山防災情報の登山者への情報伝達手段を多様化 ○ 噴火警戒レベルの引上げ等の基準の精査・公表 等 2. 火山噴火からの適切な避難方策等の検討 ○ 退避壕・退避舎等の必要性を検討し、整備を推進 ○ 登山届の必要性を検討し、火山地域内で一体的に運用 等 3. 火山防災教育や火山に関する知識の普及 ○ 登山者等に対する防災知識の普及啓発や訓練の実施 等 4. 火山研究体制の強化・火山研究者の育成 ○ 火山研究人材の確保・育成のための人材育成プログラムの構築 等 5. 火山監視・観測体制の強化 ○ 水蒸気噴火の兆候等の観測や研究等に努め、火山観測体制を充実 等	⑤ 実施主体の明確化等 1. 各対策に関する具体的な実施主体の明確化 2. 共通編への集約による各編重複箇所の整理

出典：内閣府資料

図表 1-1-2 防災基本計画修正（平成 28 年 2 月）の概要

背景		
(1) 活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化(活火山法、水防法・下水道法等、廃棄物処理法等) (2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等(平成27年関東・東北豪雨災害における事例を踏まえた修正等)		
主な修正項目		
(1) 活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化		
①活火山法の改正 ○ 活火山対策の総合的な推進に関する基本指針の作成・見直し ○ 警戒地域の指定及び火山防災協議会の組織等体制の整備 ○ 火山防災協議会の具体的な検討事項 ○ 警戒地域ごとの情報収集、予警報の伝達方法、避難に関する事項など地域防災計画に定めるべき事項 ○ 噴火警報等の関係機関や住民、登山者等への伝達 等	②水防法・下水道法等の改正 【水防法】 ○ 洪水・内水・高潮について、最大規模を想定した浸水想定区域の指定、想定水深及び浸水継続時間等の公表、通知 【下水道法】 ○ 浸水被害対策区域における民間の雨水貯留施設等の整備と連携 ○ 民間事業者等との協定締結等による災害時における下水道施設の維持又は修繕 【その他（避難勧告ガイドライン）】 ○ 高潮災害に対する具体的な避難勧告等の発令基準及び発令範囲の設定 等	③廃棄物処理法・災対法の改正 【廃棄物処理法】 ○ 仮置場の確保等の地方公共団体における災害廃棄物処理計画に定めるべき事項 ○ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進 【災害対策基本法】 ○ 大規模災害発災時における災害廃棄物に関する処理指針の策定 ○ 災害廃棄物処理の国による代行 等
(2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等		
①平成27年関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた運用の改善 ○ 地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化（電気・水・食料等の確保、非常時優先業務の整理等） ②その他 ○ 原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正（原子力災害時の医療体制の整備等） 等		

出典：内閣府資料

1-2 防災訓練の取組

災害発生時には、国の行政機関、地方公共団体、指定公共機関等の防災関係機関が一体となって、国民・住民と連携して対応することが求められる。このため、防災関係機関は、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき、災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚を目的として、防災訓練を実施することとされている。

防災訓練実施に当たっての基本方針や、政府における総合防災訓練等については、毎年度、中央防災会議において「総合防災訓練大綱」として決定しており、平成27年度は「平成27年度総合防災訓練大綱」に基づき各種訓練を実施した。

(1) 「防災の日」総合防災訓練

9月1日「防災の日」に首都直下地震を想定し、災害発生時の地震災害応急対策の実施体制の確保等を図る緊急災害対策本部会議運営訓練等の訓練を実施した。

訓練では、安倍内閣総理大臣を始めとする全閣僚が徒歩で官邸に参集した後、官邸で開催された緊急災害対策本部会議において、舛添東京都知事とのテレビ会議、各閣僚からの被害・対応状況の報告を行い、人命最優先での対応方針や現地対策本部の設置、政府調査団の派遣等を確認した。その後、総理が記者会見のNHK中継を通じて国民に協力の呼びかけを行った。

また、同日、東京都立川市、東京湾臨海部を主会場として九都県市合同防災訓練が行われた。このうち東京都立川市会場では安倍内閣総理大臣の視察・参加の下救出救助訓練や住民共助訓練が実施され、東京湾臨海部会場ではヘリコプターや海上自衛隊護衛艦「いずも」を活用した負傷者搬送・医療救護訓練が実施された。



緊急災害対策本部会議運営訓練の様子



結索訓練に参加する安倍内閣総理大臣

(2) 政府図上訓練

緊急災害対策本部事務局要員の知識・練度の向上や、計画やマニュアルに規定された応急対策の有効性の検証を目的として、平成27年6月には首都直下地震を想定し、また平成28年2月には南海トラフ地震を想定し、緊急災害対策本部事務局運営訓練を実施した。



テレビ会議の様子
(首都直下地震を想定した訓練)



事務局訓練の様子
(南海トラフ地震を想定した訓練)

また、南海トラフ地震を想定した地域ブロック毎の訓練として、平成27年11月には名古屋市にて中部緊急災害現地対策本部運営訓練を、また平成28年1月には高松市にて四国緊急災害現地対策本部運営訓練を実施した。



報告を受ける酒井内閣府大臣政務官
(中部現地対策本部運営訓練)



報告を受ける松本内閣府副大臣
(四国現地対策本部運営訓練)

1-3 津波防災に係る取組

津波による被害を最小限に軽減するためには、平時から防災意識を高め、「津波が想定されるような大きな地震が発生した場合、速やかに高台に避難する」といった適切な避難行動の定着、浸透が重要である。こうした津波防災の意識向上に向け、内閣府ではこれまでも、11月5日の津波防災の日を中心に、全国各地において、中央省庁、地方公共団体、民間企業・団体などによる津波避難訓練の実施を働きかけてきたが、平成27年度は、適切な避難行動定着に向け、国民に対し訴求力のある普及啓発活動に一層注力した。

(1) 「津波防災ひろめ隊」による普及啓発活動 ～「津波!?高いところへ!」～

平成27年度は津波防災意識向上のため、全国的に著名で発信力のある「ふなっしー」や「くまモン」などのご当地キャラクター達が「津波防災ひろめ隊」を結成し、9月7日のお披露目会（山谷えり子内閣府特命担当大臣（防災）（当時）も参加）を皮切りに、「津波!?高いところへ!」という分かり易いキャッチフレーズのもと、各種広報活動に取り組んだ。

まず、全国各地の訓練・イベント情報や津波防災の心得などを掲載した特設ホームページ「津波防災ひろめ隊サイト」を開設、各種情報を発信した。また、コアメンバーである「ふなっしー」、「くまモン」、「ちっちゃいおっさん」が出演し、津波防災の心得を親しみ易く伝える啓発動画を作成するとともに、内閣府防災のYouTube公式チャンネルにて、これらの動画や、津波防災ひろめ隊の取組状況、各種イベントの様子を公開した。さらに、多数のフォロワーを持つコアメンバー達が、積極

的にTwitter等で津波防災に関するメッセージをツイートするなど、広く情報発信を行った。

コアメンバーの取組だけではなく、地域に密着して津波防災の普及啓発に取組む意欲のあるご当地キャラクターやご当地アイドルなども「津波防災ひろめ隊」隊員となり、メンバー達は各地で津波防災の取組を盛り上げた。

11月5日は津波防災の日

津波!? 高いところへ!



(左から)

- ・しんじょう君 (高知県須崎市)
- ・ちっちゃいおっさん (兵庫県尼崎市)
- ・ふなっしー (千葉県船橋市)
- ・くまモン (熊本県)
- ・きいちゃん (和歌山県)

津波防災ひろめ隊コアメンバー

(2) 「津波防災トーク in 丸の内」の開催

11月5日の津波防災の日には、東京・丸の内の丸ビル「Marucube (マルキューブ)」にて、安倍内閣総理大臣、河野内閣府特命担当大臣(防災)の出席のもと、啓発イベント「津波防災トーク in 丸の内」を開催した。

本イベントでは、安倍内閣総理大臣、河野内閣府特命担当大臣(防災)と今村文彦教授(東北大学・災害科学国際研究所所長)が津波防災に関する大切なポイントについてトークショーを行い、安倍内閣総理大臣は其中で、津波警報が出たら、各自が自らの命を守るために全力を尽くし、速やかに避難すること、そして、そのためには自宅や職場近くの避難場所をあらかじめ確認、その情報を家族で共有し、津波の恐れがなくなってから家族で落ち合うことが重要であり、家庭や職場で確認や話し合いを行っておくことの大切さを訴えた。

このほかに、当時我が国から国連に提案を行っていた「世界津波の日」や防災分野における国際協力についての取組を紹介するとともに、津波から身を守るために必要である速やかに高いところへ逃げると言うこと体現した「津波避難ポーズ」を安倍内閣総理大臣、河野内閣府特命担当大臣(防災)、津波防災ひろめ隊のキャラクター達と一緒に決めながら、津波防災を知ってもらうことを呼びかけた。

当日会場には多数の観客が来場し、またその模様は各種メディアでも取り上げられ、広く津波防災の大切さについて広報することができた。



津波防災ひろめ隊コアメンバーと津波避難ポーズをとる
安倍内閣総理大臣、河野内閣府特命担当大臣（防災）

(3) 津波防災の日（11月5日）近辺に行われたその他の取組

11月5日の津波防災の日を中心とした期間において、全国各地でのポスターの掲示や、主要コンビニエンスストア各社のお客様向けレジディスプレイ画面での表示、商業施設の屋外型モニターなどでの啓発動画の上映などを通じて、津波防災ひろめ隊による津波防災を知ってもらう呼びかけを行った。

また、全国各地で地震・津波防災訓練が行われ、国（9省庁）、地方公共団体（179団体）、民間企業（96団体）などで実施され、数多くの国民が参加した。内閣府が各市町村と共催で実施した地震・津波防災訓練の内、全国6ヶ所では、地域のご当地キャラクターやご当地アイドルが出演して地域密着型の啓発イベントを実施するなど、参加者が楽しみながら津波防災について理解を深める取組も行われた。

1-4 社会全体における事業継続体制の構築

(1) 中央省庁の業務継続体制の構築

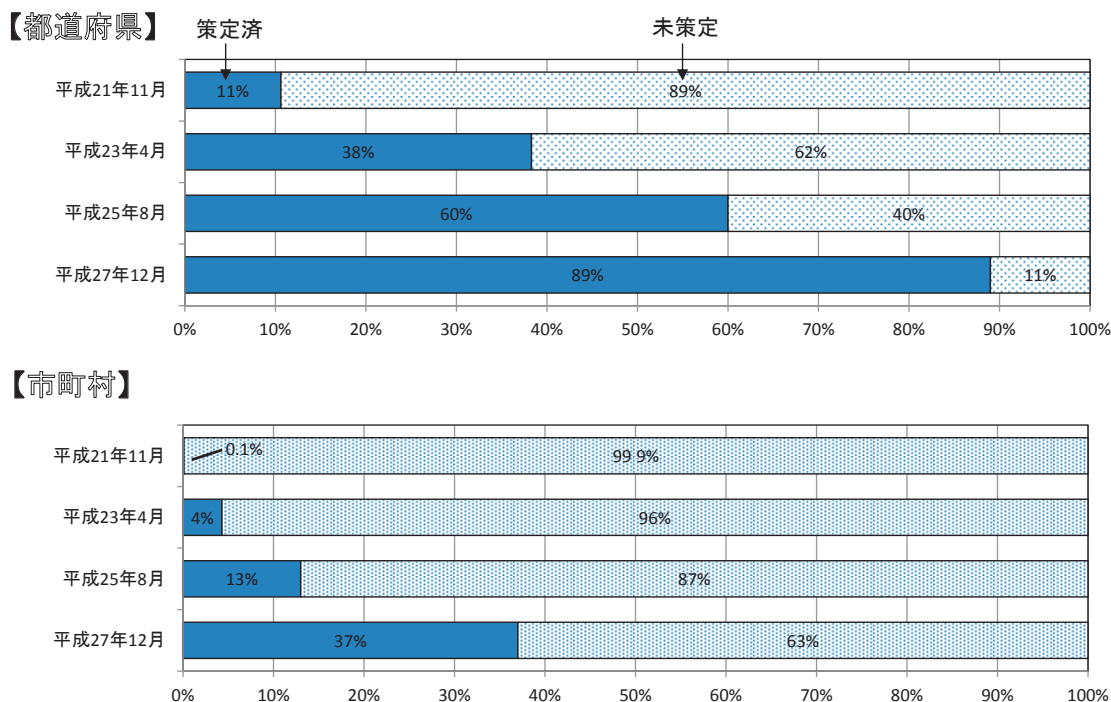
国の行政機関である中央省庁においては、平成26年3月に「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が閣議決定されたことを受け、本計画に基づき、省庁業務継続計画について、見直しを行った。内閣府においては、本計画に基づき、省庁業務継続計画について有識者等による評価を行った。さらに、「中央省庁の業務継続ガイドライン」の改定を行った。このような取組を通じて、首都直下地震発生時においても政府として業務を円滑に継続することのできるよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

(2) 地方公共団体の業務継続体制の構築

地方公共団体においては、業務継続計画の策定等により、災害発生時の業務継続性を確保しておくことが極めて重要であるが、地方公共団体における業務継続計画の策定率は、平成27年12月現在で、都道府県で89%、市町村で37%であり、市町村においては依然として低位な傾向にある（**図表1-1-3**）。

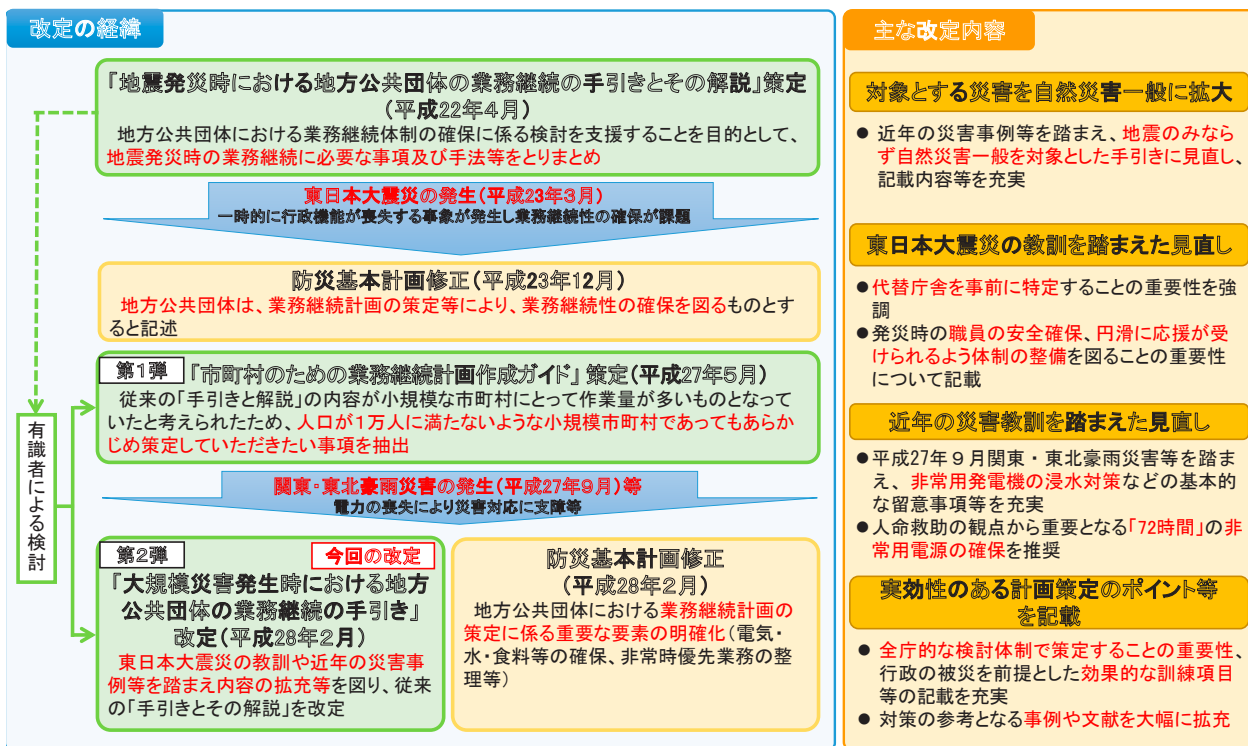
このような背景を踏まえ、内閣府では、人口が1万人に満たないような小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を平成27年5月に策定するとともに、より実効性の高い業務継続計画の策定を支援するため、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（平成22年4月）についても、東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえ内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として平成28年2月に改定した（**図表1-1-4**）。また、市町村の担当職員を対象とした研修会（内閣府・消防庁共催）を開催し、市町村における業務継続計画策定を直接的に支援する取組も実施しているところである。このような取組を通じて、引き続き地方公共団体の業務継続体制の充実・強化を支援していくこととしている。

図表 1-1-3 地方公共団体の業務継続計画の策定状況



出典：平成21年11月 地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府（防災）及び総務省消防庁調査）
 平成23年4月 地方自治情報管理概要（平成24年3月）（総務省自治行政局地域情報政策室調査）
 平成25年8月 大規模地震等の自然災害を対象とするBCP策定率（速報値）（総務省消防庁調査）
 平成27年12月 地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査（総務省消防庁調査）

図表 1-1-4 「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」の改定について



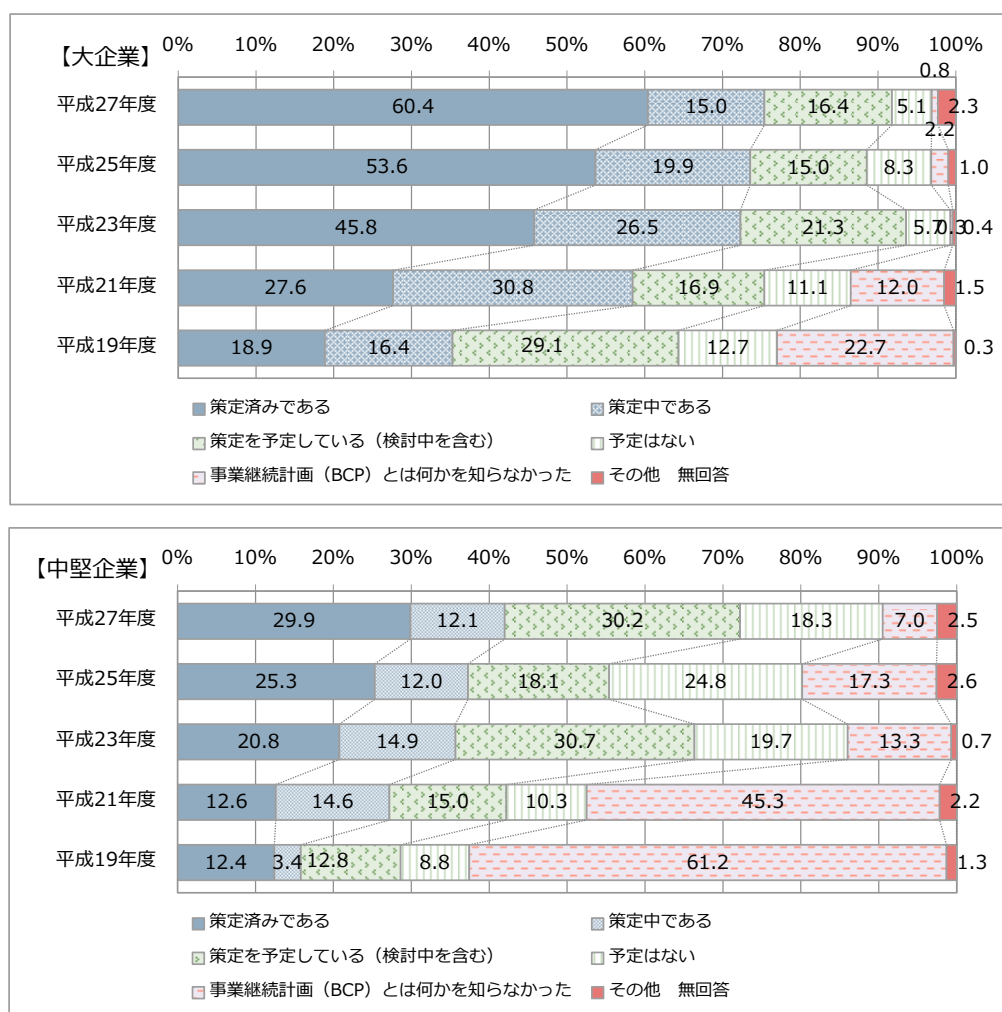
出典：内閣府資料

(3) 民間企業の事業継続体制の構築状況

民間企業における事業継続体制について、内閣府では隔年度おきに企業の取組に関する実態調査を行っている。平成28年2月に実施した「平成27年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」の調査結果は、事業継続計画（BCP）を策定した企業は大企業60.4%（前回調査は53.6%）、中堅企業29.9%（前回調査は25.3%）とともに増加しており、策定中を含めると大企業は8割弱、中堅企業は4割強が取り組んでいる（全体のBCP策定率66.1%）。また、今回調査では自然災害だけでなく企業活動を取り巻くリスクを具体的に想定した経営を行っているかについて聞いたところ、大企業85.4%、中堅企業60.8%が行っていると回答している。これらの企業が想定するリスクとしては、「地震・台風等の自然災害」がもっとも多く、大企業98.3%、中堅企業93.8%であり、「新型インフルエンザ等の感染症」「外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止」などがこれに続いている。また、リスクを具体的に想定した経営を行っている企業のBCPの策定率は全体で58.2%であり、BCPを策定せずとも経営の実態上リスクを想定して取り組んでいる企業が一定程度存在している（図表1-1-5）。

内閣府では、平成25年8月に策定した事業継続ガイドラインにおいて、事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の考え方により単に計画を策定するだけでなく、経営の一部として取り組んでいくことの普及を図るとともに、より実効性のある取組を進めるため、複数の企業による事業継続の取組に関する検討会（「日本防災産業会議」など）が実施されていることから、これらの取組と連携している。

図表1-1-5 大企業と中堅企業のBCP策定状況



出典：内閣府資料

1-5 災害遺構の活用

災害遺構等とは、過去に災害で被害にあった人達が、その災害からの教訓を将来に残したいと意図して残された構築物、自然物、記録、活動、情報等である。例えば、岩手県宮古市では、昭和三陸地震の津波被害の教訓を刻んだ石碑が建てられているが、この石碑より高い場所に住居を構えた住民は、東日本大震災の津波による建物被害を受けなかった。このように、過去の災害で残された災害遺構等を通じて得られる教訓を次世代に受け継いでいくことは、災害被害を軽減する上で重要なことである。また、災害遺構等は地域の身近なところに存在しているケースが多く、地域の災害を知る上でのかっかけとなるものである。

このため、内閣府では災害遺構等が身近にあるものであることを知り、それらを活用して災害の知識を学んでいただくため、平成27年度に災害遺構等の活用方法について検討する「〔災害遺構〕の収集及び活用に関する検討委員会」を設置し、災害遺構等の種類やそれらの活用状況について、調査し活用方法をまとめた。たとえば具体的な活用例としては、愛知県では、地域に存在する災害遺構等を「歴史地震記録に学ぶ防災・減災ガイド」というマップ形式でとりまとめ、地域を散策しながら災害遺構等を巡り、地域の過去の災害を学ぶことができるものである。

このように、災害遺構等は、気軽に知ることができることから、本検討委員会の検討結果をもとに、これらの活用を進めていくため、災害遺構等に係るサイトを設置し、活用の普及を図っていく。

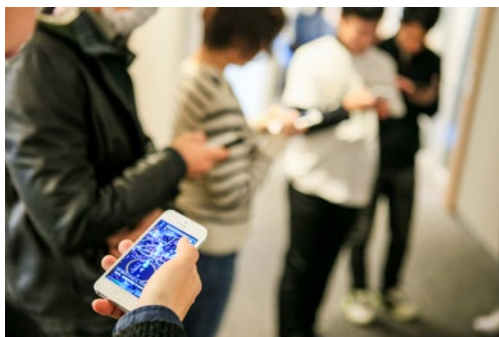
図表 1-1-6 活用例：歴史地震記録に学ぶ防災・減災ガイド（愛知県）



コラム：防災ガールによるスマートフォン用ゲームを活用した新しい避難訓練

一般社団法人防災ガールは、20～30歳代の女性を中心となり、同世代の女性や若者向けに防災を広める活動を行っている。若者は、災害時の共助を行う上で重要な担い手であるが、若者からは防災はダサい、面倒というイメージが持たれており、かつ防災への関心が低いと言われている。このため、おしゃれにわかりやすく防災を伝え、若者の防災意識を変えることを目指して活動に取り組んでいる。

その活動の一つとして、GPSを利用したスマートフォン用のゲームを使った次世代避難訓練「LUDUSOS（ルドゥオス）」がある。この訓練は、参加者が2つの陣営に分かれて指定された「一時避難場所」「帰宅困難者支援ステーション」など防災・災害に関する場所を制限時間内に回ってポイントを競うものである。また、ゲームの途中では、防災に関するクイズが出題されるなどし、楽しみながら避難行動を行う上で必要なことを学ぶことができるものとなっている。



次世代避難訓練「LUDUSOS（ルドゥオス）」を行っている様子
写真提供：防災ガール

第2節 災害発生時の対応及びその備え

2-1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は、平成17年に策定され、さらに、その後設けられた新たな制度や、東日本大震災をはじめとする災害の教訓を踏まえ、平成26年に改定された。このガイドラインを参考に、これまで多くの市町村で避難準備情報・避難勧告・避難指示（以下「避難勧告等」という。）の判断基準が定められてきた。

一方、平成26年は人的被害を伴う土砂災害が多発し、特に8月には広島市で多数の死者を出す甚大な土砂災害等が発生したことを受け、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（以下「土砂災害防止法」という。）が11月に改正された。さらに、中央防災会議の防災対策実行会議の下に設置された「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」において、避難準備情報の活用や適切な時機・範囲に避難勧告等を発令すること等について検討がなされ、平成27年6月に報告（以下「WG報告」という。）がまとめられた。また、多発する浸水被害に対処するため、「水防法（昭和24年法律第193号）」が平成27年5月に改正された。これらを踏まえ、平成27年8月「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定した（[図表1-1-7](#)）。

図表 1-1-7 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年8月改定）

主な経緯	平成17年 3月 ガイドラインの策定 平成26年 4月 ガイドラインの全面改定 平成26年 8月 広島市において大規模な土砂災害が発生 平成26年11月 土砂災害防止法の改正 平成27年 5月 水防法の改正 平成27年 6月 中央防災会議「総合的な土砂災害対策検討WG」報告
主な変更点	
避難準備情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民は、避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨 ● 高潮災害を対象とした避難準備情報の発令の考え方を新設 ● 夜間における避難を回避するために、適切な時間帯に避難準備情報を発令（改めて強調）
避難場所・避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所を避難準備情報の発令段階から開設し始め、避難勧告発令までの開設完了を推奨 ● 避難勧告の発令基準を満たしたら、避難場所の開設を終えていなくとも避難勧告を発令 ● 災害が切迫した状況では、以下も避難行動として周知 「緊急的な待避場所」への避難（近隣のより安全な場所、より安全な建物等） 「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）
土砂災害を対象とした避難勧告等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難勧告等発令タイミングや発令対象地域の判断情報に、土砂災害に関するメッシュ情報を活用（改めて強調） ● 市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、発令対象地域をできるだけ絞り込む （市町村をあらかじめいくつかの地域に分割して、避難勧告等の発令対象地域として設定）
水害・高潮災害を対象とした避難勧告等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害規模に応じた避難勧告等の発令対象地域をあらかじめ設定 ● 水位周知下水道、水位周知海岸の避難勧告等の発令に際しては、氾濫危険情報を活用
避難勧告等の情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● Lアラートの活用を推奨 ● 住民への情報伝達では、PUSH型とPULL型の双方を組み合わせる多様化・多重化（改めて強調） ● 避難勧告等の発令に係る情報伝達については、伝達する範囲をあらかじめ検討することを推奨 （同報系防災行政無線等のPUSH型手段を活用）

出典：内閣府資料

改定にあたっては、土砂災害防止法の改正、WG報告をふまえ、避難準備情報の活用（自発的な避難の推奨、夜間避難回避のための早期発令）、風雨等の状況に応じた避難行動をとること、PUSH型とPULL型とを組み合わせる多様化・多重化した伝達手段で避難勧告等を提供すること、指定緊急避難場所を避難準備情報の段階から開設し始め、開設情報を住民に周知すること等を追記した。

さらに、水防法改正の内容を反映し、災害規模に応じた浸水想定範囲への避難勧告等の発令、地下街等の避難に関する記載の充実、水位周知下水道による内水氾濫を避難勧告発令対象への追加する場合の内水氾濫危険情報の活用方法の追加、水位周知海岸に係る高潮について避難勧告等発令への高潮氾濫危険情報の活用方法の追加等を行った。

本ガイドラインは、各市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法を検討するに当たって、最低限考えておくべき事項を示したものであり、より高度又は柔軟に運用できる体制を有している市町村においては、本ガイドラインの記載に留まらずより適切な運用ができるものである。

また、本ガイドラインは、関係機関における現時点の技術・知見等を前提としてとりまとめられたものであり、今後の運用実態や新たな技術・知見等が開発される都度に、国は、より良いガイドラインとなるよう見直しを行っていく予定である。

2-2 避難所の確保と質の向上

避難所については、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、指定避難所の指定や生活環境の整備についての規定が新たに設けられた。これを受け、内閣府では、平成25年8月に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定・公表するなど、避難所の生活環境の確保に向けた市町村の取組を促進してきた。一方で、内閣府が平成27年3月に公表した実態調査の結果によれば、平成26年10月1日現在で避難所を指定している市町村が54%、福祉避難所を指定している市町村が45%であった。その他、要配慮者への支援体制の整備がなされていない市町村は34%、相談窓口の設置等を想定していない市町村が33%であるなどの実態が判明した。また、近年の災害における状況等を受け、避難所の生活環境の確保に関する様々な問題や、避難所のトイレの改善に関する課題などが指摘された。

このため、内閣府では、市町村における避難所や福祉避難所の指定の推進、避難所のトイレの改善、要配慮者への支援体制や相談対応の整備等に係る課題について幅広く検討し、必要な対策を講じていくため、平成27年7月に「避難所の確保と質の向上に関する検討会」を設置した。

本検討会では、避難所の確保や質の向上全般について審議が進められるとともに、避難所一般における生活環境の整備等を検討する「質の向上ワーキンググループ」と、福祉避難所の確保推進、災害時の円滑な運営等を検討する「福祉避難所ワーキンググループ」を設置し、これらワーキンググループにおいて、東日本大震災や広島市での土砂災害等今般の災害等も踏まえた検討が行われた。

各ワーキンググループの検討結果を基に、

- 「避難所運営ガイドライン」（「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に記載された事項について、避難所の指定から解消まで、具体的な対策や準備を説明したもの）
- 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（避難生活を支援する行政が取り組むべき事項のうち、トイレの確保に関して指針を示すもの）
- 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（災害発生後における福祉避難所の設置・運営にあたって活用でき、かつ、平時においては、事前対策をはじめ、市町村等が独自のマニュアル作成に活用できるもの）

を作成した。また、平成25年8月に内閣府が策定・公表した「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」も検討会の検討結果を受け一部改訂を行った。

今後とも、取組指針やガイドラインを参考に、市町村の避難所の整備や生活環境の確保策が推進されるよう努めることとする。

コラム：災害時のトイレ

災害が発生し、停電や上下水道が停止したりすると、水洗トイレの機能の停止につながる。これにより、排泄物の処理が滞ると、衛生上、あるいは快適性の面で問題が生じるのに加え、トイレの使用をためらう意識が生じる。このことが、水分や食品の摂取を控えることにつながり、深刻な健康障害を引き起こすおそれがある。このため、平時から、災害時に活用できるトイレの確保について考え、備えておくことが重要である。

災害時のトイレには様々なタイプがあり、避難所などにおいては、その機能する条件や調達の難易度を考慮して、計画的な備蓄・確保について検討することが求められる（「避難所のトイレの確保・管理ガイドライン」を参照）。以下に4種類紹介しているが、たとえば携帯トイレは、各家庭の備えとして備蓄していただくことも、考えられるところである。

種類	写真（イメージ図）
◆携帯トイレ ・既存の洋式便器につけて使用する 便袋タイプ	
◆簡易トイレ ・室内に設置可能な小型のもの （据置と組立式がある）	
◆仮設トイレ ・イベント時や建設現場でも利用されるもの （据置と組立式がある）	
◆マンホールトイレ ・下水道のマンホール等の排水設備上に便器や仕切り施設等を設置	

2-3 避難場所等の災害種別図記号の標準化について

平成25年災害対策基本法改正により定められた「指定緊急避難場所」については、災害種類毎（※）に設置することが求められている。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることとなり、多くの外国人旅行客が来日される予定であることから、避難場所の表示内容についても多言語対応が必要である。これまで、避難場所の表示板等の表示内容については、地方公共団体毎に様々なピクトグラムなどが用いられて表示されるケースがあり、全国一律による標準的な表示内容ではなかった。このため、内閣府、消防庁を始めとする関係府省庁等による連絡会議を設置して、避難場所表示の標準化について検討を行い、表示に用いる災害種類の図記号は、日本工業規格（以下「JIS」という。）に定めることとした。平成28年3月22日付で、災害種別図記号（JIS Z 8210 追補6）と当該図記号を使った避難場所までの誘導表示方法に関する災害種別避難誘導標

識システム（J I S Z 9098）が制定・改正され、今後は、地方公共団体等において災害種別図記号を使った避難場所の表示板等の整備を進めていくこととしている。

（※）災害対策基本法第20条の4で定められている災害種類

- ①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③高潮、④地震、⑤津波、⑥大規模な火事、⑦内水氾濫、⑧火山

図表 1-1-8 災害種別図記号

津波・高潮	洪水・内水氾濫	土石流	崖崩れ・地滑り	大規模な火事
				







今回の J I S 制定にあたり

- ・「津波」と「高潮」は避難方法が似ているため共通化
- ・「洪水」と「内水氾濫」は避難方法が似ているため共通化
- ・「土石流」と「崖崩れ、地滑り」は事象が異なるため別々に制定
- ・「地震」は、起きる事象（例「津波」、「大規模な火事」など）を活用
- ・「火山」は、シェルターなどに避難するため、それらの周知を図る
- ・「津波」は既に津波避難場所と津波避難ビルの図記号があるためこれらを継続活用として整理した。

図表 1-1-9 既に JIS で制定されている避難場所等に関する図記号

避難場所	津波避難場所	津波避難ビル	避難所
			

図表 1-1-10 避難場所の表示例

	 土石流 Debris flow	 かけ崩れ・地すべり Slip/drop/slides/landslide	 洪水 Flood from rivers	 大規模な火事 Fire disasters	 高潮／津波 Storm surges / Tsunami
	○	○	○	○	×
ひなんばしょ 避難場所 Evacuation area		さんぎょうかいかん 産業会館 Industrial hall			

第3節 多様な主体の連携による防災活動の推進

3-1 広く防災に資するボランティア活動の促進

「ボランティア元年」と呼ばれる阪神・淡路大震災から21年が経過し、その後のナホトカ号海難事故や新潟県中越地震、その他豪雨災害など多数の災害対応の経験を経て、大規模な災害が発生すると、主に被災地の社会福祉協議会が運営主体となった災害ボランティアセンターが設営され、数多くの個人ボランティアが全国から駆け付け、被災者（地）のために支援活動を行うことが定着している。一方、この間、特定非営利活動促進法（NPO法）の成立もあり、災害対応のノウハウ、専門的なスキルなどを有するボランティア団体や、そうしたボランティア団体を支援する中間支援組織など、災害に関わるNPO・NGOが、多岐に渡る支援活動を積極的に展開するようになった。東日本大震災においても、多数のボランティアが被災地で復旧や復興のために活躍するとともに、国際的なNGOや支援金・助成金を得たNPO等が多様な支援活動を展開したが、甚大な被害であることや被災地域が広域的なこともあり、これら支援活動は被災地全体を俯瞰し連携のとれた取組までには至らないなど、課題が浮き彫りとなった。また、近い将来発生が危惧される南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模な災害に備えて、より多くの人々が日頃から防災に資するボランティア活動に携わり、発災時には被災者や被災地をさまざまな形で支えていくこと、あるいはそうしたボランティア活動を社会全体で支えていくことが必要である。

このような中、内閣府ではこれら課題を検討するため「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」を平成27～28年度の2か年間で開催することとした。検討会では、災害発生時のボランティア活動を取り巻く課題の検討だけでなく、直接的に防災に関わっていると意識せずに、日頃から行われている地域活動やボランティア活動（例：高齢者の見守り活動など）に、防災の視点を一層取り入れ、防災に資するボランティア活動として捉えていくことや、あるいは、支援金や助成金といった資金の配分や制度面を含め、社会全体としてボランティア活動を支えていくための方策などについて、検討を始めている。平成27年度はボランティアを取り巻く様々な課題を整理し、平成28年度はそれらの課題に対する方策を検討、提言を取りまとめていく予定である。

<「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」委員>

栗田 暢之	認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード 代表理事
佐甲 学	全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター所長 地域福祉部長
菅 磨志保	関西大学社会安全学部准教授
高橋 良太	社会福祉法人 中央共同募金会 企画広報部長
室崎 益輝（座長）	兵庫県立大学 防災教育センター長
山崎 水紀夫	高知県立公立大学法人高知県立大学 地域連携課長
山ノ川 実夏	MS & AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社 人事・総務部部長

（50音順・平成28年3月末時点）

3-2 防災推進国民会議と連携した国民の防災意識向上に係る取組

平成27年3月に仙台で開催された国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」では、各国政府は、市民社会、企業、ボランティア、コミュニティ団体、学術界など、各ステークホルダーに災害リスク削減に関する取組を奨励することが規定された。他方、東日本大震災をはじめとする過去の災害の教訓を踏まえ、発生が懸念される南海トラフ大地震や首都直下型地震、あるいは近年頻発している豪雨災害や噴火等に備え、国民レベルでの防災意識の向上が喫緊の課題となっている。

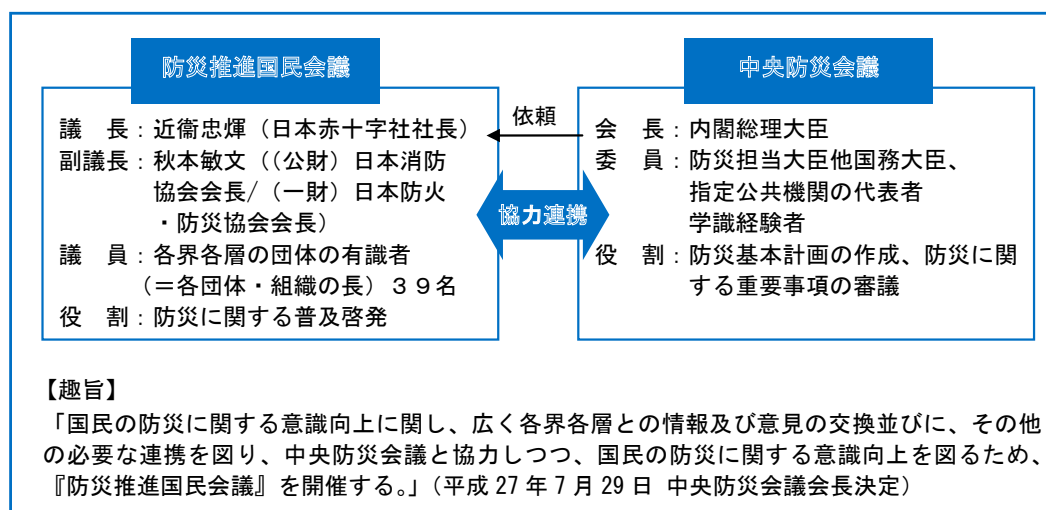
こうした中、各界各層の団体のネットワークを活用し、幅広い層の国民の防災意識の向上を図ることを目的として、中央防災会議会長である安倍内閣総理大臣の呼びかけにより、各界各層の有識者を議員とする「防災推進国民会議」が発足し、平成27年9月17日に第1回会議が総理大臣官邸において開催された。安倍内閣総理大臣からは本会議開催に当たり「行政による公助のみならず、国民一人一人による『自助』や、地域・企業・ボランティア等の枠組において、互いに助け合う『共助』の大切さ」について述べるとともに「『国連防災世界会議』に倣い、防災に関する知見・経験が共有され、意見交換が行われる場を設けたい。今後こうした取組が国民の防災意識向上に結実することを期待申し上げたい。」と今後に寄せる期待を述べた。本会議では今後の運営や活動方針、取組について決定するとともに、議長として近衛忠輝日本赤十字社社長、副議長として秋本敏文日本消防協会並びに日本防火・防災協会会長が選出された。

現在、各界各層の団体から構成される「防災推進国民会議」のネットワークを活用した普及啓発活動や、国民の防災意識向上に資する全国的なイベントの開催などを視野に、「防災推進国民会議」内の「企画検討チーム」にて具体的な取組について検討を行っている。平成28年8月には、主に防災に関連する業界団体からなる「防災推進協議会」及び内閣府（防災担当）との共催で、防災に関わる多様な主体が一堂に会する、「第1回防災推進国民大会」の開催を予定している。



防災推進国民会議で挨拶する安倍内閣総理大臣（首相官邸ホームページより）

図表 1-1-11 防災推進国民会議と中央防災会議の関係について



出典：内閣府資料

図表 1-1-12 防災推進国民会議構成団体（順不同）

経済界・労働組合	日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所 日本労働組合総連合会、日本青年会議所
地方六団体	全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会
教育界	日本PTA全国協議会、全国子ども会連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、国立大学協会、日本私立大学団体連合会、公立大学協会
学術界	日本学術会議、防災学術連携体
メディア	日本放送協会、日本民間放送連盟、日本新聞協会、日本雑誌協会
医療関係	日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会
福祉関係	全国社会福祉協議会
消防関係	日本消防協会、全国消防長会、日本防火・防災協会
障害者団体	日本障害フォーラム（JDF）
女性団体	全国地域婦人団体連絡協議会
上記以外	日本赤十字社、日本財団、日本生活協同組合連合会

出典：内閣府資料

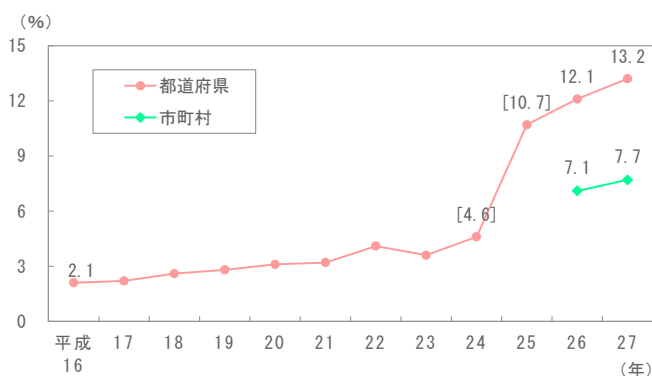
3-3 男女共同参画の視点からの取組

東日本大震災後、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画拡大や、男女のニーズの違い等に配慮した取組が必要であることが、一層認識されるようになった。

平成24年6月の「災害対策基本法」の改正では、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとされた。

地方防災会議の委員に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在、都道府県防災会議が13.2%（前年比1.1%ポイント増）、市区町村防災会議が7.7%（前年比0.6%ポイント増）といずれも上昇傾向にある。都道府県防災会議では、女性委員のいない会議数が平成25年に初めてゼロとなった。一方、市区町村防災会議のうち女性委員のいない会議数は、同会議総数の28.6%となっており、特に町村では、半数以上の防災会議で女性委員がいない（図表 1-1-13）。

図表 1-1-13 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



- （備考）
1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。
 2. 原則として各年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年値は、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、平成27年12月25日に閣議決定さ

れた「男女共同参画基本計画（第4次）」（以下、この節において「基本計画」という。）においては、東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信することを「改めて強調している視点」として掲げるとともに、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を新たな分野として設けた。

基本計画では、成果目標として、都道府県防災会議及び市町村防災会議の委員に占める女性の割合並びに消防吏員及び消防団員に占める女性の割合について、具体的な数値目標を設定し、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ることとしている（図表1-1-14）。

また、防災施策へ男女共同参画の視点を導入するため、地域防災計画や地区防災計画に男女共同参画の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して防災における男女共同参画の推進が図られるよう働きかけるとともに、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施することとしている。平成27年度に、内閣府は、研修の実施に資するため、平成25年5月に作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえ、男女共同参画の視点からの研修プログラムを開発、試行的に実施し、その効果や課題を明らかにする調査研究を行った。

平成27年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」には、女性のリーダーシップの重要性等、我が国の主張が取り入れられた。外務省では、「仙台防災協力イニシアティブ」（平成27年3月14日）に基づき、「防災における女性のリーダーシップ推進研修」を開始した。

今後、基本計画等を踏まえ、各府省庁において男女共同参画の視点からの防災・復興に関する取組を進めることとしている。

図表1-1-14 男女共同参画基本計画（第4次）[第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立] 成果目標

項目	現状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2%（平成27年）	30%（平成32年）
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	・委員に占める女性の割合：7.7%（平成27年） ・委員に占める女性の割合：10%（早期）、更に30%を目指す（平成32年）	・女性委員が登用されていない組織数：515（平成26年） ・女性委員が登用されていない組織数：0（平成32年）
消防吏員（注1）に占める女性の割合	2.4%（平成27年度）	5%（平成38年度当初）
消防団員（注2）に占める女性の割合	2.5%（平成26年度）	10%を目標としつつ、当面5%（平成38年度）

（注1） 消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。

（注2） 消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関である消防団の構成員。

出典：内閣府資料

コラム：民間企業における防災産業の育成に向けた取り組み

我が国は災害の多い国土であるがこれまでの災害の経験に基づき、民間企業には先進的な防災技術・ノウハウが蓄積されている。昨年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」では、民間企業の役割が明記されている。また、同会議では、安倍総理から防災分野における国際社会への貢献策として、「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、これまで培った日本の知見と技術を共有するという方針のもと、4年間で計40億ドルの資金協力と4万人の人材育成を表明している。特に、ハード、ソフトを組み合わせた信頼できるインフラのパッケージは日本の強みであり、2012年に約3兆円であったインフラ輸出は、2013年には約9兆円となっており、2020年には30兆円を目指している。

このような中、民間企業においては、防災産業の育成強化や災害時における協力について異業種間による検討が行われ始めている。そのうちの一例として、日刊工業新聞社、セブンイレブンジャパン、三井住友海上火災保険など様々な業態の企業が集まり、昨年7月に「日本防災産業会議」を設立し、活動を行っている。同会議では、個々の民間企業が有する災害情報の共有化や災害時の事業継続の取組について個社だけでなく社会全体として取り組むにはどうしていくべきかなどテーマを設けた分科会を設置し、これらの検討を行っている。また、災害時においては官民における連携が重要であることから、同会議に参画する企業を中心とした民間企業と、内閣府をはじめとする関係省庁等や地方公共団体の実務者による意見交換会を開催（平成27年度は官民連携意見交換会を2回開催、災害時の情報共有に係る分科会は官民双方出席する分科会を2回開催）し、これらテーマについて意見交換を行うなどし、防災産業の育成強化に努めている。



第1回官民連携意見交換会で
開会の挨拶を行う松本内閣府大臣政務官（当時）

コラム：地域における共助に基づく防災活動の取組事例

地域においては、自助・共助の精神に基づき様々な防災活動を実施している。ここでは平成27年度地区防災計画モデル地区事業の支援先における特徴的な取り組みを紹介する。

◇ 南海トラフ地震に備えた事前復興計画作成への取組（高知県高知市下知地区）

当該地区は、南海トラフ地震による津波に備えて、津波避難計画の策定や地区における津波避難訓練などに取り組んできた。地盤沈下や浸水被害は免れないものと想定しているが、地区の事前復興計画は存在していなかった。阪神・淡路大震災や東日本大震災の被災地域での実情を踏まえると、被災後に復興計画を検討するのはとても大変なことであるが、速やかに復興を進めないと若い人を中心に町から出てしまう懸念があることから、当該地区では、「命を守った後の将来の希望が見えなければいけない」と考え、また、「将来の希望から検討を始めることで、命を守る対策に主体的に取り組むことができる」とし、地域住民、専門家及び高知市を交えて事前復興計画を起点とした地区防災計画作りに取り組んでいる。



地区防災計画策定に向けたワークショップの様子

◇ 地元企業と地域自治会の連携による取組（徳島県鳴門市川東地区・里浦地区）

当該地区は、大塚製薬工場が地区内に立地しており、同社では地域住民の津波発生時の避難場所として工場屋上を解放するとともに、津波避難訓練などを実施してきた。これまでの訓練結果などを踏まえ、地域住民の個々の防災意識を高める必要があることから、津波における避難行動をどうすればよいか個々の住民に意識してもらうための災害時アクションカードを作成して個々の住民の災害時の役割や行動を明確にするとともに、小学校の参観日や婦人会、自主防災会などにおいてワークショップを開催して住民参加型の検討を行っている。



地区防災計画策定に向けた実地訓練の様子

第4節 国際防災協力

我が国は、従来から防災分野で世界をけん引してきており、さらに、平成27年（2015年）3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議（WCDRR）をホストし、そこで合意された「仙台防災枠組2015－2030」（SFDRR）の交渉においても中心的役割を果たし、会議の成功に貢献してきたことから、今後のSFDRRの推進においてもより一層の貢献とリーダーシップの発揮が求められている。そのため、従来から実施してきた、国連などの国際機関を通じた防災協力、アジア・太平洋地域における防災協力、二国間等防災協力を積極的に推進するとともに、WCDRRの閉会式において議長である山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）から提案し、同年末の国連総会で採択された「世界津波の日」など、新たな取組についても進めている。

4-1 国連などの国際機関を通じた防災協力

（1）国連国際防災戦略事務局（UNISDR）との連携強化

SFDRRを推進するため、新たに盛り込まれた7つのグローバルターゲットや世界各国の防災の取組の進捗確認のための指標や仕組みづくりの検討が、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）が事務局となってメンバー国間で進められており、我が国もその検討に積極的に参画している。また、UNISDRの活動を支援するため、平成27年度においては約174万ドルを拠出している。

また、平成28年3月11日に、河野内閣府特命担当大臣（防災）は、本年1月に就任したロバート・グラッサー新国連事務総長特別代表（防災担当）（SRSG）兼UNISDRヘッドと会談を行い、SFDRRを推進するため日本政府（内閣府）とUNISDRとがより一層緊密に連携・協力していくこと、新たに国連が制定した「世界津波の日」についてその普及に向けて両者で連携・協力していくこと、などについて話し合い、認識を共有した。



河野大臣とロバート・グラッサー国連事務総長特別代表（防災担当）の会談の様子

（2）国際復興支援プラットフォーム（IRP）

優先行動4に位置付けられた「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」を推進するための国際的な仕組として、SFDRRにおいてその強化がうたわれた国際復興支援プラットフォーム（IRP）について、運営委員会等における累次の議論を経て、平成27年11月にコペンハーゲンで開催された運営委員会において戦略枠組（ストラテジック・プラン）が策定された。日本政府（内閣府）は運営委員会副議長としてその間の議論をリードし、IRPの発展の基盤づくりに貢献した。また、IRPの活動を支援するため、UNISDRへの拠出金を通じて資金提供しているほか、国際復興フォーラム開催経費を負担している。（平成27年度：国連拠出金からの支援約22.5万ドル、国際復興フォーラム開催経費約7百万円）

4-2 アジア・太平洋地域における防災協力

(1) アジア防災センターの活動を通じた防災協力

アジア防災センター（ADRC）は、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災の教訓をはじめ、我が国の災害教訓をアジア地域と共有するため、平成10年（1998年）に兵庫県神戸市に設立され、災害情報の共有、メンバー国の人材育成、コミュニティの防災力向上、メンバー国、国際機関、地域機関、NGOとの連携の4つの柱を軸に活動を行ってきた。WCDRRの際に安倍内閣総理大臣が発表した「仙台防災協カイニシアティブ」において、グローバルな協力、広域協力のための仕組みとして位置づけられたADRCの活動を支援するため、日本政府（内閣府）はその運営委員会の議長として、SFDRRを踏まえたADRCの今後の活動方針についてメンバー国等間の議論をリードしている。

また、ADRCが平成28年2月にプーケットで開催した第12回アジア防災会議について、西川内閣府審議官を団長とする政府代表団として参加し、津波防災に関する討論会においては東日本大震災及び津波被害の状況やそこから得られた貴重な教訓の数々を他のメンバー国等と共有するとともに、世界津波の日について日本政府と他のメンバー国とが連携して取組みを進めることを表明し、賛同を得た。



第12回アジア防災会議において基調講演を行う西川内閣府審議官

(2) アジアにおける仙台防災枠組推進に向けたハイレベル会合

平成28年秋に開催予定のアジア防災閣僚級会議開催国であるインド及びUNISDRが主催者となり、日本、中国など合計9か国によるハイレベル会合を平成27年11月16日から18日にインドのニューデリーで開催した。ここでは、アジアにおける仙台防災枠組推進に向けた政策の方向付けや、次回開催のアジア防災閣僚級会議の方向付けについて話し合いが行われた。

我が国からは、松本内閣府副大臣が出席し、我が国の統計に関するノウハウを活用するなど各国の統計整備の支援や、我が国の防災体制を紹介しつつ、世界各国のガバナンス強化に向けたサポートなど、仙台防災枠組をアジア地域で積極的に推進することを表明した。



ハイレベル会合における松本副大臣の様子

4-3 二国間等防災協力／第4回日中韓防災担当閣僚級会合

平成20年（2008年）の第1回日中韓首脳会議における「三国間防災協力に関する共同発表」に基づき、二年おきに日中韓三カ国持ち回りで防災担当閣僚級会合を開催している。平成21年（2009年）に我が国で第1回会合を開催したのを皮切りに、平成23年（2011年）に中国で第2回会合、平成25年（2013年）に韓国で第3回会合を開催し、平成27年（2015年）10月に第4回会合を再び我が国（東京）で開催した。

第4回会合には、我が国からは河野内閣府特命担当大臣（防災）、中国からは竇玉沛（ドウ・ユペイ）民生部副部長（副大臣に相当）、韓国からは李聖浩（イ・ソンホ）国民安全処次官（副大臣に相当）がそれぞれ出席し、三国における最近の災害対応等に関する情報共有、今後の三国間における防災協力の在り方についての意見交換等が行われた。また、会合の成果文書として、三国が共同してSFDRRの推進や教育、訓練に取り組むことを内容とする「第4回日中韓防災担当閣僚級会合 日中韓三国の防災協力に関する共同声明」が取りまとめられた。



共同声明署名後の三者の様子

4-4 「世界津波の日」の制定に係る取組

2015年12月23日（現地時間22日）、ニューヨークで開催されていた第70回国連総会本会議で「世界津波の日」を定める決議が全会一致により採択された。この決議は、2015年3月に宮城県仙台市において行われた第3回国連防災世界会議、及び2015年9月に国連総会で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダのフォローアップとして、我が国をはじめ142か国が共に提案したものである。

決議の具体的な内容は、（1）11月5日を「世界津波の日」として制定すること、（2）早期警報、伝統的知識の活用、「より良い復興」を通じた災害への備えと迅速な情報共有の重要性を認識すること、（3）すべての加盟国、組織、個人に対して、津波に関する意識を向上するために、適切な方法で、世界津波の日を遵守することを要請すること、等である。

11月5日を指定することは、安政元年（1854年）11月5日に和歌山県で起きた大津波の際に、村人が自らの収穫した稲むらに火をつけることで早期に警報を発し、避難させたことにより村民の命を救い、被災地のより良い復興に尽力した「稲むらの火」の逸話に由来する。

今後は、この決議により、津波の脅威について関心が高まり、その対策が進むことが期待される。また、日本は、毎年11月5日に向けて、世界各地での津波の啓発活動や津波対策の強化を通じ、国際的な防災協力の取組を推進していく予定である。世界における津波防災の取組を推進していく上で、既に「津波防災の日」における取り組みを実施している我が国が模範を示していく必要があるため、政府においては、ホームページなどやポスターを作成し「世界津波の日」の制定に係る啓発活動を行っている。



「世界津波の日」国内外向け周知啓発用ポスター（日・英）

第5節 国土強靱化の推進のための取組

国土強靱化については、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」に基づき、平成26年6月3日に「国土強靱化基本計画」を閣議決定するとともに、平成27年6月16日に国土強靱化推進本部において「国土強靱化アクションプラン2015」（以下、この節において「アクションプラン2015」という。）を決定した。それを踏まえ、現在、各府省庁において国土強靱化に関する取組が進められているところである。

アクションプラン2015においては、平成26年8月に発生した広島市での土砂災害や同年9月の御嶽山噴火等の発生を踏まえて、

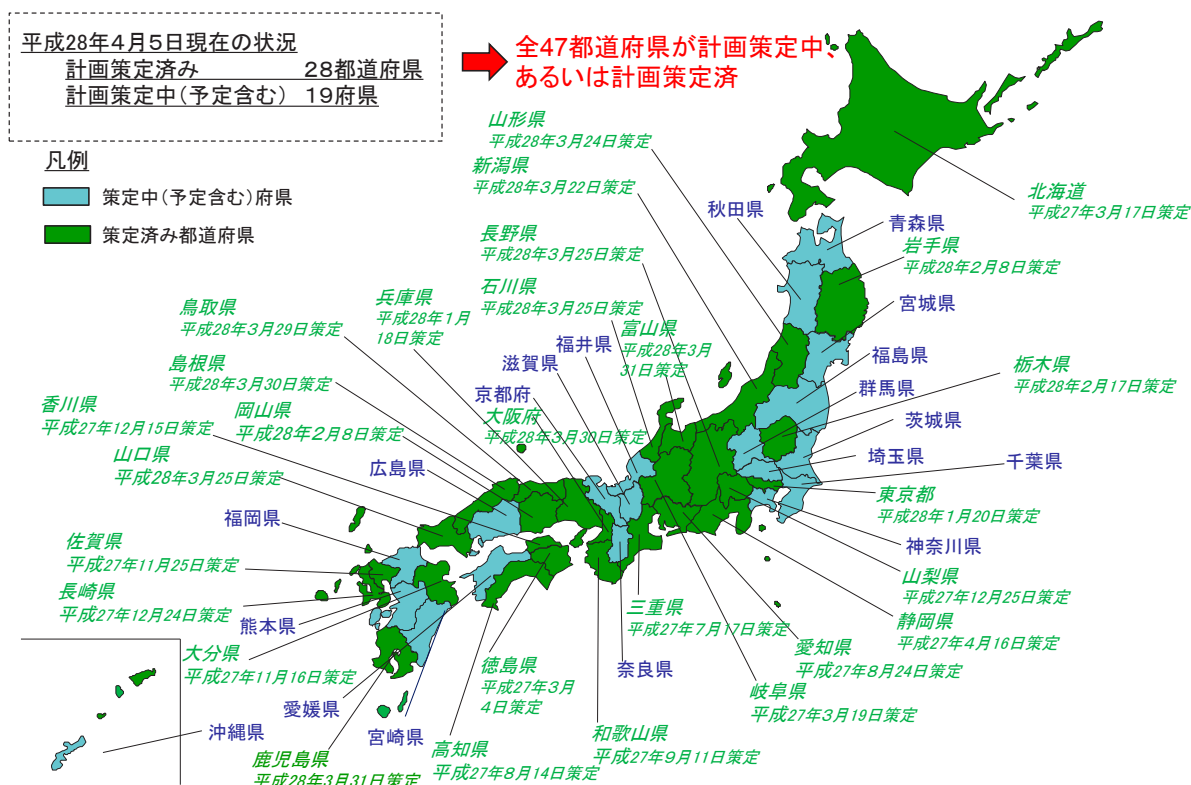
- ・土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査の実施支援
- ・土砂災害警戒情報の市町村への通知等の義務付け
- ・常時観測火山の見直しを含む火山監視・観測体制の強化
- ・噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定促進

等の施策について、新たに取組を推進することとした。

あわせて、45の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下、この節において「プログラム」という。）ごとの重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）について、平成26年度中の取組を反映し、目標達成等による指標の高度化や現状値の迅速な把握等による精度向上を実施するとともに、プログラム全体の進捗状況の把握、プログラム間の進捗状況の比較を行うための統合進捗指数（IPI：Integrated Program Index）を試行的に導入した。

また、地方公共団体においては、国土強靱化地域計画（以下、この節において「地域計画」という。）の策定が進められている。平成28年4月5日時点で、28都道府県14市区町が既に策定済みであり、19府県27市町村が地域計画の策定に向けて取り組んでいる。地方公共団体に対して地域計画の制度に対する理解を促進するため、国の職員による説明会等を行う（平成27年度で合計57回）とともに、地方公共団体が地域計画に基づき実施する取組については、関係府省庁所管の32の交付金・補助金等の交付の判断にあたって一定程度配慮するなどの支援を行っている（図表1-1-15）。

図表 1-1 15 国土強靱化地域計画の策定に向けた取組（予定を含む）を公表している地方公共団体



出典：内閣官房国土強靱化推進室資料

さらに国土強靱化を実効性あるものにするためには、民間企業等の主体的な取組も大変重要であり、それらをより一層推進すべく、先進的な取組事例を「民間の取組事例集」としてとりまとめた。平成28年3月現在、241事例を掲載しており、今後も事例の充実・情報の更新等に取り組んでいく。あわせて、事業継続の取組等を積極的に取り組んでいる民間企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証することができるよう、平成28年2月にガイドラインを提示した（図表 1 - 1 - 16）。

図表 1-1-16 国土強靱化 民間の取組事例集



出典：内閣官房国土強靱化推進室資料

加えて、平時から強くしなやかな国づくりについて国民一人ひとりが考えるリスクコミュニケーションの観点から、平成27年度に、関係府省庁や関係機関と連携し学習教材「防災まちづくり・くにづくり」を作成し、使用希望のあった全国の学校約1万5千校等に約277万部配布した。今後、学校の授業等での積極的な活用を促していく（図表1-1-17）。

図表 1-1-17 防災まちづくり・くにづくり



出典：内閣官房国土強靱化推進室資料

第2章 発生が危惧される災害種別ごとの対策取組状況

第1節 地震・津波災害対策

1-1 南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する検討

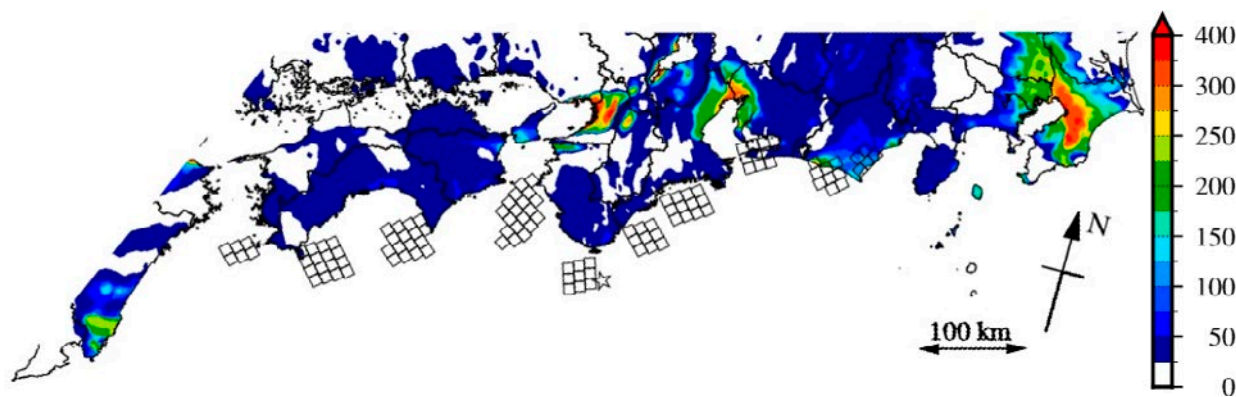
地震動の揺れが1往復する周期が長い「長周期地震動」は、震源が浅く、規模の大きな地震で強く励起される。長周期地震動には、周期が短い地震動に比べ遠くまで伝わり、超高層建築物や大型の石油タンク等を大きく揺らすなどの特徴がある。

平成23年東北地方太平洋沖地震は、日本海溝沿いのやや深い場所で発生した地震であったことなどにより、地震の規模に比べて長周期地震動を強く励起した地震ではなかったが、震源から遠く離れた大阪の超高層建築物でも長周期地震動による特徴的な揺れが報告されており、社会的に注目された。

南海トラフ沿いの巨大地震は、震源が浅く、規模が大きいため、長周期地震動が強く励起されることが懸念される。地震調査研究推進本部によれば、南海トラフ沿いでマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、今後30年以内に70%程度としており、近い将来に発生が懸念される。このため、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」及び「首都直下地震モデル検討会」（両検討会座長：阿部勝征 東京大学名誉教授）は、南海トラフ沿いの巨大地震が発生した場合に想定される長周期地震動について合同で検討を進め、平成27年12月17日に「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」として取りまとめ、公表した。

この報告によって、南海トラフ沿いでマグニチュード9程度の最大クラスの地震が発生した場合には、長周期地震動による地表の揺れが継続する時間は、三大都市圏で長くなり、長周期地震動が卓越することが明らかになった（図表1-2-1）。

図表1-2-1 最大クラスの地震による長周期地震動の継続時間



出典：内閣府資料

(1) 超高層建築物の構造躯体への影響

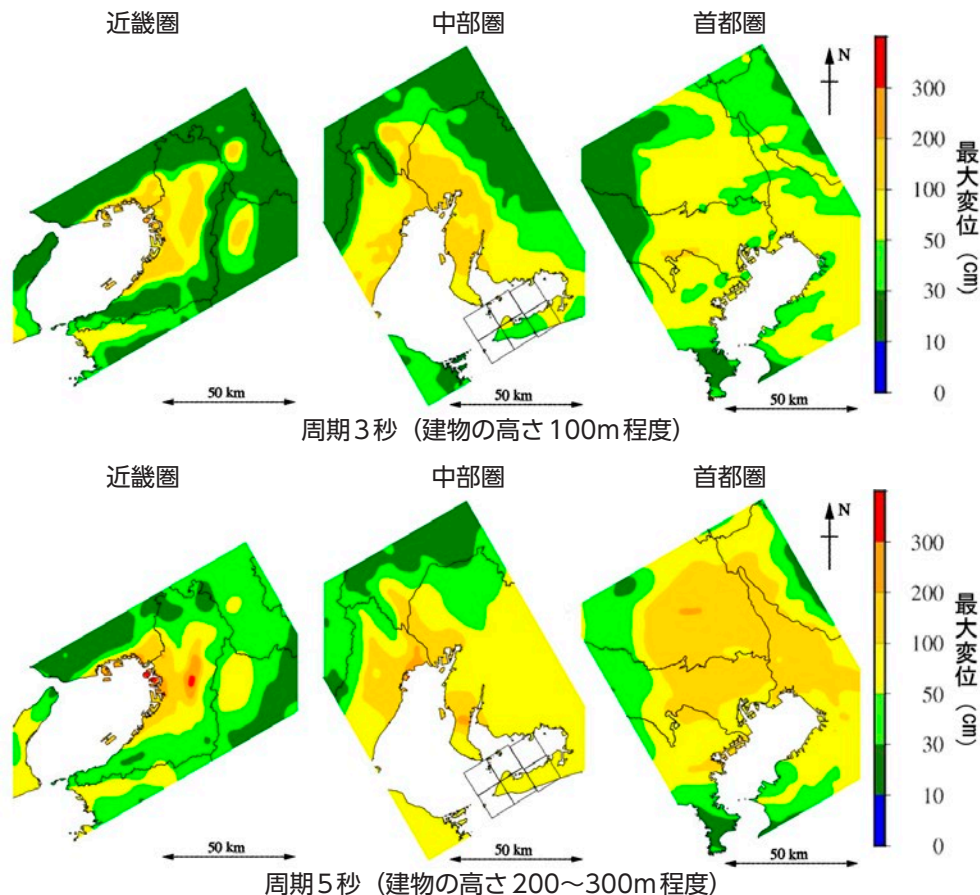
長周期地震動によって大きな揺れが想定される超高層建築物の構造躯体への影響については、南海トラフ沿いで最大クラスの地震が発生した場合でも、「建物が倒壊するまでには強度的に一定の余裕があるのではないか」と整理された。しかしながら、個々の超高層建築物の構造躯体への影響は、個別に詳細な検証を行い、必要に応じて改修等の措置を講ずることが望ましい。このため、国土交通省では、超高層建築物における構造設計の手法など、南海トラフ沿いの巨大地震を対象とした長周期地

震動対策の検討を進めている。

(2) 超高層建築物の室内への影響

超高層建築物の室内では、長周期地震動によって大きな揺れが想定される。最大クラスの地震を想定した場合、三大都市圏における超高層建築物の最上階の揺れは、沿岸部を中心とする地域で100～200 cm程度が推計された。更に、固有周期5～6秒（高さ200～300m程度）の建物では、中部圏及び近畿圏の一部で最大300 cm以上と推計されている（**図表1-2-2**）。

図表1-2-2 超高層建築物における最上階の揺れ（最大変位）



出典：内閣府資料

(3) 長周期地震動への備え

南海トラフ沿いの巨大地震が発生した場合、三大都市圏の広い範囲で背の高い家具等が転倒する可能性が高く、一部地域では、背の低い家具等であっても、転倒を引き起こす程度の揺れが発生することが想定される。さらに、キャスター付きで滑りやすい場合には、建物の揺れの変位量と同程度もしくはそれ以上に移動する可能性があり、極めて危険な凶器となる。このため、家具等の転倒や移動、落下の防止対策は、短周期の揺れへの対策だけでなく長周期地震動対策としても非常に重要である。

また、南海トラフ沿いの巨大地震が発生すると、三大都市圏の広い範囲で、船に乗っているような揺れが長く続き、歩いたり動いたりすることにやや支障が生じ、一部地域では、立っていることが困難になる。さらに、揺れに翻弄され、自分の意志で何も行動できないような状況が生じることも想定される。このため、超高層建築物内で緊急地震速報などの大きな地震の発生を知らせる情報を見聞きした場合や揺れを感じた場合には、長周期地震動による大きな揺れに備え、頭部を保護し、揺れに飛ばされないよう体勢を低くして身の安全を確保することが重要となる。

1-2 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画

平成28年3月29日、中央防災会議は、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において作成するとされた「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を中央防災会議幹事会で決定した。同計画は、「首都直下地震モデル検討会」において最新の科学的知見に基づき切迫性が高いと評価され、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が報告した被害想定に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、帰宅困難者対応及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めたものである。活動分野毎の概要は以下のとおりである。

① 緊急輸送ルート計画

発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めた計画である。発災時には、全国からの応援部隊やDMATの被災地域への迅速な進出のため、あらかじめ必要最低限に絞って選定した緊急輸送ルートについて、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うことが重要である。また、首都直下地震の発災時に想定される深刻な道路交通麻痺に対応し早期に緊急通行車両の通行を可能とするため、道路啓開や応急復旧を実施することと併せて滞留車両等の移動や交通規制を実施することも必要となる。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関の間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有や緊急通行車両の通行の確保のための具体的な手順を定めている。

② 救助・救急、消火活動等に係る計画

首都直下地震による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、甚大な被害が想定される被災都県の警察・消防機関は、発災直後から救助・救急、消火等に必要な部隊（以下「域内部隊」という。）を最大限動員するとともに、国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限り早急に投入する必要がある。このため、被災都県で動員する警察・消防機関の域内部隊に加えて、全国からの「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」（以下「広域応援部隊」という。）の初動期における派遣の方針と具体的な手順等を定めている。

③ 医療活動に係る計画

首都直下地震では、建物倒壊・火災等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生等により、被災地である1都3県の区域内の医療ニーズが急激に増大すると想定される。一方、当該区域には、高度の診療機能を有し、耐震構造の施設、必要な設備・備蓄を備えた災害拠点病院が150病院（平成27年4月現在 全国695病院の2割超）存在するなど多くの医療機関が集積しており、これらの医療資源を最大限活用する必要がある。このため、全国から、災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）をはじめとする医療チームによる応援を迅速に行い、膨大な医療ニーズに対応できるよう、災害拠点病院を中心に被災地内の医療機能を確保することとあわせて、被災地内医療機関の負担軽減のため、被災地内で対応が困難な重症患者については、安定化処置後、被災地外に搬送し治療する体制を構築することを定めている。

④ 物資調達に係る計画

首都直下地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。こ

のため、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するものとし、発災直後に行うこのプッシュ型支援による物資調達・供給の内容、手順を定めている。

⑤ 燃料供給に係る計画

首都直下地震の発生により多くの製油所・油槽所・LPガス輸入基地等が被災する状況にあっても、全国的な燃料供給を確保しつつ、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。このため、石油精製業者等による系列を超えた相互協力を行う供給体制の下、防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」と、業務継続が必要な重要施設への「優先供給」の手順等を定めている。

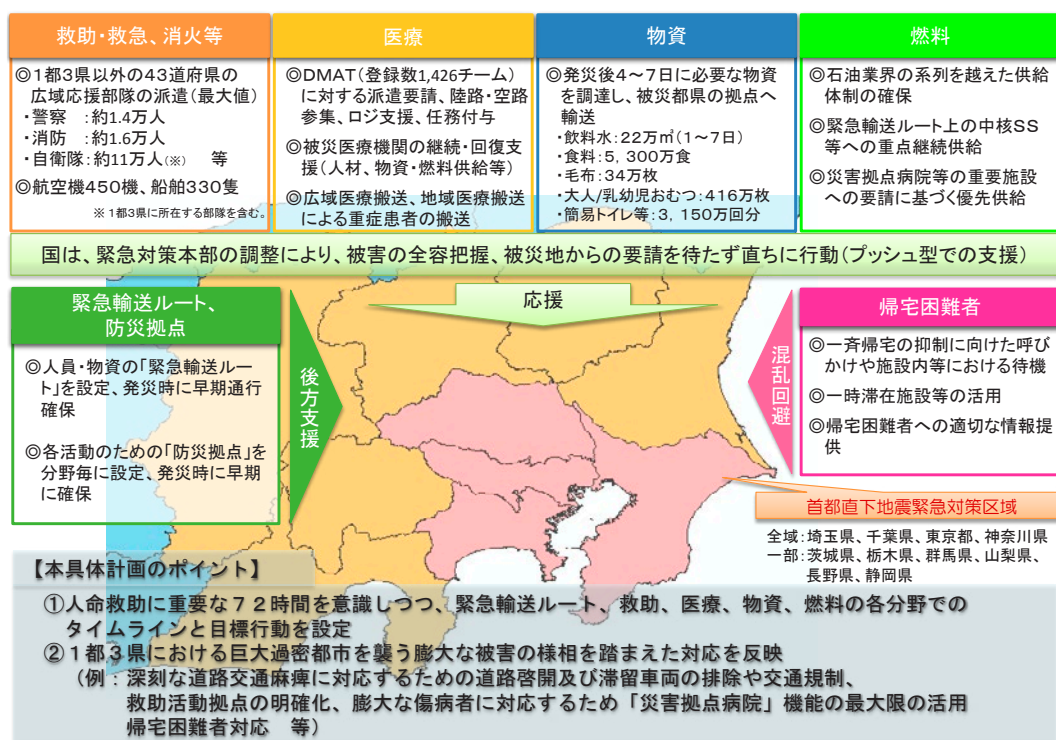
⑥ 帰宅困難者対応に係る計画

中央防災会議被害想定によれば、自宅が遠距離にある等の理由により徒歩等の手段によっても帰宅が困難になる人は東京都で約490万人に上るとされている。

これらの帰宅困難者が徒歩等により移動を開始した場合には、応急対策活動全般に支障を来すことが懸念されるほか、ターミナル駅等やその周辺においては、多くの人が滞留し、混乱等が発生することも予想される。

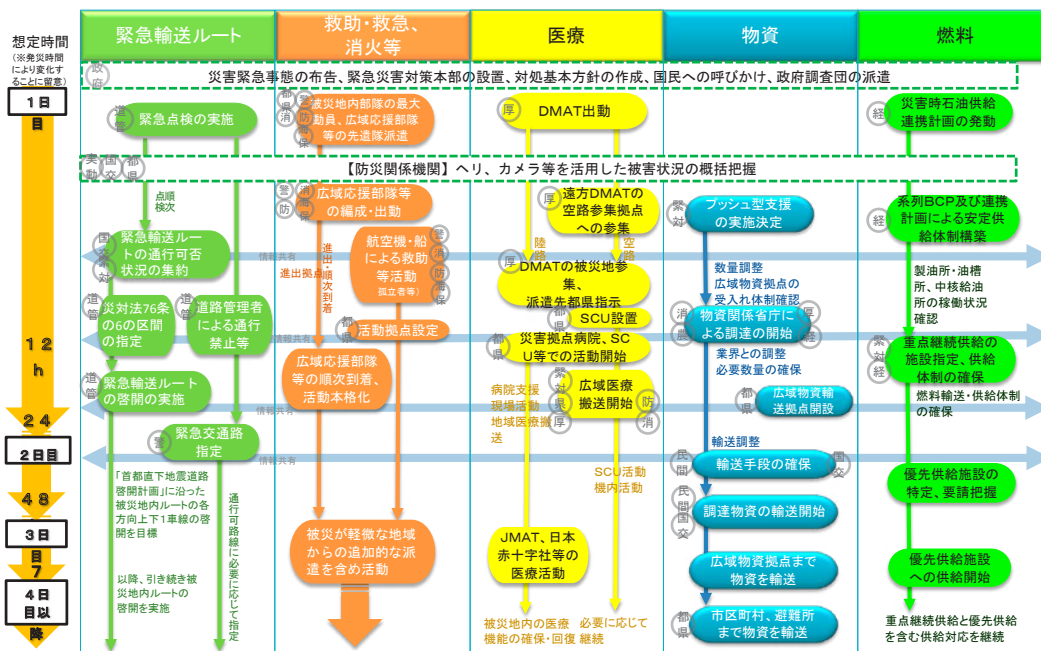
このため、首都直下地震発生時における帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避し、応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅の抑制に関すること、一時滞在施設等の活用に関すること、帰宅困難者への情報提供に関することを定めている。

図表 1-2-3 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要



出典：内閣府資料

図表 1-2-4 首都直下地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）



上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

出典：内閣府資料

コラム：感震ブレーカーの普及による大規模地震火災対策の推進

中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループの報告では、首都直下地震による市街地延焼火災による焼失家屋数は最大で41万棟、死者数が1万6千人に及ぶ可能性が指摘されている。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の分析によると、近年の地震火災の出火原因は、使用中の電気ストーブの周辺に室内の家具が転倒する等、可燃物が散乱して着火したり、延長コードが転倒した家具と衝突し、損傷によりショートしたりするなど、電気関係が半数以上を占めている。

このような電気火災を防ぐため、内閣府、消防庁、経済産業省が連携し、大規模地震時に家屋内の通電を自動的に遮断する「感震ブレーカー」の普及を進めることとし、平成27年3月に改定した首都直下地震緊急対策推進基本計画においては、延焼のおそれのある密集市街地における普及率を平成36年度までに25%に高めることを目標としている。

具体的な取組みとして、「感震ブレーカー」は分電盤に感震遮断装置が組み込まれているタイプから、地震の揺れにより重り玉が落下し既存の分電盤のスイッチを切る数千円程度の簡易タイプまで様々な製品が市販されていることから、これらの性能評価を行うためのガイドラインを平成27年2月にとりまとめ、併せて第三者認証制度を開始した。

また、住宅等における電気設備の保安の確保等を目的とする民間規格である内線規程（（一社）日本電気協会発行）が平成28年3月に改定され、住生活基本計画（全国計画）に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地における新築住宅等においては、感震遮断機能付きの分電盤の設置を勧告する等の運用が開始された。

政府におけるこれらの動きを踏まえ、自治体における設置費の補助や不動産関係事業者による取組等もみられるところであるが、大規模地震時の市街地延焼火災の発生を防止するためには、地域が一体となった取組が必要となることから、引き続き、関係機関、自治体、事業者、地域の自治会等が連携し、地震火災対策を推進する必要がある。

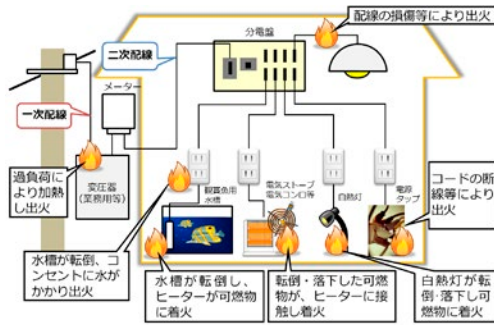


図1 電気火災の主な出火部位



図2 各種感震ブレーカーの例

※地震時等に著しく危険な密集市街地〔住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）〕：密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である、著しく危険な密集市街地（全国約4,450ha）（平成27年度速報）

1-3 熊本県熊本地方を震源とする地震における対応

平成28年4月14日、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5（暫定値）、最大震度7の地震が発生した。また、4月16日、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード7.3（暫定値）、最大震度7の地震が発生。政府は、災害対策基本法に基づき、4月14日に関係省庁からなる「平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害対策本部」を設置、翌15日に「平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震現地対策本部」を設置した。このほか、被災した市町村へ国の職員を派遣するなど、熊本県、熊本市など被災した市町村と連携しながら避難者支援等を行っている。

この地震により、熊本県の全45市町村に災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された（4月14日）。また、「平成28年熊本地震による災害」について、全国を対象とする激甚災害を指定し、当該災害に適用すべき措置（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例等）を指定した（4月26日公布・施行）。さらに、この災害について、「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」に基づき特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図った（5月2日公布・施行）。加えて、熊本県知事からの要望を受け、今回の地震について、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく非常災害として指定した。これにより、今回の地震で被災した道路等の災害復旧事業について、被災自治体からの要請があった場合には、国等が代行してその工事を行うことができるようになった（5月13日公布・施行）。

第2節 火山災害対策

平成26年9月に発生した御嶽山の噴火では、水蒸気噴火が突如発生し、火口周辺の多くの登山者が被災した。この御嶽山の噴火では、様々な火山防災対策に関する課題が改めて認識された。これを受け、政府においては、中央防災会議の下に「火山防災対策推進ワーキンググループ」を設置し、火山噴火予知連絡会などの関係検討会での議論も踏まえつつ、有識者や関係省庁による議論を経て、平成27年3月に「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」を取りまとめた。

この報告の提言のうち、法制化すべき点を措置すべく、同年5月29日に、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第189回国会に提出した。同法案は同年7月1日に成立、同月8日に公布され、同年12月10日から施行した（図表1-2-5）。

図表 1-2-5 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成27年12月10日施行）

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

1. 改正の背景

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要（御嶽山噴火の教訓）
- 火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個別性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要



2. 法律の概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

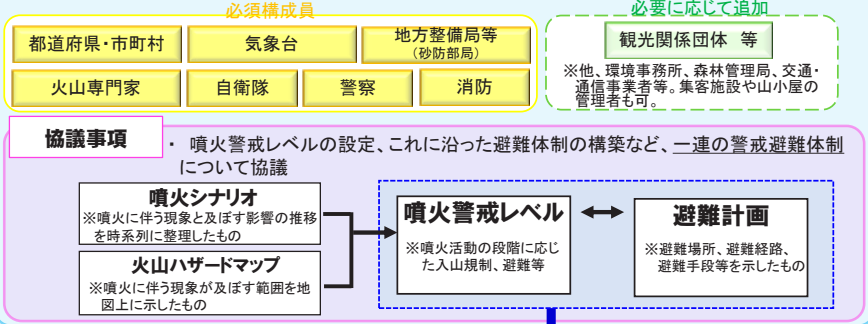
火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

火山防災協議会（第4条）

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

- ・ 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）



【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】（第5条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
2. 右の2、3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】（第6条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
5. 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知

【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

○自治体や登山者等の努力義務（第11条）

- ・自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定
- ・登山者等の努力義務（火山情報の収集、連絡手段の確保等）を新たに規定

出典：内閣府資料

この改正により、内閣総理大臣は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定するとともに、噴火の可能性が高く、噴火時には人的災害の発生が想定される特に警戒避難体制を整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定することとされた。また、当該地域に指定された都道府県及び市町村は、警戒避難体制の整備に関する協議を行うため、気象台や火山専門家等、火山地域の関係者が一堂に会する火山防災協議会を組織するとともに、当該協議会の意見聴取を経た上で、警戒避難体制の整備に関する事項を地域防災計画に位置付けることとされた。これを受け、平成28年2月22日に、内閣総理大臣は、中央防災会議からの答申等を踏まえ、基本指針を策定するとともに、火山災害警戒地域（23都道府県、140市町村）を指定した（図表1-2-6）。この他、当該改正により、登山者等が集まる集客施設や要配慮者利用施設の所有者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）を作成することとする等の規定が追加された。

図表 1-2-6 火山災害警戒地域一覧

(平成28年2月22日指定)

火山名	都道府県	市町村	市町村数	火山名	都道府県	市町村	市町村数
アトサヌプリ	北海道	弟子屈町	1	浅間山	群馬県	長野原町、嬭恋村	6
雌阿寒岳	北海道	釧路市、足寄町、白糠町	3		長野県	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町	
大雪山	北海道	上川町、東川町、美瑛町	3	新湯焼山	新潟県	糸魚川市、妙高市	3
十勝岳	北海道	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、新得町	6		長野県	小谷村	
樽前山	北海道	苫小牧市、千歳市、白老町	3	弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町	3
倶多楽	北海道	登別市、白老町	2	焼岳	長野県	松本市	2
有珠山	北海道	伊達市、壮瞥町、洞爺湖町	3		岐阜県	高山市	
北海道駒ヶ岳	北海道	七飯町、鹿部町、森町	3	乗鞍岳	長野県	松本市	2
恵山	北海道	函館市	1		岐阜県	高山市	
岩木山	青森県	弘前市、鱒ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、板柳町、鶴田町	6	御嶽山	長野県	上松町、王滝村、木曾町	5
八甲田山	青森県	青森市、十和田市	2		岐阜県	高山市、下呂市	
十和田	青森県	十和田市	3	白山	石川県	白山市	2
	秋田県	鹿角市、小坂町			岐阜県	白川村	
秋田焼山	秋田県	鹿角市、仙北市	2	富士山	山梨県	富士吉田市、都留市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	15
岩手山	岩手県	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町	4		静岡県	三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町	
秋田駒ヶ岳	岩手県	雫石町	2	箱根山	神奈川県	箱根町	1
	秋田県	仙北市		伊豆東部火山群	静岡県	伊東市、伊豆市	2
鳥海山	秋田県	由利本荘市、にかほ市	4	伊豆大島	東京都	大島町	1
	山形県	酒田市、遊佐町		新島	東京都	新島村	1
粟駒山	岩手県	一関市	4	神津島	東京都	神津島村	1
	宮城県	栗原市		三宅島	東京都	三宅村	1
	秋田県	湯沢市、東成瀬村		八丈島	東京都	八丈町	1
蔵王山	宮城県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町	5	青ヶ島	東京都	青ヶ島村	1
	山形県	山形市、上山市		鶴見岳・伽藍岳	大分県	別府市、宇佐市、由布市、日出町	4
吾妻山	山形県	米沢市	3	九重山	大分県	竹田市、由布市、九重町	3
	福島県	福島市、猪苗代町		阿蘇山	熊本県	阿蘇市、高森町、南阿蘇村	3
安達太良山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町	6	雲仙岳	長崎県	島原市、雲仙市、南島原市	3
磐梯山	福島県	会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、湯川村	6	霧島山	宮崎県	都城市、小林市、えびの市、高原町	6
		下郷町、西郷村			鹿児島県	霧島市、湧水町	
那須岳	福島県	那須塩原市、那須町	4	桜島	鹿児島県	鹿児島市、垂水市	2
	栃木県	日光市		薩摩硫黄島	鹿児島県	三島村	
日光白根山	群馬県	沼田市、片品村	3	口永良部島	鹿児島県	屋久島町	1
		中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町		諏訪之瀬島	鹿児島県	十島村	
草津白根山	長野県	高山村	5	【合計】49 火山	23 都道府県	140 市町村	延べ155

出典：内閣府資料

集客施設等の所有者等が避難確保計画を作成するにあたり、参考とすべき点について、「噴火時等の避難計画の手引き作成委員会」を平成27年12月から開催し検討を進め、平成28年3月に「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」として取りまとめ、公表した。本委員会では、引き続き本手引きの充実や、「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引」（平成24年3月）の改訂に向けた作業を検討している。

火山防災対策を更に推進させていくため、複数の関係機関同士の連携強化を図り、より一体的に火山防災対策を推進するための「火山防災対策推進検討会議」（第2回会議より名称を「火山防災対策会議」に変更）を開催し、引き続き報告での提言についてフォローアップを行う。

報告内の提言として取り上げられた、火山監視観測体制の構築については、火山観測・監視体制の強化として、気象庁が、水蒸気噴火の先行現象を検知するための火口付近への観測施設の増強等を進めているほか、国土地理院では、火山周辺の電子基準点の電源強化や、地殻変動を詳細に観測するために自律・可搬型の地殻変動観測装置の整備を行った。

火山防災情報の伝達については、火山防災情報をわかりやすく提供するため、気象庁が、臨時の発表であることを明記した「火山の状況に関する解説情報」や噴火の発生事実を迅速に伝える「噴火速報」の発表開始、噴火予報及び噴火警戒レベル1のキーワード「平常」を「活火山であることに留意」に変更する等の火山情報の改善を進めた。

この他に、退避壕・退避舎等の避難施設の整備のあり方については、平成27年5月より「活火山

における退避壕の整備等に関する検討ワーキンググループ」を計9回開催し、検討を行った。同年12月には「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」を作成し、公表した。

コラム：活火山における退避壕の充実

平成26年9月27日に御嶽山で発生した噴火では、火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど甚大な被害が発生した。しかし、近傍の山小屋まで退避した方々の多くが、難を逃れることができた旨の報告もあり、突発的な噴火に際して噴石等から逃れるには退避壕が一定の有効性を持つことが確認され、その充実を図る必要性が認識された。

そこで、内閣府（防災担当）では、火山有識者や衝撃耐力の専門家からなる退避壕の整備に関する検討ワーキンググループを設置し、従来の鉄筋コンクリート製の退避壕のみならず、御嶽山のような建設用資機材の搬入が困難な標高の高い場所等において、既存の山小屋等を活用しながら登山者等の安全を確保するための方策について検討を行った。

検討にあたっては、防衛大学校の衝突実験施設を用いて防弾チョッキ等に用いられる高機能繊維（アラミド繊維）で補強された木造の屋根の衝突耐力の模擬実験等をもとに、必要とされる仕様を整理し、平成27年12月に「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」をとりまとめた。

今後とも、関係自治体や関係機関、火口周辺の施設管理者・所有者等が地域と一体となって既存施設の補強や新たな退避壕の設置等について検討を進めることにより、活火山における着実な防災対策の推進が期待される。



図1 防衛大学校 衝撃実験施設



図2 アラミド繊維による補強の効果
「こぶし大」程度の噴石の衝突を高機能繊維により補強された屋根で衝撃吸収

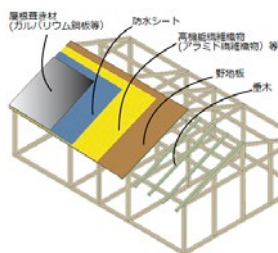


図3 山小屋の屋根の補強イメージ



図4 アラミド繊維による補強改修工事の例
(環境省：えびのエコミュージアムセンター)

第3節 水害対策

我が国は、河川氾濫により形成された沖積平野に多くの人口が居住するという地形条件と、台風等による豪雨が高い頻度で発生するという気象条件のため、水害が発生しやすい特徴を有しているが、近年では、短時間強雨の年間発生回数が明瞭な増加傾向にあり、大河川の氾濫も相次いでいる。

平成27年9月関東・東北豪雨（以下「関東・東北豪雨」という。）による災害では鬼怒川の堤防の決壊等により、茨城県常総市で死者2名が発生したことに加え、氾濫流は決壊地点から10 km以上も流下し、常総市役所や多くの住宅地を含む市域の広範囲が長期間にわたり浸水した。宅地等の浸水が概ね解消したのは決壊から約10日後という近年例を見ない被害が生じ、警察、消防、海上保安庁、自衛隊等により救助された住民は、茨城県下で4,200名以上にも及んだ。また、常総市以外においても、関東・東北豪雨により関東地方から東北地方にわたり広域で水害が発生した。



茨城県常総市における浸水状況（平成27年9月10日 国土交通省撮影）



茨城県常総市における鬼怒川破堤箇所の状況
（平成27年9月10日無人航空機（UAV）により撮影 国土地理院）

このような事態を踏まえ、政府は、鬼怒川の氾濫をはじめとする関東・東北豪雨による被害を教訓として、災害に対して強くしなやかな国土・地域・経済社会の構築に資するよう、今後の水害における避難や応急対策の在り方について、政府一体となった水害対策を検討するため、中央防災会議の防災対策実行会議の下に、「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」を設置した。

本ワーキンググループでは、全5回にわたる検討を経て本報告を作成し、近年増加傾向にある水害における避難対策に加え、初動から普及に至るまでの応急対策全般にわたって、今後の改善策等を提言しているが、そのなかで、関東・東北豪雨による災害から得られた実務的な課題を以下の6つに集約している。

(1) 自助・共助の備えが十分ではなかった

大きな被害を受けた常総市においては、ハザードマップを認知している住民の割合が非常に低く、また避難判断の基となる河川水位の意味を知っている人の割合も低かった。

(2) 避難勧告等の発令タイミングや区域、病院等の要配慮者利用施設の避難確保計画を事前に定めていなかった

関東・東北豪雨の被災市町において、避難勧告等の発令タイミングや発令対象区域、避難先が事前に十分な検討がなされていない等の課題が見受けられ、避難勧告等の発令が遅れたり、対象区域に漏れが生じていたりした。病院等の要配慮者利用施設において避難確保計画等の策定がなされておらず、浸水で孤立し救出に時間を要したケースもあった。

(3) 避難行動を促すために細やかに状況を伝達する等、情報提供に工夫の余地がある

雨量や河川水位等の情報や避難勧告等の情報が確実に伝達されておらず、伝達された情報が住民等の適切な避難行動に結びついていなかった。

(4) 発災時の混乱を未然に防いだり、生活再建の手続き早期化を図ったりするための準備・体制が十分でなかった

関東・東北豪雨の被災市町では経験やノウハウが十分には蓄積されておらず、災害対応に混乱を来した。また、一定規模以上の災害では他の市町村等から応援派遣がなされるが、あまりにも混乱していると派遣された応援者を現場のニーズにあわせて適切に割り振る「受援」の余裕もなく、応援を活用しきれていないことも多かった。

(5) 避難所をはじめ被災後の生活環境が確保されていなかった

避難所の運営体制の確保や要配慮者への支援体制の確保等について、必ずしも十分な対応がとられていなかったと思われる例もみられた。

(6) ボランティアと行政とが連携する仕組みはさらに発展させる余地がある

関東・東北豪雨による災害においても、多数のボランティアが各地から駆けつけ、生活再建に不可欠な存在として、被災地の様々な局面で大きな役割を果たしたが、行政とボランティアとが十分に情報共有できていないという実態が見受けられた。

このように、関東・東北豪雨の被災市町においては災害対応で混乱し、十分な対応ができなかったという課題を重視し、いかに市町村の災害対応力を上げるか、そして国や都道府県、ボランティア等がいかにそれを支援できるかということに力点を置いて、実践的で具体的な対策について提言がなされている(図表1-2-7)。

本報告の内容の実効性を確保し、災害時に的確に対応するためには、住民と行政(国、都道府県、市町村等)、ボランティア、関連団体(医療機関、社会福祉協議会等)、報道機関等のあらゆる主体が、平時から地道に繰り返して自発的に防災への取組を進めていくことが必要であり、実践的な訓練を定期的実施することが非常に重要である。また、今後、国は、被災経験のない市町村であっても迅速かつ確かな災害対応を実施できるよう、平時の備えから災害対応の初動、応急対策、復旧に至るまでの間、市町村がとるべき災害対応のポイント等を示した「市町村のための水害対応の手引き(仮称)」を作成する予定である。

図表 1-2-7 水害時における避難・応急対策の今後のあり方について

○対策の方向性

- ◆東日本大震災の教訓を踏まえ、防災関連の制度は充実が図られてきた
- ◆既存制度を十分に活用するため、以下の7つの対策に取り組み、**実効性確保のため**の訓練を定期的に実施
- ◆次の2点については、今後、具体的な方策を検討
 - ・**人口稠密地域における大規模かつ広域的な避難のあり方**
 - ・**被災市町村への災害対応支援の仕組み**

1. 水害に強い地域づくり

- 地域住民による自主的な防災活動の取組推進
- 水害保険・共済の普及促進
- 地域全体での事前の地域づくりと被災後の生活再建

2. 実効性のある避難計画の策定

- ハザードマップ(避難地図)と避難計画の改善
- 病院等における避難確保計画・BCPの策定推進
- 指定緊急避難場所の指定・避難行動要支援者名簿の作成促進

3. 適切な避難行動を促す情報伝達

- 避難勧告等の躊躇なき発令
- 避難勧告等の確実な伝達
- 細やかな情報提供と「顔の見える関係」の構築

4. 行政の防災力向上

- 市町村長・職員の研修・訓練等による防災体制の強化
- 浸水に対する行政の備え

5. 被災市町村の災害対応支援

- 水害対応の手引きの作成・周知
- 被災市町村の災害対応を支援する体制の確保

6. 被災生活の環境整備

- 避難所における生活環境の確保
- 医療サービスの確保
- 災害時の防犯対策
- 災害廃棄物の迅速な処理

7. ボランティアとの連携・協働

- ボランティアとの積極的な連携
- 円滑な受入と継続的な支援

出典：内閣府資料

第3章 原子力災害に係る対策

第1節 原子力防災体制について

1-1 平時の原子力防災体制について

原子力災害対策に係る施策は、万が一の被害が甚大で、また広範囲にわたるため政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要である。このため、平時から政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に原子力防災会議が設置されている。

同会議の主な役割は、内閣府をはじめとする関係省庁と関係自治体の参加の下、策定し実効性を確認した地域の緊急時対応について、国の責任の下の下承することである。この原子力防災会議の議長には内閣総理大臣、副議長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を充て、議員に全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている。

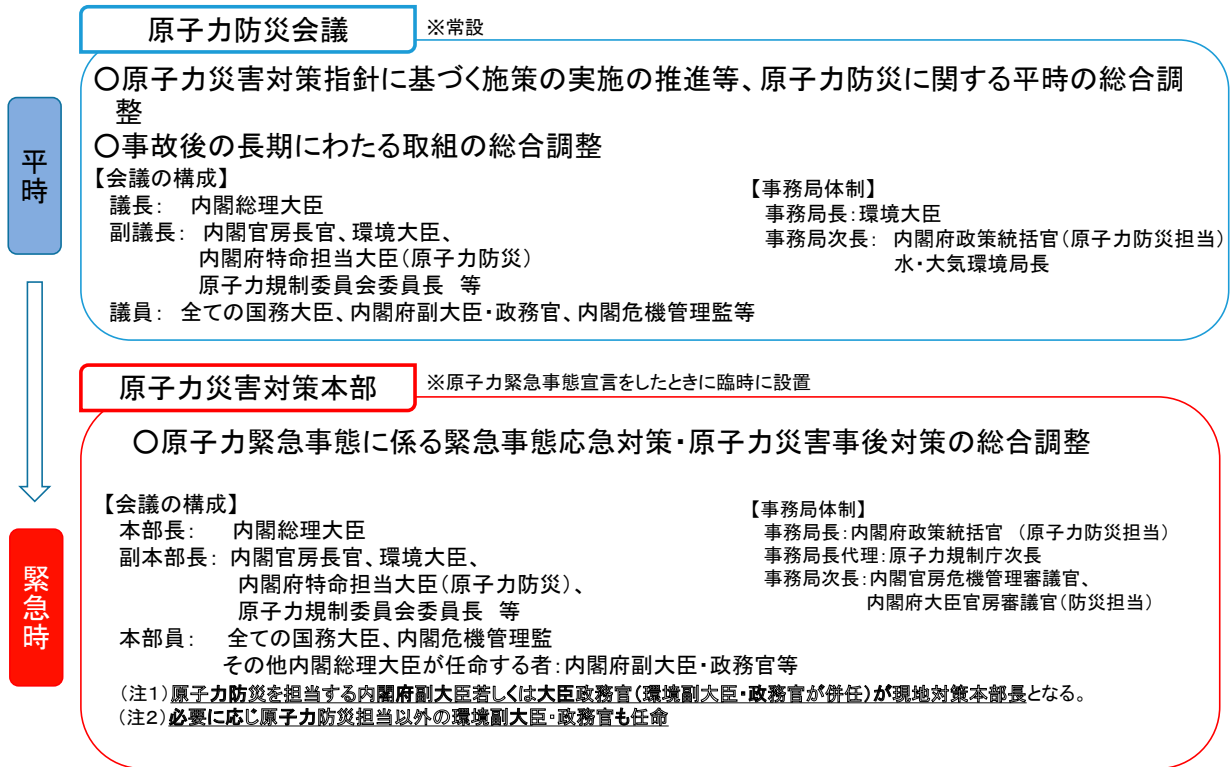
1-2 緊急時の原子力防災体制について

また、万が一大量の放射性物質等の放出により原子力緊急事態が発生した場合は、原子力災害対策本部が設置される。同本部の主な役割としては、実際の現場や被害の状況を把握し、その状況に即した緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため、国の関係機関や地方公共団体等との総合調整等を行うこととしている。また、原子力災害対策本部の本部長には内閣総理大臣、副本部長には、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を充て、本部長に全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている。

同本部における役割分担としては、技術的・専門的事項の判断については、原子力規制委員会が一義的に担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応する。原子力災害対策本部の事務局は、平成26年10月14日に発足した内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が担う。

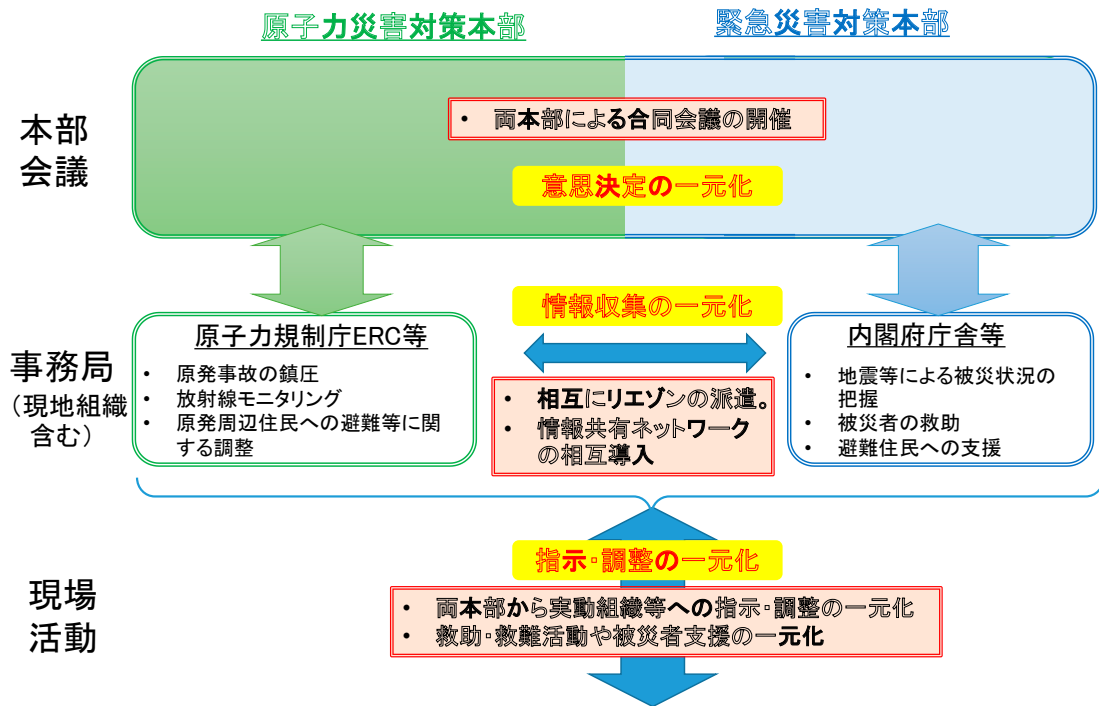
また、自然災害を契機として原子力災害が発生するいわゆる複合災害が発生した場合に、自然災害に対応する緊急災害対策本部と原子力災害に対応する原子力災害対策本部の両本部が合同会議において意思決定を行うなど、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化することについて、平成27年7月の中央防災会議において防災基本計画を修正し、複合災害発生時の体制を強化した。また、平成27年11月8日に実施した「平成27年度原子力総合防災訓練」においては、地震と原子力発電所事故の複合災害を想定し、自然災害と原子力災害の合同会議を開催するとともに、両本部事務局間の連携を検証した。

図表 1-3-1 平時 緊急時における原子力防災体制



出典：内閣府資料

図表 1-3-2 大規模複合災害時の両本部の対応イメージ（対応の方向性）



出典：内閣府資料

第2節 原子力規制委員会における原子力防災対策及び放射線モニタリングの充実

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組を継続的に行っていくことが極めて重要である。

原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

2-1 原子力災害対策に係る取組

平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、改正された原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。

このため、原子力規制委員会においては、平成24年10月に同指針を策定し、平成24年度に1度、平成25年度に2度の改正を行った。平成27年4月22日には、東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、緊急時防護対策を準備する区域（UPZ）外におけるプルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準、予測的手法の記載の削除や、緊急時モニタリング結果の集約及び迅速な共有が可能となる仕組みの整備について検討を行い、同指針を改正した。また、平成27年8月26日には、原子力災害に対応する医療機関や国、立地道府県等及び事業者の役割、原子力災害時医療に関係する者に対する研修・訓練等、原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携、避難退域時における検査及び除染等の具体化について、同指針に改正した。

併せて、原子力災害時医療体制について、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関に関する施設要件を定め、高度被ばく医療支援センターとして国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の5施設、原子力災害医療・総合支援センターとして国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の4施設を同日付けで指定した。

このほか、平成28年3月29日、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、核燃料施設等に係る原子力災害対策の在り方に関する検討を開始した。

2-2 緊急時対応への取組

原子力規制委員会としての危機管理に係る取組として、原子力災害対策指針、各種計画等の改正結果を踏まえて、原子力規制委員会防災業務計画、初動対応マニュアル、原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル、原子力規制委員会国民保護計画を修正等するとともに、業務継続計画に基づく初動対応訓練を実施し、原子力規制委員会が行う緊急時対応の円滑かつ的確な実施のための危機管理体制の基盤整備に努めた。また、原子力災害対策マニュアル、NBCテロ現地連携モデル、防災基本計画、国民保護に関する基本指針の修正等に協力するとともに、各種訓練に参加し、政府全体の緊急時対応の円滑かつ的確な実施に寄与した。さらに、原災法に基づく平成27年度原子力総合防災訓練において、内閣府政策統括官（原子力防災担当）と原子力規制委員会との連携を図った。このほか、これまでに引き続き、実務研修及び防災携帯の整備（機種更新及びアドレス帳更新）等を通じて、原子力規制委員会初動対応マニュアルに基づく初動対応能力の維持向上に努めた。

また、これまでに引き続き、原子力規制庁として原子力事業者防災訓練に参加し、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）と原子力施設事態即応センターとのより幅広い情報共有のあり方を追求する等、緊急時対応能力の向上に向けて改善を図っている。加えて、平成27年度原子力事業者防災

訓練報告会において、前年度の同報告会で抽出された原子力事業者防災訓練の共通の課題等に基づいて原子力規制庁が策定した評価指標（案）を用いて、原子力事業者防災訓練の試行的な評価を行った結果等について意見交換を行い、これまでの訓練実績の積み重ねにより、訓練内容が着実に高度化してきていることを確認した。

2-3 放射線モニタリングの充実

原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、平成27年7月には、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所に地方放射線モニタリング対策官を増員し、現地における緊急時モニタリング体制の強化を図った。また、原子力規制庁において、緊急時モニタリングに関する詳細な事項についてとりまとめている「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」を平成27年4月22日及び8月26日に改訂し、公表した。さらに、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成27年6月から運用を開始した。

また、原子力規制委員会では、「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成27年4月1日改定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎週公表している。平成27年5月及び同年11月には、平成26年11月と同様に、IAEA環境研究所の専門家が来日し、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海の海水を採取し、日本のデータの信頼性が高いことを確認した。平成28年2月10日の原子力規制委員会においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年が経過しようとする中で、約5年間のモニタリング結果を整理し、今後のモニタリングの見直しの方向性等について議論を行った。

このほか、原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国の環境放射能水準を調査するため、全国47都道府県における環境放射能水準調査、原子力発電所等周辺海域（全16海域）における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24道府県）が実施する放射能調査等の支援を行った。そのほか、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のため、「環境放射能分析研修」、「モニタリング実務研修」及び「緊急時モニタリングセンターに係る訓練研修」を実施した。

2-4 事故・故障等

原子炉等規制法では原子力事業者等に対し、放射線障害防止法では放射線同位元素等取扱事業者に対し、発生した事故・故障等について原子力規制委員会に報告することを義務付けており、平成27年度に受けた報告は、原子力事業者等から6件、放射線同位元素等取扱事業者から2件である。

第3節 地域の原子力防災体制の充実・強化について

3-1 地域防災計画・避難計画の策定と支援

関係地方公共団体は、災害対策基本法に基づき地域防災計画を作成し、都道府県及び市町村が原子力災害対応においてとるべき基本的な対応を定めることとなっている。

しかしながら、平成23年3月11日に起きた東日本大震災に伴う東京電力福島原子力発電所事故発生時に作成されていた福島県地域防災計画原子力災害対策編においては、地震等の自然災害による原子力災害の発生を前提としていなかったことや、防災行政無線の回線不足や地震・津波による通信機器の損壊のために住民への情報伝達が困難であったこと等により、実際の住民の避難において、さま

さまざまな混乱等の問題が生じた。これを踏まえ、関係地方公共団体では、住民の避難方法をより具体的に記した避難計画を策定することとなった。

現在、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、原子力発電所から概ね半径30km圏内の関係地方公共団体により地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「地域防災計画」という。）が策定されている。地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要配慮者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

図表1-3-3 地域防災計画・避難計画の策定状況（平成28年3月31日現在）

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数	備考
泊地域	13	13	13	
東通地域	5	5	5	
女川地域	7	7	4	平成26年12月、宮城県が「避難計画（原子力災害）作成ガイドライン」を策定。
柏崎刈羽地域	9	9	8	平成26年3月、新潟県が「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を策定。
東海地域	14	13	0	平成27年3月、茨城県が「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」を策定。
浜岡地域	11	11	0	平成28年3月、静岡県が「浜岡地域原子力災害広域避難計画」を策定。
志賀地域	9	9	9	
福井エリア	23	23	23	
島根地域	6	6	6	
伊方地域	8	8	8	
玄海地域	8	8	8	
川内地域	9	9	9	
12地域計	122	121	93	
福島地域	13	9	6	平成27年3月「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」改定。同年4月、一部受入施設見直し

注）福島地域は、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意する必要がある。

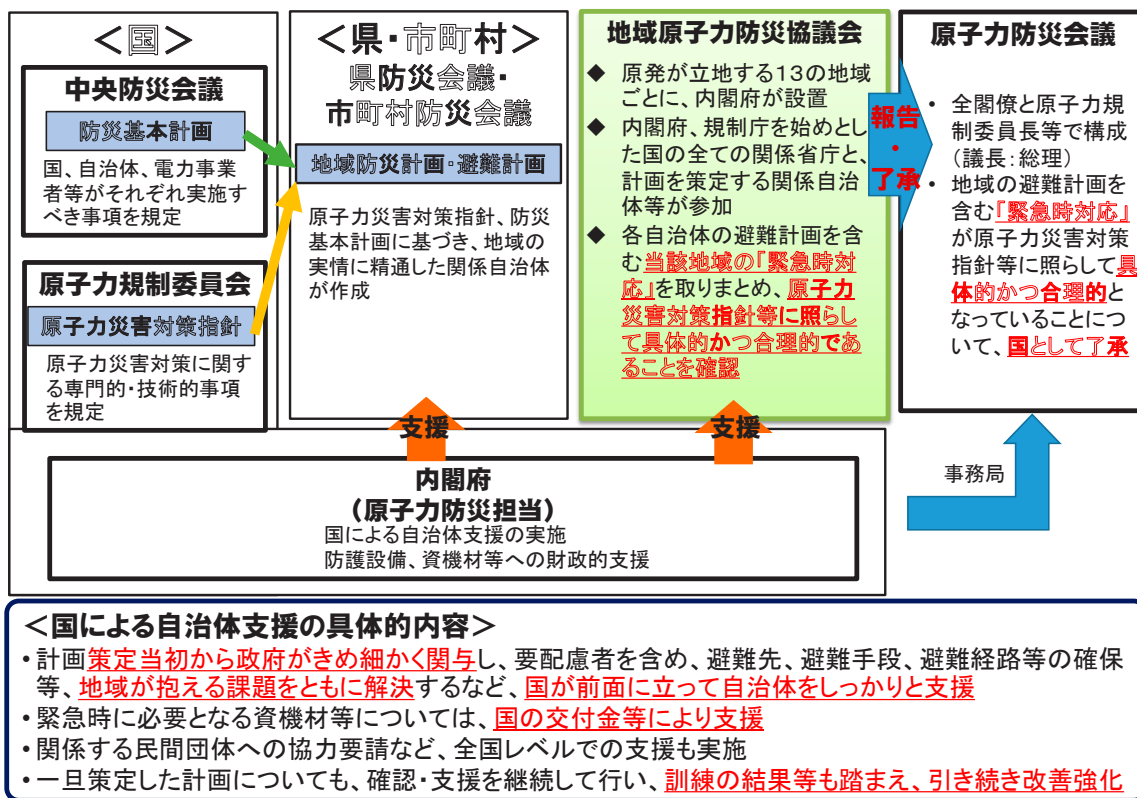
出典：内閣府資料

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、平成25年9月の原子力防災会議決定に基づき、道府県や市町村が作成する地域防災計画及び避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月、原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、その下に作業部会を置いた。各地域の作業部会では、避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、国と関係地方公共団体が一体となって地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化に取り組んでいる。地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域については、緊急時対応をとりまとめ、それが原子力災害対策指針等に照らし、地域原子力防災協議会において具体的かつ合理的なものであることを確認し、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は原子力防災会議の了承を求め、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告することとしている。緊急時対応の確認を行った地域については、緊急時対応の具体化・充実化の支援及び緊急時対応の確認（Plan）に加え、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い（Do）、訓練結果から反省点を抽出し（Check）、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図る（Action）というPDCAサイクルを導入し、継続的に地域の防災体制の充実を図っている。

各地域の緊急時対応については、平成26年度に川内地域ワーキングチーム特別会合において「川

内地域の緊急時対応」が確認され、原子力防災会議でその確認結果が了承されている。また、平成27年度には、伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」が、福井エリア地域原子力防災協議会において「高浜地域の緊急時対応」が確認され、原子力防災会議でそれらの確認結果が了承されている。

図表 1-3-4 地域防災計画・避難計画の策定



出典：内閣府資料

図表 1-3-5 原子力防災会議で緊急時対応を了承した地域の一覧

		川内地域	伊方地域	高浜地域
関係自治体	県	鹿児島県	愛媛県、大分県、山口県	福井県、京都府、滋賀県、岐阜県
	市町村	薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町	伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、上関町	高浜町、おおい町、小浜市、若狭町、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町、高島市
原子力防災会議開催日		平成26年9月12日	平成27年10月6日	平成27年12月18日
地域原子力防災協議会開催日		平成26年9月5日 (ワーキングチーム特別会合として開催)	平成27年8月26日	平成27年12月16日
作業部会開催実績		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年11月5日、11月22日 平成26年6月10日 (全てワーキングチームとして開催)	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年11月8日 平成26年5月16日 平成27年2月13日、3月27日、6月12日、6月22日、6月29日、7月9日、7月10日、7月21日、8月24日 (平成27年2月13日までワーキングチームとして開催)	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年5月27日、12月24日 平成26年3月3日、3月18日、6月26日、12月2日 平成27年3月25日、8月6日、11月25日 (平成26年12月2日までワーキングチームとして開催)

※関係自治体は、地域原子力防災協議会の構成員及びオブザーバー

出典：内閣府資料

伊方地域については、これまで伊方地域原子力防災協議会を補佐する作業部会等をのべ11回開催し、原子力災害が発生した際の緊急時における対応について検討を実施した。平成27年8月26日に開催された「伊方地域原子力防災協議会」において「伊方地域の緊急時対応」をとりまとめた。

「伊方地域の緊急時対応」のポイントとしては、以下の4点が挙げられる。

- ① P A Z（発電所から概ね5 km圏内、約5千人）は、全面緊急事態で即時避難を実施。30 km圏外に避難先を確保。
- ② 医療機関、社会福祉施設の入居者、在宅の要支援者、学校・保育所の児童等については、事故発生後、全面緊急事態よりも早い段階から避難を開始。無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設に留まる。
- ③ 特別な地理的条件のある佐田岬半島（半島内の概ね5～30 km圏内、約5千人）は、P A Zに準じた避難等の防護措置を行う区域とし、さまざまな事態に対応できるよう、陸路、海路、空路による避難、屋内退避といった複数の防護措置を組み合わせ対応を実施。
- ④ U P Z（発電所から概ね5～30 km圏内、約11万人）は、全面緊急事態で屋内退避を実施。緊急時モニタリングの結果、一定の放射線量以上の区域は一週間程度内に一時移転等を実施。U P Z内の約11万人に対応できる避難先を確保。

伊方地域原子力防災協議会では、愛媛県から、「防災対策に終わりなし」との認識の下、関係自治体と連携して避難対策の更なる充実化を図る旨表明するとともに、国は今後も伊方地域原子力防災協議会を通じて支援を行う旨表明した。また、四国電力は、福祉車両の確保等、事業者として実施すべきことを対応する旨表明し、自衛隊、海保庁、警察、消防の実動組織関係4省庁から不測の事態には、関係県・市町からの要請により、必要に応じた支援を行う旨表明した。以上を踏まえ、愛媛県、山口県、大分県等の関係自治体、関係府省庁の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であると確認した。

福井エリアについては、敦賀、美浜、大飯、高浜の各地域毎に分科会を設置し、各地域に特化して具体的に解決すべき課題について検討することとしている。高浜地域については、「福井エリア地域

原子力防災協議会」の下に高浜地域分科会を設置し、これまで14回開催し、原子力災害が発生した際の緊急時における対応について検討を実施した。平成27年12月16日に開催された福井エリア地域原子力防災協議会において「高浜地域の緊急時対応」をとりまとめた。

「高浜地域の緊急時対応」のポイントとしては、以下の3点が挙げられる。

- ① P A Z（圏内の人口約9千人）は、全面緊急事態で即時避難を実施。30 k m圏外に避難先を複数確保。
- ② 医療機関、社会福祉施設の入居者、在宅の要支援者、学校・保育所の児童等については、事故発生後、全面緊急事態よりも早い段階から避難を開始。避難により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設に留まる。
- ③ U P Z（圏内の人口約17万人）は、全面緊急事態で屋内退避を実施。緊急時モニタリングの結果、一定の放射線量以上となった区域は一週間程度内に一時移転等を実施。U P Z内の約17万人に対応できる避難先を複数確保。

福井エリア地域原子力防災協議会では、福井県、京都府、滋賀県から、「防災対策に終わりなし」との認識の下、関係自治体と連携して避難対策の更なる充実化を図る旨表明するとともに、国は今後福井エリア地域原子力防災協議会を通じて支援を行う旨表明した。また、関西電力は、福祉車両の確保等、事業者として実施すべきことを対応する旨表明し、自衛隊、海保庁、警察、消防の実動組織関係4省庁から不測の事態には、関係府県・市町からの要請により、必要に応じた支援を行う旨表明した。以上を踏まえ、福井県、京都府、滋賀県等の関係自治体、関係府省庁の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認した。

3-2 原子力災害対策指針の見直しへの対応やオフサイトの防災業務関係者の安全確保等について

原子力規制委員会は平成27年3月に従前の「緊急被ばく医療に関する検討チーム」を改組して、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」を設置し、それまでに得られている調査研究の成果等を基に、原子力災害時における医療体制の在り方に関する検討を行った。これらの結果を踏まえ、平成27年8月に原子力災害対策指針が改定され、原子力災害拠点病院等の整備及び原子力災害医療派遣チームの体制整備を行うこととなった。

内閣府はこの原子力災害対策指針の改定を踏まえ、平成28年度予算において、原子力災害拠点病院等の整備に係る資機材の整備、関係者に対する基礎研修及び実践研修並びに原子力災害医療派遣チーム体制の実効性の確保（研修体制の確立や車両の整備）に要する経費を支援することとした。また、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」においては、「避難計画の策定、訓練の実施、道路整備等による避難経路の確保など原子力災害・モニタリング対策の充実・強化を引き続き推進する。」としている。



原子力災害医療派遣チーム車両（イメージ）



被ばく医療実習（イメージ）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項に基づき、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）を指定することとなっている。

オフサイトセンターの満たすべき要件は、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成24年9月14日文部科学省・経済産業省令第3号）で定められているが、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、平成24年9月に、その立地場所について、基本的に、5～30km圏内（緊急防護措置を準備する地域（UPZ）域内）とする等の改正を行ったところ。

この改正を踏まえて、平成27年7月、北海道電力泊発電所、北陸電力志賀原子力発電所及び四国電力伊方発電所のオフサイトセンターがそれぞれ移転することに伴い、同法第12条の規定に基づき、原子力規制委員会、関係地方自治体等への意見を聴き、これらの施設を新たにオフサイトセンターに指定した。

図表 1-3-6 実用発電炉に係る緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）及び代替施設一覧

原子力事業所	緊急事態応急対策等拠点施設		代替施設	
	名称	場所	名称	住所
北海道電力株式会社泊発電所	北海道原子力防災センター	北海道岩内郡共和町南幌似141番地1	喜茂別町農村環境改善センター	北海道虻田郡喜茂別町字伏見264番地の4
			寿都町総合文化センター	北海道寿都郡寿都町字開進町187番地1
東北電力株式会社東通原子力発電所	東通村防災センター	青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地35	青森県原子力センター	青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎400番地の1
			青森県庁	青森県青森市長島一丁目1番1号
日本原子力発電株式会社東海発電所及び東海第二発電所	茨城県原子力オフサイトセンター	茨城県ひたちなか市西十三奉行11601番12	茨城県教育研修センター	茨城県笠間市平町1410
			つくば国際会議場	茨城県つくば市竹園二丁目20番地3号
東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	新潟県柏崎市三和町5番48号	新潟県庁	新潟県新潟市中央区新光町4番1
			三和区総合事務所	新潟県上越市三和区井ノ口444番地
北陸電力株式会社志賀原子力発電所	石川県志賀オフサイトセンター	石川県羽咋郡志賀町西山台二丁目7番地	石川県庁	金沢市鞍月一丁目1番地
			奥能登総合事務所	輪島市三井町洲衛十部11番1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	福井県敦賀原子力防災センター	福井県敦賀市金山99号11番47	福井県大飯原子力防災センター	福井県大飯郡おおい町成和第1号1番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター			福井県高浜原子力防災センター	福井県大飯郡高浜町藪部35号14番地
日本原子力発電株式会社敦賀発電所			福井県生活学習館	福井県福井市下六条町第14号1番地
関西電力株式会社美浜発電所	福井県美浜原子力防災センター	福井県三方郡美浜町佐田64号字毛ノ鼻第1番6	福井県大飯原子力防災センター	福井県大飯郡おおい町成和第1号1番地1
			福井県高浜原子力防災センター	福井県大飯郡高浜町藪部35号14番地
			福井県生活学習館	福井県福井市下六条町第14号1番地

原子力事業所	緊急事態応急対策等拠点施設		代替施設	
	名称	場所	名称	住所
関西電力株式会社大飯発電所	福井県大飯原子力防災センター	福井県大飯郡おおい町成和第1号1番地1	福井県敦賀原子力防災センター	福井県敦賀市金山99号11番47
			福井県美浜原子力防災センター	福井県三方郡美浜町佐田64号字毛ノ鼻第1番6
			福井県生活学習館	福井県福井市下六条町第14号1番地
関西電力株式会社高浜発電所	福井県高浜原子力防災センター	福井県大飯郡高浜町菌部35号14番地	福井県敦賀原子力防災センター	福井県敦賀市金山99号11番47
			福井県美浜原子力防災センター	福井県三方郡美浜町佐田64号字毛ノ鼻第1番6
中国電力株式会社島根原子力発電所	島根県原子力防災センター	島根県松江市内中原町52番地	福井県生活学習館	福井県福井市下六条町第14号1番地
			島根県出雲合同庁舎	島根県出雲市大津町1139番地
四国電力株式会社伊方発電所	愛媛県オフサイトセンター	愛媛県西予市宇和町卯之町五丁目175番地3	島根県仁多集合庁舎	島根県仁多郡奥出雲町三成555番地4
			愛媛県庁舎	松山市一番町四丁目4番地2
九州電力株式会社玄海原子力発電所	佐賀県オフサイトセンター	佐賀県唐津市西浜町2番5号	砥部町文化会館	伊予郡砥部町宮内1410番地
			佐賀県庁	佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
九州電力株式会社川内原子力発電所	鹿児島県原子力防災センター	鹿児島県薩摩川内市神田町1番3号	長崎県消防学校	長崎県大村市森園町663番地6
			鹿児島県消防学校	鹿児島県日置市東市来町長里1020-1
			鹿児島県庁行政庁舎	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

※オフサイトセンター本体が移転を予定している女川、福島及び浜岡の3地域については含まれていない。

出典：内閣府資料



愛媛県オフサイトセンター外観

現在、内閣府において、原子力発電所が設置されている13地域ごとに地域原子力防災協議会を設置し、関係地方公共団体や関係省庁等が参加して、原子力災害時の地域の緊急時対応について、国と関係自治体が一体となって具体化・充実化を進めている。しかしながら、原子力災害時に緊急事態応急対策等に当たる防災業務関係者の安全確保に関し、特にオフサイト（原子力施設の周辺地域をいう。）で対応に当たる民間事業者や公務員（警察、消防、自衛隊等の実動組織を除く。）については、その安全確保に関し、必ずしも制度的な措置がなされていない状況にある。

そのため、オフサイトの防災業務関係者の安全確保を推進するため、専門的・技術的な観点から検討を行うことを目的として検討会を設置し、平成27年7月以降、計6回に渡って検討会を開催し平成28年1月に報告書を取りまとめた。本報告書では、オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関し、各主体の役割分担などについて、大きな方向性を示した上で、今後、内閣府として、詳細化・具体化を進めていくこととしている。

同検討会の検討結果の概要は以下の通り。

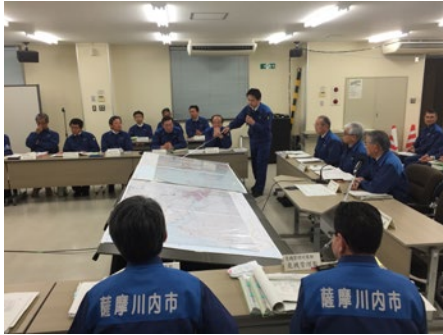
- ① 防災業務関係者の業務とその活動範囲
 - ・国や自治体の防災業務関係者の要員とその業務については、各機関が防災計画等において明確化。
 - ・民間事業者の業務内容等については、実施要請を行う国・自治体の機関との間で事前に取り決め。
 - ・本検討会では、住民の一時移転等が一通り終了するまでの「初動対応期」を中心に整理。
 - ② 緊急時の適切な防護措置の在り方
 - ・マスク等の防護装備について、事故進展に合わせて3段階（放出前、放出中、沈着後）で整理。
 - ・状況に応じた防護措置の必要性に関する専門的・技術的判断については、国が責任を持って実施。
 - ・判断を現場に即時に伝達するための情報連絡の仕組みやシステムの検討が必要。
 - ③ 平時からの研修、教育訓練
 - ・具体的な装備や必要な知識等について、防災業務関係者が研修等を通じて理解しておくことが必要。
 - ・車両の運転など、業務内容等に即した防護の方策の内容を説明。
 - ④ 緊急時の被ばく線量管理の在り方
 - ・被ばく線量について、国及び自治体の職員に関しては当該機関がそれぞれ管理。
 - ・民間事業者については、実施要請を行う機関が、業務実施前に被ばく線量の予測を行い、あらかじめ定めた被ばく線量の管理の目安以内に収まることを確認。
 - ・長期的な被ばく線量記録の保管については、現に存在する民間の取組の活用を含め検討。
 - ⑤ 平時及び緊急事態応急対策実施後の健康管理の在り方
 - ・業務実施後、心身の不調など、具体的な問題が存在する場合には適切に対応することが必要。
- また、平成28年3月11日に開催された原子力関係閣僚会議において、原子力政策に関し、地域の防災を担う自治体の声に応えるために、全国知事会からの要望に対する対応として「原子力災害対策の充実に向けた考え方」をとりまとめた。この考え方の中で、特に重要と考えられる項目として、国と自治体の役割の明確化、大気中放射性物質の拡散計算の活用、安定ヨウ素剤の配布、実動組織の協力、民間事業者・国・自治体職員の協力、原子力事業者の責務と具体的な対応が掲げられている。

3-3 地方公共団体や事業者における防災訓練や研修のための取組

(1) 地方公共団体における原子力防災訓練への支援

原子力施設の立地地方公共団体又は隣接する地方公共団体は、災害対策基本法に基づき年に一度の頻度で、原子力防災訓練を実施することとなっている。関係道府県が主催する訓練では、道府県知事をはじめとする地方公共団体及び警察、消防、海上保安庁、自衛隊といった国や地域の関係実動組織も参加し、住民避難や避難退域時検査については一部実動を取り入れた形で実施されている。

地域原子力防災協議会においては、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域について、地域防災計画及び避難計画の具体性や実効性の検証を目的として、訓練の企画・実施や評価方法の普及、訓練を通じたPDCAサイクルの実践等、必要な支援を行った。



薩摩川内市災害対策本部会議



避難退域時検査場での車両検査（鹿児島市）

図表 1-3-7 平成 27 年度における地方公共団体による原子力防災訓練の実施状況

地域	訓練名	日時
1 泊	北海道原子力防災訓練	平成 27 年 10 月 21 日及び平成 28 年 2 月 5 日
2 東通	青森県原子力防災訓練	平成 27 年 10 月 27 日
3 女川	宮城県原子力防災訓練	平成 27 年 10 月 30 日
4 福島	福島県原子力防災訓練	平成 27 年 11 月 26 日及び 28 日
5 東海第二	茨城県原子力防災訓練	平成 28 年 3 月 11 日
6 柏崎刈羽	新潟県原子力防災訓練	平成 28 年 2 月 5 日
7 志賀	石川県・富山県合同原子力防災訓練	平成 27 年 11 月 23 日
8 福井 エリア	①福井県原子力防災訓練 ②京都府原子力防災訓練 ③滋賀県原子力防災訓練 ④岐阜県原子力防災訓練	①平成 27 年 10 月 16 日及び 11 月 15 日 ②平成 27 年 11 月 28 日 ③平成 27 年 7 月 12 日 ④平成 27 年 11 月 29 日
9 浜岡	静岡県原子力防災訓練	平成 28 年 1 月 15 日及び 2 月 3 日
10 島根	島根県・鳥取県合同原子力防災訓練	平成 27 年 10 月 23 日及び 25 日
11 伊方	原子力総合防災訓練	平成 27 年 11 月 8 日及び 9 日
12 玄海	①佐賀県・長崎県・福岡県合同原子力防災訓練 ②佐賀県原子力防災訓練	①平成 27 年 11 月 28 日 ②平成 28 年 1 月 22 日
13 川内	鹿児島県原子力防災訓練 (「[川内地域の緊急時対応]」に基づく)	平成 27 年 12 月 20 日

出典：内閣府資料

(2) 地方公共団体や実動機関等の職員への研修の実施

内閣府政策統括官（原子力防災担当）では、地方公共団体等の防災業務関係者に原子力防災対策指針の防護措置の考え方を理解していただくとともに、原子力災害時の対応力の向上を目的として、原子力防災基礎研修、バス等運転業務者研修及び災害対策本部要員研修・図上演習を実施した。

① 原子力防災基礎研修

原子力防災基礎研修は、原子力防災に初めて関わる災害対策要員を対象とし、放射線や防災に関する法令、原子力災害対策指針の概要、福島第一原子力発電所事故から得られた教訓を踏まえた防災に関する基礎知識等を修得することを目的として実施している。平成 27 年度においては、26 回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・放射線の基礎知識
- ・放射線測定器の取扱い、防護服等の脱着方法
- ・原子力災害対策指針に基づいた放射線防護の基本的な考え方
- ・原子力防災活動における役割分担の考え方 等

② バス等運転業務者研修

バス等運転業務者研修は、バス等運転業務者等が原子力災害時に住民防護活動を行うために必要となる放射線防護のために必要な基礎知識、原子力災害対策指針の概要及び住民防護活動の流れと防護処置等を習得することを目的として実施している。平成27年度においては、8回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。(図表1-3-8)

- ・放射線の基礎知識
- ・放射線測定器の取扱い、防護服等の脱着方法
- ・原子力災害対策指針に基づいた放射線防護の基本的な考え方等

③ 災害対策本部要員研修・図上演習

災害対策本部要員研修・図上演習は、原子力防災に係る地方公共団体職員、実動機関等の災害対策要員が原子力災害対応業務能力を習得すること、災害対策本部要員が緊急時の対応能力を習得すること等を目的として実施している。また、図上演習においては、原子力発電所立地地方公共団体が制定している地域防災計画及び避難計画の検証並びに改善を図ることを目的としている。平成27年度においては、6回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・原子力災害対策指針に基づいた放射線防護の考え方
- ・緊急事態応急対策拠点施設（OFC）における活動（座学・実習）
- ・訓練シナリオに基づいた図上演習等



講義：放射線の基礎知識



実習：防護服等の脱着方法

図表1-3-8 平成27年度におけるバス等運転業務者研修一覧

	自治体名	会場	実施日	参加人員
1	滋賀県	JA滋賀中央会 滋賀県農業教育情報センター	平成27年7月1日	32名
2	福井県	小浜文化会館	平成28年1月28日	38名
3	滋賀県	ホテルサンルート彦根	平成28年2月17日	29名
4	愛媛県	国道九四フェリー佐賀関営業所	平成28年3月9日	10名
5	愛媛県	愛媛県トラック協会研修センター	平成28年3月11日	12名
6	愛媛県	愛媛県トラック協会研修センター	平成28年3月11日	16名
7	福島県	いわき合同庁舎	平成28年3月14日	15名
8	愛媛県	松山観光港	平成28年3月17日	20名

出典：内閣府資料

3-4 国際的な連携強化について

オフサイトの原子力防災に関しては、国際原子力機関（IAEA）等の国際機関や諸外国においても様々な取組や議論が行われており、我が国の原子力防災の水準の向上のためにも、その先進的な知見を取り入れて行くことが必要である。

そのため、各国の原子力防災を担当する部局と連携体制を強化して定期的な意見交換を行うとともに、多国間訓練に参加する等により、原子力防災に関する国際的な知見・経験の共有等を推進することや、オフサイトの原子力防災に関するIAEAの基準等や主要な原子力発電利用国の制度・運用の調査等を行った。

(1) 原子力防災体制に係る協力

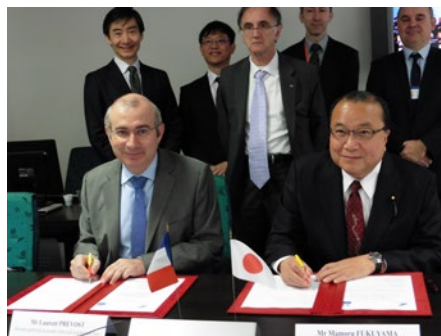
① 米国との協力

平成24年に設置された「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の下に設置された、「緊急事態管理ワーキンググループ（EMWG：Emergency Management Working Group）」の枠組みに基づき、米国エネルギー省（DOE：Department of Energy）や米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）、米国原子力規制委員会（NRC：Nuclear Regulatory Commission）等の米国の関係機関と定期的な意見交換や訓練の相互招待を通じて原子力防災体制に係る連携を深めている。

具体的には、平成27年度、本枠組みの下で2回の意見交換と3回の訓練相互招待を行い、我が国の東京電力福島第一原子力発電所事故等、日米の過去の原子力災害経験や教訓、原子力防災組織体制、人材育成・研修等について意見交換を行った。まず平成27年5月に米国オハイオ州で開催された机上訓練に参加した。また、同年7月には、米国サウスカロライナ州のロビンソン原発において、原因不明の冷却機能停止が発生し、放射性物質の広範な放出が起こるという想定シナリオの下で実施された原子力総合防災訓練Southern Exposure 2015を視察し、同年8月には、当該訓練における訓練の体制やシナリオ作成等について知見を共有した。同年11月には日本の伊方発電所を対象とし、原子力災害の対応体制を検証することを目的として行った原子力総合防災訓練に米国関係者を招待し、訓練視察及び意見交換を行った。

② 仏国との協力

内閣府は、住民防護、災害予防及び緊急時対応の分野における協力が双方の国民の福祉及び安全に寄与するとの認識の下、原子力事故発生時の緊急事態管理分野における協力及び対話を進めていきたいとの共通の希望から、特に2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力事故の管理における日本とフランスの二国間協力を強化するため、平成27年5月5日に「日本国内閣府大臣（原子力防災担当）とフランス共和国内務省（国民安全・危機管理総局）との間の原子力事故に係る緊急事態管理分野での協力に関する覚書」に署名した。



福山政務官とプレボスト仏内務省国民安全・危機管理総局長の対談の様子

③ その他国際協力

その他 I A E A や O E C D / N E A 等の国際機関や英国、仏国、中国、韓国、台湾等についても、意見交換や訓練視察の相互招待を行ってきた。

平成27年11月に日本の四国電力株式会社伊方発電所（以下、「四国電力伊方発電所」という。）を対象とし、原子力災害の対応体制を検証することを目的として行った原子力総合防災訓練では、4ヶ国11名の視察団を招待し、2日間にわたり住民避難の様子や総理が原子力緊急事態宣言を行う様子を視察した。

(2) 多国間訓練への参加

我が国は、平成27年5月に、経済協力開発機構原子力機関（O E C D / N E A）が主催する国際的な原子力防災訓練である I N E X 5（アイネックス ファイブ）への参加を表明した。

I N E X は、O E C D / N E A 主催で行う国際的原子力防災の「質問主導型」机上訓練であり、第6回目となる今回の I N E X 5 は、複合災害で通信機能を喪失した状態での意思決定のプロセスに焦点を当てたシナリオに基づいた訓練を行うこととしている。我が国は、平成28年の実施に向けて準備を進めている。

(3) 国際基準の調査等

オフサイトの原子力防災に関する I A E A の基準等や主要な原子力発電利用国の制度・運用の調査等を実施するため、平成27年12月に新設された I A E A の原子力防災に係る基準委員会（E P R e S C : Emergency Preparedness and Response Standards Committee）に出席し、I A E A 及びその加盟国の有識者との議論に参加した。

第4節 平成27年度原子力総合防災訓練について

4-1 実施概要

(1) 位置付け及び目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方自治体、電力事業者が合同で実施する訓練であり、平成27年度原子力総合防災訓練は以下を目的として実施した。

- ・ 国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認、関係機関の協力体制の確認
- ・ 大規模地震発生を契機とした原子力緊急事態における、中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ・ 「伊方地域の緊急時対応」に基づく避難計画の更なる実効性の向上の検証
- ・ 訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- ・ 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

(2) 実施時期及び対象となる発電所

四国電力株式会社伊方発電所を対象として、平成27年11月8日、9日に実施した。具体的な周辺の地図は、**図表1-3-9**の通り。

(3) 参加機関

- ・政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁
- ・地方公共団体：愛媛県、伊方町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、内子町、山口県、上関町ほか関係県市町
- ・事業者：四国電力株式会社
- ・関係機関：放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構 等

(4) 事故想定

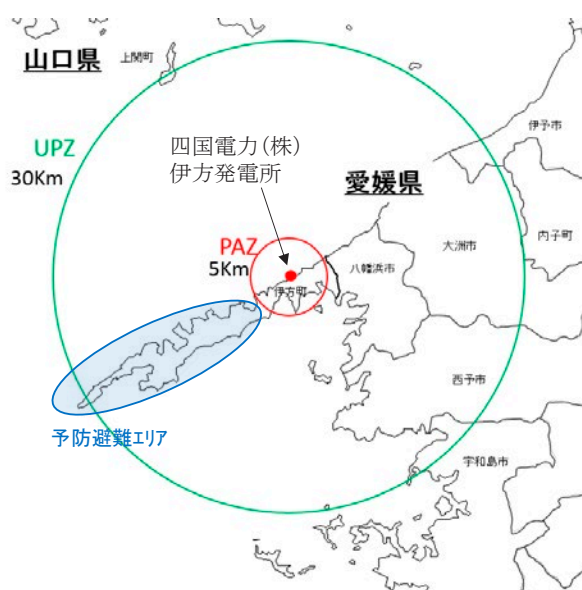
地震の影響による外部電源喪失を契機として事態が進展し、原子炉への注水機能喪失により全面緊急事態に至り、放射性物質が放出される事象を想定した。

(5) 訓練内容

本訓練は「伊方地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性を更に向上させることを狙いとして、愛媛県佐田岬半島において道路が被災した状況を付与し、海路も含め、状況に応じた避難等に係る意思決定や実動の訓練を実施した。主な訓練内容は以下のとおり。

- ・迅速な初動体制の確立訓練
- ・中央と現地組織の連携による避難計画等に係る意思決定訓練
- ・全面緊急事態を受けた実動訓練

図表1-3-9 伊方地域の原子力災害対策重点区域



※PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：Precautionary Action Zone
 ※UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）：Urgent Protective Action Planning Zone
 ※予防避難エリア（PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域）

出典：内閣府資料

図表1-3-10 平成27年度原子力総合防災訓練の訓練内容

		8日	9日
午前	事業者訓練（ 事態収束活動）	地震発生により警戒事態発生 警戒事態への対応 (迅速な初動体制の確立訓練)	全面緊急事態への対応 (全面緊急事態を受けた実動訓練)
		施設敷地緊急事態発生 施設敷地緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定訓練) ○複合災害に対応した非対・原対本部 合同会議運営訓練 ○PAZ・予防避難エリア内要援護者の 避難訓練	
午後	全面緊急事態発生 全面緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定訓練) ○複合災害に対応した非対・原対本部 合同会議運営訓練 ○PAZ・予防避難エリア内住民の避難訓練	<機能別訓練①> ・PAZ圏内及び予防避難エリア住民の避難 ・UPZ圏内住民の屋内退避	
		<機能別訓練②> ・緊急時モニタリング ・UPZ圏内住民の一時移転	
		<機能別訓練③> ・汚染患者の搬送・処置	

出典：内閣府資料

4-2 訓練実績の概要

(1) 迅速な初動体制の確立訓練

地震発生に伴い、国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの活動拠点における初動体制の確立に向け、要員を参集させ、自然災害及び発電所の状況等について情報収集を行った。また、TV会議システム等を活用して関係機関相互の連絡体制を強化し、事態の進展に備えた。



参集した要員による情報収集活動
(愛媛県オフサイトセンター)

(2) 中央と現地組織の連携による避難計画等に係る意思決定訓練

事態の進展に伴い、官邸をはじめとする各拠点が連携して、住民避難等の防護措置を立案して意思決定を行った。官邸では、全面緊急事態の発生を受けて、総理による原子力緊急事態宣言が行われるとともに、総理をはじめ関係閣僚の参加による原子力災害対策本部会議を開催して、住民避難等の防護措置に関する政府の対応方針について協議を行った。



全面緊急事態直後の安部内閣総理大臣による
原子力緊急事態宣言（総理大臣官邸）

(3) 全面緊急事態を受けた実動訓練

全面緊急事態の発生を受けて、佐田岬半島のPAZ内等における伊方町住民の避難等を行った。同町の伊方及び瀬戸地域については、安定ヨウ素剤の緊急配布等を行うとともに、バス等により指定された避難所へ陸路による避難を行った。同町の三崎地域については、三崎港から定期船や海上自衛隊艦艇により大分県へ海路による避難を行った。各避難については、愛媛県警のヘリコプター映像伝送装置等を活用して実施状況を把握するとともに、同県警車両等によるバスの先導、主要交差点における交通規制等による渋滞緩和策などを組み合わせて実施した。



大分県への海路避難のために乗船する住民（愛媛県三崎港）



愛媛県警の先導によりバスで避難所に向けて移動する住民（国道378号）

4-3 訓練後の取組

平成27年度原子力総合防災訓練後、専門家の意見や訓練に参加した住民等のアンケート結果等から、改善点を抽出し、平成28年3月、『平成27年度原子力総合防災訓練実施成果報告書』を取りまとめた。今後 本実施成果報告書に掲げられた、佐田岬半島の孤立防止対策、渋滞緩和策、避難時間の確認、及び災害対策拠点における運営や連携等の観点から抽出した改善点を踏まえ、地域原子力防災協議会での検討を通じて、「伊方地域の緊急時対応」や各種マニュアルの改善等を進めていく。また、原子力総合防災訓練についても、訓練の実施方法やメニューの更なる充実化を図り、より実戦的な訓練となるよう絶えず不断の見直しを進めていく。

コラム：原子力艦の原子力災害対策

我が国に寄港する原子力艦（米国の空母・潜水艦）で原子力災害が発生した場合の対策については、中央防災会議主事会議において「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月）を取りまとめており、これに従って各省が連携して対応することとしている。

一方、原子力発電所等における災害対策については、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓や、国際基準の動向等を踏まえ、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」（平成24年10月）を新たに策定し、随時見直しの結果、平成27年4月・8月に全部改正がなされたところである。

このような動きを踏まえ、平成27年11月に有識者を交えた作業委員会を設置し検討を行った。作業委員会では、避難・屋内退避等を開始する緊急事態の判断基準について議論し、原子力艦の事故についても、原子力発電所の基準に合わせて改正すべきであるとした（表参照）。また、原子力艦の寄港自治体へのヒアリングや、最新の国際基準等を参考とした検証を行い、平成28年3月30日に作業委員会として主に次の見解をとりまとめた。

- ・時系列（タイムライン）に応じた防護措置の実施
- ・より早期の情報収集、項目の明確化
- ・発災時の原子力艦の移動の位置付け 等

なお、応急対応範囲については、原子力災害対策指針のPAZ、UPZの概念を参考にしつつ、その距離自体については、最新の知見を踏まえて作業委員会において試算し、従前のマニュアルで定めていた範囲が安全サイドに立っていることを確認した。

(表) 原子力艦の原子力災害対策マニュアル改訂内容（H27 11 20中央防災会議主事会議）

	改訂前	改訂後
通報基準	1地点 10分以上 又は 2地点 5 μ S v/h	5 μ S v/h
緊急事態の判断基準	1地点 10分以上 又は 2地点 100 μ S v/h	1地点 10分以上又は 2地点 5 μ S v/h

第 2 部

平成 26 年度において 防災に関してとった 措置の状況

概要

1 法令の整備等

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」等が制定された。

2 科学技術の研究

地震、津波、風水害、火山災害、雪害、火災、危険物災害、原子力災害等に関する調査研究等を推進した。

3 災害予防

防災施設等の整備を図るとともに、大規模地震に対処するため防災拠点等の整備等を推進した。また、各種災害に関する情報・通信体制の整備、各種施設・設備の耐震補強や防災に関する普及・啓発、各種教育・訓練等を実施した。

4 国土保全

防災上緊急を要する地域に重点を置き、治水事業、治山事業、地すべり対策事情、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策事業等を実施した。

5 災害復旧等

(1) 災害応急対策

平成26年度に発生した災害に対して、被害情報の収集、職員の派遣、「災害救助法」の適用、激甚災害の指定等、各種援助措置を講じた。

(2) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業及び農林水産業施設災害復旧事業について実施した。

(3) 財政金融措置

(株)日本政策金融公庫等からの融資、地方公共団体への財政融資資金からの貸付、災害保険金

の支払い、地方交付税及び地方債による措置等、財政金融上の措置を講じた。

(4) 災害復興対策

東日本大震災をはじめとする災害に対して、農林水産業分野や住宅分野等において復興対策等を実施した。

6 国際防災協力

平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議（2015年3月開催、宮城県仙台市）で採択された「仙台防災枠組2005-2015」を各国で実施され、特に途上国における災害に強い国づくりが行われることを支援するため、ODA、国際機関への拠出金、アジア防災センターを通じた多国間防災協力等、我が国の知識や技術を活用した国際防災協力を推進した。

第1章 法令の整備等

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成26年法律第114号）

首都直下地震等大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されること、また、大雪時にも車両の通行が困難となることにより、立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念されることから、放置車両対策等の強化を図るため、平成26年11月に制定された。

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第366号）

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成26年法律第114号）が施行されることに伴い、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）の一部を改正するとともに、その他関係政令について所要の改正を行う必要があることから、平成26年11月に制定された。

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成26年法律第32号）

復興整備事業の実施の状況に鑑み、復興整備事業に係る土地収用法第40条第1項の規定による申請書の添付書類の一部を省略することができることとし、及び復興整備事業に係る同法第123条第1項の規定による使用の期間を1年とするとともに、復興整備事業に小規模団地住宅施設整備事業を追加し、小規模団地住宅施設整備事業に係る施設については、都市計画法に規定する一団地の住宅施設とみなすこととする等の所要の措置を講ずるため、平成26年5月に制定された。

海岸法の一部を改正する法律（平成26年法律第61号）

今後30年以内の発生確率が70%と切迫する南海トラフの地震等による大規模な津波等に備え、海岸の防災・減災対策を強化するとともに、高度成長期等に集中的に整備された海岸堤

防等の海岸保全施設の老朽化に対応し、海岸の適切な維持管理を推進するため、平成26年6月に改正された。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）

平成26年8月豪雨による広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の具体化等の措置を講ずることとした。

第2章 科学技術の研究

① 災害一般共通事項

(1) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略等に基づき、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図った。

特に、府省・分野横断の科学技術イノベーションを実現するため、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）を創設し、その対象課題の一つとして「レジリエントな防災・減災機能の強化」を設定して、研究開発を推進した。また、革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）において、極限災害環境に対応が可能な遠隔自律ロボットの実現を目指す「タフ・ロボティクス・チャレンジ」を開始した。

（平成26年度決算額 科学技術イノベーション創造推進費50,000百万円の内数）

（平成26年度決算額 平成25年度補正予算で措置された革新的新技術研究開発基金55,000百万円の内数）

(2) 防災リモートセンシング技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、これらを用いた災害把握のための地上面変動の把握技術及び迅速なデータ提供技術の開発を行った。

(3) 災害情報通信システムの研究開発等

独立行政法人情報通信研究機構においては、災害予測や災害状況の把握に資する、都市上空等の風向・風速を精密かつ立体的に観測する技術の研究開発を行った。

(4) 大規模災害時の消防力強化のための情報技術の研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、東日本大震災で発生した想定を越える規模の大地震とそれによる大津波により、多くの被害が発生したことを踏まえ、消防及び市町村の職員が未経験の大規模災害に直面することとなった場合で

も、適切な意思決定ができるように、対応力の向上を支援するための情報提供手段の研究開発を行った。

（平成26年度決算額 29百万円）

(5) 消防活動の安全確保のための研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、消防活動の安全確保のため、次の研究開発を行った。

- ・断熱・気密性が高い住宅の火災は急激であり、対応可能な消防ヘルメット等の装備・活動基準の作成
- ・津波の浸水域で活動するための消防車両及び要素技術の研究
- ・土砂崩落現場の救助活動の2次崩落による被害を予防するため、2次崩落の予測機器実用化開発

（平成26年度決算額 34百万円）

(6) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）により、火災等災害時において消防防災活動を行う消防本部等のニーズ等が反映された研究開発課題や、政府方針に示された目標達成に資する研究開発課題に重点を置き、消防本部が参画した産学官連携による研究開発を推進した。

（平成26年度決算額 148百万円）

(7) 災害対策のための消防ロボットの研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、エネルギー・産業基盤災害において、G空間×ICTを活用した自律や協調連携技術の導入により、人が近づけない現場で接近し、情報収集や放水を行うための消防ロボットを研究開発するために、設計を完了した。

（平成26年度決算額 204百万円）

(8) 衛星等による自然災害観測・監視技術

独立行政法人宇宙航空研究開発機構においては、平成26年5月に陸域観測技術衛星2号「だいち2号」を打ち上げ、11月より本格運用を開始した。国内外の防災機関に災害等が発生した地域の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献した。

（平成26年度決算額 運営費交付金

113,968百万円の内数 等)

(9) 観測・予測研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、地震、火山、豪雨、土砂、豪雪等の自然災害による被害を軽減するため、それらの自然災害の発生メカニズムの解明を進めるとともに、より高精度に観測・予測する技術の開発を行った。

(平成26年度決算額 運営費交付金
7,020百万円の内数)

(10) 社会防災システム研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、一人ひとりの個人や地域、国がそれぞれ、自ら「防災」を計画・実行することができるよう、地震災害を始め各種災害に関する質の高いハザード・リスク情報やその情報を活用する利便性の高いシステムを提供するための研究を行った。

(平成26年度決算額 運営費交付金
7,020百万円の内数)

(11) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構及び独立行政法人農業環境技術研究所においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性品種の育成、冷害・雪害・風害・凍霜害・湿害・干害、高温障害等の作物への気象災害の防止技術に関する研究を行った。

また、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、高精度モニタリング等による農地と地盤の災害を防止する技術に関する研究や、東日本大震災による被害を踏まえつつ、大規模地震、豪雨、津波等による農業用施設及び農地海岸施設の防災・減災技術に関する研究を行った。

(12) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁村地域の防災機能を強化するために、大規模な地震・津波に耐える漁港施設・海岸保全施設の研究等を行った。

(13) 船舶における防災技術の研究

独立行政法人海上技術安全研究所においては、リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究、船舶の事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行った。

(14) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、安全・安心な社会を形成するために、大規模地震・津波から地域社会を守る研究、気候変動が高波・高潮・地形変化に及ぼす影響の評価と対策に関する研究を行った。

(15) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラに加えて、火山観測に特に有効な技術である航空機SAR（映像レーダ）等を搭載した航空機により、地震、火山噴火、水害等による被災状況を迅速に把握・提供する検討を行った。

(平成26年度決算額 99百万円)

(16) 超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、超過外力と複合的自然災害に係る被害低減対策を推進するため、災害発生シナリオ構築手法及び災害リスクと影響度の分析手法、並びに地震と洪水の複合災害時の対策組合せによる基幹防災施設の効果の評価手法を開発した。

(平成26年度決算額 24百万円)

(17) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に資する技術に関する研究を推進した。特に気象観測・予報については、集中豪雨等の監視・予測技術の開発に関する研究等を行った。また、地球温暖化対策の推進に資するため、数値モデルの改良を行った。

(平成26年度決算額 1,754百万円)

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

政府の地震調査研究を一元的に推進する地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣。以下「地震本部」という。）は、「新たな地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（平成24年9月改訂）等の方針に基づき、地震調査研究を推進した。文部科学省においては、地震本部の方針等に基づき、活断層調査の総合的推進などを行った。

（平成26年度決算額 1,532百万円）

(2) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、南海トラフの地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用した。なお、紀伊半島沖のシステムについてはすでに運用を開始しており、平成27年度中に紀伊水道沖のシステムを含めた全体の運用を開始する予定である（後掲 第2章3-1（1））。

（平成26年度決算額 247百万円）

(3) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

文部科学省においては、北海道沖から房総沖までの日本海溝沿いにおいて、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を平成27年度からの運用開始を目指して整備した（後掲 第2章3-1（2））。

（平成26年度決算額 1,826百万円）

(4) 地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について（建議）」（平成26～30年度）に基づき、国立大学法人等における地震発生や活動予測及び、地震の発生によって災害をもたらす津波や強

震動など（災害誘因）の予測に関する基礎的研究を推進した。

(5) 地球内部ダイナミクス研究

独立行政法人海洋研究開発機構においては、地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境変遷等についての知見を蓄積するため、地球表層から地球中心核に至る固体地球の諸現象について、その動的挙動（ダイナミクス）に関する研究を行い、大陸生成の新しい仮説を提唱した。

（平成26年度決算額 運営費交付金
33,512百万円の内数）

(6) 海底地震総合観測システム等の運用

独立行政法人海洋研究開発機構においては、釧路・十勝沖、室戸岬沖に設置した海底地震総合観測システム並びに相模湾初島沖に設置した深海底総合観測ステーションの運用及び観測研究を行った。

（平成26年度決算額 運営費交付金
33,512百万円の内数）

(7) 深海地球ドリリング計画推進

独立行政法人海洋研究開発機構においては、南海トラフ地震発生帯掘削計画の技術的課題や掘削計画の妥当性について検討を行い、今後の計画推進の方針について結論を得た。また、予定していた長期孔内観測装置の設置については、日印協力に基づく業務の受託に伴い計画を変更し、平成27年度以降実施する予定である。

（平成26年度決算額 運営費交付金
33,512百万円の内数）

(8) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とし、地震被害の軽減を図るため、「都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト」や「南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト」等を実施した。

（平成26年度決算額 1,573百万円）

(9) 活断層評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、全国の主要活断層として陸域で6断層帯、

海域2断層帯の合計8断層帯の分布形状や活動履歴に関する調査を行った。

(10) 海溝型地震評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東南海・南海地震域において観測点の運用・整備を行い、地下水位（水圧）、地下水温、地殻歪（ひずみ）や地震波の測定を実施した。また、北海道、青森県、岩手県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県、高知県の各沿岸において津波堆積物調査を行い、津波履歴解明を目的とする研究を行った（後掲 第2章3-1（3））。

(11) 地震災害予測の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、石狩低地帯南部沿岸域の総合的な地質情報をとりまとめ、海陸シームレス地質情報集を出版した。

(12) 地震予知研究の推進

地震予知連絡会（事務局：国土地理院）においては、全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行った。また、国土地理院においては、同連絡会に報告された観測データ等を地震予知連絡会会報として編集した。

（平成26年度決算額 8百万円）

(13) 測地的方法による地殻変動調査

国土地理院においては、電子基準点等によるGNSS連続観測、人工衛星レーダーを用いたSAR干渉解析、潮位の連続観測、水準測量等により地殻変動の監視を行い、得られた地殻変動情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供した。

（平成26年度決算額 1,431百万円）

(14) 地殻活動総合解析

国土地理院においては、GNSS等の地殻変動観測データ等各種データを総合解析して、地殻変動の詳細な分析を行い、地震調査委員会等に報告した。

（平成26年度決算額 2百万円）

(15) ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究

国土地理院においては、新潟―神戸ひずみ集中帯の新潟県中部において、稠密地殻変動観測

によりひずみ集中帯内部の地殻変動分布を把握し、数値シミュレーション等によるモデリングを通して、地殻の変形過程に関する知見を得て、内陸地震の長期予測に資する基礎データを提供した。

（平成26年度決算額 6百万円）

(16) 地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究

国土地理院においては、中長期的な地殻変動の監視において通常とは異なるシグナルが検出された際、今後推移を見守るべき変動かどうかの判断を下すための判断材料を提供するため、電子基準点観測データに含まれる誤差特性情報を総合的に分析するシステムを構築した。

（平成26年度決算額 7百万円）

(17) 地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究

国土地理院においては、前年度に体系化した地震ハザードマップ（液状化ハザードマップ、地震防災マップ）の作成に必要な土地の脆弱性情報（地形・地盤情報）の整備手法について、モデル地区において試作・検証を行い、効率的な手法を確立した。

（平成26年度決算額 11百万円）

(18) 衛星干渉SARによる高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究

国土地理院においては、前年度に試作したSAR電離層補正手法について、実際のSAR干渉解析を用いた補正効果の評価に基づき手法を改良し、安定的に電離層補正が可能な手法を構築した。

（平成26年度決算額 9百万円）

(19) 広域地殻変動データに基づくプレート境界の固着とすべりのモニタリングシステムの開発

国土地理院においては、マイクロプレート運動と海底地殻変動データを取り入れる手法の開発と、そのために必要な入力データの作成及び陸域と海域のデータを統合解析するための装置を整備した。

（平成26年度決算額 15百万円）

2-2 震災対策一般の研究

(20) 干渉SAR時系列解析による国土の地盤変動の時間的推移の面的検出に関する研究

国土地理院においては、数値気象モデルによる誤差低減処理技術の干渉SAR時系列解析への組み込みに着手した。また、干渉SAR時系列解析における植生の影響について調査を行った。

(平成26年度決算額 12百万円)

(21) GNS Sによる地殻変動推定における時間分解能向上のための技術開発

国土地理院においては、GNS S解析技術を高度化し、GNS S時系列のばらつきを低減する技術の開発を行うとともに、地殻変動抽出技術について検討を行った。

(平成26年度決算額 6百万円)

(22) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震に関する研究を推進した。また、巨大地震の発生が想定される東海地域等における異常な地震活動・地殻変動現象の検知能力を向上させるため、監視技術及び地震発生シミュレーション技術の高度化に関する研究を行った。

(平成26年度決算額 30百万円)

(23) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測を行った。また、関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供した。(後掲 第3章2-3(20)、3-3(5))

(平成26年度決算額 1,789百万円の内数)

(24) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び驗潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行った。

(平成26年度決算額 236百万円)

(1) 減災実験研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)等を用いて、将来起こりうる海溝型巨大地震が引き起こす長時間・長周期地震動の影響を受けやすい建物等の耐震技術研究を実施した。

(平成26年度決算額 7,020百万円の内数)

(2) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止に関する研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁港漁村地域における地震観測の実施、漁港・海岸保全施設の耐震性に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行った。

(3) 農業用基幹施設の地震災害防止と減災技術に関する研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ため池の耐震性照査技術・耐震補強技術の開発、老朽ダム及び周辺斜面の耐震性照査技術に関する研究、農業用幹線大口径パイプラインのレベル2地震動に対する照査方法に関する研究を行った。

(4) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続した。

(平成26年度決算額 11百万円)

(5) 外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震動によるタイル・モルタル等の外装材の被害発生率が高いことを踏まえ、外装材の耐震安全性を考慮した湿式タイル張り仕上げの剥落防止性能の評価試験法を検討し取りまとめた。

(平成26年度決算額 15百万円)

(6) 寒冷地における橋梁等の耐震設計法及び施工法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、寒冷地特有の特殊土地盤における地震による構造物被害等の災害を防止するため、地震時における構造物の耐震性評価技術及び耐震補強技術に関する研究を行った。

(7) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、港湾地域及び空港における強震観測の実施、多種多様な施設で構成されるコンビナートの防災性向上に関する診断・対策技術開発、杭式構造物の耐震性能評価手法と補強方法の提案等の研究を行った。

(8) 大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震発生直後に得られる観測情報等から地震動分布を精度良く推計し、インフラ施設のデータをもとに施設被害を推測するシステムを構築した。また、災害対策本部等での対応場面に応じた情報提供方法等を検討した。

(平成26年度決算額 11百万円)

(9) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発

独立行政法人建築研究所においては、巨大地震等に対する建築物の応答推定精度向上に資する入力地震動及び構造解析モデルの高度化技術に関する研究を行った。さらに、庁舎・避難施設等の地震後の継続使用性確保に資する耐震性能評価手法の構築を行った。

(10) 沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、津波対策としての防災構造化を支援するために、津波避難安全性を評価する津波避難シミュレータ、防災拠点機能確保のための検討手引き(案)、液状化対策の自治体支援ツールを開発・拡充した(後掲 第2章3-2(2))。

(平成26年度決算額 13百万円)

(11) 下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、重要なライフラインである下水道施設の効率的な耐震対策の実施に向けた耐震対策優先度評価手法を確立するため、優先度を決定するための評価指標に関して情報収集を図るとともに、各指標の定量化方法について検討した。

(平成26年度決算額 10百万円)

(12) 巨大地震に対する中低層建築物の地震被害軽減技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、繊維補強コンクリートの利用効果を分析するために、二次壁の組み込まれた1層1スパンの実大架構試験体1体の構造実験を実施し、層間変形角1/50rad程度まで二次壁部に崩落等の過大な損傷が生じず、耐力低下も緩やかであることが確認された。

(平成26年度決算額 17百万円)

(13) 地震時の市街地火災等に対する都市の脆弱部分及び防災対策効果の評価に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震時に市街地火災が想定される地区の防災性能向上を目指して、近年の建物の防火性能の向上や地形条件等を考慮した防災性能評価技術を開発するために、火災実験、火災避難ケーススタディ、斜面市街地の実態調査等を行った。

(平成26年度決算額 13百万円)

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 地震・津波観測監視システム

(再掲 第2章2-1(2))

文部科学省においては、南海トラフの地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用した。なお、紀伊半島沖のシステムについてはすでに運用を開始しており、平成27年度中に紀伊水道沖のシステムを含めた全

体の運用を開始する予定である。

(平成26年度決算額 247百万円)

(2) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

(再掲 第2章2-1(3))

文部科学省においては、北海道沖から房総沖までの日本海溝沿いにおいて、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網(地震計・水圧計)を平成27年度からの運用開始を目指して整備した。

(平成26年度決算額 1,826百万円)

(3) 海溝型地震評価の研究

(再掲 第2章2-1(10))

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東南海・南海地震域において観測点の運用・整備を行い、地下水位(水圧)、地下水温、地殻歪(ひずみ)や地震波の測定を実施した。また、北海道、青森県、岩手県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県、高知県の各沿岸において津波堆積物調査を行い、津波履歴解明を目的とする研究を行った。

(4) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波と減衰特性のモデル化に関する研究等を行った。

(平成26年度決算額 12百万円)

3-2 津波対策一般の研究

(1) 農業農村の減災・防災システムの開発・実証研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業農村地域の津波災害に対する安全性を向上させるための研究として、農地や農業用施設を減勢施設として活用した総合的な減災・防災システムの開発と災害に対して強靱な地域コミュニティの形成手法に関する実証研究を実施した。

(2) 沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究

(再掲 第2章2-2(10))

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、津波対策としての防災構造化を支援するために、津波避難安全性を評価する津波避難シミュレータ、防災拠点機能確保のための検討手引き(案)、液状化対策の自治体支援ツールを開発・拡充した。

(平成26年度決算額 13百万円)

(3) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、津波防災施設の地震及び津波による被害程度の予測技術の開発、最大級の津波を考慮した構造物の性能照査法の開発、震災漂流物の漂流推定手法と対策技術の開発等の研究を行った。

(4) 津波災害時における港湾活動の安定的な維持方策に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、港湾地域における効果的な津波避難の計画手法を提案していくための津波避難シミュレーション技術の開発と短波海洋レーダーによる津波観測のための技術改良を行った。また、津波によって悪化した港湾域の環境を修復していくため、現地調査等を基に、湾口防波堤の海水交換技術の評価及びアマモ場の再生促進手法等の開発を行った。

(平成26年度決算額 7百万円)

(5) 津波防災地域づくりにおける自然・地域インフラの活用に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、減災効果を有する自然地形や地物を自然・地域インフラととらえ、津波防災地域づくりに反映するために事例収集、ワークショップを行うとともに、減災効果・効果の発揮限界を評価するための水理実験を行った。

(平成26年度決算額 18百万円)

(6) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁港・海岸保全施設の津波対策に関する研

究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行った。

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

独立行政法人情報通信研究機構においては、風速や大気汚染物質等の環境情報を都市スケールで詳細に計測するために、地表付近及び上空を約100mの空間間隔で立体的に計測するセンサ技術と、計測データを用途に応じてネットワーク上でほぼ実時間で処理・配信するシステムの研究開発を行った。

(2) 豪雨・地震時の山地災害対策に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、豪雨・地震による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流の発生機構や森林の崩壊防止機能に関する研究を行った。

(3) 港湾・海岸及び空港土木施設の高波・高潮災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、海象観測データの集中処理・解析と推算値を結合させたデータベースの構築、異常波浪による設計外力とその低減策に関する検討、中・長期気候変動による海象外力の変化の評価等の研究を行った。

(4) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁港・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行った。

5 火山災害対策

(1) 火山噴火予測に関する基礎的研究

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について（建議）」（平成26～30年度）に基づき、国立大学法人等における火山噴火発生予測、噴火推移予測や火山灰、マグマの噴出の予測などに関する基礎的研究を推進した。

独立行政法人産業技術総合研究所においては、蔵王火山と九重火山の火山地質図を出版し、噴火が発生した5火山（西之島、口永良部島、御嶽山、桜島及び阿蘇山）について、活動の将来予測に資するマグマ組成の変遷や噴火発生過程の物質科学的研究を実施した。

国土地理院においては、火山噴火予知の基礎資料とするため、火山変動測量及び機動観測を行った。

(2) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山監視業務を高度化するため、火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進した。また、火山噴火予知連絡会を通じて、火山噴火予知に関する研究を推進した。

（平成26年度決算額 24百万円）

(3) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海域火山活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行った。また、海域における火山噴火の予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行った。

（平成26年度決算額 12百万円）

6 雪害対策

(1) 雪崩の発生及び流下に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、雪崩の発生を検知するための観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する調査研究を行った。また、表層雪崩による森林の倒壊状況を調査した結果に基づき、表層雪崩に対する森林の減勢効果を検証した。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査研究

火災・危険物流出等事故原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サ

ンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行った。(後掲 第2章8(1))

(平成26年度決算額 25百万円)

- ・多様化する火災に対する安全確保に関する研究
東日本大震災で発生した火災事例も含めた火災の実態分析、生活に密着した建物での火災危険性や燃焼性状の把握、実効性のある警報伝達技術の確立、消火活動を支援する技術の確立により、多様化する火災に対する国民及び消防隊員の安全確保を実現するための研究開発を行った。

(平成26年度決算額 30百万円)

(2) 森林火災に関する一般研究

独立行政法人森林総合研究所においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行った。

(3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

独立行政法人建築研究所においては、グリーンビルディングに用いられる内外装の火災安全性評価技術の開発を行った。

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・屋外タンク貯蔵所の安全対策の推進
危険物を大量に貯蔵する屋外タンク貯蔵所は、地震等の外力により損傷して危険物が流出した場合の影響が大きいと、過去に発生した地震による損傷及び流出事故を教訓に技術基準の見直しを重ね、一定の耐震化が図られてきたが、中央防災会議等において、南海トラフ地震等の大規模な地震の発生が指摘され、想定地震動に関する検討も進んでいるところであり、屋外タンク貯蔵所の実態を分析するとともに、安全性の評価・分析を行った。(後掲 第3章8-3(3))

(平成26年度決算額 35百万円)

- ・危険物施設の事故防止対策
事故防止対策のため、消防庁で運用管理する統計調査系システムにより、消防本部から

報告された危険物に係る事故事例を集計し、事故の原因や傾向等を分析するとともに、集計結果を都道府県等へ提供した。

また、官民一体となった危険物に係る事故防止対策を推進していくため、「危険物等事故防止対策情報連絡会」等を開催し、危険物に係る事故防止対策の推進に関する意見交換等を行った。

(平成26年度決算額 10百万円)

- ・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討

危険物施設に太陽光パネルを設置する等、新たな使用形態に伴って想定される火災危険性を抽出することにより、危険物施設の安全対策のあり方について検討した(後掲 第3章8-3(3))。

(平成26年度決算額 7百万円)

- ・危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究

発生が危惧される連動型巨大地震発生時の大規模危険物施設の被害を予防・軽減するために、石油タンクの津波による損傷の発生メカニズム及び防止策の研究と石油コンビナート地域の揺れをより高い精度でよりきめ細かく予測する方法及び被害予測の研究を行った。また、震災後の石油類の需要増加、環境保護の観点及び資源の再利用に関する社会的要請に対して、再生資源燃料や金属スクラップ等の再生資源物質による火災を予防するため、再生資源物質の火災危険性を評価する方法の研究を行うとともに、消火困難な再生資源物質による火災の最適な消火技術の開発を行った。

(平成26年度決算額 36百万円)

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査研究

(再掲 第2章7(1))

火災・危険物流出等事故原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行った。

(平成26年度決算額 25百万円)

(2) 爆発防止等に関する研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、爆発性化学物質や水素等の可燃性ガス、新規冷媒等の微燃性物質を対象にして、それらの発火・爆発安全に係る現象の計測技術やシミュレーション技術を開発し、爆発影響評価及び爆発影響低減化技術の研究開発を行った。また、産業保安に関する研究では、爆発安全情報データベース、化学災害データベースのデータを追加し、共通基盤技術を整備した。

(2) 坑廃水の水質改善に関する研究

経済産業省においては、鉱山の坑内空洞を充填することによる坑内水の水質減少・水質良化、坑内空洞の崩壊防止等の低減を図るための研究開発を行った。

(平成26年度決算額 62百万円)

9 原子力災害対策

(1) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、原発事故に対応し、高濃度汚染土壌等の除染技術の開発と農地土壌からの放射性物質の流出実態の解明、農作物等における放射性物質の移行動態の解明と移行制御技術の開発に関する研究を行った。

(2) 原子炉施設の耐震安全性の評価

原子力規制委員会においては、新規規制基準を踏まえた原子力発電所等の耐震・耐津波安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震を踏まえた知見等を収集・反映し、新規規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行った。

(平成26年度決算額 1,740百万円)

(3) 原子炉施設の過酷事故に対する安全確保のための評価、研究

原子力規制委員会においては、国際協力試験等に参加することにより、原子炉施設で過酷事故が生じた場合においても、その事故の拡大を阻止するための知識ベースの整備を行った。

(平成26年度決算額 527百万円)

10 その他の災害対策

(1) グローバル環境計測技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、雲、降水、温室効果気体(CO₂等)等の大気海洋圏の高精度計測のために、光・電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行った。

第3章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

政府においては、9月1日の「防災の日」に、首都直下地震を想定した政府本部運営訓練を実施し、11月5日の「津波防災の日」を中心に、住民参加の地震・津波防災訓練を実施した。また、国、地方公共団体等の職員に対して、防災スペシャリスト養成研修を実施した。

(平成26年度決算額 137百万円)

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、災害応急対策等についての教育訓練を行ったほか、都道府県警察に対して、関係機関と連携した災害警備訓練の実施を指示した。

また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行った。特に、警察災害派遣隊即応部隊の中核である広域緊急援助隊による合同訓練を行ったほか、機動警察通信隊では、災害発生時における具体的な派遣計画を策定し、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のため、実戦的な訓練を行った。

(3) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における通信の円滑な実施を確保するため、非常通信協議会と連携し、災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した実践的な通信訓練を実施し、非常通信体制の整備をさらに推進した。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行った。

(平成26年度決算額 8百万円)

(4) 日本放送協会における教育訓練

日本放送協会（以下「NHK」という。）においては、大規模災害等における放送確保等のため、広域応援体制も織り込んだ総合訓練を実施するとともに、各放送局においては、個別訓練等を実施した。

(平成26年度決算額 協会支出額 14百万円)

(5) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行った。

(平成26年度決算額 311百万円)

(6) 消防学校における教育訓練に関する検討

消防庁においては、消防学校における教育訓練に関する検討会を開催し、消防職員の教育訓練内容や教育訓練に必要な施設、人員等について検討を行うとともに、「消防学校の教育訓練の基準」等の見直し等を行った。

(平成26年度決算額 2百万円)

(7) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話で構成される「法務省緊急連絡体制」に基づく通信訓練を行った。

(平成26年度決算額 75百万円)

(8) 防災教育の充実

文部科学省においては、東日本大震災の教訓を踏まえた、新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うとともに、学校における地域の防災関係機関との連携体制の構築・強化を行った。また、防災教室等の講師となる教職員等を対象とした講習会等を実施した。

(平成26年度決算額 99百万円)

(9) 「防災キャンプ推進事業」の実施

文部科学省においては、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進するため、学校等を避難所と想定し、地域住民や保護者の協力を得て、火起こしやテント生活等の体験的な防災教育プログラムを行い、各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解を促進した。またフォーラムや広報誌の活用等により、その成果の普及啓発を行った。

(平成26年度決算額 12百万円)

(10) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施した。

(11) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施した。

（平成26年度決算額 6百万円）

(12) 災害派遣医療チーム（DMAT）研修・訓練の実施

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT隊員養成研修を実施する。

厚生労働省においては、DMAT隊員に対する災害訓練費用の補助を行った。

（平成26年度決算額 67百万円）

(13) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行った。

（平成26年度決算額 16百万円）

(14) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省が設置した国際障害者交流センターにおいて、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施した。

（平成26年度決算額 2百万円）

(15) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的とし、PTSD

対策専門研修に対する補助を行った。

（平成26年度決算額 14百万円の内数）

(16) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団体等の職員を対象に、各研修コースにおいて防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義を実施した。特に、「大規模地震・津波対策」、「危機管理対策〔自然災害・事故等〕」及び「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」では、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力の向上を目的に、課題研究や演習を取り入れた研修を実施した。

(17) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催した。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図った。

（平成26年度決算額 121百万円）

(18) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、職員に対する各種災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した災害対応訓練を実施した。また、海難及び海上災害の防止に資するため、船舶運航関係者に対する指導等を実施した。

(19) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めた。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処にあたる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加した。

（平成26年度決算額 507百万円）

1-2 防災施設設備の整備**(1) 中央防災無線網の整備**

内閣府においては、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講じたほか、首都直下地震等大規模災害に備え、指定公共機関等に多重無線通信設備及び多機能型衛星通信装置の整備を行った。

(平成26年度決算額 1,293百万円)

(2) 合同庁舎8号館移転に伴う中央防災無線網の整備

内閣府においては、内閣府(防災担当)の中央合同庁舎5号館から8号館への移転に伴い、中央防災無線網設備を8号館に移設したほか、移転に併せ設備の新設及び更新を行った。

(平成26年度決算額 239百万円)

(3) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材やヘリコプター等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図った。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、各部隊・職員の専門性・経験・能力に応じた訓練を体系的・段階的に実施するための災害警備訓練施設の整備を推進した。

(平成26年度決算額 36,765百万円)

(4) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講ずることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進した。

(5) NHKにおける非常用電源設備の整備

NHKにおいては、大規模災害における放送の安定の確保のため、非常用電源設備等の整備を図った。

(平成26年度決算額
協会支出額 3,638百万円)

(6) 電気通信網の確保等

総務省においては、電気通信事業者に対し、

停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用を促進するよう指導した。

(7) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時に、被災地方公共団体等から被災地の通信手段確保として、災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう引き続き体制を整備した。

(平成26年度決算額 37百万円)

(8) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努めた。

(平成26年度決算額 274百万円)

(9) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(平成26年度決算額 7,184百万円)

(10) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(平成26年度決算額 2,335百万円)

(11) NBCテロ災害対応資機材の維持管理

消防庁においては、特別高度救助隊等の資機材(特別高度工作車、大型除染システム車、大型プロアー搭載車及びウォーターカッター搭載車)、NBCテロ災害対応資機材の維持管理を行った。

(平成26年度決算額 27百万円)

(12) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、文化財を火災や盗難から守り確実に次世代へ継承していくため、防火・防犯設備の設置・改修、保存活用施設の整備、建造物の耐震診断・耐震化工事等の事業に対して補助を行った。

(平成26年度決算額 27,528百万円の内数)

(13) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行った。

(平成26年度決算額 250百万円)

(14) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行った。

(平成26年度決算額 47百万円)

(15) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成26年度決算額 16,081百万円の内数)

また、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成26年度決算額 18,198百万円の内数)

さらに、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成26年度決算額 3,036百万円の内数)

(16) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保するとともに、漁港施設や荷捌きの機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図った。加えて、複数集落が連携した防災関連施設等の

整備を始め、堤防等の海岸保全施設や避難路の整備、漁港施設・荷捌き施設の耐震化等を図り、漁業地域の防災対策を推進した。

(平成26年度決算額 126,775百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(17) 農山村の防災機能強化の促進

農林水産省においては、防火及び消火活動の円滑な実施に資する林道等に対し助成を行った。

また、災害避難施設等の整備に対し助成を行った。

(平成26年度決算額 4,324百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金(内閣府計上)の内数)

(18) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枘、給水栓等の施設整備を行った。

(平成26年度決算額 149,445百万円の内数)

(19) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、都道府県等と協力し、実施体制の整備を支援した。

(20) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施するとともに、東日本大震災等に対応した地震対策及び津波対策を実施する。また、河川・道路管理用の移動体通信システムとして、デジタル陸上移動通信システム(K-λ)を順次導入していく。

(21) 緊急ダイバート運航総合支援システムの整備

国土交通省においては、大規模災害等の発生

により複数の空港が閉鎖された場合において、航空機の位置や残燃料等に応じた最適な代替空港の選定（ダイバート）を支援する緊急ダイバート運航総合支援システムの整備を行った。

（平成26年度決算額 2,632百万円）

（22）気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、静止気象衛星ひまわりの整備等を行った。

（平成26年度決算額 19,968百万円）

（23）巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機の整備、電子海図システムの整備及び航路標識の整備を行った。

（平成26年度決算額 105,820百万円）

（24）海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材を確保し、巡視船艇・航空機等により、迅速的確に対処しうる体制の確保を図った。

（平成26年度決算額 103百万円）

（25）防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入

環境省においては、地震や台風等による大規模な災害に備え、地方公共団体が実施する公共または民間の防災拠点となりえる施設等に再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入する事業への支援を目的とした基金の設置事業を行った。

（平成26年度決算額 22,000百万円）

1-3 その他

（1）国土強靱化の推進

切迫する大規模災害が懸念される中、いかなる事態が発生しても人命を守り、行政・経済社会の重要機能に係る致命的損傷を回避すること等の事前防災・減災の考え方に立ち、政府横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）への取組を推進するため、国土強靱化基本計画の策定、重点施策の効率的・効果的な推進方策、課題等の検討を行った。

（平成26年度決算額 110百万円）

（2）実践的な防災行動推進事業経費

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動」を展開するため、「防災の日」並びに「防災週間」及び「津波防災の日」を中心に各種行事等を行うとともに、防災に関する総合ポータルサイトを立ち上げるなど、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る取組を行った。

（平成26年度決算額 86百万円）

（3）防災ボランティア（多様な主体の）連携促進事業

内閣府においては、実践者や有識者をメンバーとして、大規模災害時における民間団体と国・地方公共団体等との連携のあり方、課題、平時からの取組について検討する「大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する意見交換」を実施、提言をまとめた。また災害支援に関係するNPO・NGOや社会福祉協議会職員などもプレイヤーとして参加し、首都直下地震を想定した実践的なボランティア活動の連携訓練を実施した。その他、ボランティア関係者が集まり、さまざまな課題について話し合う「ボランティア活動検討会」などを通じ、交流の場作りや、課題の整理・検討を行った。

（平成26年度決算額 19百万円）

（4）社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制を確保するため、各府省等の業務継続計画を評価する手法を構築した。また、首都直下地震発生時の政府機能の代替拠点における執務環境確保の検討を行った。さらに、地方公共団体の業務継続体制の確保に係る取組支援のため、地方公共団体の業務継続の手引き改定に関して検討等を実施した。

（平成26年度決算額 26百万円）

（5）地区防災計画の全国展開

内閣府においては、「自助」「共助」の精神に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、平成25年「災害対策基本法」の改正により規定されたコミュニティレベルで共同して行う地区防災計画制度について、全国展開を図るための調査及び情報発信を実施

するためのモデル地区事業を実施し、情報発信を行った。

(平成26年度決算額 24百万円)

(6) 被災者支援・復興対策の調査検討

内閣府においては、被災者再建支援法の適用に関する実態調査の実施や住家被害の調査の実施体制を構築するためのマニュアルの策定、災害の規模・種類や被災地の地域特性に応じた応急期の住まいに関する各種施策の取組事例を収集し、地方公共団体向けの手引きを作成した。また、被災者台帳調査を実施し、被災者台帳の作成に関する実務指針（市区町村導入編）等を策定した。

(平成26年度決算額 43百万円の内数)

(7) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、①阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示及び情報発信、②防災に関する総合的・実践的能力を有する人材の育成③復旧・復興対策の在り方等を含めた総合的な防災に関する調査研究等の事業に要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図る。

(平成26年度決算額 251百万円の内数)

(8) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、国民各層に対する防災に関する正確な知識を提供するため、災害発生時にも迅速に情報提供を行うホームページを運営管理し、さらに、最近の防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を発行するなどして、広報活動を実施した。

(平成26年度決算額 18百万円)

(9) 地域防災における男女共同参画の推進

平成25年5月に作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえ、男女共同参画センター等が中心となり、地域の実情に合わせて男女共同参画の視点から実施し

た防災・復興のモデル的な取組を実施し、その効果や課題等について広く周知した。

(平成26年度決算額 15百万円の内数)

(10) 防災計画に関する調査・検討

内閣府においては、防災基本計画の実効性を高め、同計画に基づく防災対策のより効果的な推進を図るため、「防災基本計画の在り方に関する検討会」を開催するなど、防災業務計画・地域防災計画の基になる防災基本計画の指針性の向上について調査・検討を行った。

(平成26年度決算額 8百万円の内数)

(11) 民間船舶を活用した医療機能の実証訓練

内閣府においては、災害時の民間船舶を活用した海からのアプローチによる医療機能の提供について、その可能性と課題を明らかにするため、民間船舶に医療資機材を搭載して実証訓練を行い、その有効性や運用に当たっての課題の点検を実施した。

(平成26年度決算額 42百万円の内数)

(12) 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、平成26年度に発生する災害について、災害発生と同時に職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、必要に応じて政府調査団等による現地派遣を行い、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行った。

(平成26年度決算額 61百万円の内数)

(13) 官民が連携した物資調達の仕事構築に要する検討経費

内閣府においては、非常災害時に被災地へ円滑な物資の供給を行うため、関係省庁、民間事業者の取り組みを調査するとともに、官民が連携した物資調達の仕組みを構築するための検討及び検証のための訓練を実施した。

(平成26年度決算額 9百万円の内数)

(14) 災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、国、地方公共団体、指定公共機関等における迅速かつ効果的な災害対応推進のため、その標準化について国際会議への出席や国内における検討を実施した。

(平成26年度決算額 17百万円)

(15) 避難所の確保と質の向上の推進

内閣府においては、平成25年度に策定した、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた地方公共団体の取組を促進する方策を検討するため、実態調査を行った。

(平成26年度決算額 10百万円の内数)

(16) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の検討を行うとともに、災害に強い警察情報通信基盤の整備等や、災害発生時にはヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による現場情報の収集・伝達に努めるなど、災害警備対策の強化を図った。

(平成26年度決算額 1,544百万円)

(17) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、災害発生時においても安全で円滑な交通を確保し、住民の避難路や緊急交通路を的確に確保することを可能とするため、車両感知器、光ビーコン、信号機電源付加装置及び交通管制センター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進した。

(平成26年度決算額 18,877百万円の内数)

(18) 道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、光ビーコンや交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進した。

警察庁、総務省及び国土交通省においては、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、災害情報、渋滞情報、交通規制情報等をリアルタイムにカーナビゲーション装置へ提供するVICS（道路交通情報通信システム）の整備を推進し、本年度も提供エリアの拡大や情報内容の充実を図った。

警察庁及び国土交通省においては、交通情報板、道路情報板や（公財）日本道路交通情報センター等を通じて、道路交通情報を道路利用者に提供するため、情報収集・提供業務の高度化を図った。さらに、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努めた。

警察庁においては、災害発生時に被災地の交通情報を、警察活動にいかすとともに、国民に

迅速に提供できるようにするため、警察が光ビーコンにより収集する車両の走行軌跡（プローブ情報）とカーナビメーカーが保有する民間プローブ情報を融合するシステムの整備を推進した。また、交通情報を提供する装置を分散設置し、災害に強いシステム整備を推進した。

(平成26年度決算額 7百万円)

(19) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導した。

(20) 非常時情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを運用した。

(平成26年度決算額 4百万円)

(21) 「公共情報コモンズ」の普及促進

総務省においては、「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」を開催し、全国への早期普及や情報内容の拡充等を柱とする「普及加速化パッケージ」を取りまとめた。また、国民にわかりやすい名称という観点から、新たな名称として「Lアラート」が導入された。

(22) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、住民に瞬時に伝達するシステムであるJ-A L E R Tについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、主局と同等の機能を有する第2主局との2局体制で運用するとともに、各局の常時監視等の保守・管理を行った。

(平成26年度決算額 281百万円)

(23) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行った。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図るとともに、計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを推進した。

(24) 防災・危機管理教育におけるe-カレッジの運用及び充実・強化

消防庁においては、防災・危機管理教育について、集合教育では受講が困難な者等も対象とできるようにするため、また、教育内容の充実強化を図るため、インターネットを活用した防災・危機管理教育用システムであるe-カレッジを運用するとともに、コンテンツ等の充実・強化を行った。

(平成26年度決算額 7百万円)

(25) 自主防災組織等の活性化

消防庁においては、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織連絡協議会の結成促進・充実強化のための出前講座の実施、自主防災組織の手引の周知、優良活動事例の紹介、防災教材の周知等により、自主防災組織等の活性化を図った。

(平成26年度決算額 20百万円)

(26) 緊急消防援助隊派遣体制及び情報通信機能の整備

消防庁においては、国内の大規模災害発生時における人命救助活動等を迅速かつ効果的に行うため、全国の消防機関の援助体制として創設された緊急消防援助隊の出動が的確かつ迅速に行われるよう、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を改定した。また、翌平成27年度に開催予定の第5回緊急消防援助隊全国合同訓練の準備を行うとともに、隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため、全国6つの地域ブロックごとの合同訓練を実施した。

(平成26年度決算額 87百万円)

消防庁においては、緊急消防援助隊を迅速かつ効果的に運用するため、緊急消防援助隊の部隊位置や状態を管理する動態情報システムの改修を実施するとともに保守管理を適切に行った。

(平成26年度決算額 60百万円)

消防庁においては、緊急消防援助隊を迅速かつ効果的に運用するため、消防防災ヘリコプターの位置や状態を管理するヘリ動態管理システムの改修を実施するとともに保守管理を適切に行った。

(平成26年度決算額 313百万円)

(27) 消防・救急無線等のデジタル化の推進

消防庁においては、各消防機関の計画的なデジタル化を推進するに当たり、複数の消防本部が早期かつ効率的に無線設備の広域化・共同化を行うため、アドバイザー派遣等の支援を行った。

(平成26年度決算額 11百万円)

総務省においては、東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る費用の一部を補助し、更なる周波数の有効利用の促進を図った。

(平成26年度決算額 4,438百万円)

(28) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防庁においては、消防団員の加入促進を図るための広報の実施、消防団充実強化アドバイザーの派遣、全国女性消防団員活性化大会や全国消防操法大会の開催、消防団の装備・教育訓練の改善等により、消防団員の充実強化を図った。

(平成26年度決算額 470百万円)

(29) 救急業務の充実強化

消防庁においては、救急業務を取り巻く諸課題について調査・検討し、①消防と医療の連携推進、②救急隊員の教育の在り方の検討、③緊急度判定体系の構築に係る調査・検討等を行うことにより、救急業務全般の充実強化を図り、救命率の向上をにつなげるように努めた。

(平成26年度決算額 64百万円)

(30) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、全国消防救助シンポジウム及び実践的訓練を開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図った。

(平成26年度決算額 23百万円)

(31) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、「消防広域化重点地域」に対し、所要の地方財政措置を講じるとともに、地方公共団体等の要請を受け「消防広域化推進アドバイザー」を派遣する等により、市町村の消防の広域化についての取組を推進した。

(平成26年度決算額 6百万円)

(32) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、惨事ストレス対策の充実強化を図るため、消防本部等における取組への支援を行うとともに、緊急時メンタルサポートチーム登録者を対象としたスキルアップ研修等を行った。

(平成26年度決算額 2百万円)

(33) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成26年3月に改定された「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図るため、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用して、特殊な車両（津波・大規模風水害対策車両、拠点機能形成車両）を整備した。

(平成26年度決算額 1,144百万円)

(34) 地方公共団体における災害対応力の向上

消防庁においては、地震や津波等に対する市町村の災害対応力の向上を図るため、防災の専門家等を講師として派遣した。

(平成26年度決算額 9百万円)

(35) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ確実に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の

整備を行った。

(平成26年度決算額 5百万円)

(36) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

消防庁においては、災害情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、J-ALERTの未整備市町村を対象として自動起動機の整備費の全額交付を行った。

(平成26年度決算額 571百万円)

(37) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の強化維持を図った。

(平成26年度決算額 118百万円の内数)

(38) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃亡による治安の悪化を防止するため、以下の施策を実施した。

- ・矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、自家発電機・蓄電池、非常用食糧の更新整備
- ・矯正施設のデジタル無線機の更新整備
- ・矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築

(平成26年度決算額 1,249百万円の内数)

(39) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、屋内運動場等の天井等について、落下防止対策等を加速化するとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討や、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進した。

(平成26年度決算額 163百万円)

(40) 災害派遣医療チーム（DMAT）事務局の体制整備

厚生労働省においては、DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営の補助を行った。

また、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行った。

(平成26年度決算額 74百万円)

(41) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行った。

- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）の活動費

(平成26年度決算額 5百万円)

(42) 在宅医療連携体制の推進

厚生労働省においては、災害が発生した場合にも、在宅医療を必要とする人が安心して医療サービスを受けることができるよう、地域での多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供に向け、医療機関等による連携の推進に補助を行った。

(43) 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

厚生労働省においては、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行った。

(平成26年度決算額 18,909百万円の内数)

(44) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策や、地域における避難体制の整備等のソフト対策と連携した取組として、山地災害危険地区を地図情報として住民に提供する等の取組を推進した。

(平成26年度決算額 1,698百万円の内数)

(45) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な

水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備のため、観測データの転送施設等を整備した。

(平成26年度決算額 20,630百万円の内数)

(46) 農地・農業用施設の減災対策の推進

農林水産省においては、重点的・効率的に農地・農業用施設に関する減災対策を実施するための基準・指針等を作成することにより、人的被害を含めた総合的な減災を図る即効性のある対策を推進した。

(平成26年度決算額 53百万円)

(47) 中小企業事業継続計画策定に関する支援

(株)日本政策金融公庫では、中小企業者自らが策定した事業継続計画に基づき防災に資する設備等の整備を行う者に対し、低利で融資を行った。

(48) 災害に強い電気設備検討調査費

経済産業省においては、今後発生の可能性が指摘されている巨大地震や津波、過酷化する集中豪雨や突風等の自然災害による発電設備送配電設備の事故・災害を未然防止又は軽減するための調査を行い、技術基準（安全基準）の改定等を行うための技術的な調査を行った。

(平成26年度決算額 116百万円)

(49) 再生可能エネルギー発電設備耐力調査費補助金

経済産業省においては、事業者の協力を得て、風力発電や水力発電などの再生可能エネルギー発電設備の耐力調査・解析等を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて技術基準の見直しに反映することで、より安全性の高い再生可能エネルギー発電設備の構築を可能とし、ライフラインとしての電力の確保につなげた。

(平成26年度決算額 27百万円)

(50) 石油製品出荷機能強化事業

経済産業省においては、製油所における非常時3点セット（非常用発電機、非常用情報通信システム（衛星通信等）、ドラム缶石油充填出荷設備）の導入支援を行った。

(平成26年度決算額 2,005百万円)

(51) 石油製品貯蔵供給機能強化補助金

経済産業省においては、国家備蓄石油製品をより戦略的に分散蔵置し、非常時に高い機動性をもって石油を供給しうよう、タンク等貯蔵供給設備の新設・改修工事費を補助した。

(平成26年度決算額 508百万円)

(52) 国家備蓄石油管理等委託費

(石油分)

経済産業省においては、国家備蓄石油を機動的に放出する体制を整えるため、国家石油備蓄基地における施設管理業務の一環として、施設・設備の耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施した。

(平成26年度決算額 40,458百万円)

(53) 国家備蓄石油管理等委託費

(石油ガス分)

経済産業省においては、国家石油ガス備蓄基地の適正な管理のため、基地施設・設備の修繕保全、耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施した。

(平成26年度決算額 11,595百万円の内数)

(54) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借り上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄を増強した。

(平成26年度決算額 28,976百万円)

(55) 石油製品利用促進対策事業

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、病院等に石油製品貯槽、発電機等を設置するために必要な経費の一部を補助した。

(平成26年度決算額 411百万円)

(56) 石油製品流通網維持強化事業

経済産業省においては、地域及び災害等緊急時において石油製品の安定供給を確保するため、石油製品販売業者の運営コスト削減等による経営安定化、SSの災害対応能力強化に向けた人材の育成を支援した。

(平成26年度決算額 880百万円)

(57) 地域エネルギー供給拠点整備事業

経済産業省においては、石油製品の安定供給を確保するため、SSにおける地下タンク等の撤去、災害対応能力を強化するための地下タンクの入換・大型化や自家発電機導入、SS過疎地における簡易計量機の設置に係る費用について支援した。

(平成26年度決算額 2,112百万円)

(58) LPガス地域防災対応体制整備支援事業

経済産業省においては、今後想定される大規模災害等に備え、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくため、販売事業者等の防災体制の整備や訓練の実施を支援した。

(平成26年度決算額 781百万円)

(59) 災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保等のための体制整備

国土交通省においては、災害時における交通関連施設の被害状況・交通機関の運行状況の迅速・安定的・確実な入手・伝達手段を確保し、緊急輸送を実施するため衛星携帯電話の整備を行った。

(平成26年度決算額 25百万円)

(60) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせて、わかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施した。

(平成26年度決算額 57百万円)

(61) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を国民に分かりやすく提供するためのホームページ「防災情報提供センター」で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるように一元的な提供を行った。

(62) 災害発生時における情報連絡体制の整備

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解

除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制の整備を図った。

(63) 地籍整備の推進

国土交通省においては、東日本大震災の被災地において地籍調査が進捗していたことにより迅速な復旧・復興に貢献したという教訓を踏まえ、大規模災害想定地域等における地籍整備を推進した。

(平成26年度決算額 15,434百万円)

(64) 電子国土基本図整備

国土地理院においては、従来の地形図データに替わる新たなデジタルの基本図データとして、国土管理や防災に必要な地貌や土地状況及び構造物等の地形情報を表す地理空間情報を、位置の基準である道路、建物等の基盤地図情報に整合させた電子国土基本図の整備・更新を行った。

(平成26年度決算額 226百万円)

(65) 訪日外国人旅行者への災害発生時における情報提供

観光庁においては、宿泊・観光施設における対応マニュアルと地方自治体が対応内容を地域防災計画等に盛り込むための指針を作成し、関係箇所へ周知した。また、訪日外国人旅行者への情報提供システムとして開発したプッシュ型情報発信アプリ利用のPRを行った。

(66) 自然災害基礎情報整備

国土地理院においては、ハザードマップ作成の基礎情報とするため、空中写真判読や現地調査等により地形分類、防災関係施設の分布等を調査し、脆弱地形データ及び火山防災地形データの整備を行った。

(平成26年度決算額 13百万円)

(67) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等の気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行った。

(68) 浄化槽の台帳システムの整備推進

環境省においては、自治体における浄化槽台帳システムの整備を推進するため、マニュアルの整備やモデル事業を実施した。

(平成26年度決算額 13百万円)

(69) 自然生態系の有する防災・減災機能の評価・検証

環境省においては、国内外において自然生態系の有する機能を生かした防災・減災対策が実施されている事例を収集するとともに、自然生態系が有する防災・減災機能の評価・検証を行った。

(平成26年度決算額 11百万円)

(70) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、原子力災害等への対処能力の向上を図った。また、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進した。

(平成26年度決算額 147,317百万円)

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、6月と11月（津波防災の日）に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかけた。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等を実施した。また、都道府県警察に対して、地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

さらに、都道府県警察に対し、運転免許保有者に対する講習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、災害時に運転者がとるべき措置について普及啓発を図るよう指導した。

(3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施した。

また、緊急消防援助隊については、隊員の技術向上と部隊間及び他機関との連携強化を図るため、全国6つの地域ブロックごとの合同訓練を実施した。

(4) 大規模津波防災総合訓練

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、南海トラフ巨大地震による大規模津波を想定し、国土交通省が作成した計画により、和歌山県等関係地方公共団体、指定公共機関等と連携して、地震・津波情報の伝達、住民避難、津波被災者の捜索、救助・救出活動及び捜索、救出活動支援のためのTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による緊急排水・道路啓開等の訓練を実施した。

(5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力した。また、地震防災対策強化地域判定会及び東海地震に関連する情報等に係る業務の訓練を実施した。

(6) 海上保安庁における震災対策訓練

海上保安庁においては、地震災害対応に従事する職員に対し、災害発生時の対応について教育訓練を実施するとともに、関係機関と連携した地震災害対策訓練等を実施した。

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行った。

（平成26年度決算額 100百万円）

(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

内閣府においては、南海トラフ巨大地震が発生し、愛知県に現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である名古屋合同庁舎第2号館において、現地対策本部の円滑な活動に資するための施設の改修と情報通信基盤の整備に必要な設計検討を行った（後掲 第3章3-2（2））。

（平成26年度決算額 117百万円）

(3) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策の拠点となる公共施設や指定緊急避難場所及び指定避難所とされている公共施設等の耐震化を推進した。

(4) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施した。

（平成26年度決算額 10,814百万円）

(5) 国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備等への支援を行い、防災機能の強化を推進した。

（平成26年度決算額 156,395百万円の内数）

(6) 公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について、防災機能の強化の観点から、校舎等の耐震化等を行った。

（平成26年度決算額 276,074百万円の内数

※内閣府で計上している沖縄分を含む）

(7) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時におけ

る幼児、児童、生徒及び学生の安全確保を図るため、私立学校の施設について、防災機能の強化の観点から、校舎等の耐震化等に対し国庫補助を行った。

(平成26年度決算額 17,372百万円)

(8) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行った。

(平成26年度決算額 107,966百万円の内数
※内閣府で計上している沖縄分を含む)

(9) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行った。

(平成26年度決算額 7百万円)

また、政策医療を担う病院やI s値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行った。

(平成26年度決算額 466百万円)

(10) 水道水源開発等施設整備事業

厚生労働省及び国土交通省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道水源開発等施設の耐震化・老朽化対策等を推進した。

(平成26年度決算額 8,827百万円)

(11) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図った。

(12) 国立更生援護機関の施設整備事業

国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、病院の耐震化工事を実施した。

(平成26年度決算額 1,667百万円)

(13) 簡易水道等施設整備事業

厚生労働省、国土交通省及び内閣府においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する簡易水道等施設の耐震化・老朽化対策等を推

進した。

(平成26年度決算額 5,067百万円)

(14) 指導監督事務費補助等

厚生労働省、国土交通省及び内閣府においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設等の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に関する事務の一部を委任するための補助等を行った。

(平成26年度決算額 70百万円)

(15) 治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施した。

(平成26年度決算額 81,028百万円の内数)

(16) 漁港・漁村の防災力の向上

農林水産省においては、第3次漁港漁場整備長期計画(平成24年3月策定)に基づき、地震防災対策強化地域等における拠点漁港等において、地震・津波対策として岸壁の耐震・液状化対策や粘り強い構造を持つ防波堤を整備した(後掲 第3章3-2(4))。

(平成26年度決算額 126,775百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(17) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を実施した(後掲 第3章3-2(5)、4-2(3))。

(平成26年度決算額 4,786百万円の内数
(農林水産省)、32,971百万円の内数
(国土交通省))

(18) 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生

農林水産省においては、東日本大震災で被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、林帯幅の確保や人工盛土の活用も図りつつ、津波に対する減災機能も考慮した海岸防災

林の整備等を推進した。

(平成26年度決算額 8,510百万円の内数)

(19) 防災拠点となる官庁施設等の耐震化

国土交通省においては、官庁施設の耐震診断結果に基づき、神戸第2地方合同庁舎等の緊急性の高い要整備施設16件の耐震補強等整備を行った。

(平成26年度決算額 22,384百万円の内数)

(20) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備した。

(21) 震災に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(平成26年度決算額29,574百万円の内数

この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施

(平成26年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の整備

(平成26年度決算額 防災安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

(平成26年度決算額 1,289百万円の内数)

また、災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・密集市街地をはじめとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(平成26年度決算額

防災・安全交付金の内数)

- ・三大都市圏の密集市街地等における都市再生

区画整理事業の実施

(平成26年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施

(平成26年度決算額 6,484百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数)

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐水性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

(平成26年度決算額

社会資本整備総合交付金の内数)

- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施

(平成26年度決算額 133百万円)

- ・地下街の防災対策推進に関する検討調査

(平成26年度決算額 33百万円)

- ・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下設備の改修等を支援する地下街防災推進事業の実施

(平成26年度決算額 4百万円)

- ・南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進した。

(平成26年度決算額 1百万円)

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行った。

(平成26年度決算額

社会資本整備総合交付金等の内数)

(22) 下水道における震災対策

国土交通省においては、「下水道総合地震対策事業」等を活用し、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため、重要な施設の耐

震化・耐津波化を推進するとともに、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進めた。

(平成26年度決算額 5,466百万円の内数
この他に防災・安全交付金
及び社会資本整備総合交付金の内数)

(23) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図った。

(24) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落発生の要因等が想定される土砂災害危険箇所について、土砂災害防止施設整備の整備を推進した。

(25) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保などネットワークの整備を推進するとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強や無電柱化等各種道路事業を実施した。

(26) 不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行った。

(平成26年度決算額
社会資本整備総合交付金等の内数)

(27) 老朽公営住宅の建替の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付した。

(平成26年度決算額 防災・安全交付金
及び社会資本整備総合交付金の内数)

(28) 港湾の大規模地震対策

国土交通省においては、人口や産業が集中す

る臨海部において、大規模地震発生時における緊急物資等の輸送機能、経済活動に資する一定の海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁を整備するとともに、臨港道路の耐震強化を行った。

(平成26年度決算額〈港湾整備事業〉直轄
281,448百万円の内数
補助 31,054百万円の内数)

(29) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による宅地の滑動崩落・液状化被害を防止・軽減するため、大規模盛土造成地の位置や規模等を把握するための調査や宅地の液状化被害可能性判定等に要する費用の補助を行った。

(平成26年度決算額 防災・安全交付金
及び社会資本整備総合交付金の内数)

(30) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する情報通信基盤の整備を推進した。

さらに、東日本大震災等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波対策、停電対策等を推進する。

(31) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災を遙かに上回ると予想されることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等による支援を行った。

(平成26年度決算額 95,879百万円)

2-3 その他

(1) 地震対策の推進

内閣府においては、首都直下地震について、人的・物的被害や経済被害の想定、被害軽減対策の検討等を行った。このほか、南海トラフ沿いの巨大地震や相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の検討等を行った。(後掲 第3章3-3 (1))

(平成26年度決算額 222百万円)

(2) 総合防災情報システムの整備

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの整備・運用を行った(後掲第3章3-3(2)、5-3(2))。

(平成26年度決算額 336百万円)

(3) 都市再生安全確保計画の策定の促進

内閣府においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、基礎データの収集・分析等に対して支援を行い、官民による都市再生安全確保計画の作成を促進した。

(平成26年度決算額 8百万円)

(4) 交通対策の推進

警察庁においては、今後発生が想定される大規模災害について、関係都府県警察等と調整した上、交通規制計画を策定した。また、広域交通管制システムを的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進した。

(5) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施した。

(平成26年度決算額 20,181百万円)

(6) 庁舎及び合同宿舍等の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足している庁舎等について計画的に耐震改修等を実施した。

(平成26年度決算額 4,995百万円)

(7) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震の発生に備え、より多くの鉄道利用者の安全確保や、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的な機能を考慮し、主要駅や高架橋等の耐震補強に要する費用の一部を補助した。

(平成26年度決算額 1,590百万円)

※この他に都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道) 11,279百万円の内数)

(8) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行った。

(平成26年度決算額 81,356百万円の内数
社会資本整備総合交付金等の内数)

(9) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を行った。

(10) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施した。

(平成26年度決算額 6,760百万円)

(11) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層について、詳細な位置や地形の分類等の情報の整備・提供を実施した。

(平成26年度決算額 18百万円)

(12) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の非常災害発生時に広域的な災害応急対策が円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施した。

(平成26年度決算額 24百万円)

(13) 京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備

国土交通省においては、京阪神都市圏における大規模地震発生時の応急復旧活動等の災害対応力の向上を図るため、堺泉北港堺2区において、基幹的広域防災拠点の整備を推進した。

- ・高次支援機能を担う緑地の整備
(平成26年度決算額〈港湾整備事業〉
直轄 281,448百万円の内数
補助 31,054百万円の内数)

(14) 災害時の支援物資物流における官民連携・協力体制の構築等

国土交通省においては、大規模災害が想定される地域を中心に災害に強い物流システムの構築協議会を設置し、支援物資物流に関する官民連携体制の構築を促進するとともに、同協議会において選定された民間物流施設に対して非常用電源設備等の導入に関する支援を行った。

(平成26年度決算額
補助金部分：125百万円)

(15) 既設昇降機安全確保緊急促進事業

国土交通省においては、地震時における閉じ込めや戸開走行事故に対する既設エレベーターの安全確保の促進を図るため、安全装置等の設置を行う防災対策改修（P波感知型地震時管制運転装置、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置）について支援を行った。

(16) 海上輸送機能を維持する取組

国土交通省においては、大規模地震発生時にも港湾機能を維持するため、港湾BCPの策定や三大湾に緊急確保航路を指定するとともに、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等の協働体制を構築する等の防災・減災対策を推進した（後掲 第3章3-3（4））。

(平成26年度決算額〈港湾整備事業〉
直轄 281,448百万円の内数
補助 31,054百万円の内数)

(17) 本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震補強

国土交通省においては、南海トラフ地震等の大規模地震による被害を回避・軽減するため、本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震補強を実施した。

(平成26年度決算額 3,301百万円)

(18) 特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等について

国土交通省においては、港湾管理者が民間事

業者等の特定技術基準対象施設の管理に対して、報告の徴収及び立入検査等を実施する場合の手続き等を示したガイドラインを作成した。さらに、港湾管理者に対し当該施設の維持管理状況の報告徴収を行うよう指示した。

(19) 東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁においては、地震防災対策強化地域に係る観測成果等を東海地震に関連する情報として発表するとともに、防災関係機関、報道機関に通報し、関係機関で適切な防災体制が執られるよう努めた。

(20) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

(再掲 第2章2-1（23）)

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、これを防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。（後掲 第3章3-3（5））

(平成26年度決算額 1,789百万円の内数)

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、津波災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等を実施した。また、都道府県警察に対して、津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

(再掲 第3章2-2（1）)

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行った。

(平成26年度決算額 100百万)

(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

(再掲 第3章2-2(2))

内閣府においては、南海トラフ巨大地震が発生し、愛知県に現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である名古屋合同庁舎第2号館において、現地対策本部の円滑な活動に資するための施設の改修と情報通信基盤の整備に必要な設計検討を行った。

(平成26年度決算額 117百万)

(3) 海岸防災林の整備

農林水産省においては、海岸防災林について、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を図ることに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を実施した。

(平成26年度決算額 81,028百万円の内数)

(4) 漁港・漁村の防災力の向上

(再掲 第3章2-2(16))

農林水産省においては、第3次漁港漁場整備長期計画(平成24年3月策定)に基づき、地震防災対策強化地域等における拠点漁港等において、地震・津波対策として岸壁の耐震・液状化対策や粘り強い構造を持つ防波堤を整備した。

(平成26年度決算額 126,775百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(5) 海岸保全施設の整備

(再掲 第3章2-2(17))

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を実施した(後掲 第3章4-2(3))。

(平成26年度決算額
4,786百万円の内数(農林水産省)、32,971
百万円の内数(国土交通省))

(6) 海岸防災林の復興技術の高度化に関する研究

独立行政法人森林総合研究所では、他機関と連携して、東日本大震災で被災した海岸防災林の復興技術の高度化に関する研究を行い、技術普及用の冊子を作成した。

(7) 河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災の津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図った。

(8) 津波災害に強いまちづくりの推進

津波災害に強いまちづくりの推進として、次の事業を実施した。

南海トラフ地震をはじめとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(平成26年度決算額
防災・安全交付金の内数)

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備
(平成26年度決算額 29,574百万円の内数
この他に防災・安全交付金及び
社会資本整備総合交付金の内数)
- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
(平成26年度決算額 防災・安全交付金
及び社会資本整備総合交付金の内数)
- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
(平成26年度決算額
社会資本整備総合交付金の内数)
- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付
(平成26年度決算額 1,289百万円の内数)
- ・避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
(平成26年度決算額 防災・安全交付金
及び社会資本整備総合交付金の内数)
- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援
(平成26年度決算額
社会資本整備総合交付金の内数)

(9) 港湾における津波避難対策

国土交通省においては、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン(平成25年9月策定)」を港湾管理者へ周知するとともに、港湾の特殊性を考慮した避難対策の策定や津波避難施設の整備を促進した。

(平成26年度決算額〈港湾整備事業〉
直轄 281,448百万円の内数
補助 31,054百万円の内数)

(10) 大規模地震・津波に対する港湾の事前防災・減災対策の推進

国土交通省においては、南海トラフ地震や首都直下地震等の甚大な被害が想定される災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保するため、「粘り強い構造」の防波堤の導入など港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図った。

(平成26年度決算額〈港湾整備事業〉
直轄 281,448百万円の内数
補助 31,054百万円の内数)

3-3 その他

(1) 地震対策の推進

(再掲 第3章2-3(1))

内閣府においては、首都直下地震について、人的・物的被害や経済被害の想定、被害軽減対策の検討等を行った。このほか、南海トラフ沿いの巨大地震や相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の検討等を行った。

(平成26年度決算額 222百万円)

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第3章2-3(2))

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの整備・運用を行った(後掲第3章5-3(2))。

(平成26年度決算額 336百万円)

(3) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進した。

(4) 海上輸送機能を維持する取組

(再掲 第3章2-3(16))

国土交通省においては、大規模地震発生時にも港湾機能を維持するため、港湾BCPの策定や三大湾に緊急確保航路を指定するとともに、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等の協働体制を構築する等の防災・減災対策を推進した。

(平成26年度決算額〈港湾整備事業〉
直轄 281,448百万円の内数
補助 31,054百万円の内数)

(5) 津波警報等の発表、伝達

(再掲 第2章2-1(23)、第3章2-3(20))

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

(平成26年度決算額 1,789百万円の内数)

(6) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、南海トラフ地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して各港湾や港湾付近の船舶の津波防災対策に活用するとともに、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップの作成を支援するため海底地形データの提供を行った。

(平成26年度決算額 153百万円)

4 風水害対策

4-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等を実施した。また、都道府県警察に対して、風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 医療施設の土砂災害防止整備

厚生労働省においては、「災害弱者関連施設

等に係る土砂災害緊急点検調査」(平成10年、建設省)により、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等に所在する医療施設が実施した土砂災害防止整備について補助を行った。

(平成26年度決算額 2,994百万円の内数)

(2) 治山事業の推進

農林水産省においては、森林の水源涵養機能や山地災害防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土の形成を図るため、治山施設の整備等を推進した。

(平成26年度決算額 81,028百万円の内数)

(3) 海岸保全施設の整備

(再掲 第3章2-2(17)、3-2(5))

農林水産省及び国土交通省においては、高潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を実施した。

(平成26年度決算額

4,786百万円の内数(農林水産省)、32,971百万円の内数(国土交通省))

(4) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるためのため池等の総合的な整備を推進した。

(平成26年度決算額 56,155百万円の内数※
この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(5) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備した。

(6) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータや、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるMP(マルチパラメータ)レーダ等の整備を行った。また、高機能化を図った河川情報システムの整備を引き続き推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進した。

さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害、関東・東北豪雨等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を実施した。

(7) 水防施設の整備

国土交通省においては、気象庁と共同で発表する直轄河川の洪水予報等の情報を迅速かつ的確に通報・伝達するため、観測施設等の整備を実施した。

(平成26年度決算額 115百万円)

(8) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土石流危険渓流、地すべり危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援した。

(9) 道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保などネットワークの整備を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施した。

4-3 その他

(1) 大規模水害対策の推進

内閣府においては、利根川・荒川の堤防の決壊、東京湾の高潮災害発生時の浸水区域内に居住する住民の避難方策について検討するための基礎調査として、課題となる浸水深や浸水継続時間等の浸水特性及び避難の種別や手段等について整理・検討等を行った。

(平成26年度決算額 14百万円)

(2) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して、災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討及び実施並びに自治体及び関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警戒警備体制の強化を図った。

(3) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難勧告等の発令・伝達、災害危険箇所等に対する措置及び指定緊急避難場所等の周知、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行った。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進した。

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施した。

(6) 防災上の配慮を要する者が利用する施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策について、土砂災害防止施設による保全対策を重点的に推進するとともに、当該施設への情報伝達体制を市町村地域防災計画において定めるなどの警戒避難体制の充実・強化を図るため、平成26年11月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」を改定した。

(7) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、雨量観測にあたっては、従来のレーダ雨量計・地上観測網に加え、近年増加する集中豪雨や局所的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による水害や土砂災害等に対して、適切な河川管理や防災活動等に役立てるために、ほぼリアルタイムに、より詳細な雨量観測が可能なXRAIN（国土交通省XバンドMPレーダネットワーク）の整備を行っている。インターネット上でも雨量情報の提供を行っており、平成26年度までに38基の観測体制を構築した。また、これらレーダ雨量計の

データを用いて詳細な流出解析を行う洪水予測システムの整備を進めた。

(8) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供した。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進した。

(9) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省及び気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を実施した。

(10) 流域治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進した。また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進した。

(11) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき、河川管理者が河道改修等を行う総合的な都市型水害対策を推進した。

(12) 被害想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、「土砂災害防止法」に基づき、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図るため、市町村による土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援するとともに、その進捗状況を把握する等、関係自治体と連携し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図った。

(13) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を推進することにより、住家の洪水による氾濫からの防御を図った。

(14) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、人命を守ることを最優先に砂防堰堤の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を実施した。ソフト対策としては、都道府県が行う土砂災害警戒区域の指定や情報基盤整備等に対して支援を行った。また、深層崩壊に伴う河道閉塞等の大規模な土砂災害が急迫している地域において、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域等に関する情報の周知を図った。さらに、大規模崩壊監視システムの整備に加え、危機管理体制の強化を図った。

(15) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施し、土砂災害防止に関する広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、危険箇所への周知、点検、警戒避難訓練等を実施した。

(16) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体等とともに各種の行事、活動を実施した。また、市町村等職員に対する水防研修、水防団員に対する水防技術講習会を実施した。

(17) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、警報を始めとする各種の防災気象情報の発表及び伝達を行った。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を実施した。また、都道府県警察に対して、火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 火山地域における治山事業の推進

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進した。

(平成26年度決算額 81,028百万円の内数)

(2) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を関連機関と連携して推進した。

また、平成26年御嶽山噴火においては、降灰後の土砂災害防止のため、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査として、ヘリや現地調査により降灰状況を把握し、降灰後の土石流に関するシミュレーション計算結果を自治体へ提供した。

さらに、監視カメラやセンサーの設置、緊急的なブロック積み砂防堰堤の整備を行った。

5-3 その他

(1) 火山災害対策の推進

内閣府においては、取組が遅れている各火山地域での火山防災協議会の設置の促進、火砕流や融雪型火山泥流等の様々な現象に対応する具体的で実践的な広域避難計画の策定支援等を行った。

(平成26年度決算額 49百万円)

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第3章2-3(2)、3-3(2))

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの整備・運用を行った。

(平成26年度決算額 336百万円)

(3) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を通じて、関係府省庁と連携して、火山防災対策の推進を図るとともに、避難施設や避難情報伝達手段の整備、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行った。

(4) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行った。

(5) 火山地域における地殻変動の連続監視

国土地理院においては、火山活動に伴う地殻変動の動向を的確に把握するため、電子基準点(GNSS連続観測施設)、GNSS火山変動リモート観測装置(REGMOS)、自動測距測角光波測距連続観測装置(APS)等による地殻変動の三次元的な連続監視を行った。

(6) 被害想定区域図等の作成

国土交通省においては、火山噴火に起因した土砂移動現象による災害対策を検討するため、「火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)」に基づく土砂災害予想区域図の作成を推進したほか、平常時からの避難体制の構築のため、「火山防災マップ作成指針」に基づく火山防災マップの作成・活用を支援した。

(7) 噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山の監視を行い、その結果をもとに噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等を呼びかけることで、災害の防止・軽減に努めた。また、火山防

災協議会での共同検討を通じて避難計画や噴火警戒レベルの設定・改善を推進した。

(平成26年度決算額 882百万円)

6 雪害対策

6-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察に対して、関係機関と連携した救出救助訓練の実施、的確な警戒警備及び救助活動のための体制の確立について指示するなど、雪害警備訓練の積極的な推進を図った。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入した。

(2) 積雪地帯における治山事業の推進

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、雪崩の防止を目的とする森林の造成や防護柵の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を実施した。

(平成26年度決算額 81,028百万円の内数)

(3) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械に係る事業を実施した。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等において、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を実施した。

(4) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行った。また、下水処理水や下水道施設等を活用した流雪・融雪等の積

雪対策のより一層の推進を図った。

(平成26年度決算額 5,466百万円の内数
※この他に防災・安全交付金
及び社会資本整備総合交付金の内数)

(5) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進した。

(6) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行った。

(平成26年度決算額 1,663百万円)

6-3 その他

(1) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を的確に把握し、関係機関等へ情報提供を行うとともに、都道府県警察に対して、雪害の発生実態の分析検討及び部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施等について指示した。

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、災害初動体制の確立、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導體制の整備等について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行った。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止・軽減に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所への周知、点検、雪崩防止施設の点検等を実施した。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関、報道機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における教育訓練

海上保安庁においては、船舶火災対応等に従事する職員に対し、事故発生時の対応について教育訓練を実施するとともに、関係機関と連携した消防訓練を実施した。

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業及び防火並びに消火活動の円滑な実施にも資する林道整備を行った。

また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施した。

(平成26年度決算額 73,268百万円の内数※
この他に農山漁村地域整備交付金、
地域再生基盤強化交付金の内数)

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行った。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新した。

(平成26年度決算額 904百万円)

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図った。

- ・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成等

(平成26年度決算額 1百万円)

- ・製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整

(平成26年度決算額 13百万円)

- ・消防用機器等の国際動向への対応

(平成26年度決算額 16百万円)

- ・住宅防火対策の推進

(平成26年度決算額 10百万円)

- ・消防法令に係る違反是正推進

(平成26年度決算額 21百万円)

- ・消防の技術に関する総合的な企画立案

(平成26年度決算額 6百万円)

- ・火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築

(平成26年度決算額 33百万円)

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行った。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努めた。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進した。

8 危険物災害対策**8-1 教育訓練****(1) 警察庁における教育訓練**

警察庁においては、関東管区警察学校で、各種危険物の災害防止等保安対策推進のため、都道府県警察の危険物担当者に対して、関係法令、指導取締り要領、危険物の基礎知識等について必要な教育訓練を行った。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(3) 海上防災訓練等

海上保安庁においては、危険物災害対応等に従事する職員に対し、災害発生時の対応について教育訓練を実施するとともに、関係機関と連携した事故対策訓練を実施した。

8-2 防災施設設備の整備**(1) 大規模石油災害対策**

経済産業省においては、海上での大規模な原油流出等の災害に対応するため、石油連盟が実施する災害対策用資機材の整備、災害対策技術等に関する調査研究、国際会議の開催等に補助を行い、原油流出災害等への対応体制の整備を行った。

(平成26年度決算額 827百万円)

8-3 その他**(1) 火薬類の安全管理対策**

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対し指示した。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携

による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対し指示した。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進した。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備（再掲 第2章8（1））

「新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討」

「給油取扱所における複合災害防止に係る安全対策の検討」

「屋外タンク貯蔵所の安全対策の推進」

（平成26年度決算額 67百万円）

- ・危険物施設の事故防止対策等（再掲 第2章8（1））

（平成26年度決算額 10百万円）

- ・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等

（平成26年度決算額 12百万円）

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、防災本部の主な役割である災害時における関係機関の情報共有、関係機関の連携体制、住民への情報伝達の充実強化を図ることを目的とした石油コンビナート等防災本部の機能強化のための訓練のあり方について調査研究を行った。また、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催し、自衛防災組織の技能や士気の向上を図った。

（平成26年度決算額 5百万円）

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設のレイアウトについて審査を実施するとともに、必要な要請、助言等を行った。

（平成26年度決算額 1百万円）

(5) エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の新設

消防庁においては、緊急消防援助隊の編成に、石油タンク火災や化学プラント爆発等のエネルギー・産業基盤における特殊災害に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を新設し、その部隊の中核となる車両等（大型放水砲搭載ホース延長車、大容量送水ポンプ車等）を、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用して整備した。

（平成26年度決算額 322百万円）

(6) 高圧ガス、火薬類及び都市ガス保安対策の強化と拡充

経済産業省においては、高圧ガス、火薬類及び都市ガスに係る事故の原因調査・分析、技術進歩等に対応した技術基準の作成・運用検討に係る事業を行った。

（平成26年度決算額 96百万円）

(7) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導並びに都道府県取締担当者に対する研修等を行った。

(8) 石油コンビナート等の現場保安力向上事業

経済産業省においては、石油コンビナート等の現場保安力の向上に向け、規制を行う行政側で取り組むべき課題、事業者側が自主的に取り組む課題の抽出を行った。

（平成26年度決算額 20百万円）

(9) 石油ガス供給事業安全管理技術開発等

経済産業省においては、災害に備え停電時でも稼働する無線機能を備えたマイコンメーター等を活用する次世代液化石油ガス保安システムやバルク貯槽検査高度効率化の調査研究、LPガス事故低減のための事故データの分析・対策及び消費者等に対する保安啓発を実施した。

（平成26年度決算額 327百万円）

(10) 石油精製業保安対策事業

経済産業省においては、石油精製プラント等における事故の防止や、「高圧ガス保安法」における技術基準等の制定・改正等に必要となる各データの取得に向け、事故の原因分析や実験等を行った。

(平成26年度決算額 205百万円)

(11) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じた。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し輸送前の各種検査及び立入検査を実施した。

(平成26年度決算額 15百万円)

(12) 危険物積載船舶及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、輻輳海域等における危険物積載船舶の航行安全、大型タンカーバースにおける適切な荷役等について指導した。

(13) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除措置等の実施に資するため、沿岸海域の自然的・社会的情報をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果と併せて電子画面上に表示できる沿岸海域環境保全情報の整備を引き続き行った。

(平成26年度決算額 1百万円)

(14) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故等による防除作業を的確に行うために精度の高い漂流予測が必要であることから、漂流予測の評価・補正を行うための常時監視可能な「漂流予測補正用ブイ」を整備した。

(平成26年度決算額 11百万円)

(15) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、関係行政機関、地方公共団体等の要

請に応じて提供しうる体制の確保に努めた。

(16) 沿岸海域環境保全情報の整備

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方公共団体職員等に対する活用の推進及び更新のための情報収集を実施した。

(平成26年度決算額 3百万円)

9 原子力災害対策

9-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した原子力災害警備訓練の実施を指示した。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、原子力災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(3) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、放射性物質安全輸送の確保のため、輸送作業従事者等に対し、法令に基づく基準及び具体的運用方針の普及並びに安全知識の向上を図るとともに、輸送責任者に対する専門的知識の習得の徹底を図った。

(平成26年度決算額 1百万円)

(4) 環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のための研修等を実施した。

(平成26年度決算額 202百万円)

9-2 防災施設設備の整備**(1) 原子力防災対策の更なる充実・強化**

内閣府においては、原子力防災対策の充実・強化を図るため、立地道府県等と所在市町村等を結ぶ緊急時連絡網の維持・管理、放射線測定器等の資機材等の整備、訓練や研修並びに安定ヨウ素剤の事前配布に係る周辺住民に対する説明会等の実施、オフサイトセンターの整備等に係る費用の支援を行った。

(平成26年度決算額 13,000百万円)

(2) 宮城県及び福島県におけるオフサイトセンターの再建に係る支援

内閣府においては、宮城県及び福島県の現地対策本部の拠点となるオフサイトセンターが東日本大震災で被災し使用不可能となったため、宮城県の暫定オフサイトセンターの整備及び福島県浜通り地方の南北2箇所におフサイトセンターを再建する費用の支援を行った。

(平成26年度決算額 2,116百万円)

(3) 原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化

内閣府においては、緊急時に即時避難が困難な要配慮者や住民等の屋内退避施設や現地の緊急時対策拠点施設の放射線防護対策及び放射線防護対策施設での屋内退避の実施に必要な資機材・物資の備蓄に係る費用の支援を行った。

(平成26年度決算額 17,517百万円)

(4) 原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行った。

(平成26年度決算額 3,879百万円)

9-3 その他**(1) 原子力防災対策重点区域における住民等の防護対策強化(放射線測定器の配備)**

内閣府においては、原子力発電施設の周辺住民が身近に放射線を測定できる環境づくりを進め、放射線に対する周辺住民の理解を深めること等によって、住民への迅速かつ適切な防護措置に資することを主たる目的として、簡易サー

ベイメータ等の放射線測定器の公共施設等への配備に係る費用の支援を行った。

(平成26年度決算額 27百万円)

(2) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、消費者の目線に立ち、消費者が食品中の放射性物質について理解を深め自らの考えで行動できるよう、関係府省、地方公共団体及び消費者団体等と連携し、意見交換会等のリスクコミュニケーションを実施した。平成25年度に養成したコミュニケーター(地域において食品中の放射性物質に関する正確な情報発信ができる者)に対し、フォローアップ研修の開催や、ウェブサイトを活用した情報提供、メールマガジンの配信等の各種支援を行った。

また、情報提供の取組みとして、食品中の放射性物質に関する正しい情報提供や問題等をわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」を継続して提供し、新たにハンディタイプにまとめた「食品と放射能Q&Aミニ」を提供した。

(平成26年度決算額 一般会計22百万円、復興特会11百万円)

(3) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、食品偽装問題をはじめ食の安全・安心の確保に対する消費者の関心が高まっていることを踏まえ、地域における食の安全・安心に関する取組を支援するとともに、地域の子育て、環境、福祉、産業等の多様な主体による消費者問題への取組を支援するため、地方公共団体への基金の上積みとして地方消費者行政活性化交付金を交付した。

(平成26年度決算額 3,000百万円の内数)

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、放射性物質検査機器の貸与及び検査機器等に関する研修会を開催した。

(4) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、ハンドブッ

ク等の活用の普及、原子力防災訓練への助言・協力等を実施するとともに、放射性物質や放射線に関する事故時の消防活動に必要な資機材の調査・整理を行い、方向性をまとめた。また、消防職員向けの放射性物質事故対応教材の改訂を行った。

(平成26年度決算額 7百万円)

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行った。

(平成26年度決算額 2百万円)

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行った。

(平成26年度決算額 67百万円)

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、消防活動や防災体制を検討した。

(平成26年度決算額 0百万円)

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図った。化学プラント等において重大な爆発火災災害が相次いでいることから、非定常作業や

異常事態をも想定してのリスクアセスメントの実施等を徹底した。また、道路復旧工事等の生活基盤の復旧工事における土砂崩壊災害など、東日本大震災の復旧・復興工事に伴う労働災害の防止を図った。さらに、東京電力(株)福島第一原発における事故の教訓等を踏まえ、原子力災害発生時の緊急作業に際して使用可能な十分な数の予備の線量計を確保するとともに、被ばく線量管理の非常時対応計画をあらかじめ策定する等、電力会社等が緊急作業に対する準備を行うよう、指導した。

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行った。

(4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査を行った。

(5) ガス導管劣化検査等支援事業

経済産業省においては、公共の安全を確保するため、保安上重要な建物等の敷地内に埋設された、腐食のおそれのある経年埋設内管(ガス管)の交換・修繕に必要な土木工事費等の一部について補助を行った。

(平成26年度決算額 182百万円)

(6) 都市ガス安全情報広報事業

経済産業省においては、地震等大規模災害時に国や業界団体、ガス事業者等の関係者間で被災情報の共有化を図るため、ガス防災支援システムの維持・管理を行った。

(平成26年度決算額 38百万円)

(7) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、海上人命安全条約等の国際基準に適合しない船舶(サブスタンダード船)を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督(PSC)を実施した。

(平成26年度決算額 95百万円)

第4章 国土保全

1 治水事業等

国土交通省においては、発生のおそれが指摘されている南海トラフ地震、首都直下地震、巨大台風等による水害・土砂災害に備えるための防災・減災対策や、高度経済成長期に整備した河川管理施設等の老朽化対策に緊急的に取り組む必要がある。

このような認識の下、平成26年度予算については、以下の項目に重点化し、これら課題に対応した施策の効果の早期実現を図った。

- ・地震・津波や水害・土砂災害に対して、ハード・ソフト一体となった予防的対策や、甚大な災害が発生した地域における再度災害防止対策を重点的に進める等、国土強靱化に向けた防災・減災の取組を推進した。
- ・維持管理・更新費用の増大に備え、技術開発や長寿命化計画策定を通じたトータルコストの縮減を図る等の戦略的維持管理・更新を推進した。
- ・東日本大震災被災地の復旧・復興を加速させるため、堤防等の復旧・整備を推進した。

(平成26年度決算額 947,058百万円)

1-1 防災・減災

(1) 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震に備えた地震・津波対策

国土交通省においては、発生のおそれが指摘されている大規模地震に備え、人命を守るとともに災害時においても機能不全に陥りにくい経済社会システムを確保するため、津波防災地域づくりを進め、必要な社会資本を重点的に整備するとともに、イノベーションと現場力を組み合わせた防災対策を推進した。

(2) 大規模水害等に備えた治水対策

国土交通省においては、国民の生活の安全・安心を確保するため、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮し、抜本的な治水安全度の向上に寄与する対策や堤防強化対策など予防的な治水対策を重点的に実施した。また、激甚な水害が発生した地域において再度災害防止対策を集中的に実施した。

(3) 深層崩壊や火山噴火等に備えた土砂災害対策

国土交通省においては、深層崩壊による土砂災害から防災拠点となる地域を保全するとともに、火山噴火時の緊急的な減災対策を迅速かつ効果的に実施するための対策を推進した。また、激甚な土砂災害が発生した地域において再度災害防止対策を集中的に実施した。

1-2 戦略的維持管理・更新

国土交通省においては、効率的な点検のためのレーザスキャナ等新たな観測技術を活用した迅速な一次診断やクラウド技術を活用した現場との情報共有等に取り組むとともに、経年劣化等により機能が低下した河川管理施設等の補修・更新等をトータルコストの縮減に努めつつ推進した。

1-3 水辺の未来創造

国土交通省においては、豊かな河川環境を保全・再生し、川の魅力を活かした都市・地域づくりをさらに進めるため、地方公共団体や住民、民間企業等と連携した総合的な取組を実施した。

2 治山事業

農林水産省においては、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくり等を図るため「森林整備保全事業計画」に基づき、次の治山事業を計画的、かつ総合的に実施した。

2-1 国有林治山事業

国有林野内における荒廃山地の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊の予防等を目的として、山地治山事業を実施した。また、奥地水源地域の荒廃地や荒廃森林等において、水源涵養機能や土砂流出防止機能の発揮に資する整備等を目的として、水源地域等保安林整備事業を実施した。

(平成26年度決算額 25,511百万円の内数)

2-2 民有林治山事業

(1) 直轄事業

- ・直轄治山事業
継続16地区について、民有林直轄治山事業を実施した。
- ・直轄地すべり防止事業
林野の保全に係る地すべりについて、継続10地区（直轄治山と重複している地区を含む。）において事業を実施した（後掲 第4章3-1）。

（平成26年度決算額 14,681百万円の内数）

- ・治山計画等に関する調査
治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調査、治山技術高度化調査及び流域山地災害等対策調査を実施した。

（平成26年度決算額 131百万円）

(2) 補助事業

- ・治山等激甚災害対策特別緊急事業
台風、集中豪雨等により、甚大な被害を受けた災害に係る4地区において治山等激甚災害対策特別緊急事業を実施した。
- ・山地治山総合対策事業
都市及び集落の周辺、国土保全上重要な流域の山地等における荒廃地の復旧を図るため、復旧治山事業を実施した。
集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地域において地すべり防止事業を実施した（後掲 第4章3-1（2））。

治山施設の適切な設置と森林の造成により、海岸部における飛砂害や風害、潮害等の防備並びに内陸部における風害の防備、雪崩等による被害の防止・軽減を図る防災林造成事業を実施した。

- ・水源地域等保安林整備事業
水源涵養機能の維持増進を通じて良質な水の安定的な供給と国土の保全に資するため、ダム上流等の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林を維持・造成することとし、荒廃地や荒廃森林を再生するために必要な施設の設置と森林の整備を面的か

つ総合的に推進した。
（平成26年度決算額 36,975百万円の内数）

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

(1) 直轄事業

農林水産省においては、次の事業を実施した。

- ・直轄地すべり対策事業
農地及び農業用施設に被害を及ぼす恐れが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施した。

（平成26年度決算額 1,531百万円）

- ・直轄地すべり防止事業
（再掲 第4章2-2（1））
林野の保全に係る地すべりについて、継続10地区（直轄治山と重複している地区を含む。）において、事業を実施した。

（平成26年度決算額 14,681百万円の内数）

- ・地すべり調査
地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施した。

（平成26年度決算額
基礎技術調査費212百万円の内数）

(2) 補助事業

農林水産省においては、次の事業を実施した。

- ・地すべり対策事業
農地、農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施した。

（平成26年度決算額 56,155百万円の内数）

- ・地すべり防止事業
（再掲 第4章2-2（2））
集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地域において実施した。

（平成26年度決算額 36,975百万円の内数）

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を防止・軽減し、国土と民生安定のための地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援した。

また、大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図った。

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定等による、警戒避難体制の整備を支援した。

5 海岸事業**(1) 農林水産省所管事業**

農林水産省においては、安全で活力のある農村漁村づくりを推進し、国土保全上特に重要な海岸における高潮対策等を重点的に実施した。

(平成26年度決算額 4,786百万円)

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、高潮対策や侵食対策等の海岸保全施設の整備を実施するとともに、事業の円滑な実施を図るため、必要な調査を行った。

(平成26年度決算額 32,971百万円の内数)

6 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施した。

6-1 直轄事業

- ・国営総合農地防災事業等
農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農地、農業用施設の機能低下又

は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施した。

(平成26年度決算額 20,630百万円)

6-2 補助事業

- ・農地防災事業
農地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業について実施した。
(平成26年度決算額 56,806百万円の内数)

7 災害関連事業**(1) 農林水産省所管事業**

農林水産省においては、次のとおり災害関連事業を実施した。

- ・農業用施設等災害関連事業
被災した農業用施設等の再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の農業用施設等災害関連事業を実施した。
(平成26年度決算額 3,001百万円)
- ・直轄治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業
災害の再発防止のため、豪雨等により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地について、当該災害発生年に緊急に復旧整備を行う事業を実施した。
(平成26年度決算額 6,493百万円)
- ・林地崩壊防止事業
激甚災害に伴い発生した林地荒廃のうち、早期に復旧する必要がある箇所について事業を実施した。
(平成26年度決算額 6百万円)
- ・後進地域特例法適用団体補助率差額
(平成26年度決算額 570百万円)

- ・漁港関係災害関連事業
漁港施設等の再度災害を防止するための漁港災害関連事業、漁業集落環境施設を復旧するための災害関連漁業集落環境施設復旧事業及び海岸に漂着した大規模な流木等を緊急的

に処理する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を実施した。

(平成26年度決算額 72百万円)

(2) 国土交通省所管事業 (河川等)

国土交通省においては、河川等の災害関連事業を実施した。

(平成26年度決算額 直轄 4,146百万円
補助 23,639百万円の内数)

(3) 国土交通省所管事業 (港湾)

国土交通省においては、港湾施設及び海岸保全施設の効用を増加し、災害の再発を防止するため、災害関連事業を実施した。

(平成26年度決算額 229百万円)

8 地盤沈下対策事業

(1) 地下水調査 (保全調査)

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の把握、障害発生機構の解明等に関する調査を実施した。

(平成26年度決算額
基礎技術調査費212百万円の内数)

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施した。

- ・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築6事業を実施した。

(平成26年度決算額 445百万円)

- ・地下水位観測調査

「工業用水法」に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施した。

(平成26年度決算額 0.3百万円)

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。

- ・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案等に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地

下水保全管理調査の結果に関する評価を引き続き行った。

(平成26年度決算額 6百万円)

- ・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域において水準測量を行い、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行った。

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行ったほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係を定量的に評価した。これらの結果を活用し、地下水をより適切に利用・保全していくための検討を行った。

(平成26年度決算額 29百万円)

(5) 地盤沈下防止対策事業等

環境省においては、全国の地盤沈下地域の概況について、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受け、公表を行ったほか、地盤沈下を防止しつつ地下水の保全と有効利用を図るための管理方策を検討した。また、広域の地盤高を高精度で計測可能な衛星データを活用する観測手法の実用性について評価し地盤沈下監視体制への導入を検討した。

(平成26年度決算額 15百万円)

9 下水道における浸水対策

国土交通省においては、「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、近年の都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大を踏まえ、浸水対策の強化を図った。

(平成26年度決算額 5,466百万円の内数
この他に防災・安全交付金
及び社会資本整備総合交付金の内数)

(1) 公共下水道事業

主として市街地内に降った雨水を河川等に排除するため、市町村が主な事業主体となって実施した。

(2) 都市下水路事業

公共下水道整備地域以外における市街地内の雨水排除を図るため、市町村等が事業主体となって実施した。

(3) 雨水流域下水道事業

市町村が個々に汚水処理を実施する地域において、都道府県が事業主体となって、複数の市町村の区域に跨る広域的な浸水対策を実施した。

10 その他の事業

(1) 防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、716億円の防災対策事業債（自然災害防止事業）の対象とした。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、662億円の一般事業債（河川等分）を措置した。

(2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施した。

(平成26年度決算額 495百万円)

(3) 特殊地下壕等対策事業

国土交通省においては、戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕について、現存する危険度が高いものに対して、埋戻し等の対策事業を行った。

(平成26年度決算額 4,089百万円の内数)

(4) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、鉱害防止義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助した。

(平成26年度決算額 2,408百万円の内数)

また、坑廃水処理に係る現場導入が想定される新技術について、実際の現場での適用の可否の評価、費用対効果等についての調査を行った。

(平成26年度決算額 19百万円の内数)

(5) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道（株）が施行する落石・雪崩等対策及び海岸等保全のための防災事業、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行った。

(平成26年度決算額 1,216百万円)

(6) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者の多数が開業後70年以上を経過しており、橋りょうやトンネル等の構造物の平均年齢が耐用年数を超える状況にあることから、地方の鉄道について、橋りょう、トンネルの大規模な改良及び長寿命化に資する改良を促進した。

(平成26年度決算額 283百万円)

(7) 災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、平成26年度及び平成25年度に発生した自然災害により被災した地域等において緊急に再度災害防止対策等の事業40件を実施した。

(平成26年度決算額 8,736百万円の内数)

(8) 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、ダイオキシン対策により整備した一般廃棄物処理施設の多くが老朽化し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大の恐れがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金による支援を行った。

(平成26年度決算額 95,286百万円の内数)

(9) 浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型污水处理施設であり、災害に強い浄化槽の整備を推進するため、浄化槽整備に関する市町村の事業に対して国庫助成を行った。

(平成26年度決算額 7,570百万円の内数)

第5章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 平成26年台風第8号等に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係県警察においては、「災害情報連絡室」等を設置して、情報の収集、被災者の救助、被災地の警戒等の活動に当たった。機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。さらに警察庁は、政府調査団として警察庁職員を派遣した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、関係都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

また、独立行政法人防災科学技術研究所においては、南木曾町における土砂災害についての現地調査を実施し、発生原因、発生過程、被害状況等の調査分析結果をウェブ上で公開した。

(3) 電気料金についての特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（長野県、山形県）等における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(4) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、山形県及び長野県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用及び既往債務返済条件緩和等の措置を行った。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、警戒体制をとり、被害状況等の把握に努めるとともに、発災直後より、リエゾンを14県23市町村に派遣して、被災状況・地域のニーズの把握及び必要な情報提

供を行った。

また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を長野県内の被災地方公共団体に派遣し、被災状況の迅速な把握等の技術的支援を実施したほか、防災ヘリコプターによる上空からの被災状況調査、照明車、排水ポンプ車等の派遣などを行い、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

1-2 平成26年8月豪雨（広島土砂災害）に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係道府県警察においては、「非常災害警備本部」等を設置して、情報の収集、被災者の救助、避難指示区域等における避難誘導、被災地の警戒等に当たった。また、広島県公安委員会からの援助要求に基づき、鳥取、島根、岡山、山口、大阪、兵庫、警視庁、愛知、三重、滋賀、奈良、香川、徳島、愛媛及び高知県警察の広域緊急援助隊等約2,000名を派遣し、被災者の救助、行方不明者の捜索等の活動に当たった。機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。さらに警察庁は、政府現地災害対策室に警察庁職員を派遣した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、応急災害対策本部を設置し、関係都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

また、独立行政法人防災科学技術研究所においては、無人航空機で取得した被災状況等の地図を現地対策本部指揮所へ提出した。また、土砂災害をもたらした積乱雲群の立体構造の把握等の研究開発を行う他、広島市の災害ボランティアセンターにて、災害情報集約・活用システムの導入支援を実施した。

(3) 被災したガスの需要家に対する特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（広島県）における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によ

らない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般ガス事業者及び簡易ガス事業者からの申請を認可した。

(4) 電気料金についての特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（広島県）等における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(5) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、京都府、兵庫県、広島県、徳島県、及び高知県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用及び既往債務返済条件緩和等の措置を行った。

また、北海道、京都府、兵庫県、奈良県、広島県、徳島県、高知県及び福岡県内の27市町村を指定地域として、一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を措置した。

(6) 国土交通省における対応

国土交通省においては、非常体制をとり、国土交通省非常災害対策本部を設置し、被害状況等の把握に努めるとともに、発災直後より、リエゾンを15道府県87市町村に派遣して、被災状況・地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を広島県、京都府、兵庫県、岐阜県、北海道、山口県、高知県内各地の被災地方公共団体に派遣し、被災状況の迅速な把握等の技術的支援を実施したほか、防災ヘリコプターによる上空からの被災状況調査、照明車、排水ポンプ車等の派遣などを行い、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

1-3

平成26年御嶽山噴火に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関東管区警察局及び関係県警察においては、「非常災害警備本部」等を設置して、情報の収集、被災者の救助、登山者の避難誘導等の活動に当たった。また、長野県公安委員会

からの援助要求に基づき、警視庁及び岐阜県警察の広域緊急援助隊等約240名を派遣し、行方不明者の捜索等の活動に当たった。機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。さらに警察庁は、非常災害現地対策本部に警察庁職員を派遣した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、応急災害対策本部を設置し、関係県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

また、独立行政法人防災科学技術研究所においては、降下火山灰の採取と分布域の調査を実施し、火山噴火予知連絡会へ資料の提供等を行った。

(3) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、長野県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用及び既往債務返済条件緩和等の措置を行った。

(4) 国土交通省における対応

国土交通省においては、非常体制をとり、国土交通省非常災害対策本部を設置し、被害状況等の把握に努めるとともに、発災直後より、リエゾンを2県4市町村に派遣して、被災状況・地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を長野県、岐阜県内各地の被災地方公共団体に派遣し、被災状況の迅速な把握等の技術的支援を実施したほか、防災ヘリコプターによる上空からの被災状況調査、バックホウ、照明車等の派遣などを行い、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

1-4

長野県北部を震源とする地震に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関東管区警察局及び関係県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報

の収集、被災者の救助、被災地の警戒活動等の活動に当たった。また、警視庁、新潟、静岡、富山、石川及び愛知県警察の広域緊急援助隊等約110名を派遣し、被災者の救出救助等の活動に当たった。機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。さらに警察庁は、政府調査団として警察庁職員を派遣した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、長野県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

また、独立行政法人防災科学技術研究所においては、地震調査研究推進本部への資料提供や、白馬村役場からの支援要請に応じて、罹災証明書発行業務等の支援のために、災害情報集約・活用システムの研究開発成果である「eコミュニティ・プラットフォーム」の利用支援を実施した。

(3) 電気料金についての特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（長野県）等における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(4) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、長野県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用及び既往債務返済条件緩和等の措置を行った。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては非常体制をとり、被害状況等の把握に努めるとともに、発災直後より、リエゾンを2県5市村に派遣して、被災状況・地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

また、緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）を長野県内各地の被災地方公共団体に派遣し、被災状況の迅速な把握等の技術的支援を実施したほか、防災ヘリコプターによる

上空からの被災状況調査、照明車、衛星通信車等の派遣などを行い、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

1-5 平成26年12月からの大雪に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁及び関係県警察において「情報連絡室」等を設置するとともに、警察庁において各都道府県警察に対し、除雪作業中の事故防止対策等、雪害防止対策の徹底について指示した。また、関係道県警察において、ヘリコプター等による孤立地域等の状況確認、避難所を拠点としたパトロール等を実施した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

また、独立行政法人防災科学技術研究所においては、大雪に起因する停電、孤立等の被害状況と、原因となる雪氷現象及び雪崩被害並びにその発生原因についての現地調査を徳島県にて実施し、ウェブ上で公開した。

(3) 電気料金についての特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（徳島県）等における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(4) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、徳島県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用及び既往債務返済条件緩和等の措置を行った。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、異例の降雪に対する国土交通省対策本部を常設し、被害状況等の把握に努めるとともに、発災直後より、リエゾンを3道県42市町村に派遣して、被災状況・地域の

ニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

また、緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）を徳島県内の被災地方公共団体に派遣し、除雪作業等の技術的支援を実施したほか、照明車、除雪車等の派遣などを行い、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

1-6 その他の災害に対してとった措置

(1) 被災したガスの需要家に対する特別措置

経済産業省においては、平成26年台風第11号による災害に関して、事業者からの申請を踏まえ、災害救助法が適用された地域の一部（高知県）における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般ガス事業者及び簡易ガス事業者からの申請を認可した。

また、平成26年8月豪雨（京都、兵庫）による災害に関して、災害救助法が適用された地域（京都府、兵庫県）における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般ガス事業者及び簡易ガス事業者からの申請を認可した。

(2) 電気料金についての特別措置

経済産業省においては、平成26年台風第12号及び第11号による災害に関して、災害救助法が適用された地域（高知県、徳島県）等における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

また、平成26年8月豪雨（京都府、兵庫県）による災害に関して、災害救助法が適用された地域（京都府、兵庫県）等における被災者を対象と

して、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(3) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

（平成26年度決算額 3,733百万円）

(4) 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費として、災害派遣手当、災害加給食等に係る経費を計上した。

（平成26年度決算額 739百万円）

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

治山施設について、平成23年災害、平成25年災害及び平成26年災害に係る復旧事業を実施した。

また、農村振興局所管の海岸保全施設については、平成23年災害に係る復旧事業を実施した。

さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、東日本大震災による被災施設の管理者に代わって国が復旧事業を実施した。

（平成26年度決算額 23,171百万円の内数）

平成26年度災害派遣の実績（防衛省）

	件数 (件)	のべ人員 (人)	のべ車両 (両)	のべ航空機 (機)	のべ艦船 (隻)
風水害・地震等	13	50,522	8,239	560	0
急患輸送	407	2,239	0	442	0
搜索救助	17	1,457	271	36	0
消火支援	73	7,285	539	162	0
その他	11	4,764	572	32	0
合計	521	66,267	9,621	1,232	0

気象等警報の発表回数
(平成26年4月～平成27年3月) (気象庁)

種 類	特別警報 (官署発表総数)	警報 (官署発表総数)
暴風	2	239
暴風雪	0	118
大雨	5	858
大雪	0	118
高潮	2	32
波浪	2	325
洪水	—	681
計	11	2,371

※平成25年8月30日以降、特別警報が運用されている。

津波警報・注意報の発表回数
(平成26年4月～平成27年3月) (気象庁)

津波予報区中枢	大津波警報	津波警報	津波注意報
全国中枢	0	0	3
計	0	0	3

緊急地震速報(警報・予報)の発表回数
(平成26年4月～平成27年3月) (気象庁)

発表官署	緊急地震速報 (警報)		緊急地震速報 (予報)
	地震動特別警報	地震動警報	地震動予報
本庁	1	5	924

※平成25年8月30日以降、緊急地震速報(震度6弱以上)が特別警報と位置付けられている。

噴火警報・予報の発表回数(平成26年4月～平成27年3月) (気象庁)

発表官署	噴火警報(居住地域) 噴火警報(山麓)	噴火警報(火口周辺) 噴火警報(周辺海域)	噴火予報
札幌	—	1	1
仙台	—	1	—
本庁	—	8	—
大阪	—	—	—
福岡	—	4	—
沖縄	—	—	—
計	0	14	1

・補助事業

治山施設について、平成23年災害、平成24年災害、平成25年災害及び平成26年災害に係る復旧事業を実施した。

また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設については、平成23年災害、平成25年災害及び平成26年災害に係る復旧事業を実施した。

さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、平成24年災害の復旧を完了し、平成25年災害及び平成26年災害に係る復旧事業の円滑な施行を実施した。

(平成26年度決算額 103,714百万円)

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

河川、ダム、海岸及び砂防設備について、平成23年災害、平成25年災害及び平成26年災害に係る復旧事業を実施した。また、道

路については、豪雨等で被災した直轄国道における復旧事業を実施した。

(平成26年度決算額 40,203百万円)

・補助事業

平成24年災害の復旧を完了し、平成25年災害及び平成26年災害についてそれぞれ復旧事業を実施した。

(平成26年度決算額 118,020百万円)

(3) 港湾等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成25年災害に係る復旧事業を完了し、平成23年災害及び平成26年災害に係る復旧事業を実施した。

(平成26年度決算額 18,911百万円)

- ・補助事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成24年災害に係る復旧事業を完了し、平成23年災害、平成25年災害及び平成26年災害に係る復旧事業を実施した。

(平成26年度決算額 19,966百万円)

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

(1) 農林水産業施設

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

- ・直轄事業

「土地改良法」等に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設等の災害復旧を行うものであり、平成23年災害及び平成26年災害に係る復旧事業を実施した。

(平成26年度決算額 9,817百万円)

- ・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、災害発生の年を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、農林水産業共同利用施設について事業を実施した。

(平成26年度決算額 43,888百万円)

(2) 国有林野事業（治山事業を除く。）

農林水産省においては、国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の平成25年災害の復旧を完了し、平成26年災害については86.0%を復旧した。

(平成26年度決算額 1,134百万円)

2-3 文教施設等災害復旧事業

文部科学省においては、次の災害復旧事業を実施した。

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

国立大学等施設の災害復旧事業を実施した
(平成26年度決算額 156,395百万円の内数)

(2) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設の災害復旧事業を実施した。

(平成26年度決算額 16,436百万円)

(3) 私立学校施設災害復旧事業

私立学校施設の災害復旧事業を実施した。

(平成26年度決算額 72百万円)

(4) 公立社会教育・体育・文化施設災害復旧事業

公立社会教育・体育・文化施設の災害復旧事業を実施した。

(平成26年度決算額 3,874百万円)

(5) 国立青少年教育施設災害復旧事業

国立青少年教育施設の災害復旧事業を実施した。

(平成26年度決算額 325百万円)

(6) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(平成26年度決算額 3,108百万円)

2-4 厚生施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、別表（平成26年度厚生施設等災害復旧事業費）のとおりに災害復旧事業を実施した。

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施した。

(2) 保護観察体制の復旧

法務省においては、東日本大震災の被災地域における保護観察処遇等の体制の再構築を図るため、更生保護拠点を運営した。

(平成26年度決算額 203百万円)

平成26年度厚生施設等災害復旧事業費

(単位：千円)

項目	区分	平成25年災害		平成26年災害		合計	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
社会福祉施設		1,176,334	1,132,298	255,324	240,981	1,431,658	1,373,279
医療施設			712,337		8,514	0	720,851
うち 公的医療機関施設			645,880		0	0	645,880
政策医療実施機関施設			66,457		8,514	0	74,971
医療関係者養成施設			0		0	0	0
看護師宿舎			0		0	0	0
その他			0		0	0	0
保健衛生施設		2,714	2,714	43,806	1,505	46,520	4,219
水道施設		350,000	168,540	350,000	424,112	700,000	592,652
うち 上水道施設			104,639		357,667	0	462,306
簡易水道施設			63,901		66,445	0	130,346
合計		1,529,048	2,015,889	649,130	675,112	2,178,178	2,691,001

(3) 法務局の復旧

法務省においては、東日本大震災で被災した水戸地方法務局本局及び仙台北法務局気仙沼支局について仮庁舎に移転し、事務処理を継続した。

(平成26年度決算額 78百万円)

(4) 都市災害復旧事業等

国土交通省においては、地方公共団体等が施行する公共土木施設（公園）、都市施設の災害復旧事業及び堆積土砂排除事業に対し、補助を行うとともに、火山の爆発に伴い多量の降灰のあった市町村が行う宅地等の降灰除去事業に対して補助を行った。

(平成26年度決算額 1,643百万円)

国土交通省においては、東日本大震災における公共土木施設（公園）、都市施設の災害復旧事業に対し、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づき補助を行った。

(平成26年度決算額 366百万円)

(5) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が行う平成26年災害により被害を受けた既設公営住宅の復旧事業に要する費用の一部を補助した。

(平成26年度決算額 98百万円)

(6) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧に要する費用の一部を補助した。

(平成26年度決算額 978百万円)

(7) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

(平成26年度決算額 47百万円)

3 財政金融措置

③-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、東日本大震災及び台風災害により被害を受けた中小・小規模事業者、農林漁業者に対し災害融資を行った。

(平成26年度決算額 258百万円)

(2) 財政投資資金の貸付

財務省においては、地方公共団体に対する財政投資資金の貸付予定額を次のとおり決定した。

(平成26年度決算額 78,359百万円)

**地方長期資金等の貸付
財政融資資金**

(単位：千円)

区 分	金 額
災害復旧事業債発行（予定）額	
通常収支分	76,001,400
東日本大震災復旧・復興事業分	2,357,700
合 計	78,359,100

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構の融資においては、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講じた。

(4) (株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）の融資

(株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）においては、被災中小企業者等の再建・復興を支援するため、所要の貸付資金の確保につき十分配慮するとともに、個々の実情に応じた弾力的な融資措置を講じた。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(5) (株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）の融資

(株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）においては、被災農林漁業者等の経営維持安定等に必要な資金として、融資を行った。

(平成26年度決算額 59,165百万円
(うち震災関連融資50,136百万円))

(6) (株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）の融資

(株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

災害貸付の実績（26年度）

(単位：件、百万円)

災 害 名	災 害 貸 付	
	件 数	金 額
平成25年8月9日からの大雨等による災害	1	6,000
平成25年台風第18号による災害	2	40,000
平成25年台風第26号による災害	1	17,500
平成26年2月14日からの大雪による災害	66	670,800
平成26年台風第8号の接近に伴う大雨に係る災害	5	68,600
平成26年台風第12号による大雨等に係る災害	3	37,000
平成26年台風第11号に係る災害	12	105,400
平成26年8月15日からの大雨に係る災害	38	398,000
平成26年8月19日からの大雨に係る災害	17	100,300
御嶽山噴火に係る災害	1	30,000
平成26年長野県北部地震に係る災害	19	335,700
東日本大震災	11,032	83,301,970
合 計	11,197	85,111,270

(株) 日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) の融資
(単位: 件、百万円)

災 害 名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	929	56,503
平成25年台風第18号による大雨等に係る災害	2	70
合 計	931	56,573

(7) (株) 商工組合中央金庫の融資

(株) 商工組合中央金庫においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(株) 商工組合中央金庫の融資
(単位: 件、百万円)

災 害 名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	208	10,706
平成26年12月5日からの大雪に係る災害	1	10
平成26年2月14日からの大雪による災害	3	200
合 計	212	10,916

(8) 信用保証協会の信用保証の特例措置

信用保証協会においては、被災中小企業者の再建・復興を支援するため、信用保証の別枠化及び保証料率の引下げ等の特例措置を講じた。

セーフティネット保証4号については、災害援助法が適用された時点で発動するなど自然災害に迅速かつ柔軟に対応することで、被災中小企業者の一層の安全・安心を確保した。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

信用保証協会による信用保証の特例措置
(単位: 件、百万円)

災 害 名	保証件数	保証実績
東日本大震災	11,246	183,739
平成26年台風第12号に係る災害	2	14
平成26年台風第11号に係る災害	2	22
平成26年8月15日からの大雨に係る災害	6	83
平成26年8月19日からの大雨に係る災害	6	75
その他の災害	154	2,045
合 計	11,416	185,977

(9) 災害復旧高度化事業

大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付を行った。

(10) 小規模企業共済災害時即日貸付

中小企業基盤整備機構においては、「災害救助法」適用地域で被災した小規模企業共済契約者に対し、原則として即日かつ低利で融資を行った。

(11) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資等を行った。

③-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、平成26年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を、当初予算において6兆7,386億円と定めて実施した。

(平成26年度決算額 3,724百万円)

(2) 農林漁業災害補償等

農林水産省においては、農林漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施した。

・「農業災害補償法」に基づき、農業災害に関

する農業共済事業を実施した。
(平成26年度決算額 54,199百万円)

・「森林国営保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険事業を実施した。
(平成26年度決算額 1,963百万円)

・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施した。
(平成26年度決算額 6,733百万円)

・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施した。
(平成26年度決算額 5,918百万円)

③-③ 地方交付税及び地方債

総務省においては、以下のとおり災害復旧等に対する財政支援措置を行った。

(1) 地方交付税による措置

a 特別交付税の交付 (単位：百万円)

区 分	都道府県分	市町村分	合計
現年災に係るもの	18,523	44,376	63,711
過年災に係るもの	6,922	8,490	1,901
その他	5,536	23,127	32,361
合 計	30,981	75,993	113,024

b 普通交付税における災害復旧事業債元利償還金の基準財政需要額算入状況

(単位：百万円)

区 分	都道府県分	市町村分	合計
災害復旧費	78,667	23,943	107,977

c 普通交付税の繰上交付の状況

(単位：百万円)

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災 害 名
平成				
26.7.23	市町村分	422	2	台風第8号の接近に伴う大雨による被害
26.8.20	市町村分	2,580	2	台風第12号及び第11号による被害
26.8.25	市町村分	1,634	2	8月15日からの大雨による被害
26.8.27	市町村分	2,323	1	8月19日からの大雨による被害
26.10.8	市町村分	428	2	御嶽山噴火被害
26年度計	県分	-	-	
	市町村分	7,387	9	
	合計	7,387	9	

(2) 災害関係地方債の発行(予定)額状況(通常収支分)

(単位：百万円)

区 分	都道府県分	指定都市分	市町村分	市町村分 計	合計
現年補助・直轄災害復旧事業	27,324.8	1,604.4	11,974.6	13,579.0	40,903.8
過年補助・直轄災害復旧事業	10,662.5	359.6	2,665.5	3,025.1	13,687.6
現年一般単独災害復旧事業	7,792.8	3,259.9	5,192.4	8,452.3	16,245.1
過年一般単独災害復旧事業	828.8	76.2	1,711.9	1,788.1	2,616.9
歳入欠かん等債	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公共土木施設等小災害復旧事業	0.0	0.0	405.2	405.2	405.2
農地等小災害復旧事業	0.0	0.0	682.2	682.2	682.2
地方公営企業等災害復旧事業	25.6	0.0	1,332.6	1,332.6	1,358.2
火災復旧事業	0.0	16.8	142.4	159.2	159.2
合 計	46,634.5	5,316.9	24,106.8	29,423.7	76,058.2

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は5分の4）の補助を行った。

（平成26年度決算額 449百万円）

4-2 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、水無川流域で砂防設備を整備するとともに、監視カメラ映像等の情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備を推進した。

4-3 阪神・淡路大震災に関する復興対策

（1）震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じた。

（2）被災者向け住宅確保対策

国土交通省においては、住宅市街地総合整備事業により、住宅建設と道路・公園等の整備の総合的な実施及び密集住宅市街地における老朽住宅の除却や建て替えと公共施設の整備等の総合的な実施を行った。

また、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資による住宅の再建について、引き続き支援した。

（平成26年度決算額
社会資本整備総合交付金等の内数）

（3）被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援した。

（平成26年度決算額
社会資本整備総合交付金の内数）

4-4 三宅島噴火災害に関する対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、泥流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を支援した。

4-5 平成16年（2004年）新潟県中越地震による災害に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

・治山事業による山地災害対策

農林水産省においては、地震によって大規模な地すべり災害が発生した長岡市・小千谷市を中心とした広範囲において直轄地すべり防止事業を集中的かつ迅速に実施した。

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取組を、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災機能の付加を推進した。

・土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい芋川流域において、集中的な土砂災害対策を行った。

4-6

平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による渓間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい栗駒山系において、集中的な土砂災害対策を行った。

（平成26年度決算額 9,832百万円の内数）

4-7

霧島山（新燃岳）災害による復興対策

（1）国土交通省の対策

国土交通省においては、土石流の発生に備え、砂防施設の整備や土石流検知センサーによる監視体制の構築等の対策を推進した。

4-8

東日本大震災に関する復興対策

（1）復興庁における対応

復興庁が、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、被災者支援、まちの復旧・復興、産業の振興・雇用の確保、原子力災害からの復興・再生等に関し、東日本大震災からの復興対策に係る経費を一括して計上した。

復興庁においては、東日本大震災からの復興対策に係る経費のうち、福島復興・再生の加速化のための帰還支援や区域の荒廃抑制・保全など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への新たな支援に係る経費等を執行し、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進した。

（平成26年度決算額 119,591百万円）

（2）中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

中小企業庁においては、東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の整備等を行う費用の補助を行った。

（平成26年度決算額 28,400百万円の内数）

（3）個人債務者の私的整理に係る支援

金融庁においては、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用して債務整理をする場合に必要となる弁護士等費用の補助等、運用支援を行った。

（平成26年度決算額 43百万円）

（4）日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

法務省においては、日本司法支援センター（法テラス）にて、以下の施策を実施した。

- 被災者の抱える法的問題の解決について増加する専門家による支援の需要に対応するため、被災地に設置された出張所において、弁護士による無料法律相談や各種専門家による無料よろず相談を実施するとともに、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅での巡回相談等を実施した。
- 「震災 法テラスダイヤル（フリーダイヤル0120-078309）」において、二重ローン問題や原発の損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施した。
- 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し「災害救助法」が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所等を有していた者の東日本大震災に起因する紛争について、その者の資力の状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務）を実施した。

（平成26年度決算額 900百万円）

（5）登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行った。

- 登記特設相談所の開設・被災者専用フリーダイヤルの設置
- 復興に伴う登記事務処理体制の強化

（平成26年度決算額 120百万円）

(6) 人権擁護活動の強化

法務省においては、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、シンポジウムの開催、人権教室の実施等、新たな人権侵害の発生を防止するための啓発活動を実施した。

(平成26年度決算額 25百万円)

(7) 国土交通省における対応

・津波による著しい被害を受けた被災地域における復興まちづくり計画の策定や公共施設、修景施設等の整備を支援する都市防災総合推進事業の実施

(平成26年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

・東日本大震災により滑動崩落等の被害を受けた造成宅地における再度災害を防止するため、造成宅地滑動崩落緊急対策事業を実施

(平成26年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

・東日本大震災により被災した地域において住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を促進する防災集団移転促進事業を実施

(平成26年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

・液状化被害を受けた市街地の再液状化を防止する市街地液状化対策事業の実施

(平成26年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

・既成市街地における公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策の推進を図るため、効率的かつ効果的な工法等の調査の実施

(平成26年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

・津波被害を受けた市街地の復興の一環として、浸水区域内における津波被害を直接的に軽減する津波防災緑地や避難地としての機能を有する都市公園等の整備

(平成26年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

・津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備（土地区画整理事業）の実施

(平成26年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

・広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）による緊急かつ健全な市街地の復興の推進

(平成26年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

・復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）を用地買収方式で緊急に整備する事業の推進

(平成26年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

4-9 その他の災害に対してとった措置

(1) 有珠山噴火災害に関する復興対策

農林水産省においては、有珠山において治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進した。

第6章 国際防災協力

1 多国間協力

(1) 国際防災協力の推進

内閣府においては、国連国際防災戦略（UNISDR）事務局を通じた国際防災協力の推進、アジア防災センター等を通じた地域内防災協力を図り、第3回国連防災世界会議やアジア防災会議などの国際会議の場で我が国の知見の発表等により国際防災協力を推進した。また、第3回国連防災世界会議の開催国として、2015年以降の新たな国際的な防災の取組指針策定に向けて貢献していくための調査及び情報発信を行った。

（平成26年度決算額 171百万円）

(2) 国連防災世界会議の開催

平成27年3月に我が国で開催された第3回国連防災世界会議において、兵庫行動枠組（HFA）の後継枠組として「仙台防災枠組2015-2030」を採択するとともに、東日本大震災の被災地の復興の現状や我が国の防災に関する経験と知見を国際社会に向けて発信した。

（平成26年度決算額 1,083百万円）

(3) 防災ICTシステムの国際展開の推進

総務省においては、ASEAN地域等の自然災害多発国に対して、各国のニーズを踏まえ、我が国での多年の経験、ノウハウをもとに培った防災ICTシステムの実証実験・民間企業と連携した先方政府への働きかけや国際電気通信連合（ITU:International Telecommunication Union）を通じた働きかけ等を実施し、我が国の防災ICTシステムの海外展開を推進した。2014年12月から、ITUおよびフィリピン政府と協力して、2013年に大規模な台風被害を受けたフィリピン・セブ島において、災害時に通信を迅速に応急復旧させることが可能な移動式の通信設備「移動式ICTユニット（MDRU:Movable and Deployable ICT Resource Unit）」を用いた実証実験を行う共同プロジェクトを実施した。

（平成26年度決算額国際電気通信連合等への負担金・支援事業（614百万円）の内数及びICT海外展開の推進（908百万円）の内数）

(4) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、主としてアジア圏内各国を対象に、我が国がこれまで培ってきた消防防災の技術・制度・体制等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを開催し、対象国の消防防災能力の向上に資するとともに、各国消防防災部局との信頼関係の構築を図った。

（平成26年度決算額 14百万円）

(5) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備を図るとともに、全国で展開される国際消防救助隊の連携訓練の支援や教育訓練の核となる指導員の育成、また全ての国際消防救助隊登録消防本部を対象にしたセミナーの開催など国際消防救助隊員の教育訓練等の一層の充実を図った。

（平成26年度決算額 16百万円）

(6) 消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、火災や爆発のリスクの増大が指摘されている新興国に対して消防防災設備、車両、資機材等の展示・実演等の現地ワークショップなどを実施し、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進した。

（平成26年度決算額 1百万円）

(7) 国際機関への拠出

外務省においては、国連等と協力し「兵庫行動枠組2005—2015」の着実な実施を推進するため、その中核となる国連国際防災戦略（UNISDR）への拠出を行った。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリースウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（UNOCHA）の活動を支援した。

（平成26年度決算額 915百万円）

(8) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

独立行政法人宇宙航空研究開発機構においては、計341件（平成18年度～平成27年3月末）の衛星の災害関連データを「センチネルアジア」等の国際的な取組を通じてアジア太平洋地域の各国に提供するなど、海外の災害状況把

握に貢献した。

(平成26年度決算額運営費交付金
113,968百万円の内数等)

(9) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連における水防災に係る国際目標・指標等の策定に関する活動を推進した。

(平成26年度決算額 65百万円)

(10) 地球地図整備

国土地理院においては、世界の地理空間情報当局が協力して統一仕様の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を事務局として推進するとともに、大規模災害発生時に地球地図による被災地周辺図を作成・提供するなど防災分野での活用を行った。

(平成26年度決算額 31百万円)

(11) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像や、台風の解析及び予報に関する資料、季節予報資料、気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行った。

(12) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供した。

(13) 生態系を活用した防災・減災対策の推進

環境省は、三陸復興国立公園の取組や、平成25年11月に仙台市で開催した「第1回アジア国立公園会議」の結果を踏まえ、平成26年11月にオーストラリアで開催された「第6回世界国立公園会議」において、「自然災害からの復興や減災に対する保護地域の役割」について議論を主導し、ガイドラインをとりまとめた。

(平成26年度決算額 32百万円)

2 二国間協力

(1) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する防災協力を行った。

(2) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構 (JICA) 及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構 (JST) は、地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につながる新たな知見を獲得するとともに、国際共同研究を通じて途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に役立つ持続的な活動体制づくりを目的に、日本と途上国の研究者が国際共同研究を行う「地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)」を実施した。研究分野の一つとして、防災分野における協力を行った。

(平成26年度決算額 JICA運営費交付金の内数及びJST運営費交付金の内数)

(3) 地震防災研究分野における日中間の新たな協力関係の構築

文部科学省においては、「地震分野における科学技術協力の強化に関する覚書」(平成21年5月)及び独立行政法人科学技術振興機構 (JST) と中華人民共和国科学技術部合同合作司 (MOST) の間における「地震防災」を共同支援する研究分野とすることについての合意 (平成23年5月) に基づき、今後の両国の研究協力の進展に資することを目的として、観測・予測研究、構造物の耐震技術、地震減災研究を始めとする研究分野の推進を図った。

(4) 防災・気候変動対策に関する国際協力の推進

国土交通省においては、新興国、開発途上国等における災害に強い安全・安心な社会の実現を支援するとともに、我が国と新興国等の協力関係の強化を図るため、防災協働対話の枠組

等を活用し、防災や気候変動対策に関するワークショップの開催や新興国等における危機管理・防災体制の構築支援等の施策を行った。

(平成26年度決算額 1,010百万円の内数)

第 3 部

平成 28 年度の 防災に関する計画

概要

1 科学技術の研究

科学技術の研究については、防災・減災に係る研究開発、日本海溝海底地震及び東海・東南海・南海地震などの地震や津波に係る調査研究を進めるとともに、風水害、火山、雪害及び火災等に関する各種災害に係る調査研究等を推進する。

2 災害予防

災害予防については、公的機関職員及び一般国民向けに各種の教育訓練の実施、公的機関における防災体制や災害対応に係る整備、学校施設等の建築物の耐震化を推進する。また、災害に強い地域づくりなどを実施する。

3 国土保全

国土保全については、治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、災害関連事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策等の各施策を推進する。

4 災害復旧等

災害応急対策については、災害時に迅速かつ適切な救助活動が実施できるよう防災体制の整備を推進する。災害復旧については、被災者生活再建支援金の支給、治山施設、河川、港湾等における災害復旧事業等により、被災地の早期の復旧・復興を目指す。

5 国際防災協力

我が国で平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着をはかるとともに、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する災害救援や防災協力を行う。

第1章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、第5期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略等に基づき、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図る。

(2) 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)

総合科学技術・イノベーション会議においては、府省・分野横断の科学技術イノベーションを実現するため、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」において、その対象課題の一つとして「レジリエントな防災・減災機能の強化」を設置している。自然災害の激化とそれを受ける社会の脆弱化、東日本大震災を経て芽生えたレジリエンス(被害を最小限に留めるとともに被害からいち早く立ち直り元の生活に戻らせる)の考え方を踏まえ、災害予測・予防・対応と情報共有の高度化を図る最新技術の開発によって災害情報の共有化を進め、国、自治体、企業、国民の防災・減災の実践力向上を果たすことを目標とし、研究開発活動を推進する。

28年度予算額

科学技術イノベーション創造推進費50,000
百万円の内数

27年度予算額

科学技術イノベーション創造推進費50,000
百万円の内数

(3) 革新的研究開発推進プログラム(IMPACT)

総合科学技術・イノベーション会議においては、将来の経済社会・産業のあり方に大きな変革をもたらすハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進する「革新的研究開発推進プログラム」において実施する研究開発プログラムの一つとして、極限災害環境に対応が可能な遠隔自律ロボットの実現を目指す「タフ・ロボティクス・チャレンジ」を推進する。

28年度予算額

平成25年度補正予算で措置された革新的新
技術研究開発基金55,000百万円の内数

27年度予算額

平成25年度補正予算で措置された革新的新
技術研究開発基金55,000百万円の内数

(4) 防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、災害時の被災者救援や二次災害防止等に貢献するミリ波、テラヘルツ波等によるセンシング技術を実現するための研究開発を行う。

28年度予算額

情報通信研究機構運営費交付金の内数

27年度予算額

情報通信研究機構運営費交付金の内数

(5) 災害情報通信システムの研究開発等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、災害予測や災害状況の把握に資する、都市上空等の雨、風向・風速、水蒸気等を精密に計測し、ネットワーク上で短時間に処理・配信するシステムの研究開発を行う。

(6) 耐災害ICTに関する研究成果の展開等

東日本大震災において情報通信システムが大きな被害を受け充分には機能しなかった反面、社会インフラとしてその重要性が強く認識された。このような背景の下、国立研究開発法人情報通信研究機構においては、被災地である東北地方に産学官連携の研究開発拠点として設立(平成24年4月)した「耐災害ICT研究センター」において、ワイヤレスメッシュ技術やSNSへの投稿情報の分析技術等、災害対応に資する情報通信技術の研究を推進するとともに、自治体による防災訓練への参画等を通じて、最新のICTを活用した耐災害ICTシステムの実装を促進する。

(7) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

南海トラフ巨大地震、首都直下地震によって発生が危惧される市街地における大規模延焼火災発生に備え、市街地火災延焼シミュレーショ

ンの高度化、(火災)被害の拡大要因である火災旋風・飛火の現象の解明、住民の避難誘導や消火活動への活用等に関する研究開発を行う。また、災害時の消防活動能力を向上させるために、ガレキが堆積している地域へ侵入可能な消防車両の開発を行う。併せて、広島市土砂災害等の教訓を踏まえ、UAVなど上空からの画像情報を活用した捜索救助活動、乱雑に堆積したガレキ等を取り除く手法等に関する研究開発を行う。

28年度予算額	33百万円
27年度予算額	0
差引増△減	33

(8) 消防防災科学技術研究推進制度(競争的資金制度)の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度(競争的資金制度)により、火災等災害時において消防防災活動を行う消防本部等のニーズ等が反映された研究開発課題や、「科学技術イノベーション総合戦略2015」(平成27年6月19日閣議決定)等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発課題に重点を置き、消防本部が参画した産学官連携による研究開発を推進する。

28年度予算額	128百万円
27年度予算額	138
差引増△減	△10

(9) 災害対策のための消防ロボットの研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、エネルギー・産業基盤災害において、G空間×ICTを活用した自律や協調連携技術の導入により、人が近づけない現場で接近し、情報収集や放水を行うための消防ロボットを研究開発する。

28年度予算額	259百万円
27年度予算額	225
差引増△減	34

(10) 衛星等による自然災害観測・監視技術

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献する。

28年度予算額

運営費交付金105,343百万円の内数 等

27年度予算額

運営費交付金114,472百万円の内数 等

(11) 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念される首都直下地震をはじめとする内陸部を震源とする地震、南海トラフや日本海溝等における海溝型巨大地震及びその余震、火山災害による被害の軽減に向け、海陸の基盤的地震観測網等を活用した研究開発を行う。

(現状) 地震・火山噴火災害の発生メカニズムを解明するために、各種の観測・監視システムの開発・運用・拡充を実施してきた。また観測データとモデルを組み合わせることによって、災害を高精度に予測するための技術開発を行ってきた。

(目標) 地震・火山・津波災害に関しては、各観測システムの安定的運用を継続する。また、海陸の基盤的地震観測網のデータ等を活用した地震動・津波即時予測研究等に加え、火山観測網やリモートセンシング技術等を活用した火山活動や噴火現象の把握及び火山災害のリスクコミュニケーションの在り方等の研究を実施する。

28年度予算額

運営費交付金7,021百万円の内数

27年度予算額

運営費交付金7,020百万円の内数

(12) 災害リスクの低減に向けた基盤的研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、各種自然災害のハザード・リスク、現在のレジリエンスの状態を評価するとともに、各種災害情報を各セクター間で共有・利活用することで連携・協働し、予防力・対応力・回復力を総合的に強化する災害対策・技術について研究開発を行い、社会全体への浸透を目指す。特に風水害、土砂災害、雪氷災害分野においては、ゲリラ豪雨等の予測技術開発やハザード評価技

術等の研究開発を行い、ステークホルダーと協働した取組を通じて成果の社会実装を図る。

(現状) 自然災害による被害を軽減するため、それらの発生メカニズムの解明を進め、より高精度に観測・予測する技術の開発を行うとともに、自然災害に対するハザード・リスク評価に関する研究開発及び災害に関するリスク情報を活用するための研究開発を実施した。特に、全国地震動予測地図の改訂、官民協働クラウドシステムの開発等を実施した。

(目標) 先端的なマルチセンシング技術と数値シミュレーション技術を活用した気象災害の早期検知技術等の研究開発とともに、自然災害に対するハザード・リスク評価手法を高度化する。リアルタイムで災害の状況を推定・把握するシステムを開発する。災害情報を共有化するための技術の高度化及び標準化の研究開発を行う。災害リスク情報に基づく災害対策・技術の高度化及び標準化の研究開発を行う。

28年度予算額

運営費交付金7,021百万円の内数

27年度予算額

運営費交付金7,020百万円の内数

(13) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性品種の育成、冷害・雪害・風害・凍霜害・湿害・干害、高温障害等の作物への気象災害の防止技術に関する研究、高精度モニタリング等による農地と地盤の災害を防止する技術に関する研究及び東日本大震災による被害を踏まえつつ、大規模地震、豪雨、津波等による農業用施設及び農地海岸施設の防災・減災技術に関する研究を行う。

(14) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構等においては、漁村地域の防災機能を強化するため

に、大規模な地震・津波に耐える漁港施設・海岸保全施設の研究等を行う。

(15) 船舶における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、船舶運航に関するリスクを評価し、安全確保・対策を行うため、リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究、船舶の事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行う。

(16) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、持続可能な社会を形成するために、最大級の地震・津波・高潮・高波に対する被害軽減・復旧技術に関する研究を行う。

(17) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラに加えて、火山観測に特に有効なSAR(レーダ画像)等による地震、火山噴火、水害等の被災状況の把握、迅速な情報提供を行うための手法の検討を行う。

28年度予算額 99百万円

27年度予算額 99

差引増△減 0

(18) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進する。特に気象観測・予報については、集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行う。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行う。

28年度予算額 907百万円

27年度予算額 932

差引増△減 △25

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部(本部長:文部科学大

臣)は、「新たな地震調査研究の推進について」(平成24年9月改訂)等の方針に基づき、地震調査研究を政府として一元的に推進する。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行う。

(現状) 地震調査研究推進本部の円滑な運営及び長期評価の検討等に資する各事業を実施中。

(目標) 地震・津波活動に関する調査観測等を実施することにより、地震調査研究推進本部の長期評価等を支援。

28年度予算額	1,042百万円
27年度予算額	1,383
差引増△減	△341

(2) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、南海トラフ地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用する(後掲 第1章3-1(1))。

(現状) 紀伊半島沖、紀伊水道沖ともに構築完了。(平成27年度)

(目標) 着実に運用を実施。(平成28年度)

28年度予算額	530百万円
27年度予算額	562
差引増△減	△32

(3) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

文部科学省においては、北海道沖から房総沖までの日本海溝沿いにおいて、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網(地震計・水圧計)を整備する(後掲 第1章3-1(2))。

(現状) 茨城・福島沖等で構築完了し、運用を開始。(平成27年度)

(目標) 着実に運用を実施。(平成28年度)

28年度予算額	531百万円
27年度予算額	461
差引増△減	70

(4) 地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献

するための地震火山観測研究計画の推進について(建議)」(平成26~30年度)に基づき、国立大学法人等における地震発生や活動予測及び津波や強震動など(災害誘因)の予測に関する基礎的研究を推進する。

(現状) 前5か年計画(~平成25年度)までは、主に地震予知を目指した研究を実施。

(目標) 地震発生予測の他に災害誘因の予測を実施(~平成30年度)。

(5) 海域地震発生帯研究開発

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、地殻構造や地殻活動等について精緻な調査観測研究を行うとともに、観測データ等に基づき地震・津波シミュレーションによる災害ポテンシャルの評価等を行う。

28年度予算額

運営費交付金30,618百万円の内数

27年度予算額

運営費交付金32,605百万円の内数

(6) 先端的掘削技術を活用した総合海洋掘削科学の推進

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、従来の観測手法に加え、海洋掘削による試料やデータの取得を行い、地殻活動及び物質循環の動態、プレート及びマグマの生成・変遷過程等の解明を目指した研究を行う。また、掘削技術や海底下観測技術等の開発を行う。

28年度予算額

運営費交付金30,618百万円の内数

27年度予算額

運営費交付金32,605百万円の内数

(7) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とし、地震被害の軽減を図るため、「都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト」や「南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト」等を実施する。

(現状) 地震防災に資する各プロジェクトを実施中。

(目標) 国及び地方自治体による防災計画や、個人の防災意識の向上に貢献し、安

全・安心な社会を構築。

28年度予算額	1,180百万円
27年度予算額	1,289
差引増△減	△109

(8) 活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地形、地質学及び地球物理学的知見を取り入れて社会的に重要な地域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明する。また地震発生ポテンシャル評価のための地殻応力・地下構造情報の整備を行う。

(現状) 計559活動セグメント(指標:活断層の活動性評価結果をWeb公表している活動セグメント数)(平成26年度)

(目標) 計580活動セグメント(平成30年度)

(9) 海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の連動型地震・巨大津波の解明及び津波規模予測を行う(後掲 第1章3-1(3))。

(現状) 計16箇所(指標:東南海・南海地域における地下水等観測施設の整備済地点数及び気象庁の常時監視に使われるデータを提供する地点数)(平成26年度)及び計8地域(指標:津波浸水履歴調査及び浸水履歴図整備が完了した地域数)(平成26年度)

(目標) 計20箇所を整備予定(平成30年度)(地下水)及び計11地域を予定(平成30年度)(津波)

(10) 地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地盤の液状化ポテンシャル等を含む地震動評価や地表変形を評価するため、大都市圏の立地する平野部において地質情報を統合的に取りまとめる。また、地下の震源断層モデルや地下の変形メカニズムを解明する。

(現状) 計4地域(指標:海陸シームレス地質情報集の整備済み地域数)(平成

26年度)

(目標) 計6地域を整備予定(平成30年度)

(11) 防災・減災に資する地殻変動情報の抽出 関連研究の推進

国土地理院は、モニタリングの強化や地殻活動の解明を図ることを目的とし、測地計測技術を用いた地殻変動情報の抽出関連研究を行う。また、地震予知連絡会を通じて全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行い、成果の情報提供を行う。

28年度予算額	81百万円の内数
27年度予算額	83百万円の内数

(12) 測地技術を用いた地殻変動の監視

国土地理院においては、電子基準点等によるGNSS連続観測や、人工衛星レーダーを用いたSAR干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた地殻変動情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供する。

(後掲 第2章5-3(5))

(現状) 電子基準点の観測データの取得率99.63%(平成26年度)

(目標) 99.5%以上(平成28年度以降毎年度継続)

28年度予算額	1,283百万円の内数
27年度予算額	1,289百万円の内数

(13) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に緊急地震速報の高度化や巨大地震像の即時的把握等の地震に関する研究を推進する。また、巨大地震の発生が想定される東海地域等における異常な地震活動等の検知能力を向上させるため、監視技術等に関する研究を行う。

28年度予算額	31百万円
27年度予算額	30
差引増△減	1

(14) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行う。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供する(後掲 第2章

2-3 (16)、3-3 (7))。

28年度予算額	1,611百万円
27年度予算額	2,478
差引増△減	△867

(15) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び験潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行う。

28年度予算額	66百万円
27年度予算額	223
差引増△減	△157

2-2 震災対策一般の研究

(1) 社会基盤の強靱性の向上を目指した研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震等、巨大地震災害に対する我が国におけるレジリエンス向上に貢献するため、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）等研究基盤を活用した研究開発を実施する。

（現状）鉄筋コンクリート構造物の損傷を提言する次世代構造等の実証実験研究及び実験施設の保守・管理、実験施設貸与の推進と実験支援を実施（～平成27年度）。

（目標）実験施設の保守・管理、実験施設貸与の推進と実験支援を継続的に実施し、実証・評価実験による地震減災技術の高度化と社会基盤の強靱化に資する研究及びシミュレーション技術を活用した耐震性評価に関する研究を行う。

28年度予算額	
運営費交付金	7,021百万円の内数
27年度予算額	
運営費交付金	7,020百万円の内数

(2) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構等においては、漁港・海岸保全施設の耐震性に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

(3) 農業用基幹施設の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ため池の耐震性照査技術・耐震補強技術の開発、老朽ダム及び周辺斜面の耐震性照査技術に関する研究、農業用幹線大口径パイプラインのレベル2地震動に対する照査方法に関する研究を行う。

(4) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続する。

28年度予算額	11百万円
27年度予算額	11百万円
差引増△減	0

(5) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発を行う。

（現状）「巨大地震等に対する建築物の応答推定精度向上に資する入力地震動及び構造解析モデルの高度化技術に関する研究（平成25～27年度）」、「庁舎・避難施設等の地震後の継続使用性確保に資する耐震性能評価手法の構築（平成25～27年度）」を行った。

（目標）研究成果を技術基準等の整備や関連する制度改善のための技術資料として活用。また、引き続き、巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発を行う。（平成28年度）

(6) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、地震災害の被害軽減のために、最大級の地震による波形予測と被害予測に関する研究、最大級の地震による被害軽減技術の開発、地震・津波・高波と地盤の相互作用に関する研究を行う。

(7) 巨大地震に対する中低層建築物の地震被害軽減技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、中低層建築物を対象に、使用材料や基礎構造と上部構造のバランス等の工夫を加えることで、建築物への地震被害を建物の継続利用を可能とする範囲まで低減させる耐震技術と、これら技術の普及のためのガイドライン等を検討する。

28年度予算額	13百万円
27年度予算額	15百万円
差引増△減	△2

(8) 地震時の市街地火災等に対する都市の脆弱部分及び防災対策効果の評価に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震時に市街地火災が想定される地区の防災性能向上を目指して、近年の建物の防火性能の向上や地形条件等を考慮した防災性能評価技術を開発するために、火災実験、データ構築、斜面市街地での火災避難ケーススタディを行う。

28年度予算額	11百万円
27年度予算額	13百万円
差引増△減	△2

(9) 鉄道施設における防災・減災、戦略的維持管理に資する調査研究

国土交通省においては、大規模地震に備えるために、耐震構造の開発等の防災・減災対策に資する技術開発を行う。また、戦略的維持管理の観点から、メンテナンス精度の向上やコスト低減による維持管理の効率化に資する技術開発を行う。

28年度予算額	289百万円の内数
27年度予算額	344百万円の内数

(10) 地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震と火災の影響を受けた耐火建築物の復旧段階における安全性・再利用性評価技術の構築を目的とし、建築物や構造体等の被害や対策技術の類型化、被災した主要構造部等の安全性評価のための調査研究を実施する（後掲 第1章7（4））。

28年度予算額	15百万円
27年度予算額	17百万円
差引増△減	△2

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 地震・津波観測監視システム

（再掲 第1章2-1（2））

文部科学省においては、南海トラフ地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用する。

（現状）紀伊半島沖、紀伊水道沖ともに構築完了。（平成27年度）

（目標）着実に運用を実施。（平成28年度）

28年度予算額	530百万円
27年度予算額	562
差引増△減	△32

(2) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

（再掲 第1章2-1（3））

文部科学省においては、北海道沖から房総沖までの日本海溝沿いにおいて、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を整備する。

（現状）茨城・福島沖等で構築完了し、運用を開始。（平成27年度）

（目標）着実に運用を実施。（平成28年度）

28年度予算額	531百万円
27年度予算額	461
差引増△減	70

(3) 海溝型地震評価の研究

(再掲 第1章2-1(9))

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の連動型地震・巨大津波の解明と津波規模予測を行う。

(現状) 計16箇所(指標:東南海・南海地域における地下水等観測施設の整備済地点数及び気象庁の常時監視に使われるデータを提供する地点数)(平成26年度)及び計8地域(指標:津波浸水履歴調査及び浸水履歴図整備が完了した地域数)(平成26年度)

(目標) 計20箇所を整備予定(平成30年度)(地下水)及び計11地域を予定(平成30年度)(津波)

(4) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波と減衰特性のモデル化に関する研究等を行う。

28年度予算額	11百万円
27年度予算額	13
差引増△減	△2

3-2 津波対策一般の研究

(1) 農業農村の減災・防災システムの開発・実証研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業農村地域の津波災害に対する安全性を向上させるための研究として、農地や農業用施設を減勢施設として活用した総合的な減災・防災システムの開発と災害に対して強靱な地域コミュニティの形成手法に関する実証研究を実施する。

(2) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産総合研究センター等においては、漁港・海岸保全施設の津波対策に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被

害軽減技術の研究を行う。

(3) 海岸防災林の津波に対する耐性の強化に関する研究

国立研究開発法人森林総合研究所においては、再生する海岸防災林の津波に対する耐性を強化するための研究として、植栽基盤盛土の適正判断基準ならびに根系発達を保證する盛土造成技術の開発に関する研究を実施する。

(4) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、津波災害の被害軽減のために、より高精度なリアルタイム予測技術の構築、最大級の津波に対しても粘り強く防災機能を発揮する港湾の形成に関する研究を行う。

(5) 津波防災地域づくりにおける自然・地域インフラの活用に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、堤防を越える津波に対する迅速かつ現実的な方策として既存の自然地形等を活かした減災に注目し、減災効果やその発揮限界等の評価方法を確立するための実験や現地での適応性を高めるためのワークショップを行う。

28年度予算額	18百万円
27年度予算額	19百万円
差引増△減	△1

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雨、風向・風速、水蒸気等を精密・迅速に計測するためのレーダーやライダー等の電磁波を用いた計測技術、また計測値をほぼ実時間で処理・配信する技術の研究開発を行う。

(2) 豪雨・地震時の山地災害対策に関する研究

国立研究開発法人森林総合研究所においては、豪雨・地震による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流の発生機構や森林の崩壊防止機能に関する研究を行う。

(3) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構等においては、漁港・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

(4) 突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災に資するため、土砂移動の監視、土砂移動によるリスク評価、土砂移動による被害の防止・軽減のための対策に関する研究を行う。

(5) 港湾・海岸及び空港土木施設の高潮・高波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、気候変動の影響を踏まえた、高潮・高波の予測と最大級の高潮・高波の被害想定に関する研究、最大級の高潮・高波の被害軽減に関する研究を行う。

(6) リアルタイム観測・監視データを活用した高精度土砂災害発生予測手法の研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、従来の雨量情報のみによる手法に比べ、住民の避難行動に結びつきやすい予測精度が高く、切迫性の伝わりやすい土砂災害発生危険度に関する情報の開発を行う。

28年度予算額	12百万円
27年度予算額	13百万円
差引増△減	△1

(7) 気候変動下の都市における戦略的災害リスク低減手法の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、気候変動、人口減少、高齢化、巨大災害の切迫等の新たな事態に対処する低リスク社会構築に向けて、都市における水害を具体例として統合的浸水リスク評価手法、低リスク社会構築フレーム、及び対策の具体的展開手順の研究を行う。

28年度予算額	19百万円
27年度予算額	20百万円
差引増△減	△1

(8) 高潮災害に対する港湾地帯の安全性の確保に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、港湾地帯の高潮に対する安全性を高め、臨海部経済社会基盤の持続可能性を確保していくため、湾域における潮位・波浪観測の高度化、港湾域における高潮計算の高度化、防潮施設の外力評価の研究を行う。

28年度予算額	6百万円
27年度予算額	0百万円
差引増△減	6

5 火山災害対策

(1) 火山噴火予測に関する基礎的研究

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について（建議）」（平成26～30年度）に基づき、国立大学法人等における火山噴火発生予測、噴火推移予測や火山灰、マグマの噴出の予測などに関する基礎的研究を推進する。

（現状）前5か年計画（～平成25年度）までは、主に火山噴火予知を目指した研究を実施。

（目標）火山噴火予測の他に災害誘因の予測を実施（～平成30年度）。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行う。

（現状）計21枚整備（指標：噴火履歴を解明して出版した火山地質図の出版数）（平成26年度）

（目標）計22枚整備予定（平成30年度）

(2) 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト

文部科学省においては、火山災害の軽減に貢献するため、他分野との連携・融合を図り「観測・予測・対策」の一体的な研究と火山研究者の育成・確保を推進する。

（目標）我が国の火山研究を飛躍させるため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合のもと、「観測・予測・対

策」の一体的な火山研究の推進及び
広範な知識と高度な技能を有する火
山研究者の育成・確保を目指す。

28年度予算額 670百万円

(3) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進する。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進する。

28年度予算額	48百万円
27年度予算額	22
差引増△減	26

(4) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海域火山活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行う。また、海域火山噴火予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行う。

28年度予算額	12百万円
27年度予算額	12
差引増△減	0

6 雪害対策

(1) 雪崩の発生及び流下に関する研究

国立研究開発法人森林総合研究所においては、雪崩の発生を検知するための観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する調査研究を行う。また、表層雪崩による森林の倒壊状況を調査した結果に基づき、表層雪崩に対する森林の減勢効果を検証する。

(2) 雪害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、積雪寒冷地における安全で信頼性の高い冬期道路交通サービスの確保の支援を目的として、積雪寒冷環境下における効率的道路管理技術の開発や効果的・効率的な冬期交通事故対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や吹雪対策施設等の性能向上に関する研究を行う。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う（後掲 第1章8（1））。

28年度予算額	18百万円
27年度予算額	20
差引増△減	△2

- ・火災予防と火災による被害の軽減に係る研究開発

有効な火災予防対策が行えるよう火災原因調査能力の向上に関する研究開発を行うとともに、建物からの効果的な避難に関する研究開発を行う。

28年度予算額	28百万円
27年度予算額	0
差引増△減	28

(2) 森林火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林総合研究所においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行う。

(3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、建築の火災安全性向上技術の研究開発を行う。

（現状）「グリーンビルディングに用いられる内外装の火災安全性評価技術の開発（平成25～27年度）」を行った。

（目標）研究成果を技術基準等の整備や関連する制度改善のための技術資料として活用。また、引き続き、建築の火災安全性向上技術の研究開発を行う。（平成28年度）

(4) 地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究

（再掲 第1章2-2（10））

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震と火災の影響を受けた耐火建築物の復旧段階における安全性・再利用性評価技術の構築を目的とし、建築物や構造体等の被害や対策技術の類型化、被災した主要構造部等の安全性評価のための調査研究を実施する。

28年度予算額	15百万円
27年度予算額	17百万円
差引増△減	△2

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

・屋外タンク貯蔵所の安全対策の推進

屋外タンク貯蔵所は、東日本大震災でも危険物の流出事故はほとんど報告されていないが、南海トラフ地震等の想定地震動の検討も進んでおり、新たな大規模な地震に対する屋外タンク貯蔵所の耐震安全性について検討する（後掲 第2章8-3(3)）。

28年度予算額	24百万円
27年度予算額	28
差引増△減	△4

・危険物施設の事故防止対策等

危険物の事故情報等を基に、事故の原因や傾向等を分析し、その結果を都道府県等へ提供するとともに、消防白書に掲載する。また、危険物等事故防止対策情報連絡会等を開催し、危険物に係る事故防止対策の推進に係る検討等を行う（後掲 第2章8-3(3)）。

28年度予算額	11百万円
27年度予算額	11
差引増△減	△0

・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討

危険物を大量に貯蔵する屋外タンク貯蔵所は、保安検査や補修工事等の際にはタンクの健全性を確認するために各種検査を行うこととされており、従来手法より高精度な検査による事故件数の低減や安全性を担保したうえで検査コストの抑制を目指し、新技術等を用いた検査技術の高度化・合理化を図るための検討を行う。（後掲 第2章8-3(3)）。

28年度予算額	11百万円
27年度予算額	16
差引増△減	△5

・危険物の事故・災害の抑止に係る研究開発

石油タンクなど産業施設やエネルギー施設の強靱化と消火技術の効率化のために、①石油タンクの地震被害に関する高精度予測（石油タンク本体に被害をもたらすおそれの高い短周期地震動の性状の特定、地下構造の違いによるタンク毎の長周期地震動の影響等）、②石油タンク等の火災規模や油種等に応じた強力な泡消火技術、③石油コンビナートで貯蔵・取り扱われる反応性の高い化学物質（禁水性物質、蓄熱発火性物質など）の火災危険性に関するより適切な評価と消火時の安全管理技術についての研究開発を行う。

28年度予算額	27百万円
27年度予算額	0
差引増△減	27

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査（再掲 第1章7(1)）

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う。

28年度予算額	18百万円
27年度予算額	20
差引増△減	△2

(2) 爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火薬類に代表される爆発性化学物質や水素等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技術の研究を行い、爆発防止及び爆発影響低減化技術の開発を行う。また、産業保安では、事故事例データベース等を整備し共通基盤技術の研究を行う。

（現状）平成27年度は、リレーショナル化学災害データベースに、新規事故事例、事故分析手法PFAを用いて分析した重大事故詳細分析事例を登録し、

インターネット上で一般公開した。

(目標) 災害事例、国民の安全・安心に係る技術上の情報を整備し、社会に提供する。リレーショナル化学災害データベースには継続的に新規事故事例、事故詳細分析事例を登録する。

9 原子力災害対策

(1) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、原発事故に対応し、高濃度汚染土壌等の除染技術の開発と農地土壌からの放射性物質の流出実態の解明、農作物等における放射性物質の移行動態の解明と移行制御技術の開発に関する研究を行う。

(2) 原子力発電所等の耐震・耐津波安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規規制基準を踏まえた原子力発電所等の耐震・耐津波安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震を踏まえた知見等を収集・反映し、新規規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行う。

(現状) 実施したプロジェクトにおいて作成したNRA技術報告、研究報告等の数(平成26年度調査結果)10件

(目標) 5件(平成27年度)

28年度予算額	1,905百万円
27年度予算額	1,906
差引増△減	△1

(3) 原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、アクシデントマネジメント策について国が独自に妥当性を確認するための技術的知見及び解析コードを整備する。

(現状) 今後の規制基準の検討材料として活用可能なガイドライン等の作成件数(平成26年度調査結果)4件

(目標) 3件(平成27年度)

28年度予算額	1,443百万円
27年度予算額	1,051

差引増△減

392

10 その他の災害対策

グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水等の大気海洋圏の高精度計測のために、光・電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行う。

第2章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

政府においては、9月1日の「防災の日」総合防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」を中心に、住民参加の地震・津波防災訓練を実施する。また、国、地方公共団体等の職員に対して、防災スペシャリスト養成研修を実施する。

28年度予算額	238百万円
27年度予算額	251
差引増△減	△13

(2) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

内閣府においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担する。

28年度予算額	1,092百万円
27年度予算額	73
差引増△減	1,018

(3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、災害応急対策等についての教育訓練を行うほか、都道府県警察に対して、関係機関と連携した訓練の実施を指示する。

また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行う。特に警察災害派遣隊即応部隊の中核である広域緊急援助隊による合同訓練等を行うとともに、機動警察通信隊では、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のため、実戦的な訓練を行う。

(4) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における円滑な通信を確保するため、非常通信協議会と連携し、災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した通信訓練を実施している。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行う。

28年度予算額	13百万円
27年度予算額	14
差引増△減	△1

(5) 日本放送協会における教育訓練

日本放送協会（以下「NHK」という。）においては、災害時の放送及び受信を確保するため、防災に関する教育訓練及び防災知識の普及を行う。

(6) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行う。

28年度予算額	304百万円
27年度予算額	320
差引増△減	△16

(7) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話で構成される「法務省緊急連絡体制」に基づく通信訓練を行う。

(現状) 100%	
(目標) 100%	
28年度予算額	93百万円
27年度予算額	77
差引増△減	16

(8) 防災教育の充実

文部科学省においては、地域や学校の抱える防災を中心とした学校安全上の課題に対して、地域の実情に応じた教育手法の開発や、安全管理体制及び地域住民・関係機関等との連携体制構築に取り組む地域や学校を支援するとともに、教職員に対する研修を実施する。

28年度予算額	239百万円
27年度予算額	231
差引増△減	8

(9) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施する。

(10) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施する。

28年度予算額	6百万円
27年度予算額	6
差引増△減	0

(11) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行う。

28年度予算額	6百万円
27年度予算額	7
差引増△減	0

(12) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省が設置した国際障害者交流センターにおいて、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施する。

28年度予算額	2百万円
27年度予算額	2
差引増△減	0

(13) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的とし、PTSD対策専門研修に対する補助を行う。

28年度予算額	7百万円の内数
---------	---------

27年度予算額 7百万円の内数

(14) 災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県の災害対策本部の下に設置される派遣調整本部において、医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とした研修を実施する。

28年度予算額	10百万円
27年度予算額	10
差引増△減	0

(15) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団体等の職員を対象に、「大規模地震・津波対策」、「危機管理」、「緊急災害対策派遣隊〔TEC-FORCE〕」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に課題研究や演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施する。

(16) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催する。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図る。

28年度予算額	125百万円
27年度予算額	127
差引増△減	△2

(17) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、職員に対する各種災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した災害対応訓練を実施する。また、海難及び海上災害の防止に資するため、船舶運航関係者に対する指導等を実施する。

(18) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の

特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めている。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処にあたる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加する。

28年度予算額	199百万円
27年度予算額	513
差引増△減	△314

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体間の通信を確保するため、中央防災無線網を整備している。平成28年度も引き続き、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講ずるとともに、首都直下地震等大規模災害に備え、指定公共機関等に多重無線通信設備又は多機能型衛星通信装置を整備する。

28年度予算額	1,156百万円
27年度予算額	1,176
差引増△減	△20

(2) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材やヘリコプター等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図る。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設の整備を推進する。

28年度予算額	26,544百万円
27年度予算額	29,254
差引増△減	△2,710

(3) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進する。

(4) NHKにおける非常用電源設備の整備

NHKにおいては、大規模災害における放送の安定の確保のため、非常用電源設備等の整備を図る。

(5) 電気通信網の確保等

総務省においては、電気通信事業者に対し、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用を促進するよう指導する。

(6) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時における被災地の通信手段確保を目的として、被災地方公共団体等から災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう引き続き体制を整備する。

28年度予算額	35百万円
27年度予算額	37
差引増△減	△1

(7) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努める。

28年度予算額	504百万円
27年度予算額	369
差引増△減	135

(8) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行う。

(現状) 登録隊数5,301隊 (平成27年度末)

(目標) 登録隊数6,000隊 (平成30年度末)

28年度予算額	4,895百万円
27年度予算額	4,898
差引増△減	△3

(9) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行う。

28年度予算額	1,437百万円
27年度予算額	1,578
差引増△減	△141

(10) NBCテロ災害等対応車両・資機材等の配備

消防庁においては、緊急消防援助隊のNBCテロ災害等対応能力の強化のため、特別高度救助隊等におけるNBCテロ災害等対応車両・資機材の配備を行う。

(現状) 全国の主要な消防本部に車両・資機材を配備

(目標) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、車両・資機材の配備によりNBCテロ災害等対応能力を強化(平成31年度まで)

28年度予算額	40百万円
27年度予算額	42
差引増△減	△2

(11) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、文化財を火災や盗難から守り確実に次世代へ継承していくため、防火・防犯設備の設置・改修、保存活用施設の整備、建造物の耐震診断・耐震化工事等の事業に対して補助を行う。

(現状) 国指定等文化財の滅失・き損による指定等解除の件数0件(平成27年度)

(目標) 国指定等文化財の滅失・き損による指定等解除の件数0件(平成28年度)

28年度予算額	25,806百万円の内数
27年度予算額	25,524百万円の内数

(12) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行う。

28年度予算額	2,545百万円の内数
---------	-------------

27年度予算額	2,545百万円の内数
---------	-------------

(13) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行う。

28年度予算額	47百万円
※この他に15,025百万円の内数	
27年度予算額	47
※この他に13,434百万円の内数	
差引増△減	0

(14) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

28年度予算額	6,956百万円の内数
27年度予算額	2,561百万円の内数

厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

28年度予算額	2,066百万円の内数
27年度予算額	758百万円の内数

厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

28年度予算額	5,662百万円の内数
27年度予算額	5,662百万円の内数

(15) 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の医療資機材施設設備の整備

厚生労働省においては、被災地では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設へ航空機により搬送するために、空港等に設置される臨時の医療施設(SCU)に必要な医療資機材設備の整備について補助する。

28年度予算額	15,025百万円の内数
---------	--------------

(16) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保するとともに、漁港施設や荷捌きの機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図る。加えて、複数集落が連携した防災関連施設等の整備を始め、堤防等の海岸保全施設や避難路の整備、漁港施設・荷捌き施設の耐震化等を図り、漁業地域の防災対策を推進する（後掲 第2章 2-2 (13)）。

28年度予算額	92,584百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
27年度予算額	108,680百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(17) 農山村の防災機能強化の促進

農林水産省においては、防火及び消火活動の円滑な実施に資する林道等に対し助成を行う。

また、災害避難施設等の整備に対し助成を行う。

28年度予算額	2,643百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金（内閣府計上）の内数	
27年度予算額	2,726百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金（内閣府計上）の内数	

(18) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枘、給水栓等の施設整備を行う。

28年度予算額	106,650百万円の内数
27年度予算額	106,650百万円の内数

(19) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と協力し、実施体制の整備を支援する。

(20) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像や

テレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施するとともに、東日本大震災等に対応した地震対策及び津波対策を実施する。また、河川・道路管理用の移動体通信システムとして、デジタル陸上移動通信システム（K-λ）を順次導入していく。

(21) 宅地防災工事資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、宅地防災工事に対する融資により、「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」又は「建築基準法」による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援する。

(22) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、災害発生時における復旧・復興の拠点として、基幹的広域防災拠点の管理等を推進する。

28年度予算額	77百万円
※この他に231,712百万円の内数	
27年度予算額	75
※この他に231,411百万円の内数	

(23) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、静止気象衛星ひまわりの整備等を行う。

28年度予算額	19,190百万円
27年度予算額	19,073
差引増△減	117

(24) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇等・航空機、電子海図システム及び航路標識の整備等を行う。

28年度予算額	77,928百万円
27年度予算額	78,448
差引増△減	△520

(25) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に迅速的確に対応するため、巡視船

艇・航空機の防災資機材を確保する。

28年度予算額	75百万円
27年度予算額	79
差引増△減	△4

1-3 災害危険地住宅移転等

防災集団移転促進事業

国土交通省においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、災害の発生した地域又は「建築基準法」第39条第1項の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を支援する。

28年度予算額	44百万円
27年度予算額	44
差引増△減	0

1-4 その他

(1) 国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、「国土強靱化基本計画」及び毎年度策定する国土強靱化アクションプランに基づき、政府横断的な国土強靱化への取組を推進するため、重点施策の効率的・効果的な推進方策、課題等の検討を行う。

28年度予算額	164百万円
27年度予算額	163
差引増△減	1

(2) 実践的な防災行動推進事業経費

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年4月21日中央防災会議決定）及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」（平成18年12月13日専門調査会報告）に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開する。

28年度予算額	127百万円
27年度予算額	110
差引増△減	17

(3) 防災ボランティア（多様な主体の）連携促進事業

内閣府においては、防災ボランティア活動に関して、取り巻く現状を俯瞰し、幅広く課題を抽出、災害対応時だけではなく、平時も含めた広く防災に資するボランティア活動や、これらの活動に対する支援の在り方などについて、有識者からなる検討会で提言の取りまとめを行う。また、ボランティアの裾野拡大を図るための交流会や、優良事例の発掘・調査、行政やボランティア関係者間の連携訓練などを実施する。

28年度予算額	20百万円
27年度予算額	20
差引増△減	0

(4) 社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制の確保のため、有識者による業務継続計画（BCP）の評価や、評価結果に基づいた同計画の見直しに係る調査等を行う。また、地方公共団体の業務継続体制の確保に係る取組支援のため、地方公共団体における取組方策の調査等を行う。さらに、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び官民連携による防災活動の取組推進のため、BCPの策定状況に関する実態調査と、官民が連携した取り組みを行う上での現状の検証と施策の検討を行う。

28年度予算額	41百万円
27年度予算額	51
差引増△減	△10

(5) 地域防災力の向上推進

内閣府においては、「自助」「共助」の精神に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、平成25年「災害対策基本法」を改正し、地区防災計画制度を制定。本制度の普及啓発を図るため、地域における計画の作成支援を行う。

28年度予算額	42百万円
27年度予算額	49
差引増△減	△8

(6) 被災者支援・復興対策の調査検討

内閣府においては、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要

な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。

28年度予算額	55百万円
27年度予算額	58
差引増△減	△3

(7) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図る。

28年度予算額	251百万円
27年度予算額	251
差引増△減	0

(8) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、防災に関する正確な知識・情報を提供するためのホームページを運営管理し、さらに、防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開する。

28年度予算額	18百万円
27年度予算額	18
差引増△減	0

(9) 地域防災における男女共同参画の推進

内閣府においては、地域の実情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興のモデル的な取組をホームページ等で周知し、共有する。

28年度予算額	0百万円
27年度予算額	0
差引増△減	0

(10) 防災計画の充実のための取組推進

内閣府においては、防災基本計画の実効性を高めるため、関係機関からの防災基本計画に対するニーズの把握、これを踏まえた改善策の検討等を実施する。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月変更）に基づく減災目標の達成に向け、その取組の推進を図る。

28年度予算額	20百万円
27年度予算額	20
差引増△減	0

(11) 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、平成28年度に発生する災害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、必要に応じて政府調査団等による現地派遣を行い、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行わせる。

28年度予算額	75百万円
27年度予算額	79
差引増△減	△4

(12) 災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、災害対応業務に関する国際標準化に向けた対応、「災害対策標準化推進ワーキンググループ」における災害対策標準化ガイドラインの策定に向けた検討に資する基礎調査等を行う。

28年度予算額	22百万円
27年度予算額	16
差引増△減	6

(13) 避難所の確保と質の向上の推進

内閣府においては、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保や、トイレの改善などの避難所生活の質の向上に関する市町村の取組を促進するため、モデル事業やフォーラムの開催を行う。

28年度予算額	30百万円
27年度予算額	20
差引増△減	10

(14) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討を行うとともに、災害に強い警察情報通信基盤の整備等や、災害発生時にはヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による現場情報の収集・伝達に努めるなど、災害警備対策の強化を図る。

28年度予算額	3,248百万円
27年度予算額	1,768
差引増△減	1,481

(15) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、車両感知器、光ビーコン、信号機電源付加装置及び交通管制センター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進する。

28年度予算額	17,717百万円の内数
27年度予算額	18,166百万円の内数

(16) 道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、光ビーコンやETC2.0、交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進する。

また、警察庁においては、民間事業者が保有するプローブ情報を活用し、災害時の交通情報提供環境の整備を推進する。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、VICS（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実に資する取組を推進する。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努める。

28年度予算額	52百万円
27年度予算額	35
差引増△減	17

(17) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導する。

(18) 非常時情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを運用する。

28年度予算額	5百万円
27年度予算額	6
差引増△減	△1

(19) 「Lアラート」の普及促進

総務省においては、「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」において取りまとめた普及加速化パッケージや、平成26年度補正予算実証事業の成果を踏まえ、ライフライン情報提供の促進等、一層の普及・発展に向けた取組を推進する。

28年度予算額	0百万円
27年度予算額	0
差引増△減	0

(20) 消防・救急無線等のデジタル化の推進

総務省においては、東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る費用の一部を補助し、更なる周波数の有効利用の促進を図る。

28年度予算額	1,185百万円
27年度予算額	3,465
差引増△減	△2,279

(21) テレワーク普及推進対策

総務省においては、災害時等の事業継続にも有効とされるテレワークについて、導入が遅れている中小企業を中心に、導入推進セミナーの開催、テレワークに取り組んでいる企業の情報収集等、普及展開のための施策を実施する。

(現状) 週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー率3.9% (平成26年度調査結果)

(目標) 10% (平成32年度)

28年度予算額	720百万円の内数
27年度予算額	150百万円

(22) 防災拠点等における公衆無線LAN環境の整備促進

総務省においては、発災時に住民等が自治体等からの災害関連情報を確実かつ迅速に入手し、発災後の被害を最小限にとどめるための的確な対応が可能となるよう、防災拠点等に公衆無線LAN環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を行う。

28年度予算額	1,526百万円の内数
27年度予算額	250百万円

(23) 訪日外国人の被災時のコミュニケーション支援

総務省においては、訪日外国人が被災した際の避難所等での円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語音声翻訳システムの翻訳精度の高度化や対応言語の拡大等の研究開発を実施するとともに、実利用に適した翻訳アプリケーションの開発を行う。

28年度予算額	1,260百万円
27年度予算額	1,383
差引増△減	△123

(24) 「G空間情報センター」を活用した防災システムの整備促進（G空間2.0）

総務省においては、ICTと融合し新たなイノベーションをもたらす地理空間情報（G空間情報）の多様な分野における利活用の本格化に向け、「G空間×ICT推進会議」で提言（H25.6）された防災システム等構築プロジェクトの社会実証事業の成果を「G空間情報センター」を活用（H28年度運用開始予定）して整備し、全国での利活用に向けた取組を推進する。

28年度予算額	237百万円の内数
---------	-----------

(25) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるJ-ALERTについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理を行う。

28年度予算額	387百万円
27年度予算額	283
差引増△減	104

(26) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行う。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図るとともに、計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを推進する。

(27) 防災・危機管理教育におけるe-カレッジの運用及び充実・強化

消防庁においては、防災・危機管理教育について、集合教育では受講が困難な者等も対象とできるようにするため、また、教育内容の充実強化を図るため、インターネットを活用したe-カレッジを運用するとともに、コンテンツ等の充実・強化を行う。

28年度予算額	12百万円
27年度予算額	14
差引増△減	△2

(28) 緊急消防援助隊派遣体制及び情報通信機能の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及び効果的な運用を図るため、地域ブロック合同訓練の実施、各種計画の見直し、緊急消防援助隊の部隊位置や状態を管理する動態情報システムの更改等を行う。

28年度予算額	211百万円
27年度予算額	379
差引増△減	△168

(29) 緊急消防援助隊の出動に要する経費の確保

消防庁においては、大規模災害や特殊災害の発生に際し、消防組織法第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用について、消防組織法第49条の規定に基づき国庫負担とするための経費を確保する。

28年度予算額	10百万円
27年度予算額	10
差引増△減	0

(30) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防庁においては、地方公共団体による女性や若者等を対象とした消防団への加入及び活躍を促進するための取組の支援、地域防災力充実強化大会の開催、装備・教育訓練の充実強化等により、消防団の充実強化を図るとともに、消防団との連携による地域防災リーダーの育成等により、自主防災組織等の活性化を図る。

28年度予算額	651百万円
27年度予算額	630
差引増△減	21

(31) 救急業務の充実強化

消防庁においては、救急業務を取り巻く諸課題に関し、①消防と医療の連携推進、②救急隊員の教育の在り方の検討、③緊急度判定体系の構築に係る調査・検討等を行うことにより、救急業務全般の充実強化を行い、ひいては救命率の向上につなげる。

28年度予算額	54百万円
27年度予算額	64
差引増△減	△10

(32) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図る。

28年度予算額	17百万円
27年度予算額	15
差引増△減	2

(33) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、「消防広域化重点地域」に対し、所要の財政措置を講じるとともに、地方公共団体等の要請を受け「消防広域化推進アドバイザー」を派遣する等により、市町村の消防の広域化についての取組を推進する。

28年度予算額	5百万円
27年度予算額	7
差引増△減	△2

(34) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、消防職団員の惨事ストレス対策の充実強化を図るため、緊急時メンタルサポートチーム登録者のスキルアップや増員等に係る取組を行うほか、消防本部等における惨事ストレス対策の取組について、支援を行う。

28年度予算額	4百万円
27年度予算額	4
差引増△減	0

(35) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ的確に実施するた

め、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行う。

28年度予算額	4百万円
27年度予算額	3
差引増△減	1

(36) 地方公共団体における災害対応力の向上

消防庁においては、消防庁と都道府県間の発災時の初動対応を迅速かつ効率的に行うため、大規模地震を想定した情報伝達・連携に係る図上訓練を関係地方公共団体と合同で実施する。

28年度予算額	8百万円
27年度予算額	0
差引増△減	8

(37) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図る。

(現状) 災害時緊急サービスの利用	
被収容者の救援活動に必要な物資の整備	
災害時における出入国管理体制の強化	
いずれも100% (平成27年度)	
(目標) いずれも100% (平成28年度)	
28年度予算額	52百万円
27年度予算額	64
差引増△減	△12

(38) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃亡による治安の悪化を防止するため、

- ・矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、自家発電機・蓄電池、非常用食糧の更新整備
 - ・矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築
- を実施する。

(現状) 100% (平成27年度)	
(目標) 100% (平成28年度)	
28年度予算額	1,004百万円
27年度予算額	779

差引増△減

225

(39) 公安調査庁における大規模災害等非常事態時の対処能力の維持

公安調査庁においては、大規模災害等非常事態時に治安上の問題が生じないよう、迅速な初動体制を確保するための職員安否確認サービスを維持する。

28年度予算額	0.5百万円
27年度予算額	1
差引増△減	△0.5

(40) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、非構造部材の耐震対策を加速化するとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討や、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進する。

28年度予算額	56百万円
27年度予算額	174
差引増△減	△118

(41) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行う。

- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）の活動費

28年度予算額	9百万円
27年度予算額	9
差引増△減	0

(42) 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

厚生労働省においては、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行う。

28年度予算額	29,089百万円の内数
27年度予算額	28,268百万円の内数

(43) 災害派遣医療チーム（DMAT）体制整備

厚生労働省においては、医師、看護師等に対する、DMAT隊員養成研修を実施する。

厚生労働省においては、DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営の補助を行う。

厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ確かな医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行う。

28年度予算額	223百万円
27年度予算額	171百万円
差引増△減	53

(44) 独立行政法人国立病院機構における災害医療体制整備

独立行政法人国立病院機構においては、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行う。

(45) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策や、地域における避難体制の整備等のソフト対策と連携した取組として、山地災害危険地区を地図情報として住民に提供する等の取組を推進する。

28年度予算額	6,141百万円の内数
27年度予算額	2,700百万円の内数

(46) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備のため、観測データの転送施設等を整備する。

(現状) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積7.3万ha（平成26年度）	
(目標) 10.0万ha（平成28年度）	
28年度予算額	358百万円
27年度予算額	421
差引増△減	△63

(47) 中小企業事業継続計画策定に関する支援

(株)日本政策金融公庫においては、中小企

業者自らが策定した事業継続計画に基づき防災に資する設備等の整備を行う者に対し、低利で融資を行う。

(48) 電気施設保安制度等検討調査費

経済産業省においては、自然災害発生時における電力ライフラインの復旧迅速化対策等を検討する。

- (現状) 水力発電設備の被害及びダムの損壊による下流被害の発生防止対策を検討するための基礎調査を行い、マニュアルを製作した。(平成27年度)
- (目標) 自然災害に強い電気設備及び電力システムの構築

28年度予算額	270百万円の内数
27年度予算額	270百万円の内数

(49) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費

(石油分)

経済産業省においては、国家備蓄石油を機動的に放出する体制を整えるため、国家石油備蓄基地における施設管理事業の一環として、施設・設備の耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施する。

- (現状) 国家石油備蓄基地において耐震・津波・液状化対策等の診断・検討・対策工事等を実施(平成27年度実施中)
- (目標) 平成29年度までに全ての国家石油備蓄基地において対策工事等を終了

28年度予算額	42,494百万円の内数
27年度予算額	43,050百万円の内数

(50) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費

(石油ガス分)

経済産業省においては、国家石油ガス備蓄基地の適正な管理のため、基地施設・設備の修繕保全、耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施する。

- (現状) 国家備蓄石油ガス及び国家備蓄施設の150万トン体制確立の着実な推進、緊急時における円滑かつ確実な備蓄放出体制の構築(平成27年度実施中)
- (目標) 国家備蓄石油ガス及び国家備蓄施設

の150万トン体制確立の着実な推進、緊急時における円滑かつ確実な備蓄放出体制の構築

28年度予算額	9,520百万円の内数
27年度予算額	8,398百万円の内数

(51) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借り上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄を増強する。

- (現状) 民間タンクにおける国家備蓄石油製品(全国10地域の各需要約4日分)の増強(平成27年度実施中)

- (目標) 民間タンクにおける国家備蓄石油製品(全国10地域の各需要約4日分)の効率的な管理

28年度予算額	28,600百万円の内数
27年度予算額	28,450百万円の内数

(52) 石油製品利用促進対策事業

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、病院等に石油製品貯槽、発電機等を設置するために必要な経費の一部を補助する。

- (現状) 毎年度100件以上の病院や避難所等の社会的重要なインフラ等への石油製品の「自衛的備蓄」の確保(平成27年度実施中)

- (目標) 毎年度100件以上の病院や避難所等の社会的重要なインフラ等への石油製品の「自衛的備蓄」の確保(平成30年度完了)

28年度予算額	670百万円
27年度予算額	750
差引増△減	△80

(53) 石油製品流通網維持強化事業

経済産業省においては、地域及び災害等緊急時において石油製品の安定供給を確保するため、SSの災害対応能力強化に向けた人材の育成を支援する。

- (現状) 市町村毎に1拠点以上のSSの維持・確保及び石油製品の供給網の維持・強化、災害対応力の向上(平成

27年度実施中)

(目標) 市町村毎に1拠点以上のSSの維持・確保及び石油製品の供給網の維持・強化、災害対応力の向上(平成30年度完了)

28年度予算額	770百万円
27年度予算額	485
差引増△減	△285

(54) 地域エネルギー供給拠点整備事業

経済産業省においては、災害時を含む石油製品の安定供給を確保するためSSの地下タンクの大型化に伴う入換や自家発電機導入等に係る費用について支援する。

(現状) 市町村毎に1拠点以上のSSの維持・確保及び、石油製品の供給網の維持・強化、災害対応力の向上(平成27年度実施中)

(目標) 市町村毎に1拠点以上のSSの維持・確保及び石油製品の供給網の維持・強化、災害対応力の向上(平成30年度完了)

28年度予算額	3,050百万円
27年度予算額	3,394
差引増△減	△344

(55) 石油ガス地域防災対応体制整備支援事業

経済産業省においては、今後想定される大規模災害等に備え、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくため、販売事業者等の防災体制の整備や訓練の実施を支援する。

(現状) 全国9地域毎に訓練等を通じたLPガスの防災対応力の向上(平成27年度実施中)

(目標) 全国9地域毎に訓練等を通じたLPガスの防災対応力の向上

28年度予算額	800百万円の内数
27年度予算額	703百万円の内数

(56) 石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業

経済産業省においては、首都直下地震等による地震動・液状化・側方流動等の被害に備え、①製油所等における設備の耐震・液状化対策等、②設備の安全停止対策、③他製油所等とのバックアップ能力の増強対策等の支援を行う。

(現状) 製油所の耐震強化等の進捗率26%(平成27年度)

(目標) 100%(平成31年度)

28年度予算額	13,000百万円の内数
27年度予算額	11,500百万円の内数

(57) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を国民にわかりやすく提供するためのウェブサイト「防災情報提供センター」で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるよう一元的な提供を行う。

(58) 災害発生時における情報連絡体制の整備

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制を整備する。

(59) 地籍整備の推進

国土交通省においては、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化等に貢献するため、大規模災害想定地域等における地籍調査を重点的に促進する。また、南海トラフ地震による津波浸水想定地域を中心に国直轄の官民境界情報の重点的な整備等を実施する。

(現状) 地籍調査進捗率51%(平成26年度末)

(目標) 57%(平成31年度末)

28年度予算額	11,621百万円
27年度予算額	11,540
差引増△減	81

(60) TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、大規模自然災害に際して、全国の地方整備局等職員により組織するTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)により被災状況の把握や被害拡大防止に関する被災地方公共団体等の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する体制の強化を推進する。

28年度予算額	2,651,992百万円の内数
27年度予算額	2,647,038百万円の内数

(61) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせてわかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施する。

(現状) 土地分類基本調査(土地履歴調査)の実施面積進捗率77.0%(平成26年度末実施状況)

(目標) 100%(平成31年度)

28年度予算額	52百万円
27年度予算額	53
差引増△減	△1

(62) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、物流事業者等の関係者から構成される協議会を開催し、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送について検討を行う。

(現状) 首都直下地震又は南海トラフ地震の影響が想定される地域における国、自治体、有識者及び多様な物流事業者からなる協議会の設置地域率17%(平成26年度)

(目標) 100%(平成29年度)

28年度予算額	11百万円
27年度予算額	8
差引増△減	3

(63) 電子国土基本図と災害基礎情報による防災対策の推進

国土地理院においては、我が国の国土を表す地図の基本となる電子国土基本図の整備・更新を行う。また、火山周辺の地形等を詳細に表した火山基本図や地震の揺れに脆弱な地形を抽出した脆弱地形データ等を整備し、防災・危機管理対策に寄与する。

28年度予算額	484百万円の内数
27年度予算額	449百万円の内数

(64) 災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保等のための体制整備

国土交通省においては、災害発生時に緊急輸送を確実・迅速に実施するため、本省・地方運輸局等に緊急連絡機器を整備するとともに、関係機関と連携した大規模災害発生時の緊急輸送

に係る計画の策定及び訓練を実施する。

28年度予算額	36百万円
27年度予算額	37
差引増△減	△1

(65) 訪日外国人旅行者への災害発生時における情報提供

観光庁においては、訪日外国人旅行者向けに開発した災害時情報提供アプリ「Safety tips」の普及促進のため、交通機関のゲートウェイや観光案内所等でPRを行う。また、外国人旅行者が多く利用するアプリやWEBサイトで情報発信を行う。

(66) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。また、各種天気図や波浪、海流及び海氷の実況・予想図等について気象無線模写通報(無線ファクシミリ放送)等による提供を行う。

(67) 浄化槽の台帳システムの整備推進

環境省においては、自治体における災害復旧に対応した浄化槽の管理基盤の強化を促進するため、浄化槽台帳システムの新たな利活用に関する調査や浄化槽台帳のGIS化等による災害対応力強化に向けたモデル事業を実施する。

(現状) 浄化槽台帳にGIS(地理情報システム)を整備している自治体の数80自治体(平成25年度末)

(目標) 110自治体(平成30年度)

28年度予算額	13百万円
27年度予算額	16
差引増△減	△3

(68) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進するなど各種災害への対処能力の向上を図る。

28年度予算額	114,735百万円
27年度予算額	181,595
差引増△減	△66,860

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、6月と11月（津波防災の日周辺）に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかける。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して、地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

さらに、都道府県警察に対し、運転免許保有者に対する講習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、災害時に運転者が採るべき措置について普及啓発を図るよう指導する。

(3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施する。

(4) 地震・津波対策訓練

国土交通省においては、9月1日の「防災の日」にあわせて総合防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」にあわせて、地震による大規模津波の被害軽減を目指すとともに、津波に対する知識の普及・啓発を図ることを目的として、大規模津波防災総合訓練を実施する。

(5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力する。さらに、地震防災対策強化地域判定会及び東海地震に関連する情報等に係る業務の訓練を実施する。

(6) 海上保安庁における震災対応訓練等

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員に対する災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した地震災害対応訓練等を実施する（後掲 第2章3-1（2））。

28年度予算額	4百万円
27年度予算額	4
差引増△減	0

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹の広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行う（後掲 第2章3-2（1））。

28年度予算額	115百万円
27年度予算額	141
差引増△減	△26

(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

内閣府においては、南海トラフ地震が発生し、現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である施設について、現地対策本部の円滑な活動に資するための施設の改修を行う（後掲 第2章3-2（2））。

28年度予算額	26百万円
27年度予算額	71
差引増△減	△45

(3) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進する。

(4) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国

の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を実施する。

28年度予算額	8,812百万円
27年度予算額	6,165
差引増△減	2,647

(5) 国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備等への支援を行い、防災機能の強化を推進する。

(現状) 国立大学等の耐震化率(平成27年5月1日現在): 96.4%

※平成27年度予算事業実施後、国立大学等の耐震化率は約98%となる見込みであり、キャンパス移転事業や病院再開発事業などの個別事情により耐震対策が遅れるものを除き、耐震化は概ね完了する見込み。

28年度予算額	41,800百万円の内数
27年度予算額	48,690百万円の内数

(6) 公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について、防災機能の強化の観点から、校舎等の耐震化等を図る。

(現状) 公立小中学校の耐震化率(平成27年4月1日現在): 95.6%

※平成27年度予算事業実施後、公立小中学校の耐震化率は約98%となる見込みであり、各地方公共団体の個別事情により耐震対策が遅れるものを除き、耐震化は概ね完了する見込み。

28年度予算額	80,309百万円の内数 (内閣府で計上している沖縄分を含む)
27年度予算額	72,496百万円の内数 (内閣府で計上している沖縄分を含む)

(7) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備等

を支援する。早期の耐震化完了を目指す。

(現状) 耐震化率
【幼稚園～高等学校】83.5%
(平成27年4月1日現在)
【大学等】87.6%
(平成27年5月1日現在)

28年度予算額	4,475百万円
27年度予算額	1,189
差引増△減	3,285

(8) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行う。

28年度予算額	35,749百万円の内数 (※内閣府で計上している沖縄分を含む)
27年度予算額	28,605百万円の内数 (※内閣府で計上している沖縄分を含む)

(9) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、「地震防災対策特別措置法」第2条に基づき、都道府県知事が作成した五箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療機関に対し補助を行う。

28年度予算額	2,545百万円の内数
27年度予算額	2,545百万円の内数

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行う。

28年度予算額	13百万円
27年度予算額	16
差引増△減	△3

さらに、政策医療を担う病院やI s値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行う。

28年度予算額	2,545百万円の内数
27年度予算額	2,545百万円の内数

(10) 水道施設の耐震化等

厚生労働省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設や、疾病の予防・治療等の拠点となる保健衛生施設等について、地方公共団体等が実施

する耐震化等を推進する。

(現状) 上水道の基幹管路の耐震適合率36%
(平成26年度末)

(目標) 50% (平成34年度末)

28年度予算額	13,000百万円
27年度予算額	5,000百万円
差引増△減	8,000

(11) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図る。

(12) 治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施する(後掲 第2章3-2(3)、第2章4-2(2)、第2章5-2(2)、第2章6-2(3)、第3章2)。

28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
27年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(13) 漁港・漁村の防災力の向上

(再掲 第2章1-2(16))

農林水産省においては、平成24年3月に策定された第3次漁港漁場整備長期計画に基づき、東日本大震災の教訓を踏まえ、漁港施設等の耐震対策等の地震対策や、防波堤と防潮堤による多重防護等の津波対策を推進する(後掲 第2章3-2(4))。

(現状) 耐震化された拠点漁港の割合
20% (平成21年度基準値)

(目標) 65% (平成28年度)

28年度予算額	92,584百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
27年度予算額	108,680百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(14) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する

(後掲 第2章3-2(5)、4-2(3)、第3章5)。

28年度予算額	27,748百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
27年度予算額	34,638百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	

(15) 農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進する。

(現状) 国営造成土地改良施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率
51% (平成26年度)

(目標) 約6割 (平成28年度)

28年度予算額	204,975百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
27年度予算額	166,333百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(16) 官庁施設の耐震化等の推進

国土交通省においては、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保及び防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、耐震化を推進する。

あわせて、大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策を実施する。

(現状) 官庁施設の耐震化(面積率)89%
(平成26年度末)

(目標) 95% (平成32年度)

28年度予算額	17,725百万円の内数
27年度予算額	17,726百万円の内数

(17) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備する。

28年度予算額	2,458,960百万円の内数
27年度予算額	2,480,345百万円の内数

(18) 地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施する。

・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動

拠点となる都市公園の整備
(現状) 水と緑の公的空間確保量 12.9m²の
内数 (平成25年度)

(目標) 14.1m²の内数 (平成32年度)

28年度予算額 28,355百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備
総合交付金の内数

27年度予算額 28,213百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備
総合交付金の内数

- ・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施

28年度予算額 1,663,694百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備
総合交付金の内数

27年度予算額 1,660,173百万円の内数

※1 この他に防災・安全交付金及び社会資本
整備総合交付金の内数

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う
影響額を一部含む

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付
金の内数

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付
金の内数

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

28年度予算額 1,664百万円の内数

27年度予算額 1,595百万円の内数

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・密集市街地をはじめとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(現状) 「地震時等に著しく危険な密集市街地」
の面積約4,450 ha (平成27年度速報)

(目標) 「地震時等に著しく危険な密集市街地」
をおおむね解消 (平成32年度)

28年度予算額

防災・安全交付金の内数

27年度予算額

防災・安全交付金の内数

- ・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

(現状) 「地震時等に著しく危険な密集市街地」
の面積約4,450 ha (平成27年度速報)

(目標) 「地震時等に著しく危険な密集市街地」
をおおむね解消 (平成32年度)

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付
金の内数

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付
金の内数

- ・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施

28年度予算額

8,362百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備
総合交付金の内数

27年度予算額

8,629百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備
総合交付金の内数

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

28年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

27年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施

28年度予算額

204百万円

27年度予算額

266

差引増△減

△62

- ・南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点とな

る施設の整備を促進する。

28年度予算額	3,000百万円
27年度予算額	3,000
差引増△減	0

- ・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する地下街防災推進事業の実施。

28年度予算額	871百万円
27年度予算額	906
差引増△減	△35

- ・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援。

(目標) 三大都市圏における「地震時に著しく危険な密集市街地」を有する都市のうち、空き地等の緑化による防災・減災対策を行った都市の割合：100% (平成30年度)

28年度予算額	
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数	
27年度予算額	60百万円
差引増△減	

- ・都市機能が集積した拠点地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区の構築を支援する。

28年度予算額	365百万円
27年度予算額	348百万円
差引増△減	17

(19) 下水道における震災対策

国土交通省においては、平成21年度に創設した「下水道総合地震対策事業」、平成24年3月に策定した「下水道BCP策定マニュアル(地震・津波編)第2版」等を活用し、地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するために耐震化・耐津波化を図る「防災」、被災を想定して下水道機能の被害の最小化を図る「減災」(マンホールトイレ、備蓄倉庫の整備等)を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。

また、耐震化等の機能向上や長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進する。

(現状) 災害時における主要な管渠の機能確保率 約46% (平成26年度末)

(目標) 約60% (平成32年度末)

(現状) 災害時における下水処理場の機能確保率 約32% (平成26年度末)

(目標) 約40% (平成32年度末)

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(20) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図る。

28年度予算額 795,266百万円の内数

※ この他に防災・安全交付金で措置

27年度予算額 820,172百万円の内数

※ この他に防災・安全交付金で措置

(21) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落発生等の要因等が想定される土砂災害危険箇所について、土砂災害防止施設の整備を推進する。

28年度予算額 795,266百万円の内数

※ この他に防災・安全交付金で措置

27年度予算額 820,172百万円の内数

※ この他に防災・安全交付金で措置

(22) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保のためのミッシングリンクの整備を推進するとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強や無電柱化等各種道路事業を実施する。

28年度予算額 1,663,694百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

27年度予算額 1,660,173百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(23) 不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行う。

28年度予算額

社会資本整備総合交付金等の内数

27年度予算額

社会資本整備総合交付金等の内数

(24) 住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行う。

(現状)「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積約4,450 ha(平成27年度速報)

(目標)「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消(平成32年度)

28年度予算額 11,720百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

27年度予算額 13,050百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

(25) 老朽公営住宅の建替等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付する。

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(26) 大規模地震・津波に対する港湾の事前防災・減災対策の推進

国土交通省においては、南海トラフ地震や首都直下地震等の甚大な被害が想定される災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保するため、港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図る(後掲 第2章3-2(7))。

28年度予算額 231,712百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

27年度予算額 231,441百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(27) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による宅地被害を防止・軽減するため、宅地耐震化推進事業により大規模盛土造成地マップ等の作成、住民への情報提供、防止対策に向けた詳細調査を推進する。

(現状)大規模盛土造成地マップ等公表率34.9%(平成27年10月)

居住している地域に関する大規模盛土造成地の情報を確認できる人口約63百万人(平成27年10月)

(目標)大規模盛土造成地マップ等公表率70%(平成32年度)

居住している地域に関する大規模盛土造成地の情報を確認できる人口約90百万人(平成32年度)

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(28) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する情報通信基盤の整備を推進する。

さらに、東日本大震災等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波対策、停電対策等を推進する。

(29) コンビナート港湾の強靱化の推進

国土交通省においては、地震発生後も耐震強化岸壁や石油製品入出荷施設に至る航路機能を維持し、緊急物資や燃油物資を輸送・供給するため、航路沿いの民有護岸等の耐震改修に対する無利子貸付及び税制特例により、民間事業者による耐震改修を支援する。

28年度予算額	231,712百万円の内数
27年度予算額	231,411百万円の内数

(30) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災を遙かに上回ると予想されることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等を交付することで、災害時において迅速な復旧・復興を可能とする。

28年度予算額	35,023百万円の内数
27年度予算額	39,835百万円の内数

2-3 その他

(1) 地震対策の推進

内閣府においては、甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれがある大規模地震について、総合的な防災対策を検討するための基礎調査として、最新の科学的知見を用いた想定地震・津波の再評価、及び被害想定等の検討等を行う。(後掲第2章3-3(1))

(目標) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震動・津波の推定及び被害想定等の検討(再評価)(平成28年度)

28年度予算額	200百万円
27年度予算額	243
差引増△減	△43

(2) 南海トラフ地震及び首都直下地震応急対策活動に係る具体計画の検証

内閣府においては、大規模地震(南海トラフ地震、首都直下地震)の応急対策活動の具体計画の実効性を高めるため、緊急輸送ルート確保、被災地内の医療確保、支援物資の調達と輸送調整に係る計画内容の検証を行う。

28年度予算額	90百万円
27年度予算額	70
差引増△減	20

(3) 都市再生安全確保計画の策定の促進

内閣府においては、都市再生安全確保計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等を支援する補助制度により、都市再生安全確保計

画の策定を促進し、都市の安全・安心の確保を図る。

28年度予算額	38百万円
27年度予算額	45
差引増△減	△7

(4) 総合防災情報システムの整備

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの整備・運用を行う(後掲第2章3-3(2)、5-3(2))。

28年度予算額	266百万円
27年度予算額	307
差引増△減	△41

(5) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用する。

また、都道府県警察に対し、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき、隣接都府県警察と連携した総合的かつ実践的な訓練を実施するよう指導する。

(6) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施する。

(現状) 耐震化率77%(平成24年度)
(目標) 81%(平成30年度)

28年度予算額	21,148百万円
27年度予算額	19,005
差引増△減	2,143

(7) 庁舎及び合同宿舍等の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足している庁舎等について計画的に耐震改修等を実施する。

28年度予算額	3,098百万円
27年度予算額	4,191
差引増△減	△1,093

(8) 「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」に基づく巨大地震対策の推進

国土交通省においては、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生に備え、平成26年4月1日に「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」を策定し、それぞれの計画に基づき、訓練を実施するとともに地震・津波対策を推進している（後掲 第2章3-3（4））。

(9) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して鉄道施設の地震防災対策を推進するよう指導を行う。また、南海トラフ地震、首都直下地震等に備えて、主要駅や高架橋等の鉄道施設及び本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震対策を一層推進する。

28年度予算額	124百万円
※この他に鉄道施設総合安全対策事業費補助 3,632百万円の内数・都市鉄道整備事業費補助 (地下高速鉄道) 2,160百万円の内数	
27年度予算額	100百万円
※この他に鉄道施設総合安全対策事業費補助 1,814百万円の内数・都市鉄道整備事業費補助 (地下高速鉄道) 7,588百万円の内数	
差引増△減	24

(10) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行う。

(現状) 住宅の耐震化率約82%、多数の者が利用する建築物の耐震化率約85%（平成25年）

(目標) 住宅の耐震化率95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率95%（平成32年）

28年度予算額	12,000百万円
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	
27年度予算額	18,000
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	
差引増△減	△6,000

(11) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を推進する。

(12) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施する。

28年度予算額	384,514百万円の内数
27年度予算額	369,539百万円の内数

(13) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層について、詳細な位置や地形の分類等の情報の整備・提供を実施する。

28年度予算額	37百万円の内数
27年度予算額	31百万円の内数

(14) 海上輸送機能を維持する取組

国土交通省においては、大規模地震発生時にも港湾機能を維持するため、港湾BCP及び緊急確保航路等の航路啓開計画の策定等の防災・減災対策を推進するとともに、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等の協働体制の構築を推進する（後掲 第2章3-3（5））。

28年度予算額	231,712百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
27年度予算額	231,411百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	

(15) 地震予知情報の報告及び東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁長官は、地震防災対策強化地域で大規模な地震発生のおそれがあると認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に地震予知情報を報告する。その際、気象庁は、東海地震に関連する情報を発表するとともに、防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努

める。

(16) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

(再掲 第1章2-1 (14))

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める(後掲 第2章3-3 (7))。

28年度予算額	1,611百万円
27年度予算額	2,478
差引増△減	△867

(17) 巨大地震に備えた最低水面に係る情報の整備

海上保安庁においては、巨大地震発生時の迅速な海上輸送ルート確保のため、高低測量を実施し、海図水深の基準となる「最低水面」に係る情報を整備する。

28年度予算額	5百万円
27年度予算額	0
差引増△減	5

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、津波災害発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を実施する。また、都道府県警察に対して、津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

(2) 海上保安庁における震災対応訓練等

(再掲第2章2-1 (6))

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員に対する災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した地震災害対応訓練等を実施する。

28年度予算額	4百万円
27年度予算額	4
差引増△減	0

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

(再掲 第2章2-2 (1))

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘地区及び東扇島地区)の維持管理を行う。

28年度予算額	115百万円
27年度予算額	141
差引増△減	△26

(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

(再掲 第2章2-2 (2))

内閣府においては、南海トラフ地震が発生し、現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である施設について、現地対策本部の円滑な活動に資するための施設の改修を行う。

28年度予算額	26百万円
27年度予算額	71
差引増△減	△45

(3) 海岸防災林の整備

(再掲 第2章2-2 (12))

農林水産省においては、海岸防災林について、その適切な保全を図ることにより、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を確保することに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める(後掲 第2章4-2 (2)、第2章5-2 (2)、第2章6-2 (3)、第3章2)。

28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
27年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(4) 漁港・漁村の防災力の向上

(再掲 第2章2-2 (13))

農林水産省においては、平成24年3月に策定された第3次漁港漁場整備長期計画に基づき、東日本大震災の教訓を踏まえ、漁港施設等の耐震対策等の地震対策や、防波堤と防潮堤による多重防護等の津波対策を推進する。

(現状) 耐震化された拠点漁港の割合
20% (平成21年度基準値)

(目標) 65% (平成28年度)

28年度予算額 92,584百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

27年度予算額 108,680百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(5) 海岸保全施設の整備

(再掲 第2章2-2(14))

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する(後掲 第2章4-2(3)、第3章5)。

28年度予算額 27,748百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

27年度予算額 34,638百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(6) 河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災の津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図る。

28年度予算額 795,266百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

27年度予算額 820,172百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

(7) 大規模地震・津波に対する港湾の事前防災・減災対策の推進

(再掲 第2章2-2(26))

国土交通省においては、南海トラフ地震や首都直下地震等の甚大な被害が想定される災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保するため、港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図る。

28年度予算額 231,712百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

27年度予算額 231,411百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(8) 津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(現状) 水と緑の公的空間確保量12.9m²の内数(平成25年度)

(目標) 14.1m²の内数(平成32年度)

28年度予算額 28,355百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

27年度予算額 28,213百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

28年度予算額 1,663,694百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

27年度予算額 1,660,173百万円の内数

※1 この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

28年度予算額 1,664百万円の内数

27年度予算額 1,595百万円の内数

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

・南海トラフ地震をはじめとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地にお

ける都市防災総合推進事業の実施

28年度予算額

防災・安全交付金の内数

27年度予算額

防災・安全交付金の内数

- ・避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

28年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

27年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

- ・南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市の公共公益機能の維持に向けた拠点市街地の整備を支援する。

28年度予算額

防災・安全交付金の内数

(9) 官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

28年度予算額 17,725百万円の内数

27年度予算額 17,726百万円の内数

(10) 港湾における津波避難対策の実施

国土交通省においては、地方公共団体による港湾の特殊性を考慮した避難計画の策定や津波避難施設等の整備を促進するとともに、避難機能（退避施設等）を備えた物流施設等を整備する民間事業者を支援することにより、港湾における災害時避難機能を確保する。

28年度予算額 231,712百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

27年度予算額 231,411百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

③-③ その他

(1) 地震対策の推進

(再掲 第2章2-3(1))

内閣府においては、甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれがある大規模地震について、総合的な防災対策を検討するための基礎調査として、最新の科学的知見を用いた想定地震・津波の再評価、及び被害想定等の検討等を行う。

(目標) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震動・津波の推定及び被害想定等の検討(再評価)(平成28年度)

28年度予算額 200百万円

27年度予算額 243

差引増△減 △43

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第2章2-3(4))

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの整備・運用を行う(後掲 第2章5-3(2))。

28年度予算額 266百万円

27年度予算額 307

差引増△減 △41

(3) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用する。また、都道府県警察に対し、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう指導する。

(4) 「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」に基づく巨大地震対策の推進

(再掲 第2章2-3(8))

国土交通省においては、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生に備え、平成26年4月

1日に「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」を策定し、それぞれの計画に基づき、訓練を実施するとともに地震・津波対策を推進している。

(5) 海上輸送機能を維持する取組

(再掲 第2章2-3(14))

国土交通省においては、大規模地震発生時にも港湾機能を維持するため、港湾BCP及び緊急確保航路等の航路啓開計画の策定等の防災・減災対策を推進するとともに、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等の協働体制の構築を推進する。

28年度予算額 231,712百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

27年度予算額 231,411百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(6) 旅客及び船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、旅客避難マニュアル作成の手引き(平成25年3月策定)及び船舶津波避難マニュアル作成の手引き(平成26年3月策定)を船舶運航事業者に周知するとともに、津波避難マニュアル作成等に必要な協力・支援を行うことで、旅客及び船舶の津波避難対策の推進を図る。

(7) 津波警報等の発表、伝達

(再掲 第1章2-1(14)、第2章2-3(16))

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

28年度予算額 1,611百万円

27年度予算額 2,478

差引増△減 △867

(8) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して港湾及び付近船舶の津波防災対策に活用するとともに、海底地形データ

の提供を行い、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップ作成を支援する。

(現状)津波防災情報整備率54%(平成27年度)

(目標)100%(平成30年度)

28年度予算額 5百万円

27年度予算額 154

差引増△減 △149

4 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して、風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 医療施設の土砂災害防止整備

厚生労働省においては、「災害弱者関連施設等に係る土砂災害緊急点検調査」(平成10年、建設省)により、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等に所在する医療施設が実施した土砂災害防止整備について補助を行う。

28年度予算額 2,545百万円の内数

27年度予算額 2,545百万円の内数

(2) 治山事業の推進

(再掲 第2章2-2(12)、第2章3-2(3))

農林水産省においては、森林の水涵養機能や山地災害防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進する(後掲 第2章5-2(2)、第2章6-2(3)、第3章2)。

28年度予算額 59,723百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

27年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(3) 海岸保全施設の整備

(再掲 第2章2-2(14)、3-2(5))

農林水産省及び国土交通省においては、高潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を推進する(後掲 第3章5)。

28年度予算額 27,748百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

27年度予算額 34,638百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(4) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるため、ため池の豪雨対策等を含めた総合的な整備を推進する(後掲 第3章8(1))。

(現状) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積 7.3万ha(平成26年度)

(目標) 10.0万ha(平成28年度)

28年度予算額 50,768百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

27年度予算額 28,015百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(5) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備する。

28年度予算額 795,266百万円の内数

27年度予算額 820,172百万円の内数

(6) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータや、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるMP(マルチパラメータ)レーダ等の整備を行う。また、高機能化を図った河川情報システムの整備を引き続き推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進する。さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害、関東・東北豪雨等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、

津波・洪水対策、停電対策等を実施する。

(7) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土石流危険渓流、地すべり危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援する。

28年度予算額 795,266百万円の内数

※1 この他に防災・安全交付金で措置

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に防災・安全交付金で措置

(8) 道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保のためのミッシングリンクの整備を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施する。

28年度予算額 1,663,694百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

27年度予算額 1,660,173百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(9) 港湾の風水害対策

国土交通省においては、風水害対策として、港湾機能の低下等の危険性を回避するための港湾施設の整備を推進する。

28年度予算額 231,712百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

27年度予算額 231,411百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(10) 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を行う公共下水道事業、都市下水道事業等を推進する(後掲 第3章9)。

(現状) 下水道による都市浸水対策達成率
約56% (平成26年度末)

(目標) 約62% (平成32年度末)

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

4-3 その他

(1) 土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ、水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループの検討結果を踏まえ、土砂災害・水害等発生時に、住民一人ひとりが適切な避難行動をとれるよう、行政・住民一体となった対策を検討・推進する。

(目標) 住民避難行動の枠組みとなる行動指針の作成 (平成28年度)

28年度予算額 50百万円

27年度予算額 50

差引増△減 0

(2) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して、災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討及び実施並びに自治体及び関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警戒警備体制の強化を図る。

(3) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難勧告等の発令・伝達、災害危険箇所等に対する措置及び指定緊急避難場所等の周知、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害

対策の実施について」(平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達)等を受け、次の対策を図る。

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進する。

28年度予算額 110,491百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

27年度予算額 89,585百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン(5月20日～6月30日)を実施する。

(6) 国土交通省の水災害に関する防災・減災対策の推進

国土交通省においては、近年の巨大台風等に伴う大規模な災害の頻発化・激甚化を踏まえ、水災害が発生した際に実施すべき対策を具体化して取組を強化するため、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部」を設置し検討を進めるとともに、水災害対策を推進している。

(7) 防災上の配慮を要する者が利用する施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策について、土砂災害防止施設による保全対策を重点的に推進するとともに、平成26年11月に改正された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」に基づき、当該施設への情報伝達体制を市町村地域防災計画において定めるなどの警戒避難体制の充実・強化を図る。

28年度予算額 795,266百万円の内数

※1 この他に防災・安全交付金で措置

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に防災・安全交付金で措置

(8) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、人口、資産が集中している政令指定都市や、近年、甚大な水害、土砂災害等が発生した地域において、重点的にXRAIN（国土交通省XバンドMP（マルチパラメータ）レーダネットワーク）の整備を行っており、平成27年度には、全ての政令指定都市がXRAINでほぼカバーされた。また、これらレーダ雨量計のデータを用いた、より詳細な流出解析の活用等により、洪水予測の更なる精度向上を図る。

(9) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、観測施設等を適切に維持管理するとともに、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供する。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進することにより、住民の適切な避難行動等を支援する。

(10) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を行う。

(11) 流域治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進する。また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進する。

(12) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき、河川管理者

が河道改修等を行う総合的な都市型水害対策を推進する。

(13) 被害想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、想定される最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成を推進するとともに、市町村のハザードマップ作成を支援する。

「土砂災害防止法」に基づき、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図るため、市町村による土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援するとともに、その進捗状況を把握する等、関係自治体と連携し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。

(14) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を推進することにより、住家の洪水による氾濫からの防御を図る。

(15) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、人命を守ることを最優先に砂防堰堤の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を実施する。ソフト対策としては、都道府県が行う土砂災害警戒区域の指定や情報基盤整備等に対して支援を行う。また、深層崩壊に伴う河道閉塞等の大規模な土砂災害が急迫している地域において、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域等に関する情報の周知を図る。

28年度予算額 795,266百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

27年度予算額 820,172百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

(16) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施し、土砂災害防止に関する広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、危険箇所等の周知、点検、警戒避難訓練等を実施する。

(17) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体等とともに各種の行事、活動を実施する。また、市町村等職員に対する水防研修、水防団員に対する水防技術講習会を実施する。

(18) 地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各地方公共団体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等（出入口及びトンネル等）について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進する。

28年度予算額

- ・鉄道施設総合安全対策事業費補助3,632百万円の内数
- ・都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）2,160百万円の内数

27年度予算額

- ・鉄道施設総合安全対策事業費補助 1,814百万円の内数
- ・都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）7,588百万円の内数

(19) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、気象、高潮、洪水に関する予報及び警報等の防災気象情報の発表・伝達を行う。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して、火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進

内閣府においては、活動火山対策特別措置法の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する民間の認定こども園、幼稚園、保育所等の降灰除去に要する費用を負担する。

28年度予算額	34百万円
27年度予算額	22
差引増△減	12

(2) 火山地域における治山事業の推進

（再掲 第2章2-2（12）、第2章3-2（3）、第2章4-2（2））

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進する（後掲 第2章6-2（3）、第3章2）。

28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
27年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(3) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を関連機関と連携して推進する。

28年度予算額	795,266百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	
27年度予算額	820,172百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	

(4) 降灰対策用機械の整備

国土交通省においては、桜島降灰除去事業に必要な機械の整備を実施する。

28年度予算額	1,663,694百万円の内数
27年度予算額	1,660,173百万円の内数
※社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む	

(1) 火山災害対策の推進

内閣府においては、平成26年の御嶽山噴火の教訓や、平成27年に改正された活動火山対策特別措置法等を踏まえ、各火山地域における火山防災対策の推進、監視・観測体制の強化、調査研究体制の整備に関する検討、大規模降灰時の対応策の検討等を行う。

(現状) 具体的で実践的な避難計画の策定率
15% (平成26年度)

(目標) 100%

28年度予算額	204百万円
27年度予算額	101
差引増△減	103

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第2章2-3(4)、3-3(2))

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの整備・運用を行う。

28年度予算額	266百万円
27年度予算額	307
差引増△減	△41

(3) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を通じて、関係府省庁と連携して、火山防災対策の推進を図るとともに、避難施設や避難情報伝達手段の整備、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(4) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行う。

(5) 測地技術を用いた地殻変動の監視

(再掲 第1章2-1(12))

国土地理院においては、電子基準点等によるGNSS連続観測や、人工衛星レーダーを用い

たSAR干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた地殻変動情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供する。

(現状) 電子基準点の観測データの取得率
99.63% (平成26年度)

(目標) 99.5%以上 (平成28年度以降毎年度継続)

28年度予算額	1,283百万円の内数
27年度予算額	1,289百万円の内数

(6) 火山防災協議会における警戒避難体制の整備

国土交通省においては、噴火に伴う土砂災害の観点から火山ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画する。

(7) 噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山観測の結果をもとに噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等を呼びかけることにより、災害の防止・軽減に努める。また、火山防災協議会における共同検討を通じて避難計画や噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

28年度予算額	1,047百万円
27年度予算額	704
差引増△減	343

6 雪害対策**6-1 教育訓練**

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察に対して、関係機関と連携した救出救助訓練の実施、的確な警戒警備及び救助活動のための体制の確立について指示する。

6-2 防災施設設備の整備**(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止**

内閣府においては、特別豪雪地帯における民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担する。

28年度予算額	97百万円
27年度予算額	59

差引増△減

37

安全交付金の内数

(2) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入している。

28年度予算額	6百万円
27年度予算額	6
差引増△減	0

(3) 積雪地帯における治山事業の推進

(再掲 第2章2-2(12)、第2章3-2(3)、第2章4-2(2)、第2章5-2(2))

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、なだれの防止を目的とする森林の造成や防護柵の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を図る(後掲 第3章2)。

28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
27年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(4) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械に係る事業を推進する。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を推進する。

なお、除雪体制の強化方策として、立ち往生の発生のおそれのある区間の公表や、早めの通行止めを行うことによる除排雪作業の集中的実施、並行する高速自動車国道等との通行止めのタイミング等の調整や、除雪機械等の広域連携の強化、道路利用者に対する冬タイヤ、チェーン等の装着の呼びかけや、ツイッターによる通行止め状況の提供等を推進する。

28年度予算額	1,663,694百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
27年度予算額	1,660,173百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・	

(5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策のより一層の推進を図る。

28年度予算額	防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
27年度予算額	防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進する。

28年度予算額	795,266百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	
27年度予算額	820,172百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	

(7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行う。

28年度予算額	1,394百万円
27年度予算額	1,286
差引増△減	108

6-3 その他**(1) 雪害予防のための広報啓発活動**

警察庁においては、雪害の発生実態を的確に把握し、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して、雪害の発生実態の分析検討及び部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施について指示する。

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、雪害に対する防災態勢の強化を図るため、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導體制の整備等について、関係地方

公共団体に対し要請・助言等を行う。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止・軽減に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所への周知、点検、警戒避難訓練等を実施する。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行う。

(2) 海上保安庁における火災対応訓練等

海上保安庁においては、船舶火災対応等に従事する職員に対する、事故発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した消防訓練を実施する。

28年度予算額	2百万円
27年度予算額	2
差引増△減	0

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業及び防火並びに消火活動の円滑な実施にも資する林道整備を行う。

また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施する。

28年度予算額	66,202百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金の内数	

27年度予算額	62,507百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金の内数	

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行う。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行う。

28年度予算額	1,123百万円
27年度予算額	938
差引増△減	185

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図る。

・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成

28年度予算額	2百万円
27年度予算額	2
差引増△減	0

・製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整

28年度予算額	10百万円
27年度予算額	12
差引増△減	△2

・消防用機器等の国際動向への対応

28年度予算額	9百万円
27年度予算額	14
差引増△減	△5

・住宅防火対策の推進

28年度予算額	10百万円
27年度予算額	11

差引増△減	△1
・消防法令に係る違反是正推進	
28年度予算額	18百万円
27年度予算額	23
差引増△減	△5
・消防の技術に関する総合的な企画立案	
27年度予算額	5百万円
26年度予算額	6
差引増△減	△1
・火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築	
28年度予算額	23百万円
27年度予算額	30
差引増△減	△7
・外国人来訪者等に配慮したターミナル施設等における防火安全対策の推進	
28年度予算額	6百万円
27年度予算額	9
差引増△減	△3
・日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化	
28年度予算額	7百万円
27年度予算額	0
差引増△減	7

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行う。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努める。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進する。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、関東管区警察学校で、火薬類等の災害防止等保安対策推進のため、都道府県警察の火薬類担当者に対して、関係法令、指導取締り要領、火薬類の基礎知識等について必要な教育訓練を行う。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(3) 海上保安庁における危険物災害対応訓練等

海上保安庁においては、危険物災害対応に従事する職員に対する災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した事故対応訓練等を実施する。

28年度予算額	11百万円
27年度予算額	11
差引増△減	0

8-2 防災施設設備の整備

大規模石油災害対応体制整備事業

経済産業省においては、海上での大規模な原油流出等の災害に対応するため、石油連盟が実施する災害対策用資機材の整備、災害対策技術等に関する調査研究、国際会議の開催、原油流出災害等への対応体制の支援を行う。

(現状) 国内外の基地における流出原油回収能力の強化（国内基地の平均油回収能力900 k l /時間）（平成27年度実施中）

(目標) 国内外の基地における流出原油回収能力の強化（国内基地の平均油回収能力900 k l /時間）

28年度予算額	900百万円
27年度予算額	920
差引増△減	△20

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対し指示する。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対し指示する。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進する。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備の検討

「屋外タンク貯蔵所の安全対策の推進」(再掲 第1章8(1))

「新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討」(再掲 第1章8(1))

「国土強靱化等に対応した多様な危険物施設のあり方を踏まえた円滑な非常用電源設備導入の実現」

28年度予算額 46百万円

27年度予算額 61

差引増△減 △15

- ・危険物施設の事故防止対策等(再掲 第1章8(1))

28年度予算額 11百万円

27年度予算額 11

差引増△減 0

- ・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等

28年度予算額 11百万円

27年度予算額 14

差引増△減 △3

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、石油コンビナート災害時

における発災事業所と公設消防隊等との情報共有のあり方について調査研究を行う。また、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催し、自衛防災組織の技能や士気の向上を図る。

28年度予算額 10百万円

27年度予算額 13

差引増△減 △3

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設のレイアウトについて審査を実施するとともに、必要な要請、助言等を行う。

28年度予算額 2百万円

27年度予算額 3

差引増△減 △1

(5) エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の増強

消防庁においては、緊急消防援助隊に編成される、石油タンク火災や化学プラント爆発等のエネルギー・産業基盤における特殊災害に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の中核となる車両を、国有財産等の無償使用制度(消防組織法第50条)を活用して整備する。

(現状) 部隊数4部隊(平成27年度)

(目標) 部隊数12部隊(平成30年度末)

28年度予算額 400百万円

27年度予算額 418

差引増△減 △18

(6) 高圧ガス等技術基準策定研究開発等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公共の安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施する。

(現状) 高圧ガスや火薬類に係る人的被害を伴う事故の件数及び死傷者数(平成26年度調査結果) 高圧ガス:28件・70名(年ベース)、火薬類:29件・36名

(目標) 前年比減

28年度予算額	115百万円
27年度予算額	109
差引増△減	6

(7) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導並びに都道府県取締担当者に対する研修等を行う。

(8) 石油ガス供給事業安全管理技術開発等

経済産業省においては、LPガスにおけるバルク貯槽等の安全かつ効率的な廃棄及び残留ガスの再利用及びマイコンメータ等を活用したガス消費設備等における災害時の漏えい試験等の技術基準（案）を作成、LPガス事故件数低減に向けた事故データ分析・調査及び消費者等への保安啓発等を実施する。

（現状）LPガス事故による死傷者数77人
（平成26年度）

（目標）25人（平成32年度）

28年度予算額	261百万円
27年度予算額	275
差引増△減	△14

(9) 石油精製業保安対策事業

経済産業省においては、石油精製プラント等に係る事故防止や「高圧ガス保安法」における技術基準等の制定・改正や制度設計に向け、関係者への事故原因・再発防止策の提供や、事業者のリスク評価を促すための指針策定、実験等によるデータ取得及び検討を行う。

（現状）高圧ガスに係る災害事故による人的被害を伴う事故の件数及び死傷者数
28件・70名（平成26年調査結果）

（目標）前年比減

28年度予算額	190百万円
27年度予算額	245
差引増△減	△55

(10) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じる。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し運送前の各種検査及

び立入検査を実施する。

28年度予算額	22百万円
27年度予算額	22
差引増△減	0

(11) 危険物積載船舶運航及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、輻輳海域等における危険物積載船舶の航行安全、大型タンカーバースにおける適切な荷役等について指導し、安全防災対策の充実を図る。

(12) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ確かな油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果等と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を引き続き行う。

28年度予算額	1百万円
27年度予算額	1
差引増△減	0

(13) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故による防除作業を的確に行うため、常時監視可能なブイを用いて漂流予測の評価・補正を行い、高精度の漂流予測が実施可能な体制を整備する。

28年度予算額	11百万円
27年度予算額	11
差引増△減	0

(14) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供しうる体制の確保に努める。

(15) 沿岸海域環境保全情報の整備

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方公共団体職員等に対する活用の推進及び更新のため

の情報収集を実施する。

(現状) 平成26年度に収集した情報を図面に反映し、公表した。

(目標) 情報収集、図面の更新を継続して行い、随時公表する。

28年度予算額	3百万円
27年度予算額	3
差引増△減	0

9 原子力災害対策

9-1 教育訓練

(1) バス運転業務者等への研修の実施

内閣府においては、原発立地地域における緊急時対応を確実なものとするため、原子力災害時にオフサイトで防災業務を行う地方公共団体職員やバス運転業務者等の民間企業従業員に対して、原子力防災能力の向上のための研修を実施する。

28年度予算額	169百万円
27年度予算額	0
差引増△減	169

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の緊急事態応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して関係機関と連携した原子力災害警備訓練の実施を指示する。

(3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、原子力災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、輸送作業従事者等に対し、輸送に関する基準及び放射性物質輸送に関する専門的知識等に係る講習会を実施する。

28年度予算額	1百万円
27年度予算額	1
差引増△減	0

(5) 環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のための研修等を実施する。

28年度予算額	243百万円
27年度予算額	240
差引増△減	3

(6) 海上保安庁における原子力災害対応訓練等

海上保安庁においては、原子力災害対応に従事する職員に対する災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した事故対応訓練等を実施する。

28年度予算額	4百万円
27年度予算額	4
差引増△減	0

9-2 防災施設設備の整備

原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行う。

(現状) 普段からの保守管理及び技術仕様等の検討・改善を行うことをもって、緊急時における対応力の維持・向上を図った。(平成26年度)

(目標) 普段からの保守管理及び技術仕様等の検討・改善を行うことをもって、緊急時における対応力の維持・向上を図る。(平成27年度)

28年度予算額	3,216百万円
27年度予算額	3,523
差引増△減	△307

9-3 その他

(1) 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援

内閣府においては、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、自治体が行う防災活動に必要な資機材等の整備支援、自治体での防災訓練の実施等による緊急時対応の高度化・普及等の支援などを行う。特に、原子力災害対策指針に基づく原子力災害医療体制の整備

の支援に取り組む。

28年度予算額	12,257百万円
27年度予算額	12,170
差引増△減	87

(2) 原子力防災に関する国際的な連携体制の構築

内閣府においては、原子力防災に係る取組の継続的な充実・改善のため、国際原子力機関（IAEA）の国際基準等や諸外国の制度・運用の調査・研究の実施、国際会議・セミナーの開催、我が国の防災訓練への外国関係機関の視察の受け入れを実施する。

28年度予算額	50百万円
27年度予算額	0
差引増△減	50

(3) 地域防災計画関連の調査

内閣府においては、原子力災害の発生に備え、緊急事態応急対策に必要な地域の情報を収集・整理する。加えて本年度は、地域防災計画・避難計画を作成する上で参考とするガイドンス・マニュアル等を作成し関係地方自治体等に提供する。

28年度予算額	87百万円
27年度予算額	40
差引増△減	47

(4) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、「食品と放射能Q&A」による情報提供等や、関係府省、地方公共団体及び消費者団体等と連携した意見交換会等のリスクコミュニケーションに取り組む。

（現状）意見交換会における参加者の理解度
（平成26年度参加者アンケート結果）
83%

28年度予算額	34百万円の内数
27年度予算額	39百万円の内数

(5) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、引き続き高齢者の消費者被害の深刻化、改正消費者安全法の公布等を踏まえ、消費者行政の「現場」である地方公共

団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援するため、都道府県に「地方消費者行政推進交付金」を交付。

28年度予算額	3,000百万円の内数
27年度予算額	3,000百万円の内数

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、放射性物質検査機器の貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催する。

(6) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、ハンドブック等の活用の普及、原子力防災訓練への助言・協力等を実施するとともに、放射性物質や放射線に関する事故等発生時における消防活動対策の検討を行う。

28年度予算額	6百万円
27年度予算額	8
差引増△減	△2

(7) 海上輸送に係る原子力災害対策

国土交通省においては、放射性物質等の海上輸送時の事故や災害発生時に想定される原子力災害への対応に備え、防災資材の整備・維持や衛星電話通信の整備、放射性物質災害防災訓練の指導等を行う。

28年度予算額	2百万円
27年度予算額	3
差引増△減	△1

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行う。

28年度予算額	2百万円
27年度予算額	2
差引増△減	0

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行う。

28年度予算額	65百万円
27年度予算額	67
差引増△減	△2

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、消防活動や防災体制の検討を行う。

28年度予算額	1百万円
27年度予算額	1
差引増△減	0

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図る。化学プラント等における爆発火災災害の防止、東日本大震災の復旧・復興工事に伴う道路復旧工事における土砂崩壊災害などの労働災害の防止等を図る。

(現状) 労働災害減少率死亡災害12.2%減、休業4日以上死傷災害2.9%減(平成24年比の速報値ベース)(平成27年12月末時点速報値)

(目標) 死亡災害15%以上減、休業4日以上の死傷災害15%以上減(平成24年比の確定値ベース)(平成29年)

28年度予算額	294百万円の内数
27年度予算額	253百万円の内数

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び

「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行う。

(4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査を行う。

(5) 高圧ガス設備の耐震補強支援事業

経済産業省においては、最新の耐震基準の適用を受けない既存の球形タンクや、保安上重要度の高い高圧ガス設備について、最新の耐震基準に適合させるべく事業者が実施する耐震補強対策を支援する。(現状) 高圧エネルギーガス設備を含め、499基が最新の耐震基準に対応済み。

(目標) 高圧ガス設備の耐震補強を加速させる。

28年度予算額	216百万円
---------	--------

(6) 高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援事業

経済産業省においては、最新の耐震基準の適用を受けない既存の球形タンクや、保安上重要度の高い高圧エネルギーガス設備について、最新の耐震基準に適合させるべく事業者が実施する耐震補強対策を支援する。

(現状) 非高圧エネルギーガス設備を含め、499基が最新の耐震基準に対応済み。

(目標) 高圧エネルギーガス設備の耐震補強を加速させる。

28年度予算額	280百万円
---------	--------

(7) 経年埋設内管対策促進事業

経済産業省においては、公共の安全を確保するため、腐食等を原因とするガス漏れの可能性が高い経年埋設内管を保有する需要家への通知、対外公表を行う判断材料となる技術データを収集するなど経年埋設内管のリスク状況に係る調査・分析を行う。

(現状) 経年埋設内管の腐食状況と土壌環境の相関を調査する。

(目標) リスク評価手法等を検討し、需要家への協力要請、協力勧告等の基準を策定する。

28年度予算額	120百万円
---------	--------

(8) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、海上人命安全条約等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（P S C）を的確に実施する。

28年度予算額	98百万円
27年度予算額	98
差引増△減	0

第3章 国土保全

1 治水事業等

国土交通省においては、防災・減災対策、老朽化対策等への課題に対応するため、以下の項目に重点化を図る。

- ・気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や切迫する大規模地震に対し、ハード・ソフト一体となった予防的対策や、甚大な被害が発生した地域における再度災害防止対策等の取組を推進。
- ・管理施設の老朽化に対応するため、長寿命化計画策定等を通じたトータルコストの縮減を図る等の取組を推進。
- ・賑わい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺を創出し、魅力あるまちづくりを支援。

28年度予算額 795,266百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

27年度予算額 820,172百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

1-1 防災・減災

(1) 気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に対応する治水対策

国土交通省においては、気候変動等に伴う被害の頻発・激甚化を踏まえて、比較的発生頻度の高い洪水に対しては、治水対策を計画的に実施するとともに、激甚な水害が発生した地域等において、再度災害防止対策を集中的に実施する。

また、施設では防ぎきれない大洪水が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築するため、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

(2) 集中豪雨や火山噴火等に備えた土砂災害対策

国土交通省においては、平成26年8月の広島における土砂災害等、集中豪雨等に起因する土砂災害への予防的対策として、砂防堰堤等を重点的に整備するとともに、激甚な土砂災害が発生した地域等において再度災害防止対策を集

中のに実施する。

また、近年の火山活動状況を踏まえ、火山地域における砂防施設の重点的な整備及び火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等を推進する。

(3) 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震に備えた地震・津波対策

国土交通省においては、切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震等に備えるため、東日本大震災の教訓を生かした津波防災地域づくりを進めるとともに、各々の地震で想定される具体的な被害特性に合わせ、堤防の耐震・液状化対策等を重点的に実施する。

1-2 戦略的維持管理・更新

国土交通省においては、河川管理施設等の本来の機能を確保するため、点検・診断、操作等を着実に実施する。また、更新等に係るトータルコスト縮減を図るための取組を推進するとともに、維持管理の高度化・効率化等を図るため新技術の導入、人材育成等を推進する。

1-3 魅力ある水辺空間の創出と豊かな河川環境の形成

国土交通省においては、住民、企業、行政が連携し、「まちの価値を高めるための資源」として、賑わい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺を再生・創出することにより、魅力と活力のあるまちづくりを支援する。

2 治山事業

(再掲 第2章2-2(12)、第2章3-2(3)、第2章4-2(2)、第2章5-2(2)、第2章6-2(3))

農林水産省においては、集中豪雨や地震等による山地災害等の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、集落等に近接する山地災害危険地区や重要な水源地域等において、治山施設の設置や長寿命化対策、荒廃森林の整備、海岸防災林の整備等を推進するなど、総合的な治山対策により地域の安全・安心の確保を図る「緑の国土強靱化」を推進する。

28年度予算額

59,723百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
27年度予算額 61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施する。

28年度予算額 20,497百万円の内数
27年度予算額 21,121百万円の内数

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施する。

(1) 直轄事業

・直轄治山事業

継続14地区について、民有林直轄治山事業を実施する（後掲 第3章3-1(1)）。

28年度予算額 12,604百万円の内数
27年度予算額 12,994百万円の内数

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調査、治山施設長寿命化調査及び流域山地災害等対策調査を実施する。

28年度予算額 183百万円
27年度予算額 184
差引増△減 △1

(2) 補助事業

・治山事業

荒廃山地の復旧整備や水土保全機能が低下した森林の整備、海岸防災林の整備・保全等を実施する。

28年度予算額 24,683百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
27年度予算額 25,302百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施する。

(1) 直轄事業

・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施する。

(現状) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積7.3万ha（平成26年度）

(目標) 10.0万ha（平成28年度）

28年度予算額 1,510百万円
27年度予算額 1,850
差引増△減 △340

・直轄地すべり防止事業

(再掲 第3章2-2(1))

林野の保全に係る地すべりについて、継続8地区（直轄治山と重複している地区を含む。）について、直轄地すべり防止事業を実施する。

28年度予算額 12,604百万円の内数
27年度予算額 12,994百万円の内数

・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施する。

28年度予算額
基礎技術調査費222百万円の内数
27年度予算額
基礎技術調査費211百万円の内数

(2) 補助事業

・地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置

き、事業を実施する。

(現状) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積7.3万ha(平成26年度)

(目標) 10.0万ha(平成28年度)

28年度予算額 50,768百万円の内数

27年度予算額 28,015百万円の内数

・地すべり防止事業

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施する。

28年度予算額 24,683百万円の内数

27年度予算額 25,032百万円の内数

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を防止・軽減し、国土と民生安定のための地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援する。

また、大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図る。

28年度予算額 795,266百万円の内数

※1 この他に防災・安全交付金で措置

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に防災・安全交付金で措置

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定等による、警戒避難体制の整備を支援する。

28年度予算額

防災・安全交付金で措置

27年度予算額

防災・安全交付金で措置

5 海岸事業

(再掲 第2章2-2(14)、3-2(5)、4-2(3))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、地震、津波、高潮、侵食対策等を重点的に実施する。

28年度予算額 27,748百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

27年度予算額 34,638百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

6 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施する。

6-1 直轄事業

・国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農用地・農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施する。

(現状) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積7.3万ha(平成26年度)

(目標) 10.0万ha(平成28年度)

28年度予算額 25,853百万円

27年度予算額 22,392

差引増△減 3,461

6-2 補助事業

・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施する。

(現状) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積7.3万ha(平成26年度)

(目標) 10.0万ha(平成28年度)

28年度予算額 50,918百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

27年度予算額 28,115百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

7 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、被災した農林水産業施設・公共土木施設等の再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の災害関連事業を実施する。

28年度予算額 4,642百万円

27年度予算額 5,007

差引増△減 △365

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、災害復旧事業と合併して新設または改良事業を実施する。また、河川、砂防等について、災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧を緊急に行うほか、河川を除き、施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処する事業等を緊急に実施する。

28年度予算額 11,009百万円

27年度予算額 13,665

差引増△減 △2,656

8 地盤沈下対策事業

(1) 地盤沈下対策事業

・地下水調査（保全調査）

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握、障害発生機構の解明等に関する調査を実施する。

28年度予算額

基礎技術調査費222百万円の内数

27年度予算額

基礎技術調査費211百万円の内数

・地盤沈下対策事業

（再掲 第2章4-2（4））

農林水産省においては、地盤の沈下により

低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施する。

（現状）湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積7.3万ha（平成26年度）

（目標）10.0万ha（平成28年度）

28年度予算額 50,768百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

27年度予算額 28,015百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施する。

・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築5事業を実施する。

（現状）地盤沈下指定地域の地盤沈下状況（平成25年度）0.85～2.3cm/年

（目標）－（工業用水道を整備することにより、地盤沈下を防止することを目的としている。）

28年度予算額 376百万円

27年度予算額 554

差引増△減 △178

・地下水位観測調査

「工業用水法」に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施する。

（現状）地下水位の低下は地盤沈下につながる。本調査において、地下水位の観測を継続的に実施している。

（目標）－（地下水位の観測を継続的に実施することにより、地下水位の状況を把握することを目的としている。）

28年度予算額 2百万円

27年度予算額 2

差引増△減 0

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施する。

・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下

等の地下水障害の防止施策の立案等に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水の調査結果の評価を引き続き行う。

28年度予算額	8百万円
27年度予算額	8
差引増△減	0

・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域において干渉SAR技術による地盤変動調査を行うとともに水準測量を行い、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行う。

28年度予算額	269百万円の内数
27年度予算額	283百万円の内数

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行うほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係について定量的に評価を行う。これらの結果を活用し、地下水をより適切に利用・保全していくための検討を行う。

28年度予算額	31百万円
27年度予算額	31
差引増△減	0

(5) 地盤沈下防止対策事業等

環境省においては、全国の地盤沈下地域の概況について、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受けて取りまとめ、公表を行うほか、広域の地盤高を高精度で計測可能な衛星データを活用する観測手法の実用性について評価し地盤沈下監視体制への導入を検討する。

(現状)「全国の地盤沈下地域の概況」を毎年度公表。衛星データを活用した地盤高変化の検証データを蓄積。

(目標) 継続して、毎年度「全国の地盤沈下地域の概況」を公表する。衛星データを活用した地盤沈下監視手法についての実用性を評価し、「地盤沈下監視ガイドライン」の改訂を目指す(平成28年度)。

28年度予算額	16百万円
27年度予算額	14

差引増△減

2

9 下水道における浸水対策

(再掲 第2章4-2 (10))

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を行う公共下水道事業、都市下水道事業等を推進する。

また、「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、対象地区を限定し、下水道幹線やポンプ場、雨水貯留施設等の重点的な施設整備を行う。さらに、内水ハザードマップの作成・公表や降雨データのリアルタイム提供等のソフト対策、また、住民自らの取組による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図る。

(現状) 下水道による都市浸水対策達成率約56% (平成26年度末)

(目標) 約62% (平成32年度末)

(現状) 最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上に繋がる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 - (平成26年度末)

(目標) 約100% (平成32年度末)

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

10 その他の事業

(1) 防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、防災対策事業債(自然災害防止事業)の対象とするこ

ととしている。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、一般事業債（河川等事業）の対象とすることとしている。

(2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施する。

28年度予算額	491百万円
27年度予算額	491
差引増△減	△0

(3) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行う。

（現状）排出基準等管理基準を遵守した坑廃水処理場の事業所率（平成26年度）
97%

（目標）毎年100%

28年度予算額	2,050百万円
27年度予算額	1,905
差引増△減	145

(4) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道（株）が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行う。

28年度予算額	1,030百万円
27年度予算額	1,185
差引増△減	△155

(5) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者が保有している橋りょうやトンネル等の鉄道施設には、法定耐用年数を超えたものが多くあり、これら施設を適切に維持管理することが課題となっているこ

とから、地方の鉄道事業者に対して、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進する。

28年度予算額	3,632百万円の内数
27年度予算額	285百万円

(6) 災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、自然災害により被災した地域、重大な交通事故が発生した箇所等において、住民及び利用者の安全・安心の確保を図るため、再度災害の防止対策や事故の再発防止対策等を緊急に実施する。

28年度予算額	14,813百万円
27年度予算額	16,832
差引増△減	△2,019

(7) 港湾の老朽化対策

国土交通省においては、既存港湾施設の老朽化が進む中、将来にわたりその機能を発揮できるよう予防保全的な維持管理の考え方を踏まえつつ、国民の命と暮らしを守るため、ハード・ソフト両面から計画的、総合的に港湾施設の老朽化対策を実施する。

28年度予算額	231,712百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
27年度予算額	231,411百万円の内数
	829百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(8) 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、ダイオキシン対策により整備した一般廃棄物処理施設の約4割が老朽化し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、施設の適切な更新や改修を図るとともに、地域住民の安全・安心を確保する。

28年度予算額	31,523百万円
27年度予算額	38,889
差引増△減	△7,366

(9) 浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型污水处理施設であり、災害に強い浄化槽の整備を推進するた

め、浄化槽整備に関する市町村の事業に対して
国庫助成を行う。

(現状) 総人口に対する合併処理浄化槽の普
及人口率 (平成26年度末) : 9%

(目標) (平成29年度) : 12%

28年度予算額 8,421百万円

27年度予算額 8,421

差引増△減 0

第4章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費として、災害派遣手当、災害加給食等に係る経費を計上している。

28年度予算額	760百万円
27年度予算額	748
差引増△減	12

1-2 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担する。

28年度予算額	200百万円
27年度予算額	200
差引増△減	0

1-3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金の国庫負担

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担を行う。

28年度予算額	140百万円
27年度予算額	140
差引増△減	0

(2) 災害援護資金の原資の貸付

内閣府においては、市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家並びに家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付ける災害援護資金の原資の貸付を行う。

28年度予算額	150百万円
27年度予算額	200
差引増△減	△50

1-4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じる。

1-5 その他の災害応急対策

災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行う。

28年度予算額	200百万円
27年度予算額	200
差引増△減	0

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設等災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

治山施設について、平成28年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の地すべり防止施設について、平成28年災害に係る復旧事業の円滑な推進を図る。

さらに、漁港施設について、平成27年災害及び平成28年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

28年度予算額	914百万円
27年度予算額	893
差引増△減	21

・補助事業

治山施設について、平成26年災害の復旧を完了し、平成27年災害及び平成28年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、平成26年災害

の復旧を完了し、平成27年災害及び平成28年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、平成26年災害の復旧を完了し、平成27年災害及び平成28年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る（後掲 第4章2-2）。

28年度予算額	12,039百万円の内数
27年度予算額	12,137百万円の内数

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

28年度予算額	42,340百万円
27年度予算額	39,684
差引増△減	2,656

・直轄事業

河川、ダム、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設及び港湾施設について、平成27年災害及び平成28年災害について復旧事業の円滑な施行を図る。また、道路について、平成28年災害の復旧事業の円滑な施行を図る。

28年度予算額	12,785百万円
27年度予算額	11,265
差引増△減	1,520

・補助事業

河川、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園、都市施設及び港湾施設について、平成26年災害、平成27年災害及び平成28年災害の復旧事業並びに堆積土砂排除事業の円滑な施行を図るとともに、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道及び宅地等に係る降灰除去事業に対してその費用の一部を補助する。

28年度予算額	29,555百万円
27年度予算額	28,419
差引増△減	1,136

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設及び国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の災害復旧を行うものであり、災害発生の年を含めて2箇年で復旧を完了する基本方針の下に、平成27年災害の復旧を完了し、平成28年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

28年度予算額	1,680百万円
27年度予算額	1,237
差引増△減	443

・補助事業

（再掲 第4章2-1（1））

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、災害発生の年を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図る。

28年度予算額	12,039百万円の内数
27年度予算額	12,137百万円の内数

2-3 文教施設等災害復旧事業

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

文部科学省においては、国立大学法人施設整備費補助金等をもって、平成27年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

28年度予算額	41,800百万円の内数
27年度予算額	48,690百万円の内数

(2) 公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、公立学校施設の災害について、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」等により、平成28年発生災害に係る被災施設の復旧に必要な経費の一部補助を行う。

（現状）28年発生災害に対して補助を実施した割合0%

（目標）（平成28年度目標）28年発生災害に対する補助実施割合100%

28年度予算額	355百万円
27年度予算額	347
差引増△減	8

(3) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を行う。

28年度予算額	25,806百万円の内数
27年度予算額	25,524百万円の内数

2-4 水道施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、水道施設に係る災害について所要の復旧事業を実施する。

28年度予算額	350百万円
27年度予算額	350
差引増△減	0

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施する。

(現状) AMラジオ放送に係る難聴解消地域数

(全ての親局において難聴が生じていると想定。平成30年度までにその全てを解消。) 9% (平成26年度)

(目標) AMラジオ放送に係る難聴解消地域数

(全ての親局において難聴が生じていると想定。平成30年度までにその全てを解消。) 100% (平成30年度)

28年度予算額	1,006百万円
27年度予算額	1,446
差引増△減	△440

(2) 放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

(現状) 自然災害の被害を受けやすい場所に立地する全てのラジオ親局について、

平成30年度までに、送信所の移転、FM補完局の整備又は予備送信所を整備45% (平成26年度)

(目標) 自然災害の被害を受けやすい場所に立地する全てのラジオ親局について、平成30年度までに、送信所の移転、FM補完局の整備又は予備送信所を整備100% (平成30年度)

28年度予算額	128百万円
27年度予算額	100
差引増△減	28

(3) 法務局の復旧

法務省においては、東日本大震災で被災した水戸地方法務局本局及び仙台北部支局気仙沼支局について、移転先の仮庁舎での事務処理を継続する。

(現状) 仙台北部支局気仙沼支局は、平成26年3月に新仮庁舎の取得調整を終了し、水戸地方法務局本局は、平成26年度までに新庁舎の設計を終了

(目標) 庁舎の復旧について、仙台北部支局気仙沼支局は、平成30年3月頃、水戸地方法務局本局は、平成32年度までの実施を予定している。

28年度予算額	-
27年度予算額	-

(4) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が実施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い、平成27年以前及び28年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

28年度予算額	100百万円
27年度予算額	100
差引増△減	0

(5) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、平成28年度の鉄軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行う。

28年度予算額	68百万円
27年度予算額	68
差引増△減	0

(6) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行う。

28年度予算額	30百万円
27年度予算額	30
差引増△減	0

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、本土における政策金融機関の業務を、沖縄において一元的に行う総合政策金融機関として、沖縄県内の被災した中小企業者、生活衛生関係業者、農林漁業者、医療施設開設者等の再建及び被災住宅の復興に資するため、貸付資金の確保に十分配慮するとともに、必要に応じて貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(2) 災害融資（私立学校施設）

日本私立学校振興・共済事業団においては、災害により被害を受けた私立学校に対して貸付条件を緩和した復旧措置を講ずる。

28年度予算額	200百万円
27年度予算額	200
差引増△減	0

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(4) 農林漁業関係融資

農林水産省においては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、農業協同組合等からの災害融資について利子補給費及び損失補償費の補助を行うほか、所要の貸付資金の確保に配慮する。

28年度予算額	7百万円
27年度予算額	8
差引増△減	△1

(5) (株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）の融資

(株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）においては、被災した農林漁業者の経営維持安定、施設の復旧等に必要な資金を融通する。

(6) (株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）の融資

(株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行う。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(7) (株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）の融資

(株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行う。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(8) (株) 商工組合中央金庫の融資

(株) 商工組合中央金庫においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行う。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(9) 信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行う。

セーフティネット保証4号については、災害援助法が適用された時点で発動するなど、自然災害に迅速かつ柔軟に対応することで、被災中小企業者の一層の安全・安心を確保する。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(10) 災害復旧高度化事業

大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部のを貸付を行う。

(11) 小規模企業共済災害時貸付

独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、「災害救助法」適用地域で被災した小規模企業共済契約者に対し、原則として即日かつ有利で、共済掛金の範囲内で融資を行う。

(12) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行う。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、平成28年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を10兆9,902億円と定めて実施する。

28年度予算額	152,929百万円
27年度予算額	139,123
差引増△減	13,806

(2) 農漁業災害補償等

農林水産省においては、農漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施する。

- ・「農業災害補償法」に基づき、農業災害に関する農業共済事業を実施する。

28年度予算額	87,410百万円
27年度予算額	88,134
差引増△減	△724

- ・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施する。

28年度予算額	9,367百万円
---------	----------

27年度予算額	9,275
差引増△減	92

- ・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施する。

28年度予算額	8,523百万円
27年度予算額	9,256
差引増△減	△733

(3) 森林保険

国立研究開発法人森林総合研究所においては、森林所有者が火災、気象災及び噴火災によって受ける森林の損害を補填し、林業経営の維持安定を図るため、「森林保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険業務を実施する。

3-3 地方債

総務省においては、災害復旧事業債について平成28年度地方債計画（通常収支分）において711億円を計上している。

28年度予算額	28年度地方債計画額〔71,100百万円〕
27年度予算額	27年度地方債計画額〔64,700百万円〕

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は5分の4）を補助する。

28年度予算額	600百万円
27年度予算額	600
差引増△減	0

4-2 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する（後掲 第4章4-4（1）、4-6）。

28年度予算額 59,723百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
 27年度予算額 61,570百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、水無川流域で砂防設備を整備するとともに、監視カメラ映像等の情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備を推進する。

28年度予算額 795,266百万円の内数
 27年度予算額 820,172百万円の内数

4-3 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じる。

(2) 被災者向け住宅確保対策

国土交通省においては、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建築制限の行われている地域で制限解除後6箇月以内に行う住宅の再建について、引き続き支援する。

(3) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援する。

28年度予算額
 社会資本整備総合交付金の内数
 27年度予算額
 社会資本整備総合交付金の内数

4-4 三宅島噴火災害に関する対策

(1) 農林水産省の対策

(再掲 第4章4-2(1))

農林水産省においては、治山事業による溪間

工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する(後掲 第4章4-6)。

28年度予算額 59,723百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
 27年度予算額 61,570百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、泥石流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を支援する。

28年度予算額
 防災・安全交付金で措置
 27年度予算額
 防災・安全交付金で措置

4-5 平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に関する復興対策

国土交通省の対策

・道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取組を、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災機能の付加を引き続き推進する。

・土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい芋川流域において、集中的な土砂災害対策を行う。

28年度予算額 2,458,960百万円の内数
 ※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置
 27年度予算額 2,480,345百万円の内数
 ※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

4-6 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策

農林水産省の対策

(再掲 第4章4-2(1)、4-4(1))

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

28年度予算額 59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
27年度予算額 61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

4-7 霧島山（新燃岳）災害による復興対策

国土交通省においては、土石流の発生に備え、砂防設備の整備や土石流検知センサーによる監視体制の構築等の対策を推進する。

28年度予算額 795,266百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置
27年度予算額 820,172百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置

4-8 東日本大震災に関する復興対策

(1) 被災者支援

復興庁においては、被災者の住宅再建等を引き続き支援するとともに、長期避難者の心のケアやコミュニティ形成など、復興の進展に伴い生じる課題に総合的かつ効果的に対応するため、被災者支援の取組を強化する。

28年度予算額 111,384百万円
27年度予算額 128,846
差引増△減 △17,463

(主な事業)

① 災害救助法による災害救助等

28年度予算額 33,387百万円
27年度予算額 40,612
差引増△減 △7,225

② 被災者生活再建支援金補助金

28年度予算額 18,906百万円
27年度予算額 19,000
差引増△減 △94

③ 被災者支援総合交付金

28年度予算額 22,034百万円
27年度予算額 5,890
差引増△減 16,145

④ 緊急スクールカウンセラー等活用事業

28年度予算額 2,701百万円
27年度予算額 2,721

差引増△減 △20

⑤ 被災者の心のケア支援事業

28年度予算額 1,361百万円
27年度予算額 1,590
差引増△減 △229

⑥ 被災した児童生徒等への就学等支援

28年度予算額 14,760百万円
27年度予算額 17,958
差引増△減 △3,198

⑦ 被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進

28年度予算額 168百万円
差引増△減 168

(2) 住宅再建・復興まちづくり

復興庁においては、住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、引き続き、復興まちづくりを着実に推進するため、必要な予算を措置する。

28年度予算額 1,131,831百万円
27年度予算額 1,348,739
差引増△減 △216,908

(主な事業)

① 復興道路・復興支援道路の整備等

28年度予算額 237,617百万円
27年度予算額 197,478
差引増△減 40,139

② 東日本大震災復興交付金

28年度予算額 147,695百万円
27年度予算額 317,258
差引増△減 △169,563

③ 社会資本整備総合交付金（復興）

28年度予算額 105,436百万円
27年度予算額 117,132
差引増△減 △11,696

④ 災害復旧事業

28年度予算額 509,350百万円
27年度予算額 547,033
差引増△減 △37,683

⑤農林水産基盤整備	
28年度予算額	38,843百万円
27年度予算額	64,823
差引増△減	△25,980

⑥災害廃棄物の処理	
28年度予算額	24,766百万円
27年度予算額	10,502
差引増△減	14,264

⑦国営追悼・祈念施設（仮称）整備事業等	
28年度予算額	574百万円
27年度予算額	200
差引増△減	373

（3）産業・生業（なりわい）の再生

復興庁においては、自立的な地域経済の再生に向け、販路の回復や観光復興に向けた取組を強化するとともに、企業立地による雇用の創出や商業回復、人手不足への対応を推進する。

28年度予算額	137,400百万円
27年度予算額	167,946
差引増△減	△30,545

（主な事業）

①災害関連融資	
28年度予算額	24,305百万円
27年度予算額	30,672
差引増△減	△6,367

②東日本大震災農業生産対策交付金	
28年度予算額	3,312百万円
27年度予算額	5,053
差引増△減	△1,741

③復興水産加工業等販路回復促進事業	
28年度予算額	1,802百万円
27年度予算額	951
差引増△減	851

④観光復興関連事業	
28年度予算額	4,951百万円
27年度予算額	480
差引増△減	4,471

⑤中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	
28年度予算額	29,000百万円
27年度予算額	40,000
差引増△減	△11,000

⑥自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	
28年度予算額	32,000百万円
差引増△減	32,000

⑦イノベーション・コースト構想関連事業	
28年度予算額	14,478百万円
差引増△減	14,478

⑧原子力災害による被災事業者の自立支援事業	
28年度予算額	1,318百万円
差引増△減	1,318

⑨事業復興型雇用創出事業	
28年度予算額	4,063百万円
27年度予算額	12,200百万円
差引増△減	△8,137

⑩原子力災害対応雇用支援事業	
28年度予算額	4,245百万円
差引増△減	4,245

⑪復興特区支援利子補給金	
28年度予算額	1,920百万円
27年度予算額	1,756
差引増△減	164

⑫「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による事業再生支援	
28年度予算額	2,564百万円
27年度予算額	3,060
差引増△減	△496

（4）原子力災害からの復興・再生

復興庁においては、平成27年6月12日の閣議決定（注）を踏まえ、住民の帰還促進や12市町村の生活の再構築に向けた取組を強化するとともに、本格的な進捗が見込まれる放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に推進するなど、福島島の復興・再生を加速する。

（注）「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日）

28年度予算額	1,016,655百万円
27年度予算額	780,122
差引増△減	236,533

(主な事業)

①福島再生加速化交付金

28年度予算額	101,151百万円
27年度予算額	105,570
差引増△減	△4,419

②福島生活環境整備・帰還再生加速事業

28年度予算額	7,561百万円
27年度予算額	6,785百万円
差引増△減	776

③風評被害対策

28年度予算額	1,731百万円
27年度予算額	1,824
差引増△減	△93

④福島県双葉郡中高一貫校の設置に係る支援

28年度予算額	2,625百万円
27年度予算額	591
差引増△減	2,034

⑤福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業

28年度予算額	108百万円
差引増△減	108

⑥放射性物質により汚染された土壌等の除染

28年度予算額	524,858百万円
27年度予算額	417,376
差引増△減	107,482

⑦放射性物質汚染廃棄物処理事業等

28年度予算額	214,021百万円
27年度予算額	138,681
差引増△減	75,340

⑧中間貯蔵施設の整備等

28年度予算額	134,616百万円
27年度予算額	75,800
差引増△減	58,816

(5)「新しい東北」先導モデル事業等

復興庁においては、先導モデル事業で蓄積したノウハウ等を被災地で横展開する支援を強化するとともに、復興に取り組む多様な主体間の連携を推進する。

①「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業

28年度予算額	996百万円
27年度予算額	558百万円
差引増△減	438

(6) 東日本大震災復興推進調整費

復興庁においては、復興に関する諸制度の隙間を埋め、国が実施する調査・企画事業の委託や被災県が実施するソフト事業に対する補助等を実施する。

28年度予算額	1,500百万円
27年度予算額	3,000
差引増△減	△1,500

(7) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担について、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分する。

28年度	
地方財政計画額	480,175百万円
27年度	
地方財政計画額	589,818百万円

(8) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

法務省においては、日本司法支援センターにて、被災者の法的支援として、総合法律支援法に拠る情報提供、民事法律扶助、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に拠る震災法律援助の各業務を実施する。

(現状) 100%

(目標) 100%

(9) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行う。

・被災者のための登記相談業務の委託・被災者

- 専用フリーダイヤルの設置
- ・復興に伴う登記事務処理体制の強化
(現状) 100%
(目標) 100%

(10) 人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及び人権擁護委員）にて、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するための啓発活動を実施する。

(現状) 100%

(目標) 100%

28年度予算額	25百万円
27年度予算額	25
差引増△減	0

4-9 その他の災害に関する復興対策

(1) 自然災害による被災者の債務整理に係る支援

金融庁においては、自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月25日策定）に基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を行う。

28年度予算額	4百万円
差引増△減	4

(2) 農林水産省の対策

農林水産省においては、有珠山において治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進する。

28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
27年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

第5章 国際防災協力

1 多国間協力

(1) 国際関係経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開、アジア地域における多国間防災協力、日中韓等の二国間防災協力を推進する。

28年度予算額	247百万円
27年度予算額	198
差引増△減	49

(2) 新たな国際的な防災政策の指針・枠組みの推進経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組」が国内外において定着し、着実に実施されるため、我が国の取組を共有するとともに、各国の防災実務者の能力強化を図り、「仙台防災枠組」の定着に資する国際防災協力を検討する。

28年度予算額	40百万円
27年度予算額	34
差引増△減	6

(3) 防災ICTシステムの国際展開の推進

総務省においては、ASEAN地域等の自然災害多発国に対して、各国のニーズを踏まえ、我が国での多年の経験、ノウハウをもとに培った防災ICTシステムの実証実験・民間企業と連携した先方政府への働きかけや国際電気通信連合（ITU:International Telecommunication Union）を通じた働きかけ等を実施し、我が国の防災ICTシステムの海外展開を推進する。

- (現状) (平成23、24年度) インドネシアにおいて実証実験
- (平成25年度) インドネシアが我が国のODAを要請
- (平成26年度) 協力準備調査開始
- (目標) (平成28年度以降) 事業実施国内での普及、アジア等周辺国への展開、中南米等他地域への展開を通じて、我が国の防災ICTの本格的な国際展開

28年度予算額	ICT国際展開パッケージ支援事業（772百万円）の内数
27年度予算額	ICT国際展開パッケージ支援事業（1,145百万円）の内数

(4) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国の消防防災に係る知見を提供し、各国消防防災部局との信頼関係を構築するためアジア諸国を対象に国際消防防災フォーラムを開催する。また、日韓における消防分野に関する情報交換を目的として日韓消防行政セミナーを開催する。

28年度予算額	5百万円
27年度予算額	5
差引増△減	0

(5) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備を図るとともに、全国で展開される国際消防救助隊の連携訓練の支援や指導員の育成、全ての登録消防本部を対象にしたセミナーの開催など教育訓練等の一層の充実を図る。

(現状) 連携訓練及びセミナー参加隊員数	
25年度	227人
26年度	213人
27年度	189人

(目標) 3か年を1サイクルとし、1サイクルで全ての国際消防救助隊登録隊員（599人）が訓練参加

28年度予算額	17百万円
27年度予算額	19
差引増△減	△2

(6) 消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、災害のリスクが増大している新興国に対して消防防災設備、車両等の展示・実演等の現地ワークショップ、トップセールスなどを実施し、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する。

28年度予算額	2百万円
27年度予算額	3

差引増△減 △1

28年度予算額	65百万円
27年度予算額	65
差引増△減	0

(7) 国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組2015-2030」の着実な実施や「世界津波の日」の啓発活動等を推進するため、その中核となる国連国際防災戦略（UNISDR）事務局への拠出を行う。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリースウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（UNOCHA）の活動等を支援する。

28年度予算額	381百万円
27年度予算額	209
差引増△減	172

(8) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な取組を通じて、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献する。

28年度予算額	
運営費交付金 105,343百万円の内数	等
27年度予算額	
運営費交付金 114,472百万円の内数	等

(9) 地球地図整備

国土地理院においては、世界の地理空間情報当局が協力して統一仕様の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を事務局として推進するとともに、大規模災害発生時に地球地図による被災地周辺図を作成・提供するなど地球地図の防災分野での活用を行う。

28年度予算額	23百万円の内数
27年度予算額	38百万円の内数

(10) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連防災と水に関する事務総長特使の活動支援等を通して、水防災に係る国際目標の達成等に向けた活動を推進する。

(11) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料及び気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行う。

(12) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供する。

(13) 油流出事故等に対する国際協力推進

海上保安庁においては、日本海及び黄海等における海洋環境の保全を近隣諸国とともに進める「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」への参画や、各国関係機関との合同油防除訓練を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携を図る。

2 二国間協力

(1) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する災害救援や防災協力を行う。

28年度予算額	
JICA 運営費交付金及び無償資金協力等の内数	
27年度予算額	
JICA 運営費交付金及び無償資金協力等の内数	

(2) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）・国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）は、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）

との連携により、開発途上国における地球規模課題の解決につながる国際共同研究を推進するSATREPSを実施し、研究分野の一つとして防災分野における協力をを行う。

28年度予算額

JICA運営費交付金の内数、JST運営費交付金の内数、AMED運営費交付金の内数

27年度予算額

JICA運営費交付金の内数、JST運営費交付金の内数、AMED運営費交付金の内数

(3) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、我が国の防災に関する優れた技術や知見を活かし、新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、そのインフラ需要を取り込むため、両国の産学官が一体となり、防災上の課題に対応した技術や解決策を追求する「防災協働対話」の取組を引き続き国別に展開する。加えて平成26年6月に設立した産学官の協力体制を構築する組織である「日本防災プラットフォーム」を活用していく。

28年度予算額 30百万円

27年度予算額 35

差引増△減 △5

附 属 资 料

附属資料 目次

1. 我が国の国土の状況

- 附属資料 1 世界のマグニチュード6以上の震源分布とプレート境界 ……………附- 1
- 附属資料 2 世界の火山の分布状況 ……………附- 1
- 附属資料 3 我が国の海溝と活断層の分布 ……………附- 2
- 附属資料 4 我が国の活火山の分布 ……………附- 4

2. 災害の状況

- 附属資料 5 我が国の主な被害地震（明治以降） ……………附- 5
- 附属資料 6 我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況 ……附- 6
- 附属資料 7 我が国における近年の主な自然災害 ……………附- 7
- 附属資料 8 自然災害における死者・行方不明者数 ……………附- 9
- 附属資料 9 自然災害における死者・行方不明者内訳 ……………附- 9
- 附属資料 10 最近の主な自然災害について（阪神・淡路大震災以降） …附-10
- 附属資料 11 緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況 ……附-16
- 附属資料 12 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降） ……附-17
- 附属資料 13 災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降） ……附-19
- 附属資料 14 過去5年の激甚災害の適用実績 ……………附-23
- 附属資料 15 平成27年以降に発生した主な災害における各府省庁の対応 ……………附-24
- 附属資料 16 施設関係等被害額及び同被害額の国民総生産に対する比率の推移 ……………附-33
- 附属資料 17 平成26年発生災害による災害別施設関係等被害額 ……附-33
- 附属資料 18 東日本大震災、スマトラ島沖大地震、阪神・淡路大震災の比較 ……………附-34
- 附属資料 19 東日本大震災における被害額の推計 ……………附-35
- 附属資料 20 我が国の主な火山噴火及び噴火災害 ……………附-36
- 附属資料 21 土砂災害の発生状況の推移 ……………附-37
- 附属資料 22 市町村別の土砂災害危険箇所の状況 ……………附-37
- 附属資料 23 短時間強雨の増加傾向 ……………附-38
- 附属資料 24 竜巻等の発生確認回数 ……………附-39
- 附属資料 25 1900年以降の世界の主な自然災害の状況 ……………附-40

附属資料 26	1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの 上位10位	附-42
---------	----------------------------------	------

附属資料 27	平成27年度以降に発生した主な自然災害	附-43
---------	---------------------	------

3. 法制度

附属資料 28	戦後の防災法制度・体制の歩み	附-45
---------	----------------	------

附属資料 29	主な災害対策関係法律の累計別整理表	附-46
---------	-------------------	------

附属資料 30	防災基本計画の構成と体系	附-47
---------	--------------	------

附属資料 31	防災基本計画の主な改正経緯	附-48
---------	---------------	------

4. 体制

附属資料 32	中央防災会議の組織について	附-49
---------	---------------	------

附属資料 33	近年の中央防災会議の開催状況（平成20年以降）	附-50
---------	-------------------------	------

附属資料 34	中央防災会議専門調査会の設置状況	附-51
---------	------------------	------

附属資料 35	水害時における避難・応急対策の 今後の在り方について（報告）【概要版】	附-52
---------	--	------

5. 予算

附属資料 36	年度別防災関係予算額	附-54
---------	------------	------

附属資料 37	防災関係予算額の推移	附-55
---------	------------	------

附属資料 38	地震対策緊急整備事業計画	附-56
---------	--------------	------

附属資料 39	地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等	附-57
---------	----------------------	------

6. 防災上必要な施設及び設備の整備状況

附属資料 40	都道府県別災害拠点病院数	附-58
---------	--------------	------

附属資料 41	日赤病院・救急救命センター・DMAT指定医療機関数	附-59
---------	---------------------------	------

附属資料 42	指定避難所の指定状況	附-60
---------	------------	------

附属資料 43	公共インフラ等の耐震化の状況	附-60
---------	----------------	------

附属資料 44	防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況	附-61
---------	---------------------	------

附属資料 45	公立小中学校施設の耐震化の状況	附-61
---------	-----------------	------

7. 防災業務に従事する人員の状況

附属資料 46	消防団員数の推移	附-62
---------	----------	------

附属資料 47	消防団員の年齢構成比率の推移	附-62
---------	----------------	------

附属資料48	水防団員の推移	附-63
附属資料49	自主防災組織の推移	附-63
附属資料50	地方防災会議の委員に占める女性委員の割合 (都道府県別・平成27年)	附-64

8. 各種施策の状況

附属資料51	ハザードマップ	附-65
附属資料52	災害が想定される市区町村における 避難勧告等の発令基準の策定状況	附-65
附属資料53	市区町村の住民に対する避難の指示等の伝達手段	附-66
附属資料54	都道府県間の応援協定に基づく応援回数と 民間機関等との応援協定の状況	附-67
附属資料55	市区町村の応援協定の状況	附-68
附属資料56	市区町村の民間機関等との応援協定等の締結状況	附-69
附属資料57	防災訓練の実施状況	附-70
附属資料58	震災訓練の実施状況	附-71
附属資料59	津波対策の実施状況	附-72

9. 我が国の国際協力の状況

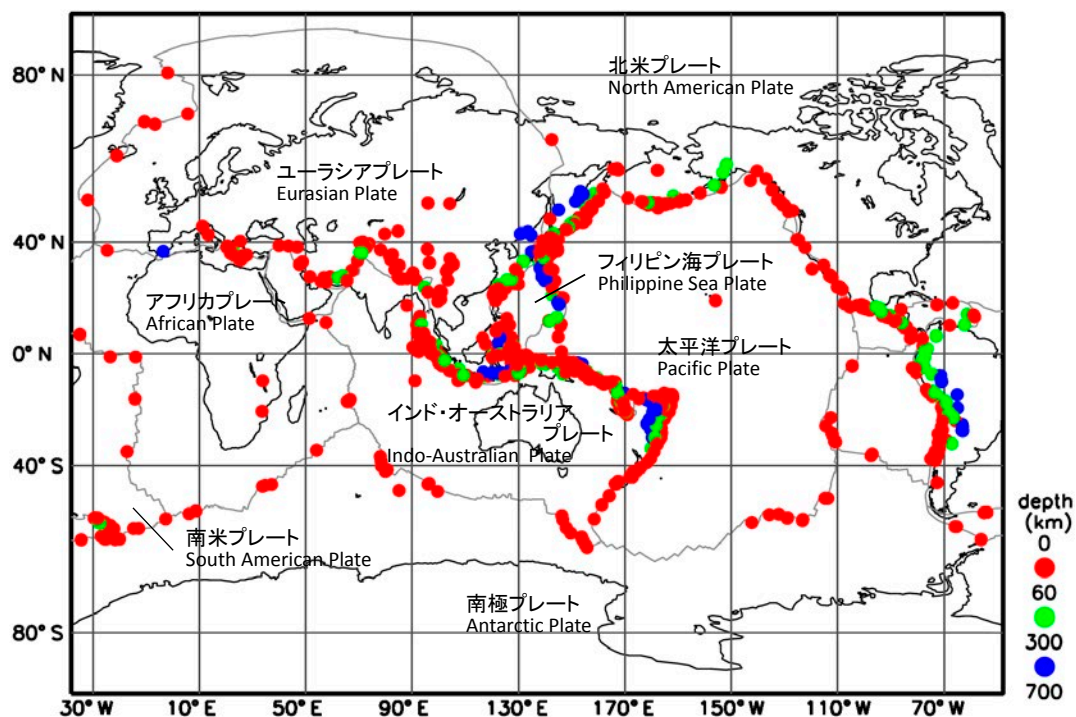
附属資料60	各府省庁における国際協力に関する事業一覧	附-73
附属資料61	技術協カプロジェクト事業における防災関係の事例 (2015年度)	附-76

10. その他

附属資料62	地震保険の契約件数等の推移	附-79
附属資料63	自助、共助、公助の対策に関する意識	附-79
附属資料64	気象庁震度階級関連解説表	附-80
附属資料65	特別警報発表基準	附-85

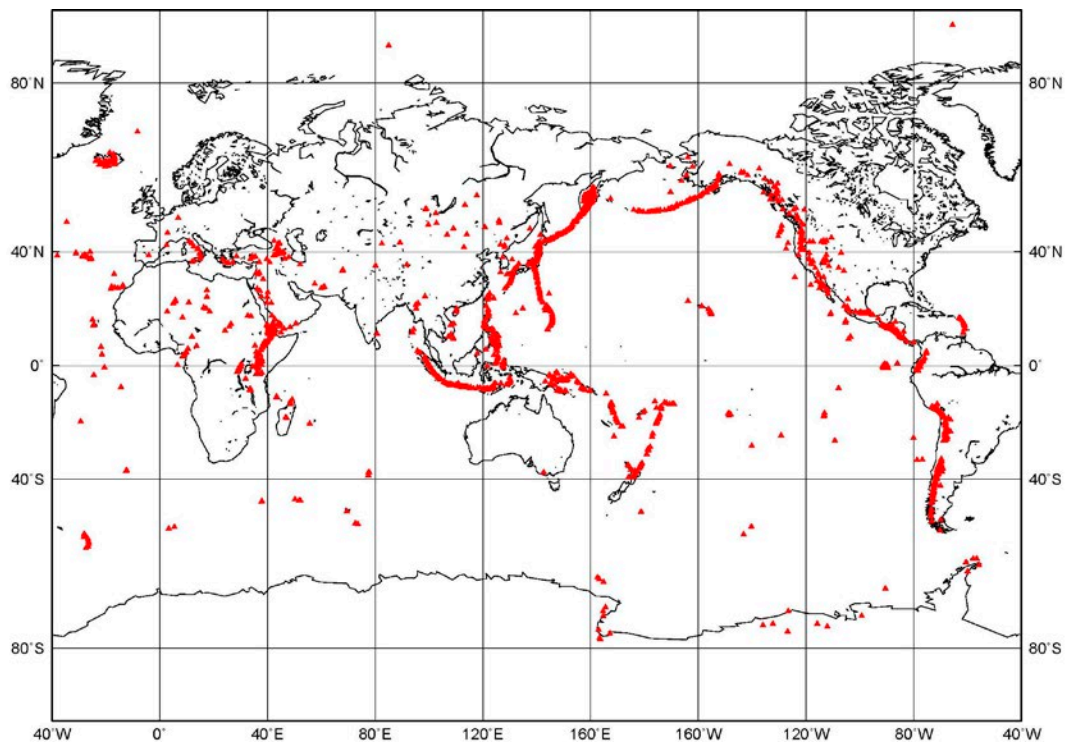
1. 我が国の国土の状況

附属資料1 世界のマグニチュード6以上の震源分布とプレート境界



(注) 2006年～2015年
 出典：アメリカ地質調査所の震源データを基に気象庁作成

附属資料2 世界の火山の分布状況

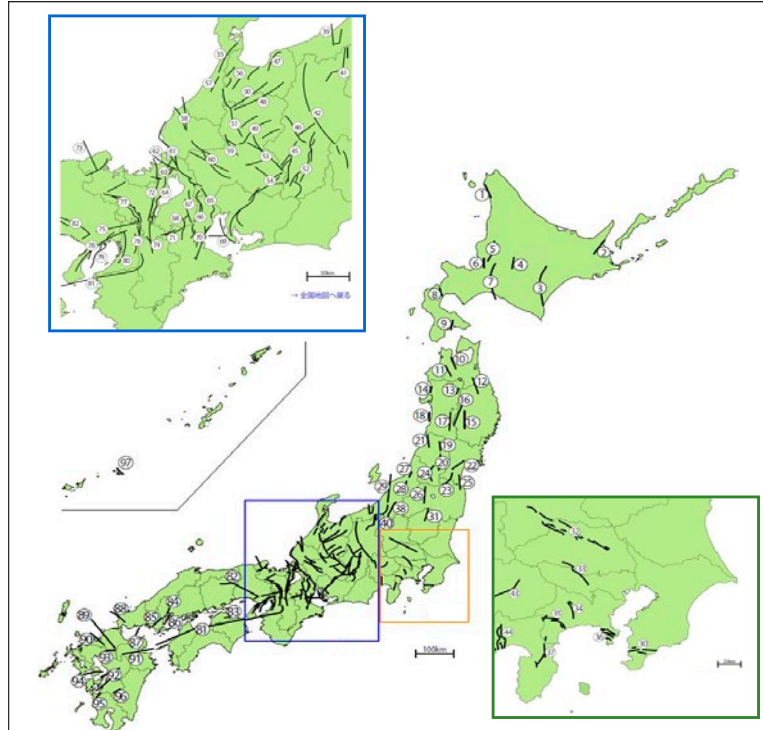


出典：気象庁資料

主な海溝



主な活断層

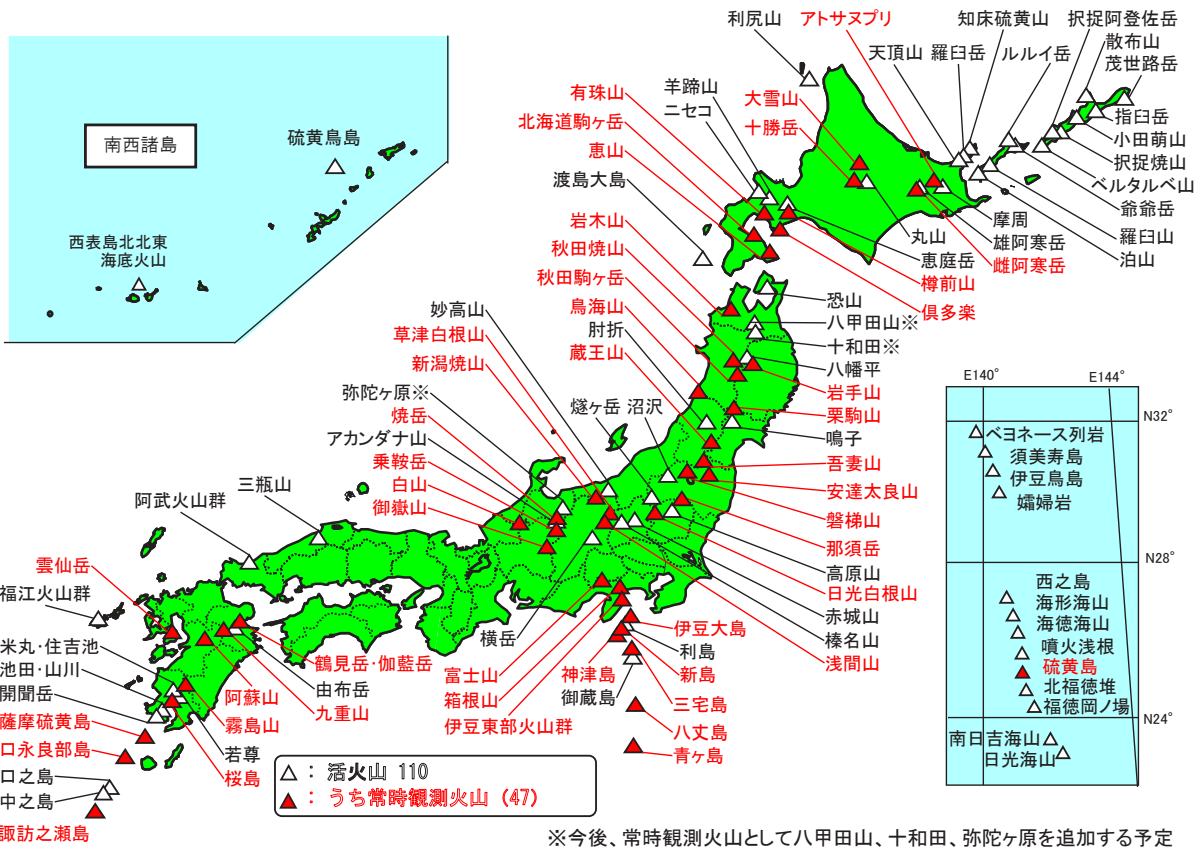


出典：文部科学省資料

番号	断層の名称	番号	断層の名称
1	標津断層帯	55	邑知瀧断層帯
2	十勝平野断層帯	56	砺波平野断層帯・呉羽山断層帯
3	富良野断層帯	57	森本・富樫断層帯
4	増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯	58	福井平野東縁断層帯
5	当別断層	59	長良川上流断層帯
6	石狩低地東縁断層帯	60	濃尾断層帯
7	黒松内低地断層帯	61,62	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯
8	函館平野西縁断層帯	63	野坂・集福寺断層帯
9	青森湾西岸断層帯	64	湖北山地断層帯
10	津軽山地西縁断層帯	65	琵琶湖西岸断層帯
11	折爪断層帯	66	岐阜－一宮断層帯
12	能代断層帯	67	養老－桑名－四日市断層帯
13	北上低地西縁断層帯	68	鈴鹿東縁断層帯
14	雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯	69	鈴鹿西縁断層帯
15	横手盆地東縁断層帯	70	頓宮断層
16	北由利断層	71	布引山地東縁断層帯
17	新庄盆地断層帯	72	木津川断層帯
18	山形盆地断層帯	73	三方・花折断層帯
19	庄内平野東縁断層帯	74	山田断層帯
20	長町－利府線断層帯	75	京都盆地－奈良盆地断層帯南部(奈良盆地東縁断層帯)
21	福島盆地西縁断層帯	76	有馬－高槻断層帯
22	長井盆地西縁断層帯	77	生駒断層帯
23	双葉断層	78	三峠・京都西山断層帯
24	会津盆地西縁・東縁断層帯	79	六甲・淡路島断層帯
25	楡形山脈断層帯	80	上町断層帯
26	月岡断層帯	81,83,85,86,89	中央構造線断層帯(金剛山地東縁－伊予灘)
27	長岡平野西縁断層帯	82	山崎断層帯
28	東京湾北縁断層	84	長尾断層帯
29	鴨川低地断層帯	87	五日市断層帯
30	関谷断層	88	岩国断層帯
31	関東平野北西縁断層帯	90	菊川断層帯
32	元荒川断層帯	91	西山断層帯
33	荒川断層	92	別府－万年山断層帯
34	立川断層帯	93	布田川断層帯・日奈久断層帯
35	伊勢原断層	94	水縄断層帯
36	神縄・国府津－松田断層帯	95	雲仙断層群
37	三浦半島断層群	96	出水断層帯
38	北伊豆断層帯	97	伊勢湾断層帯
39	十日町断層帯	98	大阪湾断層帯
40	信濃川断層帯(長野盆地西縁断層帯)	99	サロベツ断層帯
41,42,44	糸魚川－静岡構造線活断層系	100	幌延断層帯
43	富士川河口断層帯	101	花輪東断層帯
45	木曾山脈西縁断層帯	102	高田平野断層帯
46	境峠・神谷断層帯	103	六日町断層帯
47	跡津川断層帯	104	曾根丘陵断層帯
48	高山・大原断層帯	105	魚津断層帯
49	牛首断層帯	106	宇部沖断層群(周防灘断層群)
50	庄川断層帯	107	安芸灘断層群
51	伊那谷断層帯	108	警固断層帯
52	阿寺断層帯	109	人吉盆地南縁断層
53,54	屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯	110	宮古島断層帯

出典：文部科学省資料

附属資料4 我が国の活火山の分布



出典：気象庁ホームページをもとに内閣府作成

2. 災害の状況

附属資料5 我が国の主な被害地震（明治以降）

災 害 名		年 月 日	死者・ 行方不明者数
濃尾地震	(M8.0)	1891年（明治 24年）10月 28日	7,273人
明治三陸地震津波	(M8 $\frac{1}{4}$)	1896年（明治 29年）6月 15日	約2万2,000人
関東大地震	(M7.9)	1923年（大正 12年）9月 1日	約10万5,000人
北丹後地震	(M7.3)	1927年（昭和 2年）3月 7日	2,925人
昭和三陸地震津波	(M8.1)	1933年（昭和 8年）3月 3日	3,064人
鳥取地震	(M7.2)	1943年（昭和 18年）9月 10日	1,083人
東南海地震	(M7.9)	1944年（昭和 19年）12月 7日	1,251人
三河地震	(M6.8)	1945年（昭和 20年）1月 13日	2,306人
南海地震	(M8.0)	1946年（昭和 21年）12月 21日	1,443人
福井地震	(M7.1)	1948年（昭和 23年）6月 28日	3,769人
十勝沖地震	(M8.2)	1952年（昭和 27年）3月 4日	33人
1960年チリ地震津波	(Mw9.5)	1960年（昭和 35年）5月 23日	142人
新潟地震	(M7.5)	1964年（昭和 39年）6月 16日	26人
1968年十勝沖地震	(M7.9)	1968年（昭和 43年）5月 16日	52人
1974年伊豆半島沖地震	(M6.9)	1974年（昭和 49年）5月 9日	30人
1978年伊豆大島近海地震	(M7.0)	1978年（昭和 53年）1月 14日	25人
1978年宮城県沖地震	(M7.4)	1978年（昭和 53年）6月 12日	28人
昭和58年（1983年）日本海中部地震	(M7.7)	1983年（昭和 58年）5月 26日	104人
昭和59年（1984年）長野県西部地震	(M6.8)	1984年（昭和 59年）9月 14日	29人
平成5年（1993年）北海道南西沖地震	(M7.8)	1993年（平成 5年）7月 12日	230人
平成7年（1995年）兵庫県南部地震	(M7.3)	1995年（平成 7年）1月 17日	6,437人
平成16年（2004年）新潟県中越地震	(M6.8)	2004年（平成 16年）10月 23日	68人
平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	(M7.2)	2008年（平成 20年）6月 14日	23人
平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	(Mw9.0)	2011年（平成 23年）3月 11日	2万2,010人
平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震	(M7.3)	2016年（平成 28年）4月 16日	49人

※Mw: モーメントマグニチュード
注)

1. 戦前については死者・行方不明者が1,000人を超える被害地震、戦後については死者・行方不明者が20人を超える被害地震を掲載した。
 2. 関東地震の死者・行方不明者数は、理科年表（2006年版）の改訂に基づき、約14万2,000人から約10万5,000人へと変更した。
 3. 兵庫県南部地震の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,521人。
 4. 東日本大震災の死者（災害関連死含む）・行方不明者数については平成28年3月1日現在の数値。
 5. 平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震は、本震のみ表示し、被害は平成28年5月18日時点のもの。
- 出典：理科年表、消防庁資料、警察庁資料、日本被害地震総覧、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料

附属資料6 我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況

年 月 日	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
昭和 20. 1. 13	三河地震 (M6.8)	愛知県南部	2,306人
9. 17~	18 枕崎台風	西日本 (特に広島)	3,756人
21. 12. 21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443人
22. 8. 14	浅間山噴火	浅間山周辺	11人
9. 14~	15 カスリーン台風	東海以北	1,930人
23. 6. 28	福井地震 (M7.1)	福井平野とその周辺	3,769人
9. 15~	17 アイオン台風	四国から東北 (特に岩手)	838人
25. 9. 2~	4 ジェーン台風	四国以北 (特に大阪)	539人
26. 10. 13~	15 ルース台風	全国 (特に山口)	943人
27. 3. 4	十勝沖地震 (M8.2)	北海道南部、東北北部	33人
28. 6. 25~	29 大雨 (前線)	九州、四国、中国 (特に北九州)	1,013人
7. 16~	24 南紀豪雨	東北以西 (特に和歌山)	1,124人
29. 5. 8~	12 風害 (低気圧)	北日本、近畿	670人
9. 25~	27 洞爺丸台風	全国 (特に北海道、四国)	1,761人
32. 7. 25~	28 諫早豪雨	九州 (特に諫早周辺)	722人
33. 6. 24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12人
9. 26~	28 狩野川台風	近畿以东 (特に静岡)	1,269人
34. 9. 26~	27 伊勢湾台風	全国 (九州を除く、特に愛知)	5,098人
35. 5. 23	チリ地震津波	北海道南岸、三陸海岸、志摩海岸	142人
38. 1	昭和38年1月豪雪	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	231人
39. 6. 16	新潟地震 (M7.5)	新潟、秋田、山形	26人
40. 9. 10~	18 台風第23、24、25号	全国 (特に徳島、兵庫、福井)	181人
41. 9. 23~	25 台風第24、26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	317人
42. 7. ~	8 7、8月豪雨	中部以西、東北部	256人
43. 5. 16	十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52人
47. 7. 3~	15 台風第6、7、9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州、広島、)	447人
49. 5. 9	伊豆半島沖地震 (M6.9)	伊豆半島南端	30人
51. 9. 8~	14 台風第17号及び9月豪雨	全国 (特に香川、岡山)	171人
52. 1	雪害	東北、近畿北部、北陸	101人
52. 8. 7~	53. 10 有珠山噴火	北海道	3人
53. 1. 14	伊豆大島近海地震 (M7.0)	伊豆半島	25人
6. 12	宮城県沖地震 (M7.4)	宮城県	28人
54. 10. 17~	20 台風第20号	全国 (特に東海、関東、東北)	115人
55. 12. ~	56. 3 雪害	東北、北陸	152人
57. 7. ~	8 7、8月豪雨及び台風第10号	全国 (特に長崎、熊本、三重)	439人
58. 5. 26	日本海中部地震 (M7.7)	秋田、青森	104人
7. 20~	29 梅雨前線豪雨	山陰以东 (特に島根)	117人
10. 3	三宅島噴火	三宅島周辺	-
12. ~	59. 3 雪害	東北、北陸 (特に新潟、富山)	131人
59. 9. 14	長野県西部地震 (M6.8)	長野県西部	29人
61. 11. 15~	12. 18 伊豆大島噴火	伊豆大島	-
平成 2. 11. 17~	雲仙岳噴火	長崎県	44人
5. 7. 12	北海道南西沖地震 (M7.8)	北海道	230人
7. 31~	8. 7 平成5年8月豪雨	全国	79人
7. 1. 17	阪神・淡路大震災 (M7.3)	兵庫県	6,437人
12. 3. 31~	13. 6. 28 有珠山噴火	北海道	-
6. 25~	17. 3. 31 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	東京都	1人
16. 10. 20~	21 台風第23号	全国	98人
10. 23	平成16年 (2004年) 新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
17. 12. ~	18. 3 平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
19. 7. 16	平成19年 (2007年) 新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
20. 6. 14	平成20年 (2008年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北 (特に宮城、岩手)	23人
22. 12. ~	23. 3 雪害	北日本から西日本にかけての日本海側	131人
23. 3. 11	東日本大震災 (Mw9.0)	東日本 (特に宮城、岩手、福島)	22,010人
23. 8. 29~	23. 9. 7 平成23年台風第12号	近畿、四国	94人
23. 11. ~	24. 3 平成23年11月からの大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	132人
24. 12. ~	25. 3 平成24年12月からの大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	101人
25. 11. ~	26. 3 平成25年11月からの大雪等	北日本から関東甲信越地方 (特に山梨)	93人
26. 8. 20	平成26年8月豪雨 (広島土砂災害)	広島県	76人
26. 9. 27	平成26年 (2014年) 御嶽山噴火	長野県、岐阜県	63人
28. 4. 14 及び	4. 16 平成28年 (2016年) 熊本県熊本地方を震源とする地震	九州地方	49人

注)

1. 死者・行方不明者について、風水害は500人以上、雪害は100名以上、地震・津波・火山噴火は10人以上のものほか、「災害対策基本法」による非常災害対策本部等政府の対策本部が設置されたもの。
2. 阪神・淡路大震災の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
3. 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震の死者は、平成12年7月1日の地震によるもの。
4. 平成27年以降の死者・行方不明者数は内閣府取りまとめによる速報値。
5. 東日本大震災の死者 (災害関連死含む)・行方不明者数については平成28年3月1日現在の数値。
6. 平成26年8月豪雨 (広島土砂災害)の死者 (災害関連死含む)・行方不明者数については平成27年12月18日現在の数値。
7. 平成28年 (2016年) 熊本県熊本地方を震源とする地震の被害は平成28年5月18日時点のもの。

出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料、兵庫県資料をもとに内閣府作成

附属資料7 我が国における近年の主な自然災害

年 月 日	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
平成 13. 3. 24	平成13年(2001年) 芸予地震 (M6.7)	広島県、愛媛県、山口県	2人
4. 3	静岡県中部を震源とする地震 (M5.3)	静岡県	0人
7. 11~ 13	九州北部地方における大雨	福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、山口県	0人
8. 20~ 23	台風第11号	西日本を中心とする全国	6人
9. 6~ 13	台風第16号	沖縄県、西日本	0人
9. 8~ 12	台風第15号	東日本を中心とする全国	8人
14. 7. 9~ 11	台風第6号	東北地方を中心とする全国	7人
7. 13~ 16	台風第7号	鹿児島県を中心とする全国	0人
10. 1~ 2	台風第21号	北海道、東北・関東・中部地方	4人
15. 5. 26	宮城県沖を震源とする地震 (M7.1)	東北地方	0人
7. 18~ 21	梅雨前線豪雨	九州地方	23人
7. 26	宮城県北部を震源とする地震 (M6.4)	宮城県	0人
8. 7~ 10	台風第10号	北海道を中心とする全国	19人
9. 11~ 14	台風第14号	沖縄県を中心とする全国	3人
9. 26	平成15年(2003年) 十勝沖地震 (M8.0)	北海道	2人
16. 7. 12~ 13	平成16年7月新潟・福島豪雨	新潟県、福島県	16人
7. 17~ 18	平成16年7月福井豪雨	福井県	5人
7. 29~ 8. 6	台風第10号・第11号及び関連する大雨	中国、四国地方	3人
8. 17~ 20	台風第15号及び関連する大雨	東北、四国地方	10人
8. 27~ 31	台風第16号	西日本を中心とする全国	17人
9. 5	紀伊半島沖・東海道沖を震源とする地震 (M7.1、M7.4)	愛知県、三重県、和歌山県	0人
9. 4~ 8	台風第18号	中国地方を中心とする全国	45人
9. 26~ 30	台風第21号	西日本を中心とする全国	27人
10. 8~ 10	台風第22号	東日本太平洋側	9人
10. 18~ 21	台風第23号	近畿、四国地方を中心とする全国	98人
10. 23	平成16年(2004年) 新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
12. ~ 17. 3	雪害	北海道、東北及び北陸地方等	88人
17. 3. 20	福岡県西方沖を震源とする地震 (M7.0)	福岡県	1人
6. 27~ 7. 25	梅雨前線による大雨	東北地方南部から九州地方	12人
7. 23	千葉県北西部を震源とする地震 (M6.0)	東京、埼玉、神奈川、千葉	0人
8. 16	宮城県沖を震源とする地震 (M7.2)	東北地方	0人
8. 25~ 26	台風第11号	関東、東海地方	0人
9. 4~ 8	台風第14号	中国、四国、九州地方を中心とする全国	29人
12. ~ 18. 3	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
18. 6. 10~ 7. 29	梅雨前線による豪雨	関東、中部、近畿、中国、九州地方	33人
9. 15 9. 20	台風第13号	中国、九州地方	10人
11. 7	佐呂間町における竜巻	北海道(佐呂間町)	9人
19. 3. 25	平成19年(2007年) 能登半島地震 (M6.9)	石川県	1人
4. 15	三重県中部を震源とする地震 (M5.4)	三重県	0人
7. 5~ 17	台風第4号及び梅雨前線による大雨	中部、四国、九州地方	7人
7. 16	平成19年(2007年) 新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
8. 2~ 4	台風第5号	九州地方	0人
9. 6~ 8	台風第9号	東北、関東、中部地方	3人
9. 13~ 18	台風第11号及び前線による大雨	東北地方	4人
10. 1	神奈川県西部を震源とする地震 (M4.9)	神奈川県	0人
20. 2. 23~ 24	低気圧による被害	北海道、東北、中部地方	4人
6. 14	平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北地方(特に宮城、岩手)	23人
7. 24	岩手県沿岸北部を震源とする地震 (M6.8)	北海道、東北地方	1人
7. 28~ 29	大雨による被害	北陸、近畿地方(特に兵庫)	6人
8. 26~ 31	平成20年8月末豪雨	東北、関東、東海、中国地方(特に愛知)	2人
21. 7. 21 ~ 26	平成21年7月中国・九州北部豪雨	中国、九州地方(特に山口、福岡)	35人
8. 10 ~ 11	平成21年台風第9号	近畿、四国地方(特に兵庫)	27人
8. 11	駿河湾を震源とする地震 (M6.5)	東海地方	1人
10. 7 ~ 8	平成21年台風第18号	東北、関東、中部、近畿地方	5人
22. 2. 28	チリ中部沿岸を震源とする地震による津波	東北、関東、東海、近畿、四国地方	0人
6. 11 ~ 7. 19	平成22年梅雨前線による大雨	中国、九州地方を中心とする全国	21人
10. 18 ~ 30	鹿児島県奄美地方における大雨	鹿児島県(奄美)	3人
11. ~ 23. 3	平成22年11月からの大雪	北海道、東北及び北陸地方等	131人
23. 1. 26 ~	霧島山(新燃岳)の噴火	宮崎県、鹿児島県	0人
3. 11	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 (Mw9.0)	東北地方を中心とする全国	22,010人
7. 19 ~ 24	平成23年台風第6号	関東、東海、近畿、四国地方	3人
7. 28 ~ 30	平成23年7月新潟・福島豪雨	東北、北陸地方(特に新潟、福島)	6人
8. 30 ~ 9. 5	平成23年台風第12号	関東、東海、近畿、中国、四国地方	98人
9. 15 ~ 22	平成23年台風第15号	全国	19人
11. ~ 24. 3	平成24年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	132人
24. 5. 6	平成24年5月に発生した突風等	関東地方(特に茨城、栃木)	3人
6. 18 ~ 6. 20	平成24年台風第4号	全国	1人
7. 2 7. 9	平成24年7月3日からの大雨	九州、沖縄地方を中心とする全国	2人
7. 11 7. 14	平成24年7月11日からの大雨	九州北部地方を中心とする全国	32人
8. 13 8. 15	平成24年8月13日からの大雨	近畿、中部地方	3人

年 月 日	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
9. 15	平成24年台風第16号	全国	0人
9. 28	平成24年台風第17号	中部、近畿、九州、沖縄地方	1人
12. ~ 25. 3	平成25年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	101人
25. 4. 6	平成25年4月6日からの低気圧	全国	1人
6. 8 ~	平成25年梅雨期における大雨等	東北及び中国地方	17人
8. 23 ~	平成25年8月23日からの大雨等	中国地方を中心とする全国	2人
9. 2 及び 9. 4	平成25年9月2日及び4日の竜巻等	関東地方	0人
9. 15 ~	平成25年台風第18号	北日本から西日本にかけての日本海側 (特に近畿)	7人
10. 15 ~	平成25年台風第26号及び第27号	東日本から西日本にかけての太平洋側 (特に関東)	43人
10. 24 ~	平成25年11月末からの大雪等	東北及び関東甲信越地方	93人
26. 7. 6	平成26年台風第8号	全国	3人
7. 30 ~	平成26年台風第12号及び第11号	全国	6人
8. 15 ~	平成26年8月15日からの大雨等 ※広島土砂災害を 除く	近畿、北陸、東海地方	8人
8. 20	平成26年8月豪雨(広島土砂災害)	広島県	76人
9. 27	平成26年(2014年)御嶽山噴火	長野県、岐阜県	63人
11. 22	長野県北部を震源とする地震	長野県	0人
12. ~ 27. 3	平成26年12月からの大雪等	北海道、東北、北陸及び四国地方等	83人
27. 5. 29	口永良部島噴火(噴火警戒レベル5)	鹿児島県	0人
6. 30	箱根山噴火(噴火警戒レベル3)	神奈川県	0人
7. 16 ~	平成27年台風第11号	西日本から東日本の各地	2人
8. 15	桜島の火山活動(噴火警戒レベル4)	鹿児島県	0人
8. 22 ~	平成27年台風第15号	西日本の各地	1人
9. 9 ~	平成27年9月関東・東北豪雨	関東地方及び東北地方(特に茨城、栃 木、宮城)	8人
9. 27 ~	平成27年台風第21号	沖縄県	0人
4. 14 及び 4. 16	平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震	九州地方	49人

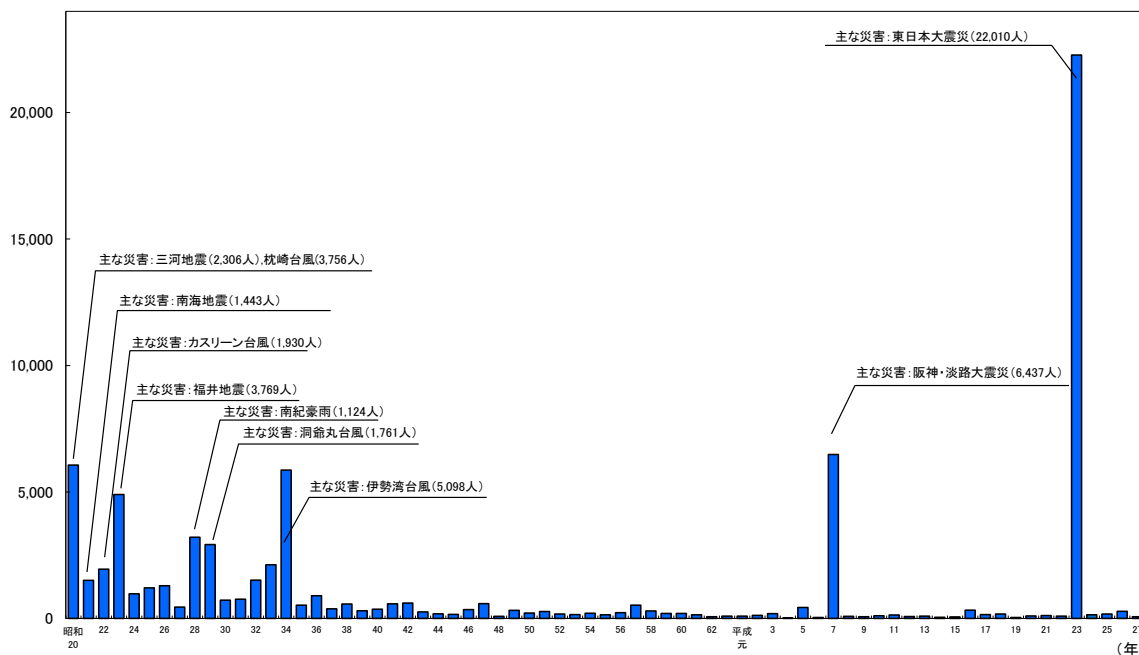
注)

1. 内閣府において情報対策室が設置されたもの、死者・行方不明者があったもの。
2. 新潟県中越地震については、いわゆる関連死を含む。
3. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震については、余震とみられる地震(※)の被害を含む。死者(災害関連死含む)・行方不明者数については平成28年3月1日現在の数値。
(※4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震、4月11日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、4月12日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、5月22日に発生した千葉県北東部を震源とする地震、7月25日に発生した福島県沖を震源とする地震、7月31日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月12日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月19日に発生した福島県沖を震源とする地震、9月10日に発生した茨城県北部を震源とする地震、10月10日に発生した福島県沖を震源とする地震、11月20日に発生した茨城県北部を震源とする地震、平成24年2月19日に発生した茨城県北部を震源とする地震、3月1日に発生した茨城県沖を震源とする地震、3月14日に発生した千葉県東方沖を震源とする地震、6月18日に発生した宮城県沖を震源とする地震、8月30日に発生した宮城県沖を震源とする地震、12月7日に発生した三陸沖を震源とする地震及び平成25年1月31日に発生した茨城県北部を震源とする地震)
4. 平成26年8月豪雨(広島土砂災害)の死者(災害関連死含む)・行方不明者数については平成27年12月18日現在の数値。
5. 平成27年以降の死者・行方不明者数は内閣府取りまとめによる速報値。
6. 平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震の被害は平成28年5月18日時点のもの。

出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料、非常災害対策本部資料

附属資料8 自然災害における死者・行方不明者数

(人) 自然災害による死者・行方不明者数



(注) 平成7年死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死919人を含む（兵庫県資料）

平成27年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値

平成23年に起きた災害中、「地震・津波」欄のうち、東日本大震災については、消防庁資料「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（平成28年3月1日）」により、死者には震災関連死を含む。

出典：昭和20年は主な災害による死者・行方不明者（理科年表による）。昭和21～27年は日本気象災害年報、昭和28年～37年は警察庁資料、昭和38年以降は消防庁資料をもとに内閣府作成

附属資料9 自然災害における死者・行方不明者内訳

(単位：人)

年	風水害	地震・津波	火山	雪害	その他	合計
平成5年	183	233	1	9	11	437
6	8	3	0	21	7	39
7	19	6,437	4	14	8	6,482
8	21	0	0	28	35	84
9	51	0	0	16	4	71
10	80	0	0	28	1	109
11	109	0	0	29	3	141
12	19	1	0	52	6	78
13	27	2	0	59	2	90
14	20	0	0	26	2	48
15	48	2	0	12	0	62
16	240	68	0	16	3	327
17	48	1	0	98	6	153
18	87	0	0	88	2	177
19	14	16	0	5	4	39
20	21	24	0	48	7	100
21	76	1	0	35	3	115
22	31	0	0	57	1	89
23	136	22,014	0	125	2	22,277
24	43	0	0	101	0	144
25	75	0	0	92	6	173
26	109	0	63	108	0	280
27	12	0	0	60	0	72

(注) 本表は、対象年の1月1日から12月31日の死者・行方不明者数を表す。

平成27年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値

平成23年に起きた災害のうち「地震・津波」欄のうち、東日本大震災分は、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（平成28年3月1日）」により、死者には震災関連死を含む。

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料10 最近の主な自然災害について（阪神・淡路大震災以降）

（計数：平成28年3月14日現在）

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
阪神・淡路大震災 (平成7年1月17日)	最大震度7 西日本地域の地震では未曾有の大災害。国・地方自治体を通じて防災対策のターニングポイントとなり、様々な防災対策の整備・強化が図られた。	6,437	43,792	104,906	144,274	－	・緊急対策本部設置（※1） ・非常災害対策本部設置 ・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・特定非常災害法適用 ・激甚災害指定
東日本大震災 (平成23年3月11日)	最大震度7 津波により、岩手県、宮城県及び福島県をはじめとする東日本沿岸を中心に、甚大な被害が発生。	22,010	6,220	121,809	278,496	3,352	・緊急災害対策本部設置 ・緊急災害現地对策本部設置 ・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害法適用 ・激甚災害指定
平成12年有珠山噴火 (平成12年3月31日 ～平成13年6月28日)	気象庁が緊急火山情報を発表し、住民が噴火前に事前避難したために、人的被害なし。	－	－	119	355	－	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地对策本部設置 ・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成12年三宅島噴火及び 新島・神津島近海地震 (平成12年6月25日 ～平成17年3月31日)	山頂噴火が発生するとともにカルデラを形成。火山ガスの大量放出が続き、三宅村の全住民に対し避難指示が出されたため、全住民が島外での避難生活を余儀なくされた。	1	15	15	20	－	・非常災害対策本部設置 ・総理大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成16年台風第23号 (平成16年10月18日～ 21日)	近畿、四国地方を中心とする全国で河川の増水や土砂災害、波浪等によって、極めて多くの人的被害が発生、円山川水系円山川、出石川等で堤防の破堤・溢水。	98	555	909	7,776	14,323	・非常災害対策本部設置 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成16年（2004年） 新潟県中越地震 (平成16年10月23日)	最大震度7 家屋の倒壊、土砂崩れ等により多くの人的被害、孤立地域、避難者が発生したほか、住宅、ライフライン、交通機関、農地等に多大な被害発生。	68	4,805	3,175	13,810	－	・非常災害対策本部設置 ・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害法適用 ・激甚災害指定
福岡県西方沖を 震源とする地震 (平成17年3月20日)	最大震度6弱 玄界島等における家屋の倒壊、福岡市内におけるビル窓ガラスの落下が発生。	1	1,204	144	353	－	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・離島振興法適用
平成17年台風第14号 (平成17年9月4日～8日)	九州地方を中心とする記録的な大雨、土砂災害によって、多くの人的被害が発生。	29	179	1,178	3,692	7,159	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成18年豪雪 (平成17年12月 ～平成18年3月)	昭和38年に次いで、昭和56年と並び戦後2番目となる死者・行方不明者数。	152	2,145	18	28	12	・災害救助法適用
平成18年梅雨前線による 豪雨 (平成18年6月10日～7月 29日)	長野県、鹿児島県等で土砂災害による死者が多数発生。	32	81	300	1,258	2,212	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成18年台風第13号 (平成18年9月15日～20 日)	沖縄地方から九州地方にかけて暴風となり、宮崎県延岡市で竜巻による被害が発生。	10	448	159	514	189	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
北海道佐呂間町 における竜巻 (平成18年11月7日)	竜巻による被害としては観測史上最も多い死者。	9	31	7	7	－	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成19年（2007年） 能登半島地震 （平成19年3月25日）	最大震度6強 高齢化率が高く過疎化が進む中山間地域が被災。	1	356	686	1,740	－	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成19年台風第4号及び 梅雨前線による大雨 （平成19年7月5日～31日）	7月に上陸した台風としては最強の勢力。各地で記録的な大雨。	7	79	26	26	420	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・激甚災害指定
平成19年（2007年） 新潟県中越沖地震 （平成19年7月16日）	最大震度6強 家屋の倒壊等により多くの人的被害が発生。住宅、ライフライン、交通機関のほか原子力発電所にも被害発生。	15	2,346	1,331	5,709	－	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成20年（2008年） 岩手・宮城内陸地震 （平成20年6月14日）	最大震度6強 がけ崩れ等の土砂災害により多くの人的被害が発生。山間部の河川において多くの河道閉塞（天然ダム）が発生。	23	426	30	146	－	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
岩手県沿岸北部を 震源とする地震 （平成20年7月24日）	最大震度6弱 プレート内で発生した震源が深い型の地震。岩手・宮城内陸地震の被災地においても震度5弱以上を観測。	1	211	1	0	－	・政府調査団派遣
7月28日からの大雨 （平成20年7月28日～29日）	北陸地方や近畿地方などで局地的な大雨。神戸市の都賀川で人的被害が発生。	6	13	6	16	536	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成20年8月末豪雨 （平成20年8月26日～31日）	各地で記録的な大雨となり、特に愛知県で多数の浸水被害が発生。	2	7	6	7	3,106	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成21年7月 中国・九州北部豪雨 （平成21年7月19日～26日）	梅雨前線により、山口県及び福岡県等で記録的な大雨。山口県等で土砂災害により多数の死者が発生。	35	59	52	99	2,137	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成21年台風第9号 （平成21年8月8日～11日）	台風の影響で、中国、四国地方から東北地方にかけて大雨。兵庫県で浸水等による人的・住家被害が発生。	27	23	183	1,130	973	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
駿河湾を震源とする地震 （平成21年8月11日）	最大震度6弱 のり面の崩壊により東名高速道路が通行止め。	1	319	0	6	－	
平成21年台風第18号 （平成21年10月6日～8日）	台風の影響で、沖縄地方から北海道の広い範囲で暴風・大雨。愛知県で風雨による多数の住家一部破損や浸水被害が発生。	5	137	9	89	572	・激甚災害指定
チリ中部沿岸を震源とする地震による津波 （平成22年2月27日～28日）	27日正午過ぎ、チリ中部沿岸で地震が発生。翌28日に日本に津波が到達することから、28日9:33に大津波警報・津波警報が発表された。養殖施設等、多数の水産被害が発生。	0	0	0	0	6	・激甚災害指定
平成22年梅雨前線による大雨 （平成22年6月11日～7月19日）	6月中旬から梅雨前線が九州から本州付近に停滞し、断続的な活動が活発。九州南部では平年の2倍を超える雨量となった。鹿児島県で大規模な土砂崩れ、広島県や岐阜県を中心に死者・行方不明者が生じた。	21	21	42	74	1,786	・総理大臣視察 ・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
鹿児島県奄美地方における大雨 （平成22年10月18日～25日）	前線が奄美地方に停滞し、この前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となった。奄美地方では1時間に120ミリ以上の猛烈な雨となり、降り始めからの降水量が800ミリを超えた。	3	2	10	479	119	・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成22年11月からの大雪 （平成22年11月1日～平成23年3月）	年末年始にかけて、西日本の日本海側等の一部では記録的な大雪となった。鳥取県や島根県では、漁船が転覆、沈没する等の被害が発生した。	128	1,491	9	12	6	・関係閣僚会議開催 ・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
霧島山（新燃岳）の噴火 （平成23年1月26日～）	新燃岳では、1月26日以降活発な活動を続けており、3月4日18時までに計13回発生した。噴火に伴う降灰が、鹿児島県霧島市、宮崎県都城市など山の南東側を中心に広い範囲で観測されている。	0	42	0	0	0	・関係閣僚会議開催（2回） ・防災担当大臣視察 ・避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域指定 ・災害救助法適用
平成23年台風第6号 （平成23年7月12日～24日）	7月20日00時30分頃に徳島県南部に上陸。上陸時の最大風速は40m/sで、大型で強い勢力を保っていた。西日本では記録的な大雨となり、四国地方では降り始めからの降水量が1000ミリを超えたところがある。	3	54	0	1	28	・激甚災害指定
平成23年7月新瀉・福島豪雨 （平成23年7月27日～30日）	新潟県、福島県会津では、27日昼ごろから雨が降り始め、28日から断続的に1時間に80ミリを超える猛烈な雨が降った。新潟県と福島県では「平成16年7月新瀉・福島豪雨」を上回る記録的な大雨となった。	6	13	73	998	1,221	・政府調査団派遣（2回） ・防災担当大臣現地調査 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成23年台風第12号 （平成23年8月30日～9月6日）	西日本から北日本にかけて、広い範囲で記録的な大雨となった。特に紀伊半島では、降り始めの8月30日17時からの総降水量が多いところで1800ミリを超え、多数の河道閉塞が発生した。	98	112	379	3,159	5,500	・非常災害対策本部設置 ・野田内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・防災担当大臣現地調査 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定（本激）
平成23年台風第15号 （平成23年9月15日～22日）	西日本から北日本にかけての広い範囲で、暴風や記録的な大雨となった。9月15日0時から22日9時までの総降水量は、九州や四国の一部で1000ミリを超え、多くの地点で9月の降水量平年値の2倍を超えた。	19	337	33	1,577	2,145	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成23年11月からの大雪等 （平成23年11月～24年3月）	日本海側を中心に記録的な大雪となり、累積降雪量が過去5年間の平均を28%上回るとともに、積雪の深さも過去30年間の平均の2倍以上となっている地域もある。	133	1,990	13	12	3	・関係閣僚会議開催（2回） ・防災担当大臣現地調査（2回） ・災害救助法適用
平成24年5月に発生した突風等 （平成24年5月6日）	東海地方から東北地方にかけて、落雷や突風、降ひょうが発生。茨城県常総市からつくば市においては、国内最大級の強さ（F3）と推定される竜巻が発生。栃木県真岡市から茨城県常陸大宮市にかけての地域においては、統計史上2番目の長さとなる約32kmに及ぶ被害をもたらした竜巻が発生するなど、複数の竜巻が発生した。	3	59	89	197	—	・政府調査団派遣 ・防災担当大臣現地調査 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成24年台風第4号 （平成24年6月18日～20日）	台風と梅雨前線により、沖縄地方から東北地方にかけての広い範囲で大雨となったほか、台風の進路に沿って、沖縄地方から東北地方にかけての広い範囲で暴風、高波、高潮となった。	1	79	1	1	54	・激甚災害指定
平成24年6月21日から7月7日までの大雨 （平成24年6月21日～7月7日）	6月21日から7月7日にかけて、梅雨前線及び梅雨前線上に発生した黄海の低気圧の影響により、西日本から東日本及び北日本で雨が降り、九州など一部では大雨となった。	2	7	36 （※2）	180 （※2）	1,131 （※2）	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成24年7月九州北部豪雨 （平成24年7月11日～14日）	7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となった。特に九州北部地方では断続的に雷を伴って非常に激しい雨が降った。	32	27	363 （※3）	1,500 （※3）	3,298 （※3）	・野田内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成24年11月からの大雪等 （平成24年11月～）	北日本では、寒気の影響により低温となった日が続き、日本海側を中心に降雪量が多くなった。このため、青森県の酸ヶ湯で積雪の深さが566cmとなるなど、北日本日本海側を中心に記録的な積雪となった。	103	1,517	5	7	2	・関係閣僚会議 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
淡路島付近を震源とする地震 (平成25年4月13日)	最大震度6弱	0	34	6	66	—	—
平成25年梅雨期における大雨等 (平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による災害)	・6月8日から8月9日にかけて、梅雨前線が九州から本州付近に停滞し断続的に活動が活発となるとともに、高気圧の縁を回る暖かく非常に湿った空気の流入が梅雨明け後も続いた。また、この間、台風第4号及び7号が日本に接近した。このため、各地で大雨となった。	17	50	73	222	1,845	・安倍内閣総理大臣現地調査 ・政府調査団派遣（7回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年8月23日からの大雨等 (平成25年8月23日～28日)	前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、東日本の日本海側と西日本を中心に大雨となった。特に8月24日には島根県で、7月28日の豪雨に匹敵する記録的な大雨となった。また、北海道で大雨となったところがあった。	2	4	8	14	288	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年9月2日及び4日の竜巻等 (平成25年9月2日、4日、7日)	・9月2日、埼玉県さいたま市、越谷市、松伏町、千葉県野田市及び茨城県坂東市でF2の竜巻 ・9月4日、高知県宿毛市でF0、高知県安芸市でF0、栃木県鹿沼市から宇都宮市、塩谷郡塩谷町から矢板市でそれぞれF1、三重県伊勢市から小俣町でF0の竜巻 ・9月7日、北海道苫小牧市でF0の突風	0	67	13	38	0	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成25年台風第18号の大雨等 (平成25年9月15日～16日)	9月15日は東日本や北日本で局地的に激しい雨が降った。16日は、四国から北海道にかけての広い範囲で大雨となった。特に福井県、滋賀県、京都府では、記録的な大雨となった。また、F0～F1の竜巻が計10件発生した。	7	143	48	208	3,011	・政府調査団派遣（5回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年台風第26号及び第27号 (平成25年10月14日～16日) (平成25年10月24日～26日)	東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨となった。特に東京都大島町では、1時間に100ミリ以上の猛烈な雨が降り、24時間雨量が824ミリに達するなど、記録的な大雨となった。	43	107	86	65	1,524	・安倍内閣総理大臣現地調査 ・政府調査団派遣（1回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年11月からの大雪等 (平成25年11月～26年3月)	・北日本から関東甲信越にかけて、広い範囲で記録的な大雪となった。 ・特に、2月14日から16日にかけては、甲府（山梨県）で114cm、秩父（埼玉県）で98cm、前橋（群馬県）で73cmになるなど、関東甲信地方を中心に過去の最深積雪の記録を大幅に上回る記録的な大雪となった。	95	1,770	28	40	3	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地対策本部設置 ・安倍内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（5回） ・災害救助法適用
平成26年台風第8号 (平成26年7月6日～7月11日)	・沖縄本島地方では記録的な大雨となった。 ・また、台風周辺の湿った南風と梅雨前線の影響で、台風から離れた地域でも局地的に猛烈な雨の降った所があった。	3	67	14	3	331	・政府調査団派遣（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成26年8月豪雨							
平成26年台風第12号及び第11号 (平成26年7月30日～8月11日)	<台風第12号> ・5日夜から中国地方や東北地方で大雨となり、特に山口県では、局地的に1時間に100ミリを超える猛烈な雨の降った所があった。 <台風第11号> 西日本から北日本の広い範囲で大雨となった。特に、高知県では7日から11日までの総降水量が多いところで1,000ミリを超えるなど、四国地方から東海地方にかけて総降水量が600ミリを超える大雨となった。 また、大気の状態が非常に不安定となり、栃木県等で、竜巻などの激しい突風が吹いた。	6	80	7	7	929	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成26年8月15日からの大雨 (8月15日～8月26日) ※8月20日広島土砂災害を除く	・局地的に雷を伴って非常に激しい雨が降り、16日と17日の2日間に降った雨の量が、京都府福知山市や岐阜県高山市等で観測史上1位を更新する等、近畿、北陸、東海地方を中心に大雨となった。	8	7	35	129	2,117	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年8月20日広島土砂災害（平成26年8月19日からの大雨による広島県における被害）	・前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、中国地方や九州北部地方を中心に大気の状態が非常に不安定となった。 ・20日3時30分には、広島県で1時間に約120ミリの猛烈な雨を観測したほか、24時間雨量が観測史上1位を更新するなど、記録的な大雨となった。	76	68	179	217	1,086	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地対策本部設置 ・安倍内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年御嶽山噴火 (平成26年9月27日)	・9月27日11時41分頃から火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生。 ・南側斜面を噴煙が流れ下り、3キロメートルを超えるのを観測したため、噴火警戒レベル3（入山規制）を発表し、火口4キロメートル以内の立入を規制。 ・この噴火により、登山者に多数の被害が生じた。	63	69	0	0	0	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地対策本部設置 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用
長野県北部を震源とする地震 (平成26年11月22日)	最大震度6弱	0	46	50	92	0	・安倍内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年12月からの大雪等 (平成26年12月～27年3月)	強い冬型の気圧配置や低気圧と寒気の影響により、北日本から東日本の日本海側山沿いを中心に大雪に見舞われた。	83	1,029	9	12	5	・政府調査団派遣（1回） ・災害救助法適用
口永良部島噴火 【噴火警戒レベル5】 (平成27年5月29日)	・5月29日9時59分に新岳で爆発的噴火が発生。この噴火により黒灰色の噴煙が火口縁上9,000mまで上がり、火砕流が北西側（向江浜地区）海岸まで到達。 ・10時07分、気象庁は噴火警戒レベルを3から5（避難）へ引き上げ。 ・町営フェリー「太陽」等により噴火時島滞在者全員が屋久島へ避難（全員の無事を確認）	0	1	確認中			・緊急参集チーム招集 ・政府現地連絡調整室設置（鹿児島県屋久島町） ・関係省庁災害対策会議（6回） ・安倍内閣総理大臣現地視察（1回） ・政府調査団派遣（1回） ・災害救助法適用
箱根山噴火 【噴火警戒レベル3】 (平成27年6月30日)	・火口内でごく少量の火山灰の噴出を確認し、ごく小規模な噴火が発生したものとみられたことから、6月30日12時30分、気象庁は噴火警戒レベルを2から3（入山規制）へ引き上げ ・同時刻、箱根町が火口から約1km以内の立入規制を行うとともに、姥子、上湯場、下湯場、箱根早雲郷別荘地の一部に避難指示を発令し、住民等が規制区域外へ避難	0	0	0	0	0	・関係省庁災害警戒会議（2回） ・内閣府情報先遣チーム派遣
平成27年台風第11号 (平成27年7月16日～7月18日)	・台風や台風に向かって暖かく湿った空気が入った影響で、西日本と東日本を中心に雨量が多くなった。特に、近畿地方では、24時間の積算雨量がこれまでの観測記録を更新し、平年の7月1ヶ月間に降る雨量を上回る大雨となった。 ・この影響で西日本を中心に、河川の氾濫、公共土木施設等の損壊、交通機関の運休等の被害が生じた。	2	59	2	5	79	・防災担当大臣から国民への呼びかけ（1回） ・関係省庁災害警戒会議（2回）

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
桜島の火山活動 【噴火警戒レベル4】 (平成27年8月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・8月15日07時頃から、島内を震源とする火山性地震が多発。また、山体膨張を示す急激な地殻変動を観測。 ・同10時15分、気象庁は噴火警戒レベルを3から4（避難準備）へ引き上げ（昭和火口および南岳山頂火口から3km以内の有村町及び古里町で警戒が必要）。 ・同16時50分、鹿児島市は、有村町有村地区、古里町古里地区（火口から3km圏内）、黒神町塩屋ヶ元地区の住民に対し避難勧告を発令。 ・同18時10分、避難対象地区内全住民（51世帯77名）の避難が完了。 	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁災害警戒会議（2回） ・松本政務官現地調査 ・内閣府リエゾン（参事官以下3名）を鹿児島市役所へ派遣（8月17日～21日）
平成27年台風第15号 (平成27年8月22日～8月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・25日6時過ぎに熊本県荒尾市付近に上陸した台風は、強い勢力を保ったまま九州北部を北上し、25日中、日本海に達した。 ・沖縄県の石垣島で23日21時16分に71.0メートルの最大瞬間風速を観測したほか、台風や南から流れ込む暖かく湿った空気の影響で、三重県で25日一日の雨量が500ミリを超える等、南西諸島や西日本、東海地方で大雨となった。 	1	134	10	90	28	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁災害警戒会議（1回） ・激甚災害指定
平成27年9月関東・東北豪雨 【台風第18号を含む】 (平成27年9月7日～9月11日)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第18号が9月9日9時半頃に愛知県西尾市付近に上陸した後、日本海に進み、同日15時に温帯低気圧に変わった。 ・台風第18号や前線の影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に9日から11日にかけては、台風第18号から変わった低気圧に流れ込む南よりの風、後には台風第17号の周辺からの南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、栃木県、茨城県、宮城県に大雨特別警報が発表された。 	8	80	80	7,022	1,925	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急参集チーム招集 ・防災担当大臣より関係省庁への要請事項の発出 ・内閣府情報先遣チーム派遣【栃木県、茨城県】 ・政府調査団派遣【栃木県、茨城県】（1回） ・関係省庁災害警戒会議（1回） ・関係省庁災害対策会議（5回） ・関係閣僚会議（2回） ・安倍内閣総理大臣現地視察【栃木県、茨城県】 ・山谷防災担当大臣現地調査【茨城県】 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成27年台風第21号 (平成27年9月27日～28日)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第21号は、28日の日中に猛烈な勢力で石垣島地方、与那国島地方に接近した。 ・与那国島では、28日15時41分に最大瞬間風速81.1メートルを観測し、統計開始以来の1位を更新。八重山地方を中心に猛烈な風が吹き、先島諸島では、うねりを伴い猛烈なしけとなったほか、沖縄本島地方で大しけとなった。 	0	0	10	27	285	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁災害対策会議（1回） ・政府調査団派遣【沖縄県】（1回） ・災害救助法適用
平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月14日21時26分頃 最大震度7 ・平成28年4月16日1時25分頃 最大震度7 	49	1,673	2,876	5,617	-	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地対策本部設置 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害法適用 ・大規模災害復興法一部適用 ・激甚災害指定

※1 閣議決定により設置されたもので、災害対策基本法に基づくものではない。

※2 住家被害数は、平成24年7月九州北部豪雨と一部重複がある。

※3 住家被害数は、平成24年6月21日から7月7日までの大雨と一部重複がある。

※4 阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成26年8月20日広島土砂災害の死者には震災（災害）関連死を含む。

※5 平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震の被害は平成28年5月18日時点のもの。

出典：内閣府資料、非常災害対策本部資料

附属資料11 緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況

平成28年4月21日現在

本 部 の 名 称		設 置 期 間	本 部 長
1	豪雪地帯非常災害対策本部	S38.1.29～5.31	国務大臣
2	新潟地震非常災害対策本部	S39.6.16～10.31	国務大臣
3	昭和40年台風第23号、第24号及び第25号非常災害対策本部	S40.9.17～12.17	国務大臣
4	昭和41年台風第24号及び第26号非常災害対策本部	S41.9.26～12.27	国務大臣
5	昭和42年7月豪雨及び8月豪雨非常災害対策本部	S42.7.9～12.26	国務大臣
6	1968年十勝沖地震非常災害対策本部	S43.5.16～S44.5.2	国務大臣
7	昭和47年7月豪雨非常災害対策本部	S47.7.8～12.19	国務大臣
8	昭和51年台風第17号非常災害対策本部	S51.9.13～12.10	国土庁長官
9	昭和52年有珠山噴火非常災害対策本部	S52.8.11～S54.12.4	国土庁長官
10	1978年伊豆大島近海の地震非常災害対策本部	S53.1.16～8.4	国土庁長官
11	1978年宮城県沖地震非常災害対策本部	S53.6.13～11.28	国土庁長官
12	昭和54年台風第20号非常災害対策本部	S54.10.20～12.4	国土庁長官
13	昭和57年7月及び8月豪雨非常災害対策本部	S57.7.24～12.24	国土庁長官
14	昭和58年（1983年）日本海中部地震非常災害対策本部	S58.5.26～12.23	国土庁長官
15	昭和58年7月豪雨非常災害対策本部	S58.7.23～12.23	国土庁長官
16	昭和58年（1983年）三宅島噴火非常災害対策本部	S58.10.4～S59.6.5	国土庁長官
17	昭和59年（1984年）長野県西部地震非常災害対策本部	S59.9.16～S60.2.19	国土庁長官
18	平成3年（1991年）雲仙岳噴火非常災害対策本部	H3.6.4～H8.6.4	国土庁長官
19	平成5年（1993年）北海道南西沖地震非常災害対策本部	H5.7.13～H8.3.31	国土庁長官
20	平成5年（1993年）8月豪雨非常災害対策本部	H5.8.9～H6.3.15	国土庁長官
21	平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部	H7.1.17～H14.4.21	国土庁長官 ↓ 兵庫県南部地震 対策担当大臣 ↓ 国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
	兵庫県南部地震緊急対策本部※1	H7.1.19～H7.4.28	内閣総理大臣
22	平成9年（1997年）ダイヤモンドグレース号油流出事故 非常災害対策本部	H9.7.2～H9.7.11	運輸大臣
23	平成12年（2000年）有珠山噴火非常災害対策本部	H12.3.31～H13.6.28 ※2	国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
24	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害 対策本部	H12.8.29～H14.5.15	国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
	平成12年（2000年）三宅島噴火非常災害対策本部※3	H14.5.16～H17.3.31	
25	平成16年（2004年）台風第23号非常災害対策本部	H16.10.21～H19.3.31	防災担当大臣
26	平成16年（2004年）新潟県中越地震非常災害対策本部	H16.10.24～H20.3.31	防災担当大臣
27	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部	H23.3.11～	内閣総理大臣
28	平成23年（2011年）台風第12号非常災害対策本部	H23.9.4～H26.12.26	防災担当大臣
29	平成26年（2014年）豪雪非常災害対策本部	H26.2.18～H26.5.30	防災担当大臣
30	平成26年（2014年）8月豪雨非常災害対策本部	H26.8.22～H27.1.9	防災担当大臣
31	平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部	H26.9.28～H27.11.9	防災担当大臣
32	平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害対 策本部	H28.4.14～	防災担当大臣

(注) 上記は「災害対策基本法」(昭和36年223号)に基づく緊急災害対策本部及び非常災害対策本部。

※1 閣議決定に基づき内閣に設置されたもので、「災害対策基本法」に基づくものではない。

※2 噴火が鎮静化したことによる。本部廃止と同時に有珠山噴火災害復旧・復興対策会議を設置。

※3 新島及び神津島については、応急対策が終了したことから名称変更。

出典：内閣府資料

附属資料 12 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降）

平成28年4月21日現在

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長
平成7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17～18	兵庫県	国土庁長官
平成9	平成9年7月梅雨前線豪雨	7.11～12	鹿児島県、熊本県	国土庁長官
平成10	平成10年8月末豪雨	8.28	栃木県、福島県	国土政務次官
平成11	平成11年6月23日からの大雨	6.30～7.1	広島県	国土庁長官
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.25	熊本県	国土庁長官
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.31～4.1	北海道	国土庁長官
	平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.7	鳥取県	国土庁長官
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	3.29	広島県、愛媛県	内閣府大臣政務官
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.22	熊本県、鹿児島県	防災担当大臣
	宮城県北部を震源とする地震	7.27	宮城県	防災担当大臣
	平成15年（2003年）十勝沖地震	9.26～27	北海道	内閣府副大臣
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.14	新潟県	防災担当大臣
		7.15	福島県	内閣府副大臣
	平成16年7月福井豪雨	7.20	福井県	内閣府副大臣
	平成16年台風第21号	10.1	三重県	防災担当大臣
	平成16年台風第22号	10.14	静岡県	内閣府副大臣
	平成16年台風第23号	10.22	兵庫県、京都府	防災担当大臣
		10.22	香川県、岡山県	内閣府副大臣
平成16年（2004年）新潟県中越地震	10.24	新潟県	防災担当大臣	
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20～21	福岡県	内閣府副大臣
	宮城県沖を震源とする地震	8.16～17	宮城県	内閣府大臣政務官
	平成17年台風第14号	9.9	宮崎県	防災担当大臣
平成18	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.21	長野県	防災担当大臣
		7.25	鹿児島県	内閣府副大臣
	平成18年台風第13号	9.19	宮崎県	防災担当大臣
	北海道佐呂間町における竜巻	11.7～8	北海道	防災担当大臣
平成19	平成19年（2007年）能登半島地震	3.25～26	石川県	防災担当大臣
	台風第4号及び梅雨前線による大雨	7.13	熊本県	内閣府副大臣
	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	防災担当大臣
平成20	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	6.14～6.15	岩手県、宮城県	防災担当大臣
	岩手県沿岸北部を震源とする地震	7.24	岩手県、青森県	防災担当大臣
	平成20年8月末豪雨	8.29	愛知県	防災担当大臣
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.22	山口県	防災担当大臣
		7.27	福岡県	防災担当大臣
	平成21年台風第9号	8.11	兵庫県、岡山県	防災担当大臣
平成23	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	宮城県	内閣府副大臣
		3.12	岩手県	内閣府副大臣
		3.12	福島県	財務大臣政務官
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.31	新潟県、福島県	防災担当大臣
		8.2	福島県	内閣府副大臣
	平成23年台風第12号	9.4～9.7	和歌山県、奈良県、三重県	内閣府大臣政務官
9.6		奈良県	国土交通大臣	

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長	
平成24	平成24年5月に発生した突風等	5.7	茨城県、栃木県	内閣府副大臣	
	平成24年7月九州北部豪雨	7.13～7.14	熊本県、大分県	防災担当大臣	
		7.21～7.22	福岡県、大分県、 鹿児島県	防災担当大臣	
平成25	平成24年11月末からの大雪等	3.4～3.5	北海道	内閣府大臣政務官、 内閣総理大臣補佐官	
	梅雨期における大雨等	7.29～7.30	島根県、山口県	内閣府副大臣	
		8.3	山形県、福島県	内閣府大臣政務官	
		8.3	新潟県	農林水産大臣政務官	
		8.3	岩手県、宮城県	国土交通大臣政務官	
		8.9	島根県、山口県	防災担当大臣	
		8.13	秋田県	内閣府副大臣	
		8.13	岩手県、秋田県	内閣府大臣政務官	
	9月2日及び4日の竜巻等	9.3	埼玉県	内閣府大臣政務官	
		9.4	千葉県	内閣府大臣政務官	
	台風18号による大雨等	9.17	埼玉県	内閣府大臣政務官	
		9.18	京都府	防災担当大臣事務代理	
		9.18	滋賀県、福井県	内閣府副大臣	
		9.19	三重県	内閣府大臣政務官	
		9.19～9.20	青森県、岩手県、 秋田県	内閣総理大臣補佐官	
	台風第26号	10.19	東京都大島町	防災担当大臣	
	平成26	今冬期の大雪等	2.6	秋田県	内閣府副大臣
			2.17	山梨県	内閣府大臣政務官
			3.7	東京都、山梨県	内閣府副大臣、 環境省副大臣
3.10			埼玉県	内閣府副大臣	
3.15			長野県、群馬県	内閣府副大臣	
台風第8号及び梅雨前線		7.11	長野県	内閣府大臣政務官	
		7.12	山形県	内閣府大臣政務官	
		7.14～7.15	沖縄県	内閣府大臣政務官	
台風第12号及び第11号		8.11～8.13	徳島県、高知県	内閣府副大臣	
		8.11	栃木県	内閣府大臣政務官	
8月15日からの大雨		8.18～8.19	兵庫県、京都府	内閣府副大臣	
		8.19	岐阜県	内閣府大臣政務官	
8月19日からの広島県の大雨		8.20～8.21	広島県	防災担当大臣	
		9.6	広島県	防災担当大臣	
		9.17	広島県	内閣府大臣政務官	
御嶽山噴火		9.28	長野県	内閣府副大臣	
		10.11	長野県	防災担当大臣	
長野県北部を震源とする地震		11.23	長野県	内閣府大臣政務官	
		12.2	長野県	防災担当大臣	
平成26年12月大雪		12.9	徳島県	防災担当大臣	
平成27	口永良部島噴火	5.29～5.30	鹿児島県	内閣府副大臣	
	平成27年9月関東・東北豪雨	9.11	茨城県、栃木県	内閣府副大臣	
	台風第21号	9.30～10.1	沖縄県	内閣府大臣政務官	
平成28	平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震	4.15	熊本県	内閣府副大臣	

出典：内閣府資料

附属資料 13 災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降）

平成28年4月21日現在

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17	兵庫県	20
			大阪府	5
	新潟県北部地震	4.1	新潟県	1
	平成7年7月梅雨前線豪雨	7.11,12	新潟県	2
長野県			2	
平成8	台風第17号	9.22	埼玉県	1
		9.22	千葉県	2
平成9	平成9年7月梅雨前線豪雨	7.1	鹿児島県	1
	平成9年台風第19号	9.16	大分県	1
			宮崎県	4
平成10	平成10年8月上旬豪雨	8.4	新潟県	3
	平成10年8月末豪雨	8.27,30	福島県	3
			茨城県	1
			栃木県	4
			埼玉県	1
			静岡県	1
	平成10年台風第5号	9.16	埼玉県	1
	平成10年台風第7号	9.22	福井県	1
			兵庫県	1
			奈良県	1
平成10年9月23日～25日の大雨	9.25	高知県	6	
平成10年台風第10号	10.17	岡山県	4	
平成11	平成11年6月23日からの大雨	6.29	広島県	2
	平成11年8月27日～28日対馬地方豪雨	8.27	福岡県	1
			長崎県	1
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.24	山口県	9
			福岡県	1
			熊本県	9
東海村臨界事故	9.3	茨城県	2	
平成11年10月27日からの大雨	10.28	青森県	1	
		岩手県	1	
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.29	北海道	3
	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	6.26	東京都	1
	平成12年（2000年）新島・神津島近海地震	7.1,15	東京都	2
	平成12年台風第3号	7.8	埼玉県	1
	平成12年秋雨前線と台風第14号に伴う大雨	9.11	愛知県	21
			岐阜県	1
平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.6	鳥取県	6	
		島根県	2	
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	3.24	広島県	13
	平成13年9月6日の大雨	9.6	愛媛県	1
			高知県	2
平成13年台風第16号	9.8,11	沖縄県	2	
平成14	平成14年台風第6号	7.11	岩手県	1
		7.10	岐阜県	1
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.19	福岡県	5
		7.20	熊本県	1
	宮城県北部を震源とする地震	7.26	宮城県	5
	平成15年台風第10号	8.9	北海道	3
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.13	新潟県	7
	平成16年7月福井豪雨	7.18	福井県	5
	平成16年台風第10号、台風第11号及び関連する大雨	7.31	徳島県	2
			愛媛県	1
平成16年台風第15号と前線に伴う大雨	8.17	高知県	1	

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成16	平成16年台風第16号	8.30	岡山県	9
			香川県	13
			愛媛県	1
			宮崎県	2
	平成16年台風第18号	9.7	広島県	2
	平成16年台風第21号	9.29	三重県	5
			愛媛県	4
			兵庫県	2
	平成16年台風第22号	10.9	静岡県	1
	平成16年台風第23号	10.2	宮崎県	1
徳島県			4	
香川県			9	
兵庫県			18	
岐阜県			1	
京都府	7			
平成16年(2004年)新潟県中越地震	10.23	新潟県	54	
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20	福岡県	1
	平成17年台風第14号	9.4	東京都	2
		9.6	山口県	2
			高知県	1
			宮崎県	13
9.4	鹿児島県	1		
平成18	平成18年豪雪	1.6・1.8・1.11・1.13	新潟県	11
		1.7・1.12	長野県	8
	平成18年6月長雨土砂災害	6.15	沖縄県	2
	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.19	長野県	3
		7.22	鹿児島県	6
	宮崎県	1		
	平成18年台風第13号	9.17	宮崎県	1
北海道佐呂間町における竜巻	11.7	北海道	1	
平成19	平成19年(2007年)能登半島地震	3.25	石川県	7
	台風第4号及び梅雨前線による大雨	7.6	熊本県	1
	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	10
	平成19年台風第5号	8.2	宮崎県	1
	平成19年台風第11号及び前線による大雨	9.17	秋田県	2
平成20	2月23日から24日にかけての低気圧	2.24	富山県	1
	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	6.14	岩手県	5
			宮城県	2
	7月28日からの大雨	7.28	富山県	1
			石川県	1
平成20年8月末豪雨	8.28	愛知県	2	
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.21	山口県	2
		7.24	福岡県	1
	平成21年台風第9号	8.9	兵庫県	3
			岡山県	1
平成22	平成22年梅雨前線による大雨	7.14	広島県	2
		7.15	山口県	1
		7.16	広島県	1
	鹿児島県奄美地方における大雨	10.20	鹿児島県	3
平成23	平成22年11月からの大雪等	1.27	新潟県	4
		1.30	新潟県	2
		1.31	新潟県	3
		1.30	宮崎県	1
	霧島山(新燃岳)の噴火	2.10	宮崎県	1

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成23	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	青森県	2
			岩手県	34
			宮城県	35
			福島県	59
			茨城県	37
			栃木県	15
			千葉県	8
	東京都	47		
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.29	新潟県	15
			福島県	9
	平成23年台風第12号	9.2	三重県	3
			奈良県	10
		9.3	和歌山県	5
岡山県			1	
平成23年台風第15号	9.21	鳥取県	2	
		青森県	1	
平成24	今冬期の大雪等	1.14	福島県	1
		1.28	新潟県	2
		1.31	新潟県	4
		2.1	新潟県	1
		2.3	青森県	2
			長野県	5
		2.4	新潟県	4
	平成24年5月に発生した突風等	5.6	新潟県	1
			茨城県	4
	7月3日からの大雨	7.3	栃木県	3
			福岡県	1
	7月11日からの梅雨前線による大雨	7.12	大分県	2
			熊本県	5
8月13日からの大雨	8.14	大分県	1	
		福岡県	7	
平成24年台風第16号	9.15	京都府	1	
11月27日の暴風雪	11.27	鹿児島県	1	
平成25	今冬期の大雪等	2.22	北海道	7
		2.25	新潟県	8
		2.26	新潟県	1
		2.28	山形県	1
	融雪等に伴う地すべり	5.1	山形県	1
	7月22日からの大雨	7.22	山形県	4
	7月28日からの大雨	7.28	山口県	3
			島根県	1
	8月9日からの大雨	8.9	秋田県	3
			岩手県	1
	8月23日からの大雨	8.23	島根県	1
	9月2日に発生した突風	9.2	埼玉県	2
	平成25年台風18号	9.16	埼玉県	1
京都府			2	
平成25年台風26号	10.16	東京都	1	
		千葉県	1	
平成26	今冬期の大雪等	2.15	長野県	4
			群馬県	1
			山梨県	16
		2.17	群馬県	7
			埼玉県	7
		2.18	群馬県	1
			山梨県	3
		2.21	山梨県	2

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成26	平成26年度台風8号接近に伴う大雨	7.9	長野県	1
			山形県	1
	平成26年台風12号	8.3	高知県	1
	平成26年台風11号	8.9	高知県	3
			徳島県	1
	平成26年8月15日からの大雨	8.17	京都府	1
			兵庫県	1
	平成26年8月19日からの大雨	8.20	広島県	1
御嶽山噴火に係る被害	9.27	長野県	2	
長野県神城断層地震	11.22	長野県	3	
12月5日からの大雪	12.8	徳島県	3	
平成27	口永良部島噴火	5.29	鹿児島県	1
	平成27年9月関東・東北豪雨	9.9	茨城県	10
			栃木県	8
		9.10	宮城県	8
平成27年台風第21号	9.28	沖縄県	1	
平成28	平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震	4.14	熊本県	45

出典：内閣府資料

附属資料 14 過去5年の激甚災害の適用実績

政令名	災害名	主な被災地	主な適用措置												その他の適用措置
			3,4条	5条	6条	7条	12条	16条	17条	19条	24条				
平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年2月28日の津波	岩手県・宮城県				○※2									
平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線	岐阜県・広島県・佐賀県		○	○									○	
平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第9号	神奈川県・静岡県		●										●	
平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	豪雨	鹿児島県		●	●									●	
東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	東日本大震災	青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県	○	○	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年等局激	—		●	●									●	
平成二十二年から平成二十二年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	三宅島火山現象	東京都		●	●									●	
平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第6号	三重県・和歌山県・高知県		●	●									●	
平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年7月新潟・福島豪雨	新潟県・福島県	○	○			●	○				○	○		
平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第12号	三重県・奈良県・和歌山県	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	
平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第15号	福島県・岐阜県・兵庫県			○	○								○	
平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年等局激	—		●	●									●	
平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第4号	福岡県・熊本県・大分県	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	
平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成24年等局激	—		●	●									●	
平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線等・台風第4号・台風第7号	岩手県・山形県・島根県・山口県		●	○	○								○※1	
平成二十五年八月二十三日から同月二十五日までの間の豪雨による島根県津江市及び邑智郡南町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	豪雨	島根県		●	●									●	
平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号	福井県・滋賀県・京都府			○	○								○	
平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第26号	東京都		●	●		●							●	
平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成25年等局激	—		●	●	●								●	
平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による長野県木曾郡南木曾町及び宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第8号	長野県・宮崎県			●									●	
平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第11号・台風第12号・前線による豪雨	北海道・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・広島県・徳島県・愛媛県・高知県	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
平成二十六年十月十三日及び同月十四日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第19号	兵庫県			●									●	
平成二十六年十一月二十一日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成26年11月22日の地震	長野県		●	●									●	
平成二十六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成26年等局激	—		●	●									●	
平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第9号・台風第11号・台風第12号	熊本県		●	○									○※1	
平成二十七年八月二十四日から同月二十六日までの間の暴風雨による三重県多気郡大台町及び北牟婁郡紀北町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第15号	三重県			●									●	
平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号等	宮城県・福島県・茨城県・栃木県		●	○	○		●						○※1	
平成二十七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成27年等局激	—		●	●									●	
平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成28年熊本地震	熊本県等	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 公共土木施設等に係るものについては局激 ※2 第3号に係る部分に限る

【凡例】

- は本激（地域を指定せず、災害そのものを指定）、●は局激（市町村単位で災害を指定）
- 適用措置は、それぞれ「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する下記の措置

【主な適用措置】

- 3,4条：公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5条：農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 6条：農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 7条3号：水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- 12条：中小企業信用保証法による災害関係保証の特例
- 16条：公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17条：私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 19条：市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 24条：小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

【その他の適用措置】

- 8条：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 9条：森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 10条：土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 11条：共同利用小型漁船の建造費の補助
- 11条の2：森林災害復旧事業に対する補助
- 14条：事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 20条：母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 22条：罹災者公営住宅建設等事業の対する補助の特例
- 25条：雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

15-1 口永良部島噴火 [噴火警戒レベル 5]

① 災害の状況

口永良部島では、平成 27 年 5 月 29 日 9 時 59 分頃、爆発的噴火が発生した。黒灰色の噴煙が火口縁上 9,000m 以上に上がり、火砕流が新岳の北西側では海岸にまで達し、さらに新岳南西側では海岸付近まで、南東側では中腹付近まで流下した。また、噴火発生直後は、火山性地震が増加した。

この噴火に伴い、気象庁は、同日 10 時 07 分に噴火警報（居住地域）を発表し、噴火警戒レベルを 3（入山規制）から 5（避難）に引き上げた。

噴火発生後の 10 時 20 分、屋久島町において全島民を対象に避難指示を発令し、噴火時の在島者 137 名（島民 118 名、旅行者等 19 名）全員が、町営船「フェリー太陽」、県消防防災ヘリ、海上保安庁巡視船等により、当日中に島外避難を実施した。

この噴火の影響により、軽傷等 2 名の人的被害や停電被害等が発生したほか、広葉樹林等の立木 300ha 及び治山施設・林道等が火砕流による被害に見舞われた。

なお、口永良部島新岳における前回の噴火は、平成 26 年 8 月 3 日のことで、この時、気象庁は、噴火警報（火口周辺）を発表し、噴火警戒レベルを 1（平常※「噴火警戒レベル 1 のキーワードは平成 27 年 5 月 18 日から「活火山であることに留意」に変更）から 3（入山規制）に引き上げた。その後は、水蒸気を多く含む白色の噴煙が上がったものの、噴火は観測されていない状態であったが、翌年の平成 27 年 3 月 24 日以降夜間に火映を観測するようになり、さらに 5 月 23 日、午前 7 時頃から島内を震源とする地震が多い状態となり、8 時 00 分には震度 3 を観測する地震が発生するなど、火山活動の高まりがみられていた。5 月 29 日の爆発的噴火はこの地震の 6 日後に発生した。

② 各府省庁等の対応

5 月 29 日 10 時 15 分、内閣総理大臣は関係省庁に対し、① 早急な被害状況の把握、② 自治体との緊密な連携による避難等の安全確保措置の徹底、③ 適時的確な情報の提供、3 点について指示した。

また、10 時 37 分には、関係省庁局長級で構成される緊急参集チーム協議を開始し、① 地方自治体、関係機関等との連携を密にし、口永良部島の火山活動や被害状況を的確に把握するとともに、住民の安全を第一として、政府一体となった救援救助活動、避難支援等に全力を尽くすこと、② 被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域援助隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の救援救助部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等による被災地への広域応援を行い、災害応急対策に万全を期すこと、③ 火山活動について、引き続き、国や関係機関が一体となって厳重な観測・監視・分析を行い、住民や地方自治体、関係機関に対する的確な情報提供を行うこと、を確認した。

11 時 00 分、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害対策会議を開催し、鹿児島県副知事とテレビ会議を行うとともに、今後の火山活動の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行った。（以降、御同会議を計 5 回開催し、鹿児島県知事、屋久島町長及び火山専門家（火山噴火予知連絡会会長等）とのテレビ会議による情報共有等を随時実施）。

更に、口永良部島噴火に伴う被害状況及び現地の対応状況等を把握するため、内閣府副大臣（防災担当）を団長とする政府調査団を鹿児島県庁へ派遣し、自衛隊ヘリによる上空調査を実施するとともに、被災自治体の首長等と意見交換を実施した。また、内閣府情報先遣チームを鹿児島県屋久島町役場へ派遣した。

16 時 30 分、国と被災地方公共団体が一体となって、現地での災害応急対策に係る調整を実施するため、鹿児島県屋久島町役場に政府現地連絡調整室（室長：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官）を設置した。

6月13日には、口永良部島新岳の噴火に係る被災状況を把握するため、内閣総理大臣が現地を視察し、屋久島町において鹿児島県知事、屋久島町長等と意見交換を行うとともに、島民が避難生活を送っている避難所の視察を実施した。

この他、鹿児島県知事からの自衛隊災害派遣要請に基づき、延べ約430名の自衛隊員が航空機による避難支援・情報収集活動を実施した。

また、この噴火災害により、鹿児島県熊毛郡屋久島町に対して、災害救助法が適用（5月29日適用）された。

15-2 箱根山噴火 [噴火警戒レベル3]

① 災害の状況

箱根山の火口周辺では、平成27年4月26日以降、火山活動がやや活発な状況で推移していたが、5月5日に震度1の火山性地震を3回観測したことなどから、気象庁は、噴火警報（火口周辺）を発表し、5月6日6時00分に噴火警戒レベルを1（平常※ 噴火警戒レベル1のキーワードは平成27年5月18日から「活火山であることに留意」に変更）から2（火口周辺規制）へ引き上げた。

その後、神奈川県温泉地学研究所及び気象庁が実施した現地調査において、6月29日から30日にかけてごく小規模な噴火が発生したものとみられたことから、気象庁は、6月30日12時30分に噴火警報（火口周辺）を発表し、噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）から3（入山規制）へ引き上げた。

これを受け、地元の神奈川県及び箱根町では、12時30分に大涌谷周辺の概ね1kmの範囲への立入規制及び避難指示を発令し、県道734号及び735号（姥子～早雲山駅間）の通行止め規制を実施したほか、7月3日には、箱根町において、大涌谷周辺の概ね1kmの範囲を災害対策基本法第63条に基づく警戒区域として設定した。

避難指示の発令後、避難指示範囲内に所在していた住民等は避難を開始し、同日21時05分には、地元警察・消防において当該範囲内に残留者がなく避難が完了していることを確認した。

なお、この噴火の影響による人的被害、物的被害の報告はない。

② 各府省庁等の対応

政府は、噴火発生後直ちに、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害警戒会議を開催し、火山活動の見通し、各省庁の対応状況について情報共有を実施し、今後の対応を確認した。

同日、内閣府情報先遣チームを神奈川県箱根町役場へ派遣し、関係機関との連絡調整等の業務を実施した。

6月30日、火山防災協議会コアグループ会議に内閣府職員が参画し、今後の対応について国・県・町等が一体となって協議を実施した。

7月1日、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府副大臣（防災担当）、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害警戒会議（第2回）を開催し、箱根町とのテレビ会議による意見交換を実施するとともに、地元の取組状況、課題、対応方針について情報共有及び確認を行った。

15-3 平成27年台風第11号

① 災害の状況

平成27年7月4日3時00分にマーシャル諸島近海で発生した台風第11号は、16日23時頃、高知県室戸市付近に上陸した。台風は引き続き北上を続け、17日06時頃、岡山県倉敷市付近に再び上陸した。その後、台風は進路を北東に変え、同日21時に日本海で熱帯低気圧に変わった。この台風や

台風に向かって流れ込む湿った空気の影響で、西日本と東日本を中心に雨量が多くなった。特に、近畿地方では、24時間の積算雨量がこれまでの観測記録を更新し、平年の7月1ヶ月間に降る雨量を上回る大雨となった。また、西日本で猛烈な風が吹いた他、海上は、西日本と東日本の太平洋側を中心に大しけとなった。

台風第11号の上陸に伴い、延べ7県、17,537世帯43,384人に対して避難指示が、延べ16府県、476,197世帯1,087,284人に対して避難勧告が発令された。

台風第11号の影響により、死者2名、負傷者59名の人的被害、全壊2棟、半壊5棟、床上浸水79棟、床下浸水319棟の住家被害が発生した。その他、がけ崩れ等の土砂災害が計69件発生したほか、四国電力管内の延べ約86,882戸をはじめ、延べ約175,682戸で停電が発生した。

② 各府省庁等の対応

政府では、台風上陸前の7月15日に、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府副大臣（防災担当）、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害警戒会議を開催し、今後の気象の見通し及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、万全の態勢で対応していくことを確認した。

同日、台風第11号への対応について、以下のとおり、内閣府特命担当大臣（防災）から国民へ呼びかけを行い、HP及びSNSにて公表した。

- 1 台風第11号は、明日夜から17日にかけて、西日本に接近・上陸するおそれがあり、西日本から東日本では明日から、非常に激しい雨、猛烈な風、海は大しけとなる見込みです。台風の動きが遅く、雨量がかなり多くなるおそれがあります。死者・行方不明者98名の被害を出した平成23年紀伊半島大水害の台風と進路も似ていることから注意が必要です。昨年 of 広島 of 土砂災害も踏まえ、人命に直結する土砂災害などに対して、特に厳重な警戒が必要です。
- 2 国民の皆様には、自らの身を守るため、市町村からの勧告等がなくても、気象情報などに注意して、少しでも危険を感じたら、躊躇なく積極的に避難するよう心掛けてください。避難場所まで行くことが危険だと感じたら、近隣のより安全な場所に、外へ出ることがすでに危険だと感じたら、屋内の2階、3階等の谷側（山の反対側）に避難してください。水路・海岸等には絶対に近づかないでください。
- 3 重ねて、国民の皆様には、空振りを恐れず、積極的に自らの身を守る行動をとっていただくようお願いします。

その後の台風上陸等の経過状況を踏まえ、17日10時00分、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府副大臣（防災担当）、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害警戒会議（第2回）を開催し、今後の気象の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、引き続き万全の態勢で対応していくことを確認した。

15-4 桜島の火山活動 [噴火警戒レベル4]

① 災害の状況

桜島では、平成27年8月15日7時頃から島内を震源とする火山性地震が多発し、桜島島内に設置している傾斜計及び伸縮計では、山体膨張を示す急激な地殻変動が観測された。

このため、気象庁は、10時15分、噴火警報（居住地域）を発表し、噴火警戒レベルを3（入山規制）から4（避難準備）に引き上げ、昭和火口および南岳山頂火口から3km以内の有村町および古里町に対し、弾道を描いて飛散する大きな噴石および火砕流への厳重な警戒を呼びかけた。

これを受け、鹿児島県鹿児島市は、11時50分に避難準備情報を、16時50分に避難勧告を発令した。その後、18時10分には、地元消防において避難対象地区（有村町有村地区、古里町古里東地区（火口から3km圏内）、黒神町塩屋ヶ元地区）内の戸別訪問を実施し、住民（51世帯77名）の避難

完了を確認した。

避難者は島内4ヶ所に設置された避難所や親戚宅等へ避難した（8月25日13時25分をもって全ての避難所が閉鎖）。

8月22日には、避難勧告の一部が避難準備情報に切り替えられ、気象庁が9月1日16時00分に噴火警報（火口周辺）を発表し、噴火警戒レベルを4（避難準備）から3（入山規制）に引き下げたことを受け、同日16時10分をもって全ての避難準備情報が解除された。

なお、この火山活動の影響による人的被害、物的被害の報告はない。

② 各府省庁等の対応

政府では、噴火警戒レベル4（避難準備）への引き上げ後直ちに、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害警戒会議を開催し、鹿児島県知事とテレビ会議を行うとともに、今後の火山活動の見通し及び各省庁の対応状況等について確認した。

同日、情報連絡要員（リエゾン）として、内閣府（防災担当）職員を鹿児島市役所へ派遣し、関係機関との連絡調整等の業務を実施した。

9月16日11時00分、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害警戒会議（第2回）を開催し、鹿児島県知事及び火山専門家（火山噴火予知連絡会委員）とテレビ会議を行うとともに、今後の火山活動の見通し及び当面の課題等について確認した（鹿児島市役所とのテレビ会議は随時実施）。

8月20日、内閣府大臣政務官が鹿児島県及び鹿児島市を訪問し、布袋鹿児島県副知事、森鹿児島市長町長との意見交換を実施した。

15-5 平成27年台風第15号

① 災害の状況

台風第15号は、平成27年8月23日夜から24日明け方にかけて、非常に強い勢力で先島諸島に接近・通過した後、沖縄本島や奄美大島の西海上を北東に進み、25日未明には薩摩半島の西の海上に達した。その後、25日6時過ぎに熊本県荒尾市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま九州北部を北上し、25日昼前に、日本海に達した。

沖縄県の石垣島で23日21時16分に71.0メートルの最大瞬間風速を観測する等、南西諸島や九州を中心に猛烈な風が吹き、海上は猛烈なしけとなった。また、西日本から東日本にかけての広い範囲で、風が強く、うねりを伴い波が高くなった。

台風や南から流れ込む暖かく湿った空気の影響で、南西諸島や西日本、東海地方で大雨となり、九州や山口県、三重県で局地的に1時間に80ミリを超える猛烈な雨が降った。

台風第15号の上陸に伴い、延べ3県、105,516世帯245,459人に対して避難指示が、延べ7県、242,548世帯527,920人に対して避難勧告が発令された。

この台風第11号の影響により、死者1名、負傷者134名の人的被害、全壊10棟、半壊90棟、一部破損2,075棟、床上浸水28棟、床下浸水192棟の住家被害が発生した。また、ライフライン関係では、九州電力管内の延べ約1,136,600戸をはじめ、延べ約1,508,700戸で停電が発生したほか、九州地方を中心に最大13,955戸で断水被害に見舞われた。

② 各府省庁等の対応

政府では、台風上陸前の8月24日に、関係省庁災害警戒会議を開催し、今後の気象の見通し及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、万全の態勢で対応していくことを確認した。

8月26日、沖縄県知事からの自衛隊災害派遣要請に基づき、航空機による沖縄電力の人員及び機材の輸送活動を実施した。

① 災害の状況

平成27年9月7日21時に沖ノ鳥島の東の海上で発生した台風第18号は、日本の南海上を北上し、9日09時半頃に愛知県西尾市付近に上陸した後、日本海に進み、同日15時に温帯低気圧に変わった。

台風第18号や前線の影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に9月9日から11日にかけては、台風第18号から変わった低気圧に流れ込む南よりの風、後には台風第17号の周辺からの南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。

9月7日から9月11日までに観測された総降水量は、栃木県日光市今市で647.5ミリ、宮城県丸森町筆甫で536.0ミリを観測するなど、関東地方で600ミリ、東北地方で500ミリを超え、9月の月降水量平年値の2倍を超える大雨となったところがあった。

特に、9月10日から11日にかけて、栃木県日光市今市や茨城県古河市古河、宮城県仙台市泉区泉ヶ岳など関東地方や東北地方では、統計期間が10年以上の観測地点のうち16地点で、最大24時間降水量が観測史上1位の値を更新するなど、栃木県や茨城県、宮城県では記録的な大雨となった。

気象庁は、栃木県（9月10日00時20分）、茨城県（同日07時45分）、宮城県（9月11日03時20分）の3県に対して、特別警報（大雨）を発表した。

更に、9月9日から11日に関東地方及び東北地方で発生した豪雨について、気象庁は「平成27年9月関東・東北豪雨」と命名した。

以下では、平成27年9月関東・東北豪雨に伴う被害が甚大であった茨城県、栃木県、宮城県を中心とした被害状況等について記述する。

平成27年9月関東・東北豪雨により、3県で延べ約50,516世帯115,681人に対して避難指示が、延べ576,950世帯1,315,600人に対して避難勧告が発令された。

また、各地に設置された避難所への避難者数（ピーク時）は、以下のとおりであった。

茨城県：35市町村	299箇所	10,390人	（9月11日19時20分現在）
※うち常総市	26箇所	4,501人	（9月11日02時00分現在）
宮城県：20市町	288箇所	3,846人	（9月12日08時00分現在）
栃木県：12市町	76箇所	2,677人	（9月10日15時00分現在）

この平成27年9月関東・東北豪雨により、9月10日に茨城県常総市の鬼怒川の堤防が決壊するなど、3県を中心に計86河川において決壊や氾濫による被害が発生した。

また、死者8名、負傷者79名の人的被害のほか、全壊80棟、半7,022棟、一部破損343棟、床上浸水1,925棟、床下浸水10,353棟の住家被害が発生した。

この他、ライフライン関係では、東京電力管内及び東北電力管内において約13,523戸（ピーク時）で停電が発生したほか、茨城県を中心に最大約26,675戸で断水被害に見舞われた。

② 各府省庁等の対応

平成27年9月10日0時20分に栃木県に対して特別警報（大雨）が発表されたことを受け、0時30分、内閣府特命担当大臣（防災）から関係省庁に対して、以下のとおり要請事項が発出された。

- ・本日0時20分に、栃木県に大雨の特別警報が発表されたところ、関係省庁におかれては、土砂災害、河川の氾濫等に対し、最大級の警戒をお願いしたい。
- ・また、空振りを恐れずに躊躇なく避難勧告等を出せるよう、状況に応じ、地方自治体に対して避難のための助言を積極的に行っていただくようお願いしたい。
- ・実働省庁におかれては、迅速かつ的確に被災自治体から応援の要請等に対応できるよう、事前の準備体制を整えていただくようお願いしたい。
- ・引き続き、国民の生命、財産を守るため、地方自治体と連携を密にしつつ、緊張感をもって対応に万全を期して頂きたい。

4時15分、関係省庁局長級会議を開催し、気象状況及び対応状況の確認を実施した。

7時10分、内閣総理大臣から関係省庁に対して、以下のとおり総理指示が発出された。

1. 被害状況を迅速に把握するとともに、政府一体となって、人命の安全確保を第一とする災害応急対策に全力で取り組むこと
2. 国民に対し、避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適時的確に行うこと
3. 地方自治体とも緊密に連携し、今後、浸水が想定される地区の住民の避難が確実に行われるよう、避難支援等の対策に万全を期すこと

総理指示を踏まえ、緊急参集チーム協議において災害応急対策に全力で取り組むことを確認するとともに、内閣府情報先遣チームを茨城県及び栃木県へ派遣した（11日には宮城県へ派遣）。

9時30分、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府副大臣（防災担当）出席のもと、関係省庁災害対策会議（局長級）を開催し、栃木県庁及び茨城県庁とのテレビ会議を実施するとともに、引き続き被害状況の収収に全力を挙げ、被災者の救援・救助、水防活動等の災害応急対策に全力を尽くすことを確認した（以後、関係省庁災害対策会議を計4回開催）。

15時47分、内閣総理大臣出席のもと、栃木県・茨城県等の大雨に関する関係閣僚会議を開催し、以下のとおり、総理指示が発出された。

1. 事態は重大な局面を迎えている。自衛隊、警察、消防など、政府の持てる力を全て動員し、被災者の救命・救助に全力を尽くすこと
2. さらに、取り残され、助けを求めている方がいないか、早急に状況を把握すること
3. さらなる事態の発生も懸念されることから、地方自治体と緊密に連携し、住民の避難が確実に行われるよう対策に万全を期すこと

9月11日、被害状況及び現地の対応状況等を把握するため、内閣府副大臣（防災担当）を団長とする政府調査団を栃木県及び茨城県に派遣し、被災自治体の首長等と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施した。

11時28分、内閣総理大臣出席のもと、栃木県・茨城県・宮城県等の大雨に関する関係閣僚会議を開催し、以下のとおり、総理指示が発出された。

1. 国民の命を守るため、引き続き、政府一丸となって、被災者の救命・救助に全力を尽くすこと
2. 今後、さらなる事態の発生も懸念されることから、地方自治体と緊密に連携し、住民の避難が確実に行われるよう対策に万全を期すこと
3. さらに、被災自治体と連携し、必要な物資の確保や医療行為の提供等被災者の支援策に関係機関が一体となって取り組むこと

9月12日、被災状況を把握するため、内閣総理大臣が、河川の氾濫等により被害が生じた茨城県、栃木県を訪問し、茨城県知事、栃木県知事等と意見交換を行うとともに、破堤箇所視察及び避難所の訪問を実施した。

9月15日、被災状況を把握するため、内閣府特命担当大臣（防災）が、河川の氾濫等により被害

が生じた茨城県常総市を訪問し、常総市長等と意見交換を行うとともに、避難所等の視察を実施した（内閣府特命担当大臣による現地視察は10月16日にも実施）。

現地では、各県知事からの要請を受け、以下のとおり自衛隊の災害派遣を実施した。

[茨城県における大雨に伴う孤立者救助等に係る災害派遣]

ア 概要

- ・要請日時 平成27年9月10日（木）09:05
- ・要請元 茨城県知事
- ・要請先 陸上自衛隊施設学校長（勝田）
- ・要請の概要 孤立者の救助、ボートによる避難支援、土嚢による水防活動、給水支援、入浴支援及び防疫活動
- ・発生場所 茨城県常総市及び結城市
- ・撤収日時 平成27年9月19日（土）22:00

イ 派遣規模（合計）

	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	合計
人員	約440名	約550名	約700名	約840名	約850名	約820名	約1140名	約1150名	約570名	約475名	約7535名
車両	約160両	約190両	約200両	約225両	約220両	約220両	約290両	約290両	約190両	約165両	約2150両
航空機	25機	32機	17機	11機	10機	6機	1機	0機	2機	1機	105機
(回転翼機内数)	(23機)	(31機)	(17機)	(10機)	(10機)	(6機)	(1機)	(0機)	(2機)	(1機)	(101機)
ボート	約45隻	約25隻	約30隻	約30隻	約25隻	約25隻	0隻	0隻	0隻	0隻	約180隻
その他 LO人員	約50名	約40名	約40名	約15名	約15名	約15名	約15名	約15名	約15名	約15名	約235名
その他LO車両	約20両	約15両	約15両	約5両	約5両	約5両	約5両	約5両	約5両	約5両	約85両

[宮城県における孤立者の救助に係る災害派遣]

ア 概要

- ・要請日時 平成27年9月11日（金）02:30
- ・要請元 宮城県知事
- ・要請先 陸上自衛隊第6師団長（神町）
- ・要請の概要 孤立者の救助
- ・発生場所 宮城県大和町、宮城県渋井川
- ・撤収日時 平成27年9月11日（金）19時30分

イ 派遣規模

- ・人員 約190名
- ・車両 約40両
- ・ボート 37隻
- ・航空機 7機
- ・その他 LO人員25名、LO車両14両

〔栃木県における孤立者の救助に係る災害派遣〕

ア 概要

- ・要請日時 平成27年9月11日（金）09:00
- ・要請元 栃木県知事
- ・要請先 陸上自衛隊第12特科隊長（宇都宮）
- ・要請の概要 孤立者の救助
- ・発生場所 栃木県日光市
- ・撤収日時 平成27年9月11日（金）18時20分

イ 派遣規模

- ・人 員 約70名
- ・車 両 15両
- ・航空機 5機
- ・バイク 6台
- ・その他 LO人員2名、LO車両1両

また、警察組織は延べ約3,000名、消防組織は延べ約2,300名を現地へ派遣するとともに、災害対策用機械等を延べ1,670台・日を派遣し、救助活動等を実施した。国土交通省のTEC-FORCEは延べ約2,590名・日を現地へ派遣し、緊急排水活動、被災状況調査、排水活動のための道路啓開、排水路等の土砂撤去、応急復旧への支援、空中写真等の撮影等を実施した。

国土地理院では、無人航空機（UAV）による動画撮影及び推定浸水範囲図の作成等を行い、随時関係機関に提供を行うとともに、国土地理院ホームページで公開した。

この平成27年9月関東・東北豪雨により、3県26市町に対して災害救助法が適用されるとともに、4県8市町に対して被災者生活再建支援法が適用された。

〔災害救助法の適用〕

- 茨城県：8市2町（古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、結城郡八千代町、猿島郡境町、守谷市、坂東市、つくばみらい市）（適用日：9月9日）
- 栃木県：6市2町（栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡野木町、下都賀郡壬生町）（適用日：9月9日）
- 宮城県：4市4町（仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町）（適用日：9月10日）

〔被災者生活再建支援法の適用〕

- 茨城県：常総市、猿島郡境町（適用日：9月9日）
- 栃木県：栃木市、日光市、小山市、鹿沼市（適用日：9月9日）
- 宮城県：大崎市（適用日：9月11日）
- 福島県：田村市（適用日：9月9日）

この他、「平成27年9月7日から9月11日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」について、全国を対象とする激甚災害に指定し、当該災害に適用すべき措置（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）を指定した。また、福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村の区域を対象として、当該災害に適用すべき措置（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）を指定した（10月7日公布・施行）。

その後、「平成27年9月7日から9月11日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の一部を改正し、茨城県常総市の区域を

対象として、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を追加した（10月30日公布・施行）。

15-7 平成27年台風第21号

① 災害の状況

平成27年9月22日21時に沖ノ鳥島の南南東の海上で発生した台風第21号は、26日から27日にかけて沖縄の南の海上を北西に進んだ後、28日に猛烈な勢力で先島諸島に接近した。その後、台風は台湾に上陸し、引き続き西へ進んだ。

この台風の影響で、沖縄県与那国町与那国島では、28日15時41分に最大瞬間風速81.1メートルを観測し、統計開始以来の1位の値を更新したほか、八重山地方を中心に猛烈な風が吹き、先島諸島ではうねりを伴い猛烈なしけ、沖縄本島地方でも大しけとなった。

この台風第21号の影響により、沖縄県与那国町において、全壊10棟、半壊27棟、一部破損285棟の住家被害が発生した。この他、学校、風力発電施設等において猛烈な風による屋根等の一部破損等の被害が発生したほか、沖縄県与那国町をはじめ沖縄電力管内の延べ約7,500戸で停電が発生した。

② 各府省庁等の対応

内閣府（防災担当）では、台風接近前の9月25日に、関係省庁に対し、台風第21号への警戒に係る注意喚起を行うとともに、以降、内閣府（防災担当）ツイッター等により、国民への注意喚起を実施した。

9月29日及び10月3日、沖縄県知事からの自衛隊災害派遣要請に基づき、航空機による沖縄電力等の人員及び機材等の輸送活動を実施した。

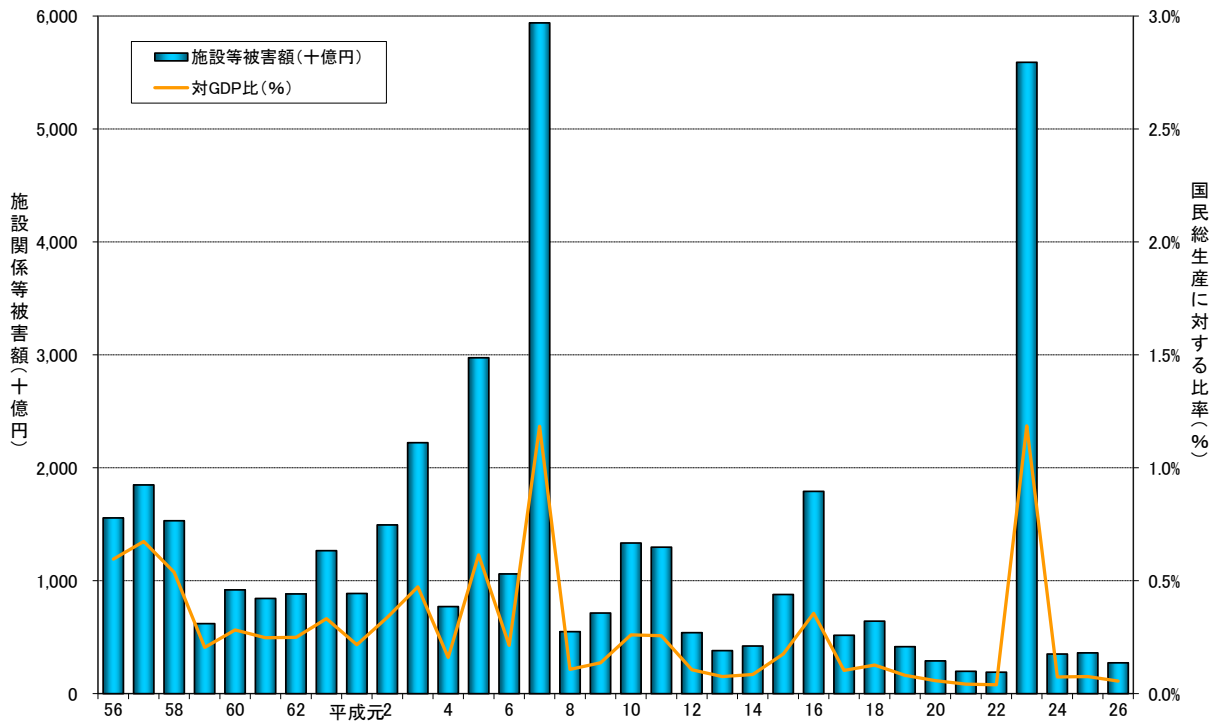
9月30日13時50分、内閣府副大臣（防災担当）出席のもと、関係省庁災害対策会議を開催し、沖縄県庁とのテレビ会議を実施するとともに、引き続き、政府一体となって、災害応急対策や被災者の支援に全力を尽くすことを確認した。

同日、台風第21号による災害に伴う被害状況及び現地の対応状況等を把握するため、内閣府大臣政務官（防災担当）を団長とする政府調査団を沖縄県に派遣し、被災自治体の首長と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施した。

その後、10月2日には、内閣府副大臣（防災担当）、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害対策会議を開催し、内閣府大臣政務官（防災担当）より政府調査団（沖縄県）調査結果報告を行うとともに、今後の課題等について情報共有等を実施した。

この台風第21号による災害に伴い、沖縄県八重山郡与那国町に対して、災害救助法が適用（9月28日適用）された。

附属資料 16 施設関係等被害額及び同被害額の国民総生産に対する比率の推移



出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

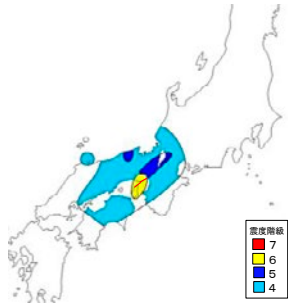
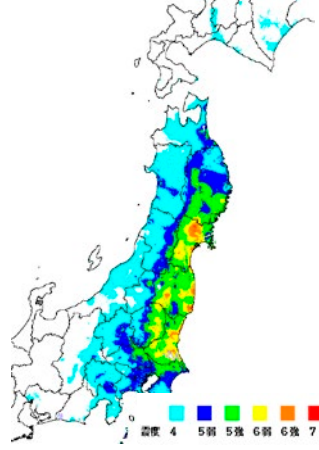
附属資料 17 平成 26 年発生災害による災害別施設関係等被害額

区分	台風 (百万)	豪雨 (百万)	地震 (百万)	豪雪 (百万)	その他 (百万)	合計 (百万)	備考
公共土木施設関係	76,782	38,382	6,243	1,458	15,197	138,061	河川、治山施設、 港湾等
農林水産業関係	48,887	46,338	5,306	2,147	7,397	110,074	農地、農業用施設、 林道、漁業用施設、 農林水産物等
文教施設等関係	576	913	266	728	117	2,600	学校施設、文化財等
厚生施設関係	63	12,134	1,137	1,176	11	15,194	社会福祉施設、 水道施設等
その他の施設関係	2,322	2,983	513	500	259	6,576	自然公園、電信電話、 都市施設等
合計	128,629	100,750	13,464	6,008	22,981	272,506	

(注) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料 18 東日本大震災、スマトラ島沖大地震、阪神 淡路大震災の比較

	阪神・淡路大震災 (日本)	東日本大震災 (日本)	スマトラ島沖大地震 (インドネシア)
発生日時	平成7年1月17日5:46	平成23年3月11日14:46	平成16年12月26日9:58
マグニチュード	7.3	9.0	9.1
地震型	内陸(型)	海溝型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心	
震度6弱以上県数	1県(兵庫)	8県(宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉)	
津波	数十cmの津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測(最大波相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上)	インドネシアの他、インド洋沿岸各国でも大津波を観測
被害の特徴	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模火災が発生。	大津波により、沿岸部で甚大な被害が発生。多数の地区が壊滅。	大津波により、インド洋沿岸各国で被害が発生。特にインドネシアでは甚大な被害が発生
死者 行方不明者	死者6,437名 行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者19,418名 行方不明者2,592名 (平成28年3月1日時点)	死者126,732名 行方不明者93,662名 (平成17年3月30日時点)
住家被害(全壊)	104,906	121,809 (平成28年3月1日時点)	※不明
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) (※)長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県)を含む	
震度分布図 (震度4以上を表示)			

(注) 平成8年に震度階級が改定され、5弱、5強、6弱および6強が新たに加わった。
 出典：内閣府資料、消防庁資料、UNOCHA資料をもとに内閣府作成

附属資料 19 東日本大震災における被害額の推計

平成23年6月24日

項目	被害額
建築物等 (住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械等)	約10兆4千億円
ライフライン施設 (水道、ガス、電気、通信・放送施設)	約1兆3千億円
社会基盤施設 (河川、道路、港湾、下水道、空港等)	約2兆2千億円
農林水産関係 (農地・農業用施設、林野、水産関係施設等)	約1兆9千億円
その他 (文教施設、保健医療・福祉関係施設、廃棄物処理施設、 その他公共施設等)	約1兆1千億円
総計	約16兆9千億円

(注) 各県及び関係府省からのストック（建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等）の被害額に関する提供情報に基づき、内閣府（防災担当）において取りまとめたものである。今後、被害の詳細が判明するに伴い、変動があり得る。また、四捨五入のため合計が一致しないことがある。

出典：内閣府資料

附属資料20 我が国の主な火山噴火及び噴火災害

噴火年	火山名	犠牲者数	噴火及び被害の特徴
1640年(寛永17年)	北海道駒ヶ岳※	700余	山体崩壊、岩屑なだれ、津波、多量の降灰、火砕流
1663年(寛文3年)	有珠山※	5	近辺の家屋は消失または埋没
1663年(寛文3年)	雲仙岳	30余	溶岩流、火口よりの出水が氾濫
1667年(寛文7年)	樽前山※		火砕流、多量の降灰・軽石
1694年(元禄7年)	北海道駒ヶ岳		地震・火山雷を伴う噴火、軽石降下、火砕流発生
1707年(宝永4年)	富士山※		「宝永噴火」、多量の降灰、終息後の土砂災害
1721年(享保6年)	浅間山	15	噴石
1739年(元文4年)	樽前山※		火砕流、多量の降灰・軽石
1741年(寛保元年)	渡島大島	1467	山体崩壊、岩屑なだれによる大津波発生
1769年(明和5年)	有珠山		大量の降灰・軽石、火砕流
1777年(安永6年)	伊豆大島		「安永の大噴火」、溶岩流、スコリア降下
1779年(安永8年)	桜島※	150余	「安永の大噴火」、噴石、溶岩流
1781年(天明元年)	桜島	15	高免沖の島で噴火、津波
1783年(天明3年)	浅間山	1151	「天明大噴火」、火砕流、溶岩流、土石なだれ、吾妻川、利根川の洪水
1785年(天明5年)	青ヶ島	130~140	噴石、泥土、島民の1/3以上が犠牲。以後50年余無人島
1792年(寛政4年)	雲仙岳	15,000	「島原大変肥後迷惑」、眉山の崩壊による対岸の津波
1822年(文政5年)	有珠山	50~103	火砕流、旧アブタ集落全滅
1853年(嘉永6年)	有珠山		多量の火山灰・軽石、溶岩ドーム形成、火砕流
1856年(安政3年)	北海道駒ヶ岳	21~29	降下軽石、火砕流
1888年(明治21年)	磐梯山※	461~477	岩屑なだれによる5村11部落が埋没、土石流(火山泥流)
1900年(明治33年)	安達太良山	72	噴石、火口の硫黄採掘所全壊
1902年(明治35年)	伊豆鳥島	125	全島民が犠牲
1914年(大正3年)	桜島※	58	「大正大噴火」、火山雷、溶岩流、地震、空振、村落埋没、多量の降灰
1926年(大正15年)	十勝岳	144	大規模火山泥流、上富良野、美瑛埋没
1929年(昭和4年)	北海道駒ヶ岳	2	多量の降灰・軽石、火砕流、火山ガス被害
1940年(昭和15年)	三宅島	11	多量の火山灰・火山弾、溶岩流
1952年(昭和27年)	ベヨネース列岩(明神礁)	31	火砕サージ
1943~45年(昭和18~20年)	有珠山	1	多量の火山灰、噴石、昭和新山形成
1958年(昭和33年)	阿蘇山	12	噴石
1991年(平成3年)	雲仙岳	43	火砕流、土石流
2014年(平成26年)	御嶽山	58	噴石

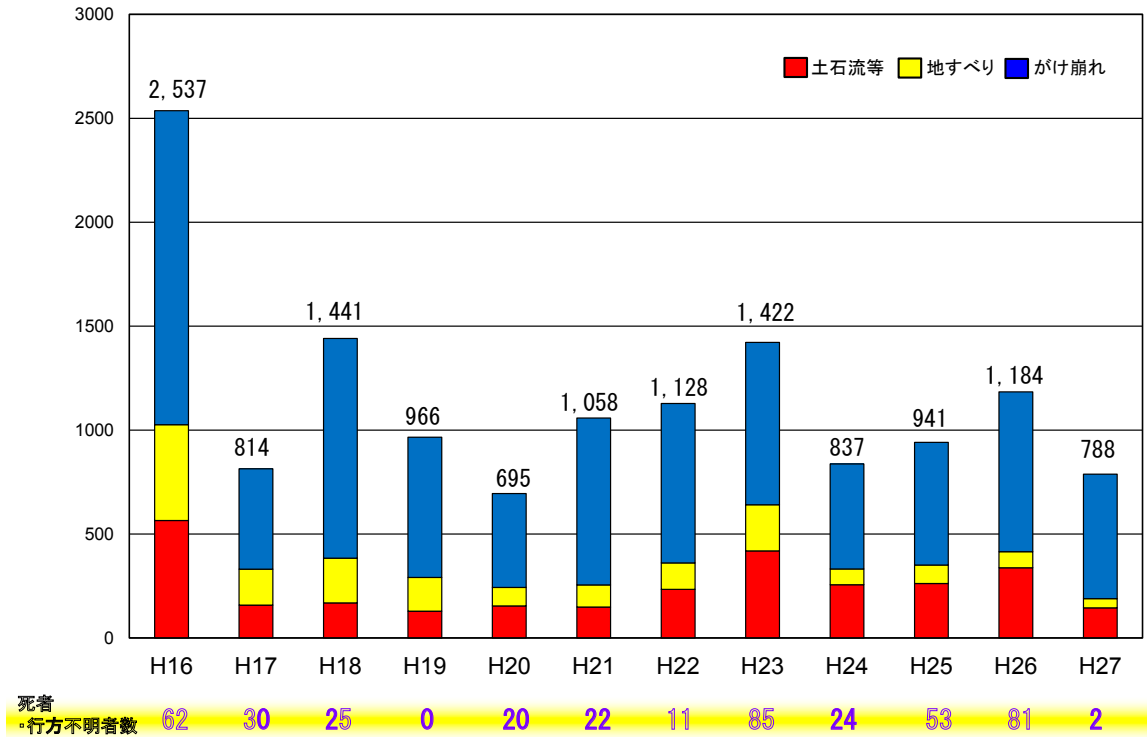
注：「死者行方不明者10名以上の噴火災害」または「見かけ体積0.1km³以上の噴出物があったとされる大規模噴火」について掲載

※は、見かけ体積1km³以上の噴出物があった噴火

出典：日本活火山総覧(第4版)(気象庁編 平成25年)等をもとに内閣府作成

附属資料21 土砂災害の発生状況の推移

土砂災害発生件数(件)



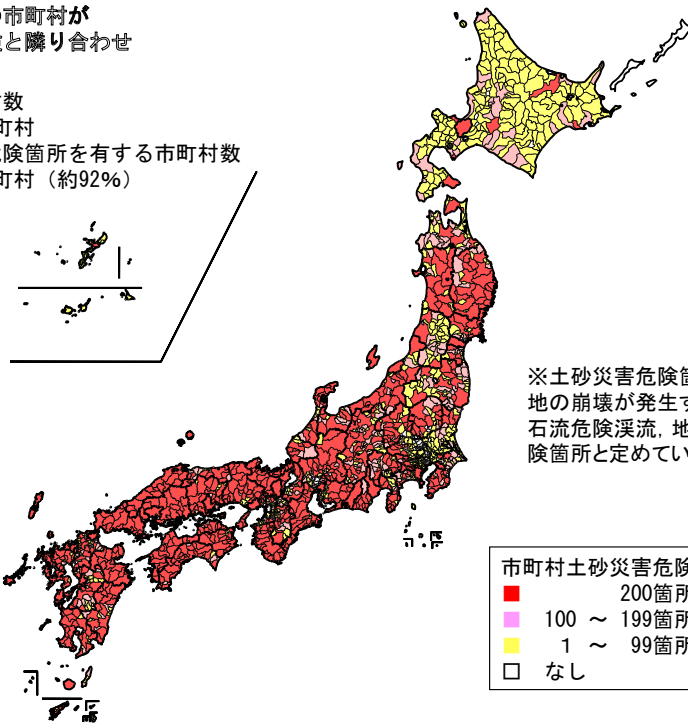
出典：国土交通省資料

附属資料22 市町村別の土砂災害危険箇所の状況

厳しい国土条件のため
全国の約9割の市町村が
土砂災害の危険と隣り合わせ

(参考)

- ・全国市町村数
1,741市町村
- ・土砂災害危険箇所を有する市町村数
1,605市町村(約92%)



土砂災害危険箇所は
全国に約52万5千箇所と膨大

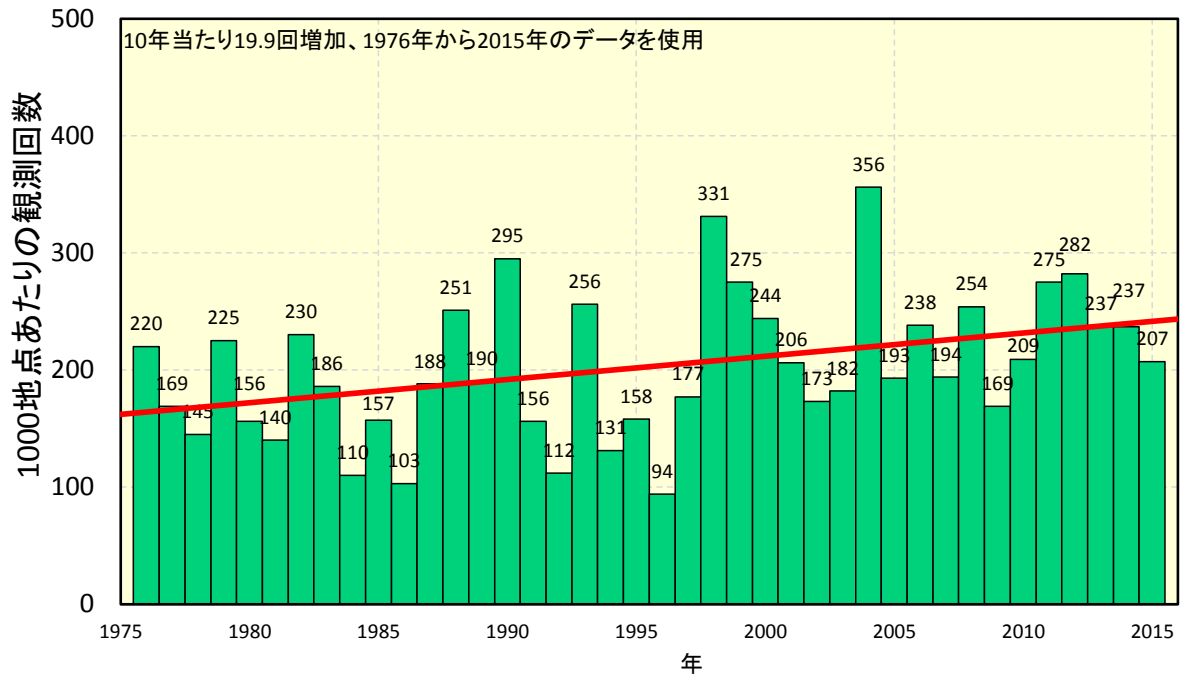
- 【土石流危険渓流】
183,863渓流
(平成14年度公表)
- 【地すべり危険箇所】
11,288箇所
(平成10年度公表)
- 【急傾斜地崩壊危険箇所】
330,156箇所
(平成14年後公表)

※土砂災害危険箇所とは、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所(それぞれ、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所と定めている。)

- 市町村土砂災害危険箇所数
- 200箇所以上
 - 100～199箇所
 - 1～99箇所
 - なし

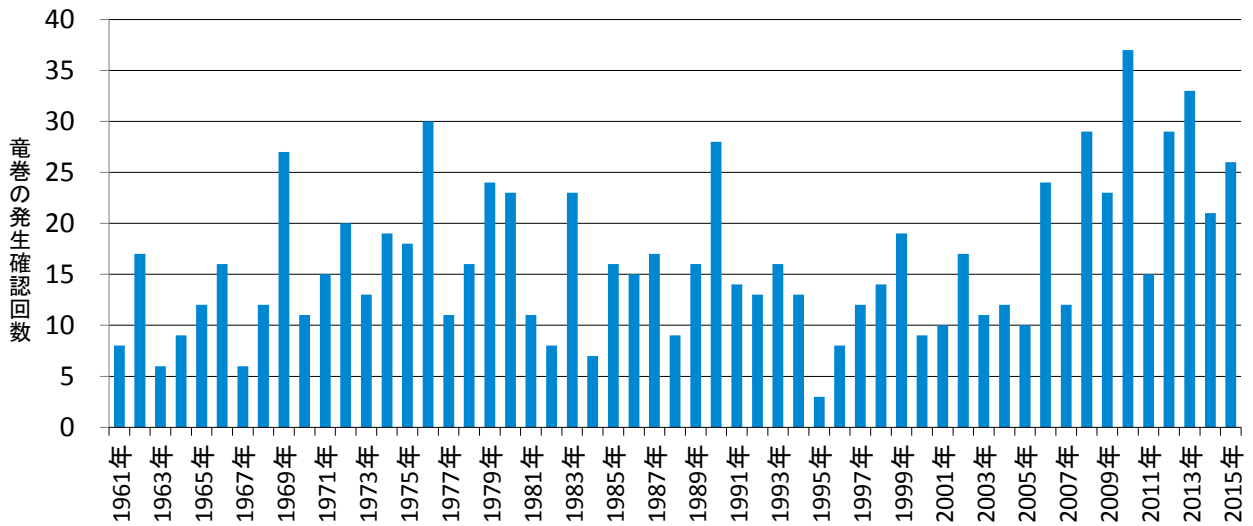
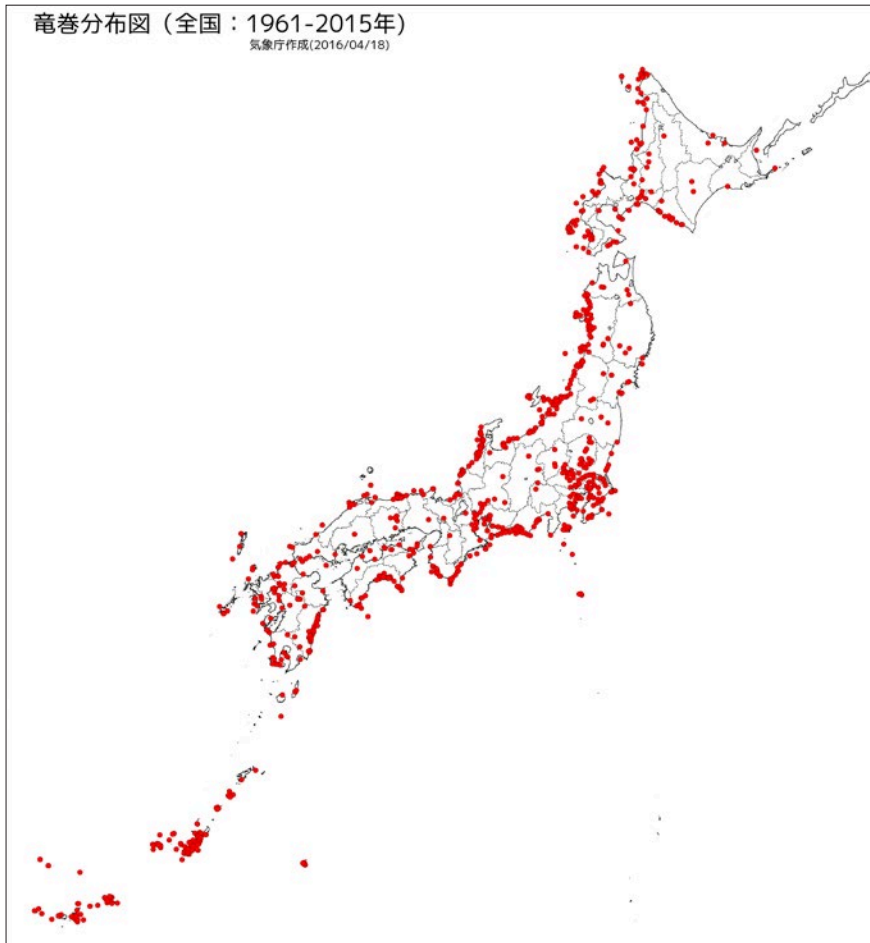
出典：国土交通省資料、平成27年3月31日時点

[アメダス]1時間降水量50mm以上の年間発生回数



出典：気象庁資料（気象庁ホームページ）

附属資料 24 竜巻等の発生確認回数



出典：上 気象庁資料、
 下 気象庁ホームページ「年別の発生確認数（1961～2015）」をもとに内閣府作成

附属資料 25 1900年以降の世界の主な自然災害の状況

年	災害の種類	国名(地域名)	死者・行方不明者数 (概数)
1900	ハリケーン・ガルベストン	米国、テキサス	6,000
1902	火山噴火	マルティニク(西インド、プレー山)	29,000
1902	火山噴火	グアテマラ、サンタマリア火山	6,000
1905	地震	インド、北部	20,000
1906	地震(嘉義地震)	台湾	6,000
1906	地震/火災	米国、サンフランシスコ	1,500
1906	地震	チリ	20,000
1906	台風	香港	10,000
1907	地震	中国、天山	12,000
1907	地震	ウズベキスタン(旧ソ連)	12,000
1908	地震(メッシーナ地震)	イタリア、シシリー	75,000
1911	洪水	中国	100,000
1911	火山噴火	フィリピン、タール火山	1,300
1912	台風	中国、温州	50,000
1915	地震	イタリア、中部	30,000
1916	地すべり	イタリア、オーストリア	10,000
1917	地震	インドネシア、バリ島	15,000
1918	地震	中国、広東省	10,000
1919	火山噴火	インドネシア、クルー火山	5,200
1920	地震/地すべり(海原地震)	中国、甘粛省	180,000
1922	台風	中国、汕頭	100,000
1923	地震/火災(関東大震災)	日本、関東南東部	143,000
1927	地震(北丹後地震)	日本、京都府北部	2,930
1927	地震	中国、南昌	200,000
1928	ハリケーン/洪水	米国、フロリダ	2,000
1930	火山噴火	インドネシア、メラピ火山	1,400
1931	洪水	中国、長江等沿岸	3,700,000
1932	地震(甘粛地震)	中国、甘粛省	70,000
1933	洪水	中国、河南省他	18,000
1933	津波(昭和三陸津波)	日本、三陸	3,000
1933	地震	中国	10,000
1935	洪水	中国	142,000
1935	地震(クエッタ地震)	パキスタン、バルチスタン地方	60,000
1939	地震/津波	チリ	30,000
1939	洪水	中国、湖南省	500,000
1939	地震	トルコ、東部	32,962
1942	サイクロン	バングラデシュ	61,000
1942	サイクロン	インド・オリッサ	40,000
1943	地震	日本、鳥取	1,083
1944	地震(昭和東南海地震)	日本、東南海	1,200
1944	地震	アルゼンチン、中西部	10,000
1945	地震(三河地震)	日本、愛知	2,300
1945	台風(枕崎台風)	日本、西日本	3,700
1946	地震/津波(昭和南海地震)	日本、南海	1,400
1947	台風(カスリーン台風)	日本、東北以北	1,900
1948	地震(福井地震)	日本、福井	3,900
1948	地震(アシガバート地震)	トルクメニスタン(旧ソ連)	110,000
1949	地震/地すべり	タジキスタン(旧ソ連)	12,000
1949	洪水	中国	57,000
1949	グアテマラ	洪水	40,000
1951	火山噴火	パプアニューギニア、ラミントン山	2,900
1953	洪水	北海沿岸	1,800
1953	洪水	日本、九州	1,000
1953	洪水	日本、本州	1,100
1954	洪水	中国	40,000
1954	台風(洞爺丸台風)	日本	1,700
1959	洪水	中国	2,000,000
1959	台風(伊勢湾台風)	日本	5,100
1960	洪水	バングラデシュ	10,000
1960	地震	モロッコ、南西部	12,000
1960	地震/津波	チリ	6,000
1961	サイクロン	バングラデシュ	11,000

年	災害の種類	国名（地域名）	死者・行方不明者数 （概数）
1962	地震	イラン、北西部	12,000
1963	サイクロン	バングラデシュ	22,000
1965	サイクロン	バングラデシュ	36,000
1965	サイクロン	パキスタン、南部	10,000
1968	地震	イラン、北西部	12,000
1970	地震	中国、雲南省	10,000
1970	地震／地すべり	ペルー、北部	70,000
1970	サイクロン・ポーラ	バングラデシュ	300,000
1971	サイクロン	インド・オリッサ	10,000
1972	地震（マナグア地震）	ニカラグア	10,000
1974	地震	中国、雲南省・四川省	20,000
1974	洪水	バングラデシュ	28,700
1975	地震	中国、遼寧省	10,000
1976	地震（グアテマラ地震）	グアテマラ	24,000
1976	地震（唐山地震）	中国、天津	242,000
1977	サイクロン	インド、アンドラ・プラデシュ州	20,000
1978	地震	イラン、北東部	25,000
1982	火山噴火	メキシコ、エルチチョン火山	17,000
1985	サイクロン	バングラデシュ	10,000
1985	地震	メキシコ、メキシコ市	10,000
1985	火山噴火	コロンビア、ネバド・デル・ルイス火山	22,000
1986	有毒ガス	カメルーン西部、ニオス湖	1,700
1986	地震	エルサルバドル、サンサルバドル市	1,000
1987	地震	エクアドル北西部	5,000
1987	洪水	バングラデシュ	1,000
1988	地震	インド、ネパール	1,000
1988	洪水	バングラデシュ	2,000
1988	地震（スピタク地震）	アルメニア（旧ソ連）	25,000
1988	地震	中国、雲南省	1,000
1989	洪水	インド	1,000
1989	洪水／地すべり	中国、四川省他	2,000
1990	地震（マンジール地震）	イラン、北部	41,000
1990	地震	フィリピン	2,000
1991	サイクロン／高潮	バングラデシュ、チッタゴン等	137,000
1991	洪水	中国、江蘇省他	1,900
1991	台風・アイク	フィリピン	6,000
1992	洪水	パキスタン	1,300
1992	地震／津波	インドネシア	2,100
1993	洪水	ネパール	1,800
1993	地震（マハラシュトラ地震）	インド	9,800
1993	洪水	インド	1,200
1994	豪雨・洪水	インド	2,000
1994	台風・洪水	中国南部6省	1,000
1994	熱帯性暴風	ハイチ	1,100
1995	地震（阪神・淡路大震災）	日本	6,300
1995	地震	ロシア	1,800
1995	洪水	中国	1,200
1996	洪水／台風	中国南部7省、北部及び北西部5省	2,800
1996	熱帯性暴風雨／洪水	ベトナム	1,000
1997	地震	イラン、東部	1,600
1997	洪水	インド	1,400
1997	洪水	ソマリア、南部	2,000
1997	台風・リンダ	ベトナム、南部	3,700
1998	地震	アフガニスタン、北部	2,300
1998	地震	アフガニスタン、北部	4,700
1998	洪水／地すべり	インド、アッサム州等	3,000
1998	サイクロン	インド	2,900
1998	洪水	バングラデシュ	1,000
1998	洪水	中国、長江等沿岸	3,700
1998	津波（アイタベ津波）	パプアニューギニア	2,600
1998	ハリケーン・ミッチ	ホンジュラス、ニカラグア	17,000
1999	地震（キンディオ地震）	コロンビア、中西部	1,200
1999	地震（イズミット地震）	トルコ、西部	15,500
1999	地震（集集地震）	台湾	2,300
1999	サイクロン	インド	9,500

年	災害の種類	国名 (地域名)	死者・行方不明者数 (概数)
2000	洪水	ベネズエラ	30,000
2001	地震 (インド西部地震)	インド	20,000
2001	地震	エルサルバドル	1,200
2003	地震	アルジェリア、北部	2,300
2003	地震 (バム地震)	イラン	26,800
2004	洪水	ハイチ	2,700
2004	ハリケーン	米国、ジャマイカ、プエルトリコ、ハイチ	3,000
2004	地震・津波 (2004年スマトラ沖地震・津波)	スリランカ、インドネシア、モルディブ、インド、タイ、マレーシア、ミャンマー、セيشェル、ソマリア、タンザニア、バングラデシュ、ケニア	226,000以上
2005	洪水/地すべり	インド	1,200
2005	ハリケーン・カトリーナ	米国	1,800
2005	暴風雨	インド、バングラデシュ	1,300
2005	ハリケーン・スタン/洪水	グアテマラ、エルサルバドル、メキシコ	1,500
2005	地震 (パキスタン地震)	パキスタン、インド、北部	75,000
2006	地すべり	フィリピン	1,100
2006	地震/火山噴火	インドネシア、ムラピ火山	5,800
2006	台風・シャンセン	フィリピン、ルソン等	1,400
2007	大雨、洪水	インド	1,100
2007	サイクロン・シドル	バングラデシュ	4,200
2008	地震 (四川大地震)	中国	87,500
2008	サイクロン・ナルギス	ミャンマー	138,400
2008	洪水	インド、北東部	1,100
2009	地震 (2009年スマトラ沖地震)	インドネシア	1,200
2009	洪水	インド、南部	1,200
2010	地震 (ハイチ地震)	ハイチ	222,600
2010	地震 (青海地震)	中国、青海省	3,000
2010	洪水	パキスタン、北西部	2,000
2010	豪雨・土石流	中国、長江流域	1,800
2011	地震・津波 (東日本大震災)	日本、東北・関東地方等	19,000
2011	台風・ワン	フィリピン、ミンダナオ等	1,400
2012	台風・ポーファ	フィリピン、ミンダナオ等	1,900
2013	洪水	インド、北部	1,500
2013	台風・ハイヤン	フィリピン、レイテ等	6,200

出典：EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database - www.emdat.be, Université Catholique de Louvain, Brussels (Belgium)、理科年表等の資料をもとに内閣府作成。

附属資料26 1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位

(平成28年3月31日現在)

順位	日時 (日本時間)	発生場所	マグニチュード (Mw)
1	1960年5月23日	チリ	9.5
2	1964年3月28日	アラスカ湾	9.2
3	2004年12月26日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	9.1
4	2011年3月11日	日本、三陸沖 [平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震]	9.0
	1952年11月5日	カムチャッカ半島	9.0
6	2010年2月27日	チリ、マウリ沖	8.8
	1906年2月1日	エクアドル沖	8.8
8	1965年2月4日	アラスカ、アリューシャン列島	8.7
9	2012年4月11日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	8.6
	2005年3月29日	インドネシア、スマトラ島北部	8.6
	1957年3月10日	アラスカ、アリューシャン列島	8.6
	1950年8月16日	チベット、アッサム	8.6

※Mw：モーメントマグニチュード
出典：米国地質調査所資料

附属資料27 平成27年度以降に発生した主な自然災害

発生時期	国名	災害の種類	死者数	被災者数	直接被害額 (000 USD)
2015年4月-5月	ニジェール	干ばつ		2,588,128	
2015年4月7日-10日	米国	暴風	3	12	1,400,000
2015年4月25日	ネパール	地震	8,831	5,639,722	3,860,000
2015年5月-10月	パプアニューギニア	干ばつ	24	2,400,000	50,000
2015年5月6日-13日	米国	洪水	6		1,000,000
2015年5月12日	ネパール	地震	138	543	
2015年5月20日-31日	インド	熱波	2,248		
2015年5月23日-30日	米国	鉄砲水	32	12,000	1,300,000
2015年6月-7月	北朝鮮	干ばつ		18,000,000	
2015年6月7日-11日	中国	洪水	16	60,000	2,000,000
2015年6月18日-24日	パキスタン	熱波	1,229	80,000	
2015年6月23日-30日	バングラデシュ	洪水	20	1,381,250	
2015年6月29日-8月9日	フランス	熱波	3,275		
2015年6月30日-7月5日	ベルギー	熱波	410		
2015年7月-8月	グアテマラ	干ばつ		1,300,000	
2015年7月12日	フィリピン	台風	5	14,100	1,500,000
2015年7月15日-19日	インド	洪水	293	13,709,887	
2015年7月15日-19日	パキスタン	洪水	219	1,529,372	
2015年7月15日-19日	ミャンマー	洪水	103	1,100,000	109,000
2015年7月20日-29日	中国	洪水	28	128,610	1,200,000
2015年7月29日-30日	バングラデシュ	サイクロン	45	2,600,000	
2015年8月9日	エジプト	熱波	109	66	
2015年8月9日	中国	台風	18	1,580,000	1,282,690
2015年9月-2016年1月	エチオピア	干ばつ		10,000,000	
2015年9月13日-20日	米国	林野火災	6	7,302	2,000,000
2015年9月16日	チリ	地震	19	681,499	1,000,000
2015年10月-2016年1月	マラウイ	干ばつ		2,800,000	
2015年10月-2016年1月	ジンバブエ	干ばつ		1,490,024	
2015年10月1日	グアテマラ	地すべり	627	1,269	
2015年10月1日-13日	米国	洪水	15	800	5,000,000
2015年10月3日-4日	フランス	鉄砲水	20		1,000,000
2015年10月4日	中国	台風	20	78,300	4,200,000
2015年10月14日-20日	フィリピン	台風	51	2,898,590	210,385
2015年10月25日	パキスタン	地震	280	502,590	
2015年10月26日	アフガニスタン	地震	117	92,725	
2015年11月8日-12月4日	インド	洪水	325	1,801,000	3,000,000
2015年11月21日	ミャンマー	地すべり	113		
2015年12月1日-2016年1月6日	ケニア	洪水	112	240,799	
2015年12月4日-6日	英国	暴風	3	15,600	1,100,000
2015年12月15日-2016年1月6日	米国	洪水	18	4,060	1,000,000
2015年12月26日	英国	洪水		48,000	2,500,000
2015年12月26日-30日	米国	暴風	46	60	3,000,000
2016年1月-	ベトナム	干ばつ		1,800,000	
2016年2月6日	中国(台湾)	地震	116		

出典：各国政府、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）、ルーベンカトリック大学災害疫学研究所（CRED）資料をもとに内閣府作成

① ネパール地震

ネパールでは、2015年4月25日現地時間午前11時56分（日本時間午後3時11分）、首都カトマンズより北西約80キロのガンダキ県を震源とするマグニチュード7.8の地震が発生、5月12日には、4月の地震の震源域東端付近において、マグニチュード7.4の地震が発生した。これらの地震により、約50万棟の家屋が全壊し、約9,000人が死亡、少なくとも22,300人が負傷する甚大な被害が発生した。歴史的な建造物や世界遺産の寺院などの多くが倒壊し、エベレスト山では大規模な雪崩も発生した。また周辺国である、インド、バングラデッシュ、チベットにおいても人的被害が報告されている。

日本政府は、発災後すみやかに、緊急援助物資、緊急無償資金援助の実施、国際緊急救助隊を派遣し、救助や医療活動などを行った。緊急援助から復旧・復興に向けた計画策定支援や耐震建築の普及など切れ目のない支援を実施している。

② アフガニスタン、パキスタンの地震

10月26日現地時間午後1時39分（日本時間午後6時9分）、アフガニスタンの首都カブールから北東250kmのバダフシャン州を震源としたマグニチュード7.5の地震が発生した。アフガニスタンでは、約7,300棟の家屋が倒壊し、117人が死亡、544人が負傷者した。隣国のパキスタンにおいても、約2,900棟の家屋が倒壊し、280人が死亡、1,773人の負傷者を出すなど、甚大な被害が発生した。険しい山岳地帯を含む被災地では、道路が寸断され通信手段を確保できず、被災地の状況把握に時間を要したため、迅速な救援活動が困難であった。

日本政府は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームを通して、地震発生直後から約3か月間、緊急支援物資等を配布した。被災地での治安等の状況をかながみて、現地のNGO等と連携し、食料の他、越冬支援などのニーズに寄与するため、物資の配布を速やかに実施した。

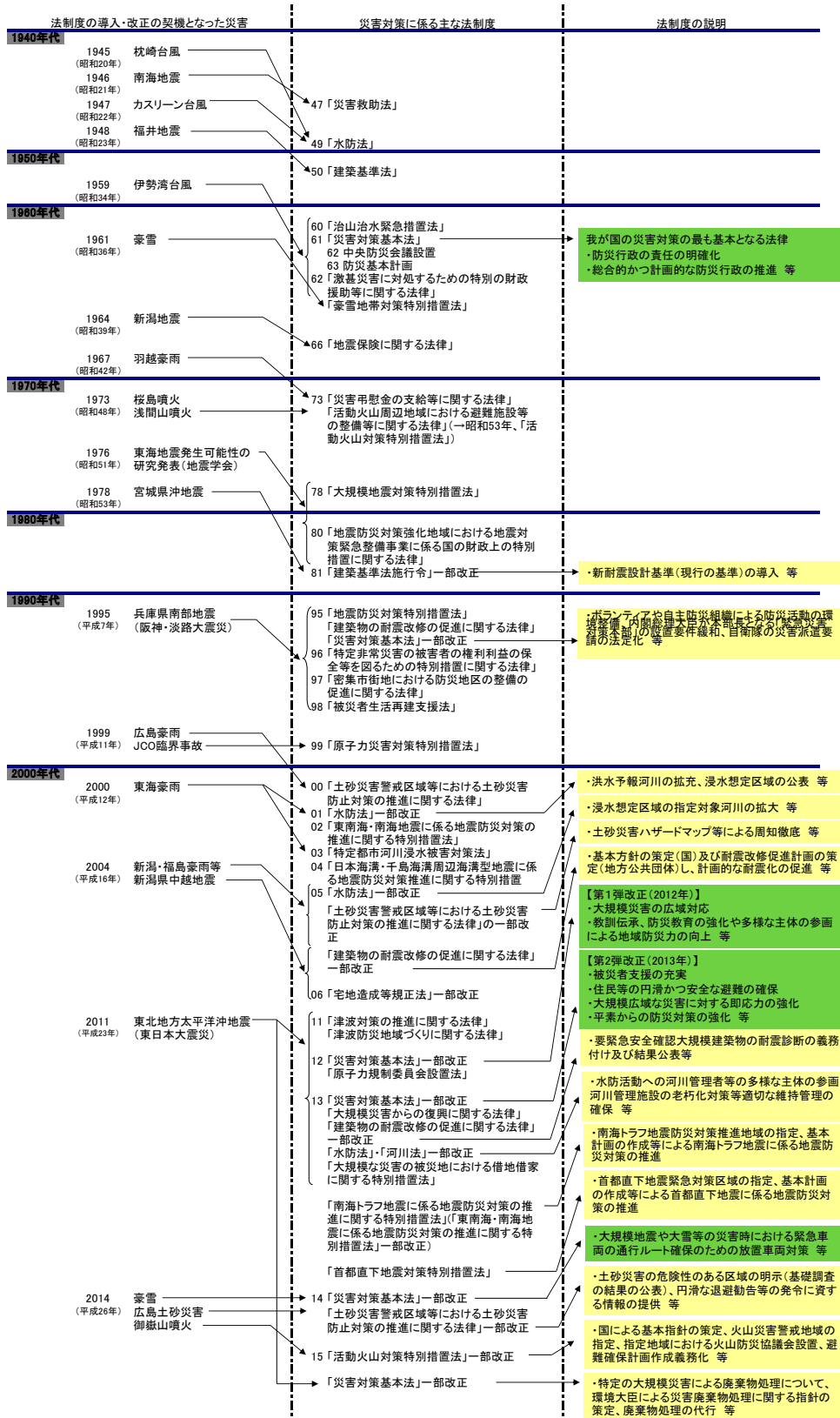
③ インド南東部豪雨

インド南東部のタミル・ナド州チェンナイ周辺で11月上旬から断続的な大雨が続き、記録的な雨量に達したため洪水が発生し、325人が死亡、被災者は約300万人、家屋の損壊も約11万棟を超えた。チェンナイ市中心部では多くの地域で道路が冠水し、停電、断水し、チェンナイ国際空港の滑走路も冠水により閉鎖され、工場・事務所も休業となるなど、市民生活や企業活動に深刻な影響を与えた。

また8月にも、インド東部や西部等の広範な地域で洪水等の被害が発生し、293人が死亡、被災者は1300万人を超え、家屋の損壊も約11万棟を超えた。7月には隣国のパキスタンのにおいても洪水が発生し、238人が死亡するなど、アジア太平洋地域において、洪水などの水害による被害が多く見られた。

3. 法制度

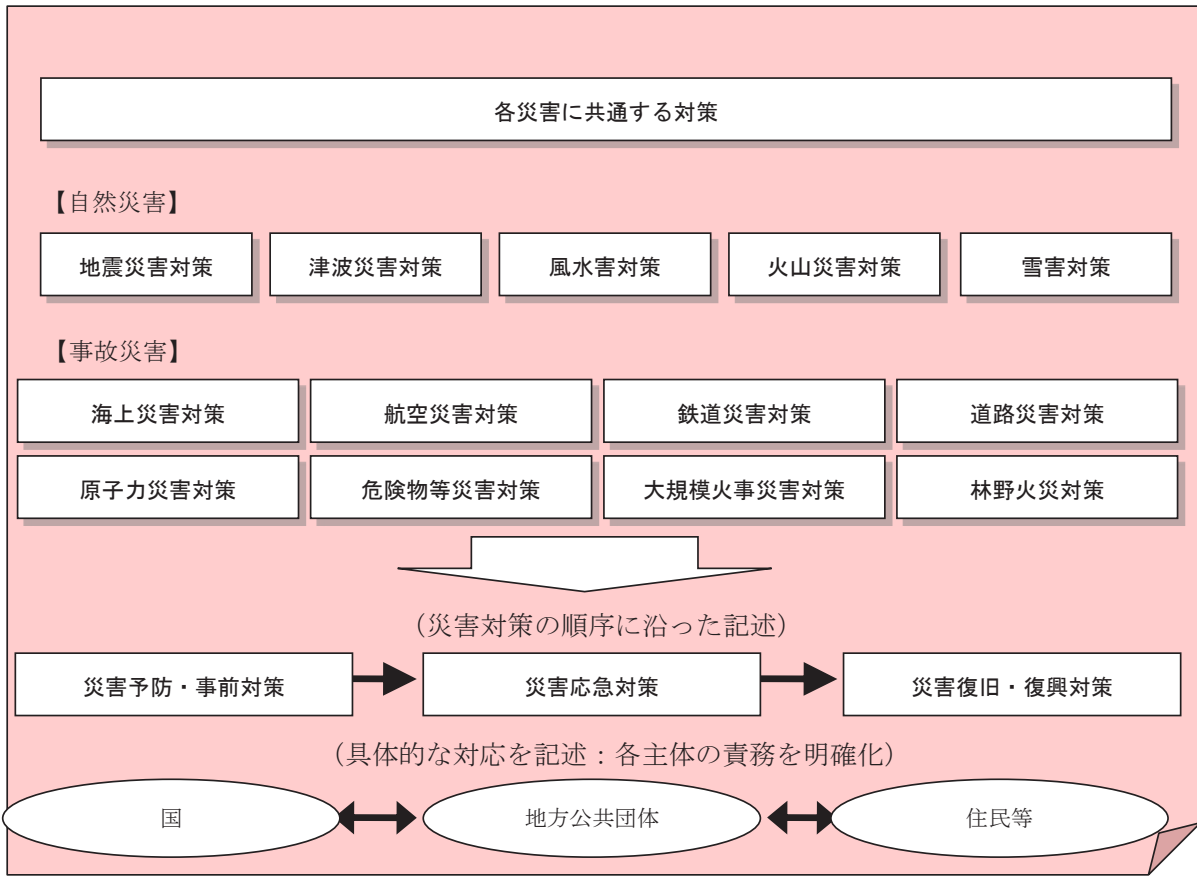
附属資料 28 戦後の防災法制度・体制の歩み



出典：内閣府資料

類型	予防	応急	復旧・復興		
災害対策基本法					
地震 津波	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法 ・津波対策の推進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 	<ul style="list-style-type: none"> <全般的な救済援助措置> ・激甚災害法 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・小規模企業者等設備導入資金助成法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業災害補償法 ・森林国営保険法 <災害税制関係> ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害法 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・借地借家特別措置法 		
	火山			<ul style="list-style-type: none"> ・活動火山対策特別措置法 	
	風水害			<ul style="list-style-type: none"> ・河川法 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法
	地滑り 崖崩れ 土石流			<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 	
	豪雪			<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯対策特別措置法 ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 	
原子力	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法 		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害からの復興に関する法律 		

出典：内閣府資料



出典：内閣府資料

附属資料31 防災基本計画の主な改正経緯

修正年月	修正等の概要	背景
昭和38年6月	・災害対策基本法の制定を受け、防災基本計画を作成 ・災害の未然防止、被害の軽減、災害復旧のための諸施策について記載	・S34.9.26 伊勢湾台風 ・S36.11.15 災害対策基本法制定
46年5月	一部修正 ・地震対策の充実（地震予知等の施設、消防用ヘリの整備） ・危険物対策、石油コンビナート対策、林野火災対策を新たに位置付け	S42.9.6 災害防止対策に関する行監勧告（最近の経済社会に対応した見直しを勧告）
平成7年7月	全面修正 ・災害の種類別に編を構成するとともに、予防、応急、復旧・復興の順に記載 ・国、公共機関、地方公共団体、事業者等の主体の明確化及び対策の具体化 ・高齢化社会等の社会構造の変化を踏まえるべき旨を記載	H7.1.17 阪神・淡路大震災
9年6月	一部修正 ・事故災害対策編の追加（非常対策本部の設置等の体制整備） ・雪害対策編の追加	H9.1.2 ナホトカ号油流出事故
12年5月	一部修正 ・原子力災害対策特別措置法の制定に伴い、原子力災害対策編を修正	H11.9.30 茨城県東海村ウラン加工施設臨界事故
12年12月	一部修正 ・中央省庁等改革に伴う修正	中央省庁等改革
14年4月	一部修正 ・洪水対策、土砂災害対策、高潮対策について、住民等へ情報伝達、避難対策に関する記述を充実 ・原子力艦の原子力災害について新たに位置付け	・H11.6.29 広島県豪雨災害 ・H11.9.24 熊本県高潮災害
16年3月	一部修正 ・東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成等を踏まえた修正（公共建築物の耐震強化等） ・緊急地震速報の提供体制の整備など施策の進展を踏まえた修正	H16.3.31 東南海・南海地震防災対策推進基本計画作成
17年7月	一部修正 ・災害への備えを実践する国民運動の展開や企業防災の促進、地震防災戦略の作成・実施、津波避難ビルの整備など津波防災対策、集中豪雨時等の情報伝達及び高齢者等の避難支援など、施策の進展を踏まえた修正	・H16.7.28 地震防災戦略作成 ・H16.12.26 インド洋津波災害（スマトラ沖地震）
19年3月	一部修正 ・防衛庁の防衛省への移行に伴う修正	防衛庁の防衛省への移行
20年2月	一部修正 ・防災基本計画上の重点課題のフォローアップの実施、国民運動の戦略的な展開、企業防災の促進のための条件整備、緊急地震速報の本格導入、新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた原子力災害対策強化等	H19.7.16 新潟県中越沖地震
23年12月	一部修正 ・東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化等（津波災害対策編の追加）	H23.3.11 東日本大震災
24年9月	一部修正 ・災害対策基本法の改正（第1弾改正）、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）	H23.3.11 東日本大震災 H24.6.27 災害対策基本法の一部改正 H24.9.19 原子力規制委員会の発足
26年1月	一部修正 ・災害対策基本法の改正（第2弾改正）、大規模災害からの復興に関する法律の制定等を踏まえた大規模災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会における検討を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）	H23.3.11 東日本大震災 H25.6.21 災害対策基本法の一部改正、大規模災害からの復興に関する法律の制定
26年11月	一部修正 ・災害対策基本法の改正に伴う放置車両及び立ち往生車両対策の強化 ・大雪についての警報等の情報伝達手段の多重化・多様化など平成26年2月豪雪の教訓を踏まえた記述の追加	H26.2 平成26年2月豪雪 H26.11.21 災害対策基本法の一部改正
27年3月	一部修正 ・地域原子力防災協議会の設置及び地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に係る国の支援などの原子力防災体制の充実・強化（原子力災害対策編）	H27.3.5 内閣官房3年以内の見直し検討チーム「原子力防災体制の充実・強化について（第二次報告）」
27年7月	一部修正 ・広島土砂災害や御嶽山噴火災害により得た教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H27.1.18 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正 H27.3.26 火山防災対策推進ワーキンググループ報告 H27.6.4 総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ報告
28年2月	一部修正 ・活動火山対策特別措置法、水防法・下水道法、廃棄物処理法・災害対策基本法の改正等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H27.12.10 活動火山対策特別措置法の一部改正

出典：内閣府資料

4. 体制

附属資料 32 中央防災会議の組織について

中央防災会議（災害対策基本法第2章第1節）			
会長	内閣総理大臣		
委員	防災担当大臣	指定公共機関の代表者 (総理任命)	学識経験者 (総理任命)
	その他の国務大臣 (全国務大臣を総理任命)	日本銀行総裁 黒田 東彦	東京大学名誉教授 阿部 勝征
		日本赤十字社社長 近衛 忠輝	新潟県知事 泉田 裕彦
		NHK会長 梶井 勝人	東京国際大学教授 小室 広佐子
		NTT社長 鶴浦 博夫	日本消防協会理事 渡邊 茂治
			被災者健康支援連絡協議会会長 横倉 義武
専門調査会			
● 防災対策実行会議(平成25年3月26日設置)			
幹事会			
会長	内閣府大臣政務官		
顧問	内閣危機管理監		
副会長	内閣府政策統括官(防災担当), 消防庁次長		
幹事	各府省庁局長クラス		
【役割】			
○ 防災基本計画及び地震防災計画の作成及びその実施の推進			
○ 内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じたの防災に関する重要事項の審議 (防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等)等			
○ 防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申			

諮問
 ←
 答申
 →
 意見具申
 →

内閣総理大臣、
 防災担当大臣

出典：内閣府資料

附属資料 33 近年の中央防災会議の開催状況（平成 20 年以降）

平成 21 年度	
H21.4.21	○平成 21 年度総合防災訓練大綱 ○中部圏・近畿圏直下地震対策大綱 ○新たな地震調査研究の推進について ○火山噴火の可能性と防災対策について 等
H22.1.15	○地方都市の地震防災のあり方等に関する専門調査会の設置について ○「首都直下地震対策大綱」等の修正について ○災害教訓の継承に関する専門調査会報告 ○「我が国の震災対策」 等
平成 22 年度	
H22.4.21	○平成 22 年度総合防災訓練大綱 ○災害時の避難に関する専門調査会の設置について ○大規模水害対策に関する専門調査会報告 ○チリ中部沿岸を震源とする地震に伴う津波について ○首都圏水没～被害軽減のために取るべき対策とは
平成 23 年度	
H23.4.27	○「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」 ○これまでの地震・津波対策について 等
H23.10.11	○「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告 ○今後の防災対策に関する各府省庁の取組状況について ○防災対策推進検討会議の設置について
H23.12.27	○防災基本計画の修正について ○中央防災会議運営要領の改正について ○災害教訓の継承に関する専門調査会報告について ○防災対策推進検討会議の検討状況について 等
H24.3.29	○防災対策推進検討会議 中間報告について ○防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針について ○平成 24 年度総合防災訓練大綱について 等
平成 24 年度	
H24.9.6	○防災基本計画の修正について ○首都圏大規模水害対策大綱について ○新たな地震調査研究の推進について ○防災対策推進検討会議 最終報告について ○地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告について ○災害時の避難に関する専門調査会 報告について ○南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について 等
H25.3.26	○災対法制の見直し、南海トラフ巨大地震対策及び首都直下地震対策の検討状況について ○防災対策実行会議の設置について ○平成 25 年度総合防災訓練大綱について 等
平成 25 年度	
H26.1.17	○南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定について ○首都直下地震緊急対策区域の指定について ○防災基本計画の修正について ○首都直下地震対策検討 WG 最終報告及び政府業務継続計画案について 等
H26.3.28	○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係 ○首都直下地震対策特別措置法関係 ○大規模地震防災・減災対策大綱について ○平成 26 年度総合防災訓練大綱について 等
平成 26 年度	
H26.11.28	○防災基本計画の修正について
H27.3.31	○防災基本計画の修正について ○平成 27 年度総合防災訓練大綱について ○首都直下地震の地震防災戦略について
平成 27 年度	
H27.7.7	○防災基本計画の修正について 等
H28.2.16	○活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針について ○火山災害警戒地域の指定について ○防災基本計画の修正について 等

出典：内閣府資料

○平成27年9月関東・東北豪雨災害で被災した地域における課題

- 自助・共助の備えが十分ではなかった
- 避難勧告等の発令タイミングや区域、要配慮者利用施設の避難確保計画を事前に定めていなかった
- 避難行動を促すために細やかに状況を伝達する等、情報提供に工夫の余地がある
- 発災時の混乱の未然防止や、生活再建のための手続き早期化のための準備・体制が十分でなかった
- 避難所をはじめ被災後の生活環境が確保されていなかった
- ボランティアと行政とが連携する仕組みはさらに発展させる余地がある

○対策の方向性

- ◆ 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災関連の制度は充実が図られてきた
- ◆ 既存制度を十分に活用するため、以下の7つの対策に取り組み、実効性確保のための訓練を定期的を実施
- ◆ 次の2点については、今後、具体的な方策を検討
 - ・ 人口稠密地域における大規模かつ広域的な避難の在り方
 - ・ 被災市町村への災害対応支援の仕組み

1. 水害に強い地域づくり

○地域住民による自主的な防災活動の取組推進

- 水害のおそれのある地域に居住することの危険性を認識できるよう 水害リスクを分かりやすく開示
- 行政と住民との平時からのコミュニケーションにより 避難をはじめとする水害への備えや公助の限界を認識し、地域の避難タイムラインを地域でつくるといった 自助・共助の取組を推進
- 地域の住民、企業、災害ボランティア経験者等(自主防災組織、水防協力団体を含む)による水害対応体制の構築
参考事例の収集・紹介 (水位・雨量の確認、避難呼びかけ、要支援者の避難支援、安否確認、避難所の開設・運営被災者と市町村との連絡調整、避難訓練の実施、水・食料の備蓄、地区防災計画の策定、災害避難カード作成等)
- 自助・共助による備えの参考となる住民向けの冊子の作成、防災教育の推進、地域防災リーダーの育成

○早期の生活再建のための水害保険・共済の普及促進

- 保険・共済による補償対象・補償額について、一層わかりやすく情報提供
「保険・共済の情報提供ガイドライン(仮称)」の策定
- 国による普及促進活動(パンフレットの作成)

○地域全体での事前の地域づくりと被災後の生活再建 住民と事業者等が一体となった早期の生活再建

2. 実効性のある避難計画の策定

○ハザードマップ(避難地図)と避難計画の改善

- ハザードマップ(避難地図)を、早期の立退き避難が必要な区域(河川近傍、2階まで浸水等)を明示したものに改善
- 複数河川からの氾濫や内水氾濫も想定したシナリオ型で、避難勧告等の発令タイミング・区域を設定
- 必要に応じて近隣の自治体に指定緊急避難場所を確保し、自治体内の避難にとらわれない広域的な避難を検討
- ハザードマップ(避難地図)への表示方法、避難勧告等のタイミングや発令区域、避難場所や避難経路等について、河川管理者が積極的に助言するため、市町村と河川管理者等からなる協議会などの仕組みを構築

○病院等の要配慮者利用施設における避難確保計画・BCPの策定推進

- 要配慮者利用施設の避難確保計画・BCPの策定を推進し、その際には河川管理者及び都道府県・市町村が助言
- 施設従業員は自らの身の安全も確保

○指定緊急避難場所の指定・避難行動要支援者名簿の作成促進

- 指定緊急避難場所の指定、避難行動要支援者名簿の作成 迅速化

3. 適切な避難行動を促す情報伝達

○避難勧告等の躊躇なき発令

- 避難場所を開設できていない場合であっても、状況が切迫した場合は、避難勧告等を発令
- 既に氾濫が始まっている場合は、避難指示等を発令した上で屋内安全確保も選択肢としてあり得ることを伝達
- 避難勧告等の発令に必要な河川水位、気象情報等については、国・都道府県が効率的な伝達方法を検討

○避難勧告等の確実な伝達

- 地域特性や発信作業の負担も考慮しつつ、多様な伝達手段を適切に組み合わせ
(アラート等、新たな伝達手段についても積極的に活用)
- 外国人向けの対策 参考事例の紹介(ビクトグラム、外国語案内、防災アプリ、外国語ボランティア等)

○細やかな情報提供と「顔の見える関係」の構築

- 台風など事前予測が可能な場合においては、災害対応の状況、今後の避難勧告発令の見通し、考えられる避難行動等について、大雨が予測されてから災害のおそれなくなるまで、わかりやすく細やかに状況を伝達
- 氾濫に直結する情報を住民が直接入手できるよう、河川管理者から水位情報、河川ライブ映像等を一般に配信
- 非常時の意思疎通に齟齬をきたさないよう、平時から関係機関で「顔の見える関係」を構築 参考事例の収集・紹介

出典：内閣府資料（平成28年3月 中央防災会議 防災対策実行会議「水害時の避難・応急対策検討WG」）

4. 行政の防災力向上

○市町村長・職員の研修・訓練等による防災体制の強化

- 市町村長・防災担当職員の研修にあたっては、**防災スペシャリスト養成研修等の各研修の内容の充実**
- 就任して間もない**市町村長に研修受講を積極的に働きかけ**
- 消防団・水防団に関する研修・訓練の充実・強化のための参考事例を収集・紹介**

○浸水に対する行政の備え

- 洪水を安全に流すハード対策に加え、氾濫被害を軽減するハード対策の推進**
- 水害にも対応した業務継続計画の策定促進「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」の周知啓発**

5. 被災市町村の災害対応支援

○水害対応の手引きの作成・周知

- 被災経験のない市町村であっても迅速かつ的確な災害対応を実施できるよう**、水害時に市町村がとるべき災害対応のポイント等を示すとともに、**参考事例等を紹介する「市町村のための水害対応の手引き」の作成、通知・ガイドラインの紹介**
 - ・**専用の災害対策本部室**の設置、庁内各部署の適切な役割分担・参集ルール（**情報班の設置、マスコミ対応専任者の選任等**）
 - ・職員等の**応援・受援の仕組み**（**受援計画の策定促進、他自治体との災害時相互応援協定を推奨**）、**ボランティア活用**
 - ・**早期の生活再建に資する制度の概要等**（災害救助法等による国庫負担の実例、激甚災害制度、被災者生活再建支援金の支給）
 - ・**災害廃棄物の仮置場・分別場所の事前設定**（他自治体との協定も推奨）

○被災市町村の災害対応を支援する体制の確保

- 災害対策本部の運営等の応急対策・生活再建**について、助言を得るとともに被災市町村職員の負担を軽減するため、一定規模以上の災害時における**応援の取組をより一層推進**（以下に例示）（応援側・受援側の双方のノウハウを共有）**参考事例を紹介**
 - ・**受援計画**の事前策定、市町村間の**災害時相互応援協定**による応援派遣要請、**受援調整班**による受入調整
 - ・大規模災害時には、**都道府県が積極的に派遣要請・受入調整を支援**（**先遣隊を被災市町村に派遣し、意思疎通を円滑化**）
 - ・災害対策本部運営への助言等のため、**経験があり対応力のある市町村職員等の応援派遣の仕組み**
- 大規模災害時には、**国が現地組織（政府現地連絡調整室、政府現地災害対策室）を設置し支援**
- 生活再建に必要な手続き**（災害救助法適用、激甚災害指定、生活再建支援金支給）への早期着手・処理の迅速化のため、**国の職員の派遣などを実施**（**激甚災害指定の早期公表に向けて処理を迅速化**）
- 分野毎の組織的支援**も引き続き推進（各省からのリエゾン、救命救助分野（警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊）、医療分野（DMAT、DPAT、JMAT等）、インフラ・ライフライン応急復旧分野（TEG-FORCE、水道、電力等）、廃棄物分野（D.Waste-Net等））

6. 被災生活の環境整備

○避難所を拠点とした被災者支援の推進

- 避難所運営マニュアル**の事前策定の推進「**避難所運営ガイドライン(案)**」の策定
- 避難所で必要な**物資・サービス等を提供するため、地域の被災者情報を集約**
- 地域住民・外部支援者による避難所運営を促進するとともに、避難所運営の専門知識を有する者を育成**
- 断水・停電を前提とした避難所トイレの改善「**避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(案)**」の策定
- 福祉避難所、福祉スペース等の確保や、継続的な要配慮者の状況把握「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(案)」の策定**

○災害時の医療サービスの確保

- DMAT、DPAT、JMAT、日赤等の活動を総合的に調整するとともに、多くの専門職種による避難所等の医療サービスを適切に割振りできるように、都道府県は**災害医療コーディネーターを活用**
- 医療サービスに漏れがないよう、**医療従事者、災害対策本部、現地との間の情報共有を確保**
- 医療サービス支援者が交代しても切れ目なく医療サービスを提供できるよう、患者の診療情報に関する**災害診療記録(J-SPEED)**や、**避難所の医療ニーズや衛生環境等を判断する避難所アセスメントシートの活用を促進**
- JMAT等の撤退後は、**医療サービスが提供されている施設等の情報を周知するとともに、避難所への定期的な往診を検討**
- 発災直後から不眠不休で災害対応にあたっている**職員等の健康管理・心のケアにも対応**

○災害時の防犯対策の徹底

災害時の**防犯対策の徹底を図るとともに、住民の防犯意識を醸成**

○災害廃棄物の迅速な処理

発生量推計、処理方法、仮置場の候補地選定等をまとめた**災害廃棄物処理計画の策定を推進**

7. ボランティアとの連携・協働

○ボランティアとの積極的な連携

- ボランティアセンター、ボランティア団体等と行政や災害対策本部との連携のための「**災害支援情報共有会議**」により、**多様化する被災者のニーズに対し、より一層ボランティアと連携**（特に**専門性を有したボランティアの活用**）**参考事例を収集・紹介**
- 被災者にとって有益な情報をボランティアを介して伝達

○円滑な受入と継続的な支援

- 受入初期の混乱を想定し、社協、ボランティア団体等と**平時からの連携、情報共有****参考事例を収集・紹介**
- インターネット等による支援の呼びかけ

5. 予算

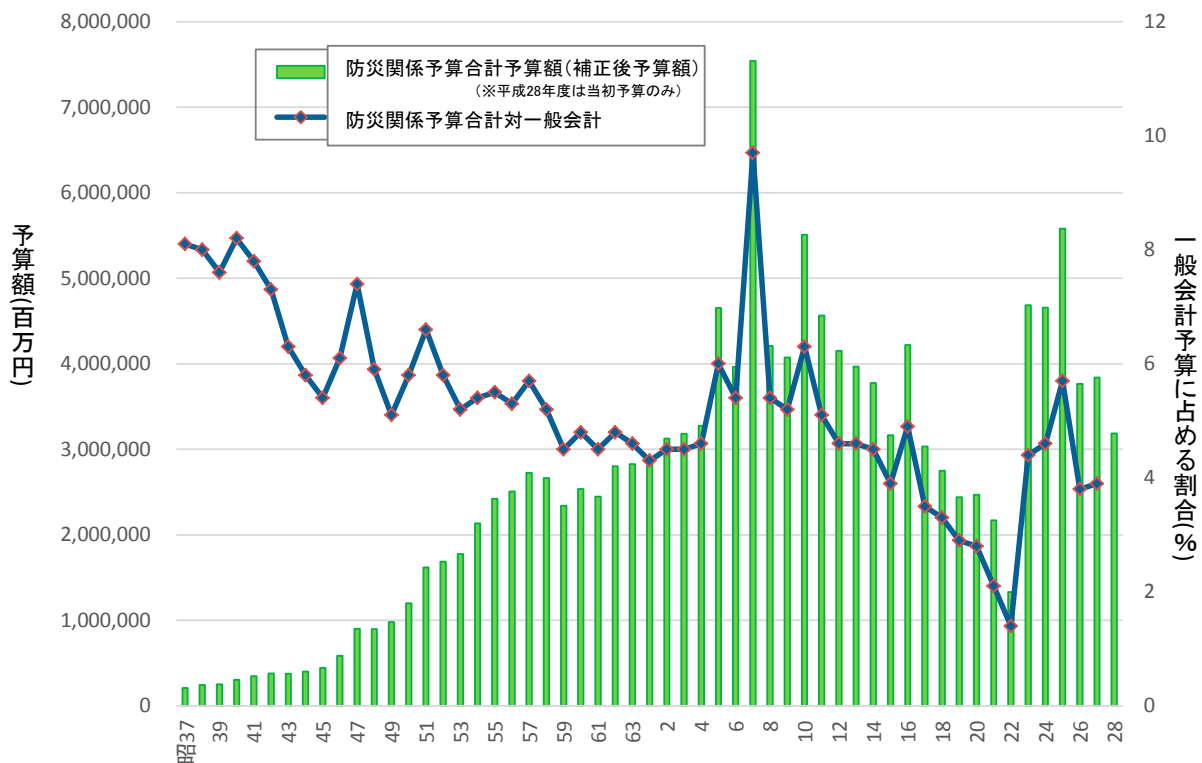
附属資料 36 年度別防災関係予算額

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計 (百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
昭37	751	0.4	8,864	4.3	97,929	47.1	100,642	48.3	208,006
38	1,021	0.4	8,906	3.7	116,131	47.7	117,473	48.2	243,522
39	1,776	0.7	13,724	5.4	122,409	48.3	115,393	45.6	253,302
40	1,605	0.5	17,143	5.6	147,858	48.3	139,424	45.6	306,030
41	1,773	0.5	20,436	5.9	170,650	49.0	155,715	44.7	348,574
42	2,115	0.6	23,152	6.1	197,833	52.3	154,855	41.0	377,955
43	2,730	0.7	25,514	6.8	207,600	55.4	138,815	37.1	374,659
44	2,747	0.7	30,177	7.5	236,209	59.0	131,270	32.8	400,403
45	2,756	0.6	36,027	8.2	269,159	60.9	133,998	30.3	441,940
46	3,078	0.5	50,464	8.6	352,686	60.3	178,209	30.5	584,437
47	3,700	0.4	93,425	10.3	488,818	54.1	316,895	35.1	902,838
48	6,287	0.7	111,321	12.4	493,580	54.9	287,082	32.0	898,270
49	14,569	1.5	118,596	12.1	505,208	51.5	342,556	34.9	980,929
50	17,795	1.5	159,595	13.3	615,457	51.3	405,771	33.9	1,198,618
51	21,143	1.3	186,297	11.5	711,159	43.9	700,688	43.3	1,619,287
52	22,836	1.4	234,409	13.9	904,302	53.6	525,886	31.2	1,687,433
53	29,642	1.7	307,170	17.3	1,093,847	61.6	345,603	19.5	1,776,262
54	35,145	1.6	435,963	20.4	1,229,401	57.6	432,759	20.3	2,133,268
55	29,929	1.2	456,575	18.9	1,229,615	50.8	705,168	29.1	2,421,287
56	29,621	1.2	474,926	18.9	1,240,788	49.5	761,950	30.4	2,507,285
57	28,945	1.1	469,443	17.2	1,261,326	46.3	963,984	35.4	2,723,698
58	29,825	1.1	489,918	18.4	1,268,712	47.6	875,851	32.9	2,664,306
59	28,215	1.2	485,219	20.7	1,350,592	57.7	475,878	20.3	2,339,904
60	27,680	1.1	512,837	20.2	1,355,917	53.5	640,225	25.2	2,536,659
61	28,646	1.2	482,889	19.7	1,354,397	55.3	581,462	23.8	2,447,394
62	38,296	1.4	612,505	21.9	1,603,599	57.2	548,337	19.6	2,802,737
63	31,051	1.1	587,073	20.8	1,550,132	54.9	657,681	23.3	2,825,937
平元	34,542	1.2	588,354	20.7	1,638,104	57.5	587,819	20.6	2,848,819
2	35,382	1.1	625,239	20.0	1,669,336	53.4	796,231	25.5	3,126,188
3	35,791	1.1	628,596	19.8	1,729,332	54.3	788,603	24.8	3,182,322
4	36,302	1.1	745,405	22.8	2,017,898	61.6	475,411	14.5	3,275,015
5	43,152	0.9	866,170	18.6	2,462,800	52.9	1,280,569	27.5	4,652,691
6	40,460	1.0	747,223	18.9	1,945,295	49.1	1,230,072	31.0	3,963,050
7	105,845	1.4	1,208,134	16.0	2,529,386	33.5	3,696,010	49.0	7,539,375
8	52,385	1.2	1,029,658	24.5	2,156,714	51.3	968,182	23.0	4,206,938
9	49,128	1.2	1,147,102	28.2	2,014,695	49.4	864,370	21.2	4,075,295
10	62,435	1.1	1,228,539	22.3	2,905,921	52.8	1,310,515	23.8	5,507,411
11	78,134	1.7	1,142,199	25.0	2,400,534	52.6	941,886	20.6	4,562,752
12	73,502	1.8	1,011,535	24.4	2,376,083	57.3	689,225	16.6	4,150,346
13	49,310	1.2	1,060,445	26.7	2,238,816	56.4	618,427	15.6	3,966,998
14	48,164	1.3	1,202,984	31.9	1,981,686	52.5	543,949	14.4	3,776,783
15	35,133	1.1	814,101	25.7	1,625,670	51.4	689,255	21.8	3,164,159
16	30,478	0.7	815,059	19.3	1,753,418	41.5	1,622,112	38.4	4,221,067
17	11,097	0.4	866,290	28.6	1,426,745	47.0	728,606	24.0	3,032,738

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計 (百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
18	11,627	0.4	689,505	25.1	1,439,129	52.3	610,302	22.2	2,750,563
19	9,687	0.4	706,853	29.0	1,332,222	54.6	391,637	16.0	2,440,399
20	8,921	0.4	819,359	33.2	1,275,135	51.7	363,471	14.7	2,466,886
21	8,761	0.4	498,397	23.0	1,383,254	63.7	279,789	12.9	2,170,201
22	7,695	0.6	224,841	16.9	813,359	61.1	285,038	21.4	1,330,933
23	28,072	0.6	376,169	8.0	743,936	15.9	3,536,475	75.5	4,684,652
24	29,422	0.6	561,021	12.0	790,422	17.0	3,129,561	67.2	4,656,656
25	15,339	0.3	788,576	14.1	879,932	15.8	3,883,911	69.6	5,578,036
26	16,688	0.4	639,966	13.9	836,580	18.2	3,101,555	67.5	4,594,789
27	14,961	0.4	713,477	18.6	155,475	4.1	2,954,355	77.0	3,838,268
28	9,119	0.3	367,964	11.5	101,773	3.2	2,707,251	85.0	3,186,107

- 注) 1 補正後予算額(国費)である。ただし、平成28年度は速報値であり、当初予算である。
2 平成19年度における科学技術の研究の減額は、国立試験研究機関の独立行政法人化によるところが大きい(独立行政法人の予算は本表においては計上しない)。
3 平成21年度における災害予防の減額は、道路特定財源の一部が一般財源化されたことに伴い、一部施策について防災関係予算として金額を特定できなくなったことによるものである。
4 平成22年度における災害予防及び国土保全の減額は、「社会資本整備総合交付金」等の創設により、災害予防の一部施策や国土保全における補助事業の多くを当該交付金で措置することによるものである。
5 平成23年度における国土保全の減額は、関連する人件費等を別途計上することとしたことに伴う減額である。
出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料 37 防災関係予算額の推移



出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料38 地震対策緊急整備事業計画

(平成26年度末現在、単位：百万円)

区 分	昭和55～平成26年度		
	計画額 (a)	実績額 (b)	進捗率 (b) / (a)
1 避難地	157,275	151,718	96.5%
2 避難路	81,618	79,119	96.9%
3 消防用施設	129,304	122,716	94.9%
4 緊急輸送路	784,881	764,306	97.4%
4-1 緊急輸送道路	682,248	671,966	98.5%
4-2 緊急輸送港湾	63,501	52,749	83.1%
4-3 緊急輸送漁港	39,132	39,591	101.2%
5 通信施設	19,867	16,545	83.3%
6 公的医療機関	50,735	54,012	106.5%
7 社会福祉施設	57,640	55,586	96.4%
8 公立小・中学校	431,768	419,242	97.1%
9 津波対策	158,868	158,441	99.7%
9-1 河川管理施設	56,860	51,426	90.4%
9-2 海岸保全施設	102,008	107,015	104.9%
10 山崩れ対策	464,709	463,030	99.6%
10-1 砂防設備	80,243	79,069	98.5%
10-2 保安施設	143,988	146,893	102.0%
10-3 地すべり施設	76,804	76,041	99.0%
10-4 急傾斜地施設	146,680	146,202	99.7%
10-5 ため池	16,994	14,825	87.2%
合 計	2,336,665	2,284,714	97.8%

(注1) 地震対策緊急整備事業計画（昭和55年度～平成26年度）の内容は、平成26年度末現在のものである。

(注2) 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業全体の事業費を計上しているものもあり、もっぱら防災対策のみの事業費を計上したものではない。

出典：内閣府資料

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年7月に「地震防災対策特別措置法」が施行された。この法律により、都道府県知事は、著しい地震災害が生じるおそれがあるとして認められる地区について、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができることとなり、同計画に基づき事業の一部については、国庫補助率の高上げ措置を受けられることになる。

これまで、4次にわたり同計画が都道府県知事により作成され、地震防災緊急事業が実施されてきた。同計画は、地震防災上緊急に整備すべき29施設等に関して作成される5か年間の計画であり、作成しようとするときは関係市町村の意見を聴いた上で、内閣総理大臣の同意を受けることとされている。

4次にわたる計画における事業量等の概算は、以下の表のとおり。

(全都道府県・平成26年度末現在、単位：百万円)

区分	第1次五箇年計画 (平成8～12年度)			第2次五箇年計画 (平成13～17年度)			第3次五箇年計画 (平成18～22年度)			第4次五箇年計画 (平成23～27年度)					
	計画額 (a)	実績額 (b)	進捗率 (b)/(a)	事業規模 (単位) (c)	計画額 (d)	実績額 (e)	進捗率 (e)/(d)	事業規模 (単位) (f)	計画額 (g)	実績額 (h)	進捗率 (h)/(g)	事業規模 (単位) (i)	計画額 (j)	実績額 (k)	進捗率 (k)/(j)
1号 避難地	1,462,542	959,276	65.6%	3,168	931,413	543,233	58.3%	2,515 ha	488,257	400,283	82.0%	1,452 ha	304,230	215,649	70.9%
2号 避難路	1,481,509	1,105,639	74.6%	2,601 km	1,188,051	900,446	75.8%	1,405 km	952,865	625,957	65.7%	895 km	1,336,591	653,707	48.9%
3号 消防用施設	917,213	697,067	76.0%	28,153 箇所	540,784	297,301	55.0%	21,039 箇所	448,460	246,745	55.0%	20,112 箇所	677,561	380,318	56.1%
4号 消防活動用道路	168,387	128,163	76.1%	161 km	119,329	92,958	77.9%	102 km	46,719	49,136	105.2%	55 km	23,994	17,496	72.9%
5号 緊急輸送道路等	6,067,258	5,719,897	94.3%	5,267,908	4,242,139	80.5%	3,813,169	3,291,461	86.3%	3,813,169	3,291,461	86.3%	2,771,496	2,031,078	73.3%
5号-1 緊急輸送交通管施設	5,555,626	5,355,365	96.4%	3,920 km	4,998,577	4,067,023	81.4%	2,552 km	3,557,657	3,106,165	87.3%	2,191 km	2,581,996	1,871,409	72.5%
5号-2 緊急輸送ヘリポート	2,390	2,107	87.9%	3,448 基	16,855	8,473	50.3%	2,439 基	9,242	6,844	74.0%	2 箇所	15,464	10,158	65.7%
5号-3 緊急輸送ヘリポート	6,327	2,094	33.1%	1 箇所	550	387	70.4%	0 箇所	0	0	-	77 箇所	153,101	133,990	87.5%
5号-4 緊急輸送港湾施設	359,671	237,940	66.2%	113 箇所	181,503	119,869	66.0%	100 箇所	198,676	136,895	68.9%	26 箇所	20,818	15,443	74.2%
5号-5 緊急輸送漁港施設	121,734	103,481	85.0%	73 箇所	70,423	46,387	65.9%	43 箇所	47,594	41,558	87.3%	471 km	255,018	169,083	66.3%
6号 共同溝等	261,385	275,928	105.6%	844 km	394,948	257,890	65.3%	591 km	259,420	175,571	67.7%	220 施設	690,319	357,261	51.8%
7号 医療機関	784,899	526,548	67.1%	115 施設	391,016	277,721	71.0%	93 施設	239,424	150,877	63.0%	677 施設	125,889	80,574	64.0%
8号 社会福祉施設	482,317	219,490	45.5%	857 施設	280,028	176,408	63.0%	521 施設	114,756	56,400	49.1%	1,171 学校	55,095	21,993	39.9%
8の2号 公立幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	995 学校	35,198	7,074	20.1%	13,859 学校	2,319,384	1,385,289	59.7%
9号 公立小中学校等	1,359,672	765,344	56.3%	5,840 学校	1,078,849	594,777	55.1%	16,256 学校	3,077,544	1,399,624	45.5%	198 学校	40,383	25,438	63.0%
10号 公立特別支援学校等	84,577	29,685	35.1%	114 学校	32,094	12,070	37.6%	264 学校	56,834	23,262	40.9%	1,732 施設	357,189	141,168	39.5%
11号 公的建物	24,169	5,267	21.8%	29 施設	2,662	1,199	45.0%	670 施設	62,975	24,429	38.8%	684 箇所	339,711	221,729	65.3%
12号 海岸・河川施設	235,686	187,310	79.5%	334 箇所	272,744	225,598	82.7%	491 箇所	237,787	182,911	76.9%	524 箇所	228,825	137,579	60.1%
12号-1 海岸保全施設	140,865	109,501	77.7%	215 箇所	196,496	146,699	74.7%	423 箇所	187,407	146,044	77.9%	160 箇所	110,886	84,150	75.9%
12号-2 河川管理施設	94,821	77,809	82.1%	119 箇所	76,248	78,899	103.5%	68 箇所	50,380	36,867	73.2%	9,327 箇所	844,978	668,442	77.9%
13号 砂防設備等	1,729,574	1,702,042	98.4%	14,332 箇所	1,622,048	1,339,438	82.6%	10,504 箇所	1,069,686	976,742	91.3%	2,063 箇所	303,286	208,730	68.8%
13号-1 砂防設備	268,151	247,050	92.1%	2,278 箇所	436,635	409,636	93.8%	2,033 箇所	354,972	325,910	91.8%	2,683 箇所	146,012	150,940	103.4%
13号-2 保安施設	409,216	469,126	114.6%	5,583 箇所	330,719	263,907	79.8%	3,673 箇所	210,861	202,299	95.9%	849 箇所	119,025	94,367	79.3%
13号-3 地すべり防止施設	359,433	356,531	99.2%	1,651 箇所	275,558	219,200	79.5%	1,151 箇所	158,479	160,883	101.5%	2,629 箇所	193,936	151,946	78.3%
13号-4 急傾斜地崩壊防止施設	522,261	497,690	95.3%	3,568 箇所	446,098	356,530	79.9%	2,500 箇所	244,461	220,779	90.3%	1,103 箇所	82,719	52,458	63.4%
13号-5 ため池	170,513	131,645	77.2%	1,252 箇所	133,038	90,165	67.8%	1,147 箇所	100,913	66,870	66.3%	168 箇所	88,136	55,984	63.5%
14号 地域防災拠点施設	162,319	102,857	63.4%	121 箇所	81,642	40,342	49.4%	78 箇所	60,905	34,277	56.3%	8,115 箇所	190,397	85,116	44.7%
15号 防災行政無線設備	224,276	126,236	56.3%	1,702 箇所	126,944	38,693	30.5%	5,844 箇所	239,525	78,112	32.6%	516 箇所	121,529	67,608	55.6%
16号 飲料水施設・電源施設等	221,622	126,320	57.0%	444 箇所	89,822	55,599	61.9%	296 箇所	142,958	72,142	50.5%	646 箇所	7,167	3,031	42.3%
17号 備蓄倉庫	1,7763	8,028	45.2%	437 箇所	10,338	5,292	51.2%	296 箇所	4,081	838	20.5%	304 組	891	130	14.6%
18号 応急救護設備	3,595	659	18.3%	610 組	1,133	687	60.6%	515 組	314	262	83.4%	12,142 ha	505,197	280,199	55.5%
19号 老朽住宅密集市街地	2,814,605	1,431,714	50.9%	6,960 ha	1,725,532	916,981	53.1%	7,839 ha	846,197	563,811	66.6%	11,055,155	6,851,291	62.0%	
	18,503,368	14,117,470	76.3%		14,157,285	10,018,773	70.8%		12,197,074	8,359,916	68.5%				

(注1) 第4次五箇年計画 (平成23～27年度) の内容は、平成26年度末現在のものとする。

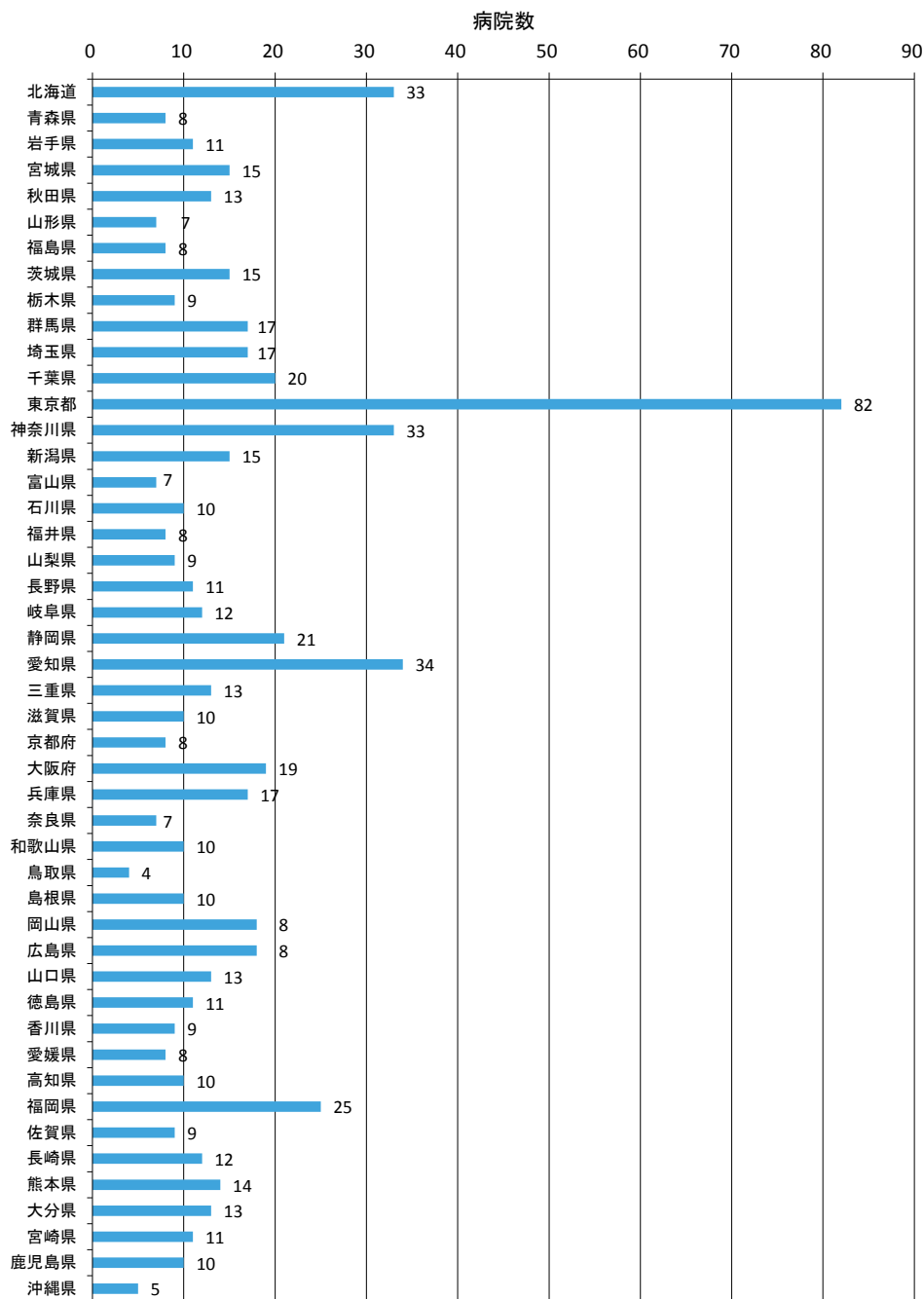
(注2) 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、都市基盤整備等、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業の全体の事業費を計上している。

(注3) 公立特別支援学校は、平成18年度までは公立盲学校、ろう学校又は養護学校である。

出典：内閣府資料

6. 防災上必要な施設及び設備の整備状況

附属資料 40 都道府県別災害拠点病院数



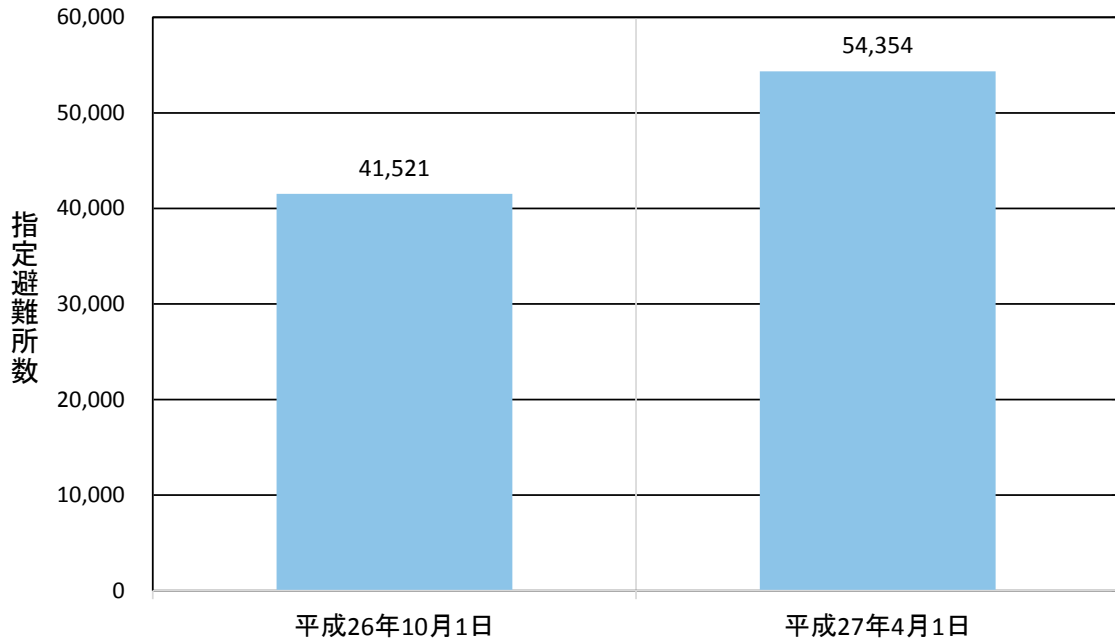
出典：広域災害救急医療情報システムホームページをもとに内閣府作成

附属資料41 日赤病院・救命救命センター・DMAT指定医療機関数

都道府県	赤十字病院	救命救命センター	DMAT指定機関	都道府県	赤十字病院	救命救命センター	DMAT指定機関
北海道	10	11	34	滋賀県	3	4	10
青森県	1	2	10	京都府	3	6	11
岩手県	1	3	11	大阪府	2	13	18
宮城県	2	6	15	兵庫県	4	7	19
秋田県	1	1	14	奈良県	0	3	7
山形県	0	2	8	和歌山県	1	3	11
福島県	1	4	8	鳥取県	1	2	4
茨城県	2	6	18	島根県	2	3	10
栃木県	3	5	11	岡山県	1	5	10
群馬県	2	3	17	広島県	3	5	18
埼玉県	3	8	17	山口県	2	5	16
千葉県	1	11	21	徳島県	1	3	13
東京都	4	23	71	香川県	1	2	10
神奈川県	3	16	33	愛媛県	1	3	8
新潟県	1	5	15	高知県	1	3	16
富山県	1	2	8	福岡県	3	8	24
石川県	1	2	12	佐賀県	1	5	9
福井県	1	2	9	長崎県	2	3	15
山梨県	1	1	12	熊本県	2	3	15
長野県	6	8	12	大分県	1	3	21
岐阜県	2	6	12	宮崎県	0	3	12
静岡県	5	9	21	鹿児島県	1	2	13
愛知県	2	18	34	沖縄県	1	3	15
三重県	1	3	13	合計	92	254	741

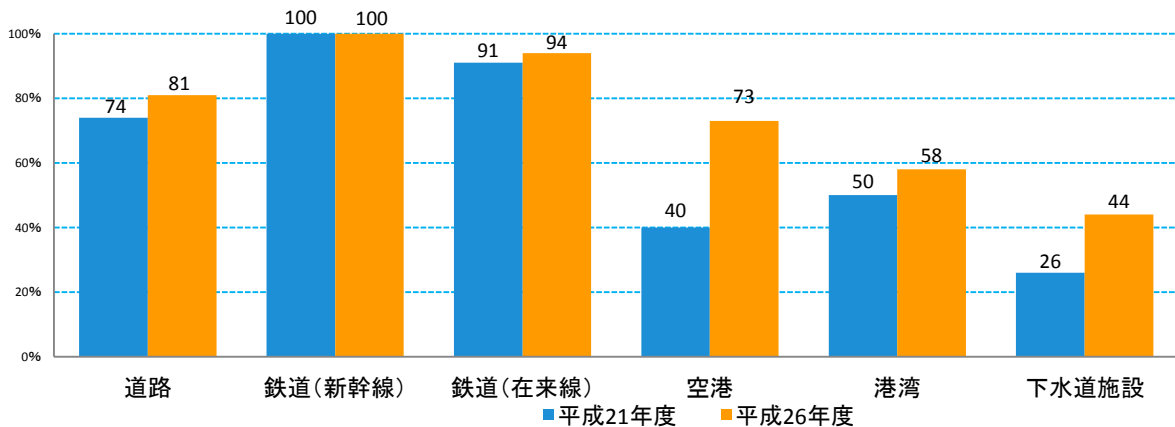
出典：赤十字病院は、日本赤十字社ホームページを参考に内閣府作成
救命救命センター・DMAT指定機関は、広域災害救命医療情報システムホームページをもとに内閣府作成

附属資料 42 指定避難所の指定状況



出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料 43 公共インフラ等の耐震化の状況



(注) 道路：緊急輸送道路（災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動をするために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路）の橋梁の耐震化率（平成25年度末時点）

鉄道（新幹線）：高架橋等

鉄道（在来線）：首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の高架橋等（左：平成24年度末時点、右：平成25年度末時点）

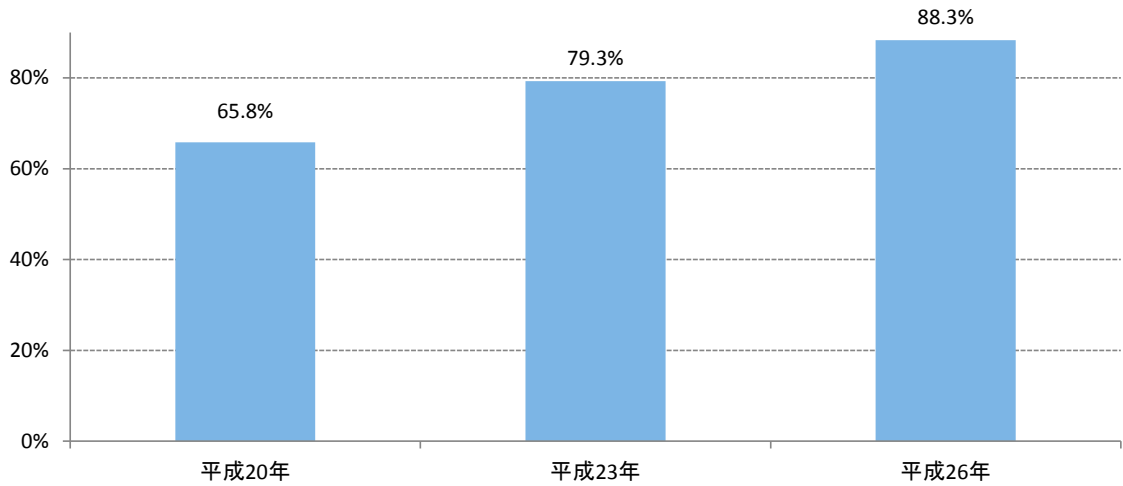
空港：緊急輸送に活用できる空港から100km圏域の人口の割合

港湾：耐震強化岸壁（緊急物資輸送を目的とする耐震強化岸壁の計画に対する整備済みの割合（重要港湾以上））

下水道施設：重要な幹線等（流域幹線、防災拠点・避難地からの排水を受ける管きよ、ポンプ場・処理場に直結する幹線管きよ、緊急輸送路・軌道下に埋設された管きよ等）（左：平成22年度末時点、右：平成24年度末時点）

出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成

附属資料 44 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況

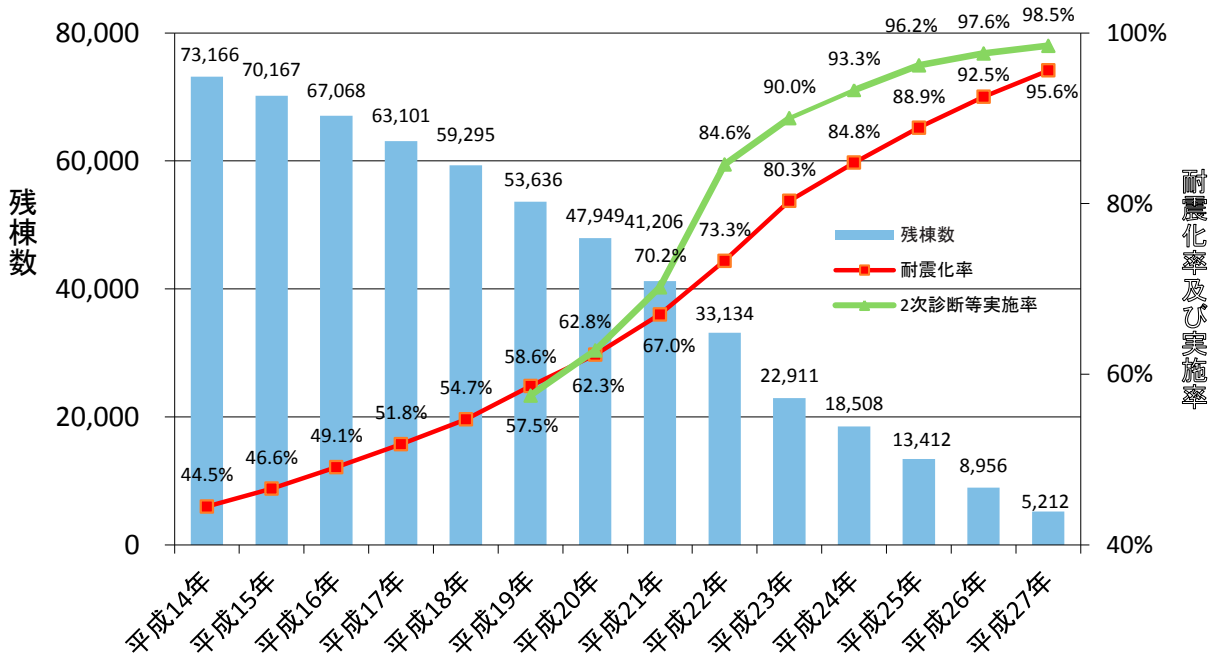


※ 地方公共団体が所有又は、管理している公共施設等(公共用及び公用の建物・非木造の2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物)全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点(防災拠点)となる施設を右記の基準に基づき抽出し、集計・分析。

- <防災拠点となる公共施設等の分類基準>
- ① 社会福祉施設……………全ての施設
 - ② 文教施設(校舎、体育館)…指定緊急避難場所又は指定避難所等に指定している施設
 - ③ 庁舎……………災害応急対策の実施拠点となる施設
 - ④ 県民会館・公民館等……………指定緊急避難場所又は指定避難所等に指定している施設
 - ⑤ 体育館……………指定緊急避難場所又は指定避難所等に指定している施設
 - ⑥ 診療施設……………地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
 - ⑦ 警察本部、警察署等……………全ての施設
 - ⑧ 消防本部、消防署……………全ての施設
 - ⑨ 公営住宅等……………無
 - ⑩ 職員公舎……………無
 - ⑪ その他……………指定緊急避難場所又は指定避難所等に指定している施設

出典：消防庁資料「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

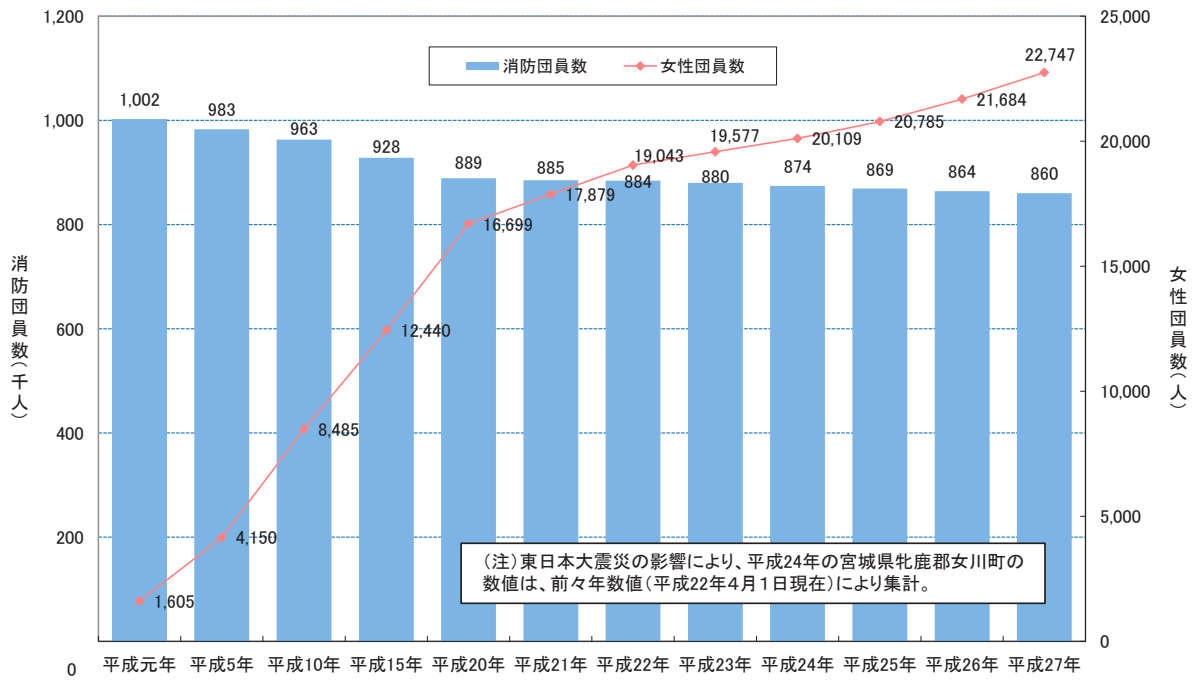
附属資料 45 公立小中学校施設の耐震化の状況



出典：文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」(平成27年4月)

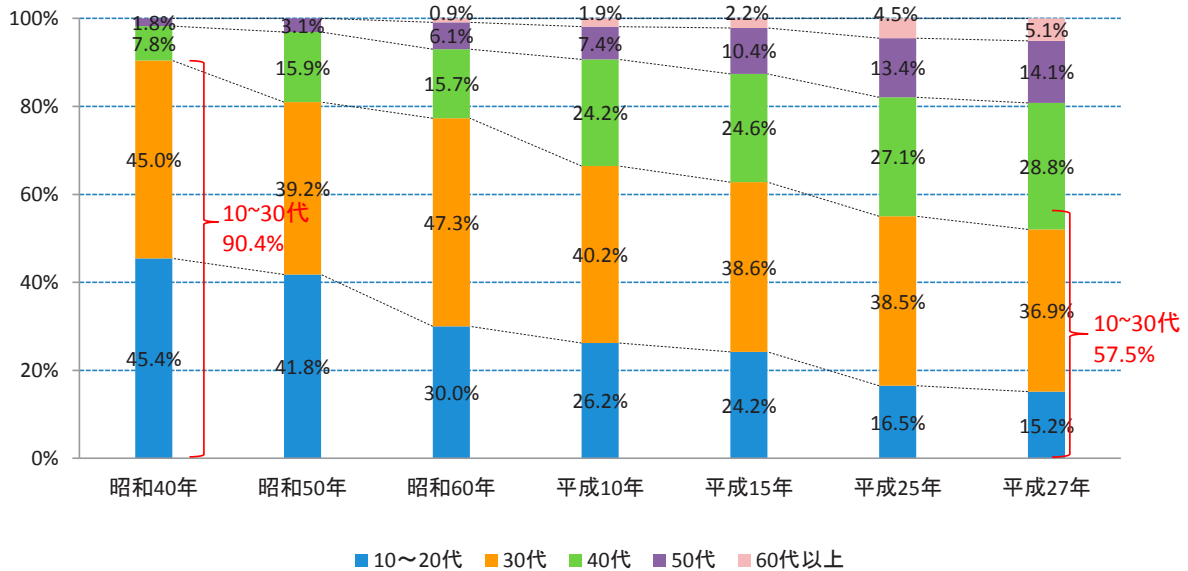
7. 防災業務に従事する人員の状況

附属資料 46 消防団員数の推移



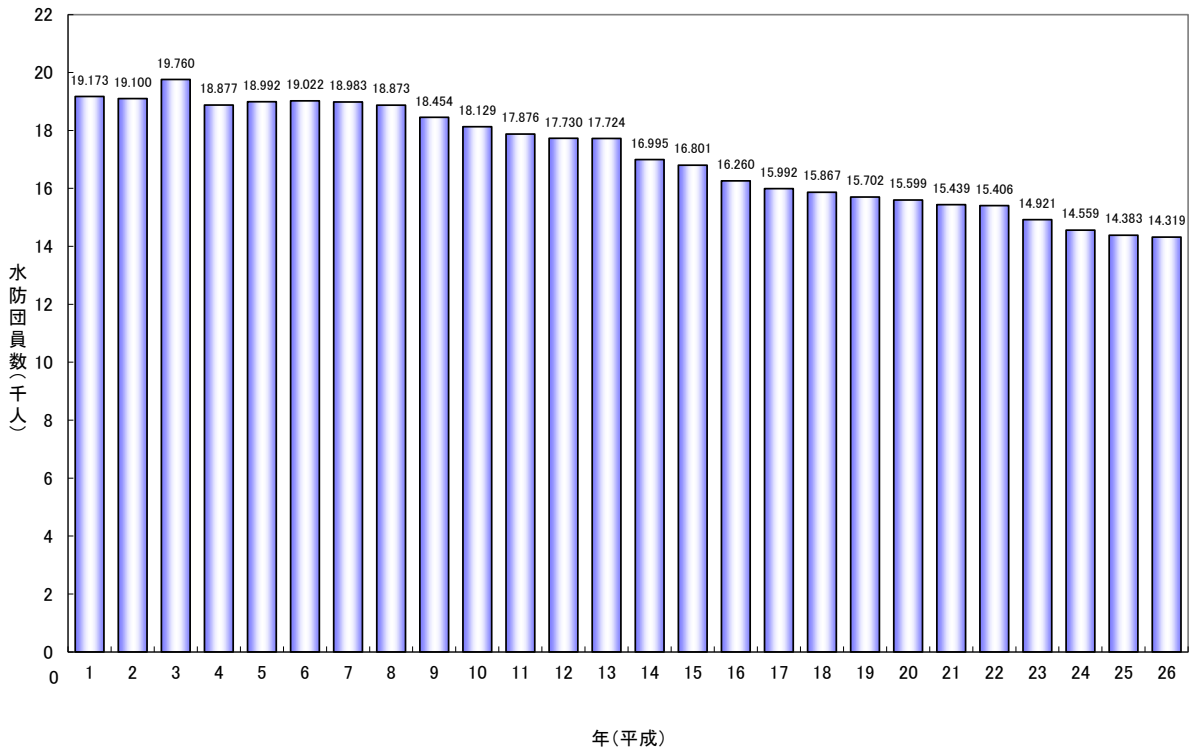
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料 47 消防団員の年齢構成比率の推移



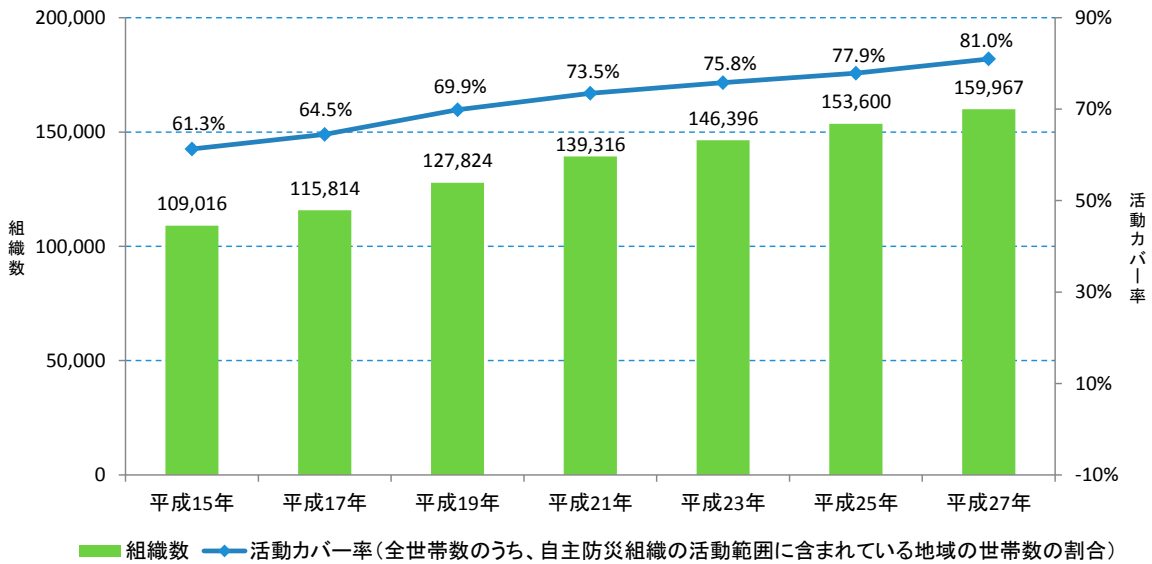
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料48 水防団員の推移



出典：国土交通省資料

附属資料49 自主防災組織の推移



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、各年4月1日現在

附属資料50 地方防災会議の委員に占める女性委員の割合（都道府県別・平成27年）

	都道府県防災会議			市町村防災会議		
	委員総数 (人)	うち女性委員 (人)	女性の比率 (%)	委員総数 (人)	うち女性委員 (人)	女性の比率 (%)
北海道	65	5	7.7	3807	122	3.2
青森県	57	9	15.8	680	29	4.3
岩手県	73	11	15.1	1006	58	5.8
宮城県	53	5	9.4	1015	65	6.4
秋田県	60	5	8.3	717	65	9.1
山形県	59	9	15.3	1017	57	5.6
福島県	51	6	11.8	1162	51	4.4
茨城県	51	6	11.8	1315	81	6.2
栃木県	53	4	7.5	656	50	7.6
群馬県	47	5	10.6	772	54	7.0
埼玉県	69	6	8.7	2153	190	8.8
千葉県	61	9	14.8	1475	148	10.0
東京都	66	2	3.0	2263	270	11.9
神奈川県	55	7	12.7	1002	85	8.5
新潟県	72	18	25.0	874	47	5.4
富山県	65	9	13.8	521	24	4.6
石川県	66	6	9.1	427	24	5.6
福井県	56	2	3.6	488	41	8.4
山梨県	61	3	4.9	559	45	8.1
長野県	64	6	9.4	2008	140	7.0
岐阜県	61	11	18.0	981	65	6.6
静岡県	55	4	7.3	1032	72	7.0
愛知県	74	2	2.7	1473	136	9.2
三重県	54	5	9.3	885	69	7.8
滋賀県	60	7	11.7	535	57	10.7
京都府	65	9	13.8	731	60	8.2
大阪府	59	4	6.8	1443	153	10.6
兵庫県	55	6	10.9	1297	120	9.3
奈良県	60	8	13.3	904	82	9.1
和歌山県	51	2	3.9	591	52	8.8
鳥取県	67	29	43.3	347	44	12.7
島根県	71	25	35.2	618	39	6.3
岡山県	56	8	14.3	603	92	15.3
広島県	58	2	3.4	789	57	7.2
山口県	56	7	12.5	581	63	10.8
徳島県	67	27	40.3	549	31	5.6
香川県	55	7	12.7	389	32	8.2
愛媛県	59	5	8.5	500	26	5.2
高知県	57	8	14.0	734	66	9.0
福岡県	59	6	10.2	1316	177	13.4
佐賀県	68	23	33.8	421	41	9.7
長崎県	66	7	10.6	638	37	5.8
熊本県	56	6	10.7	1697	124	7.3
大分県	50	4	8.0	543	39	7.2
宮崎県	53	5	9.4	732	42	5.7
鹿児島県	60	5	8.3	988	43	4.4
沖縄県	54	7	13.0	685	55	8.0
計	2,810	372	13.2	45,919	3,520	7.7

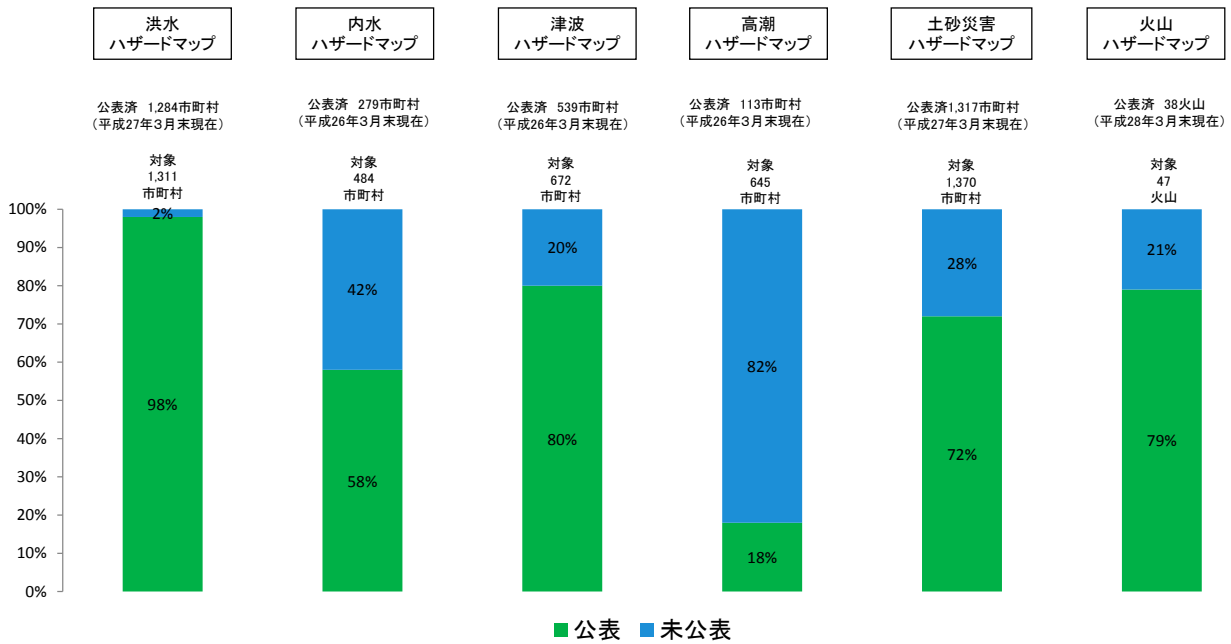
(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(平成27年度)より作成。

2. 原則として平成27年4月1日現在。

出典：内閣府資料

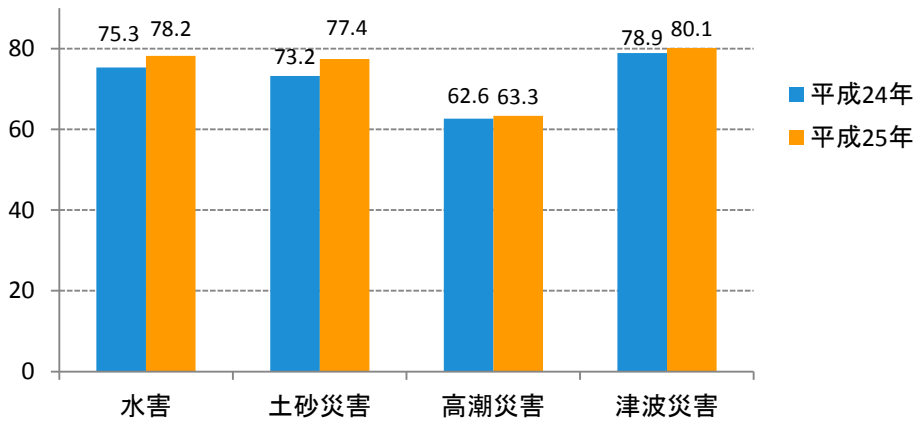
8. 各種施策の状況

附属資料51 ハザードマップ



出典：国土交通省の資料をもとに（火山ハザードマップを除く）内閣府作成

附属資料52 災害が想定される市区町村における避難勧告等の発令基準の策定状況



※策定済み及び見直し中のものの割合。なお、平成25年の調査では、水害は全市町村（1742団体）、土砂災害は1603団体、高潮災害は641団体、津波災害は667団体で災害が想定されている。

出典：消防庁「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況等調査結果」をもとに内閣府作成

附属資料53 市区町村の住民に対する避難の指示等の伝達手段

年	防災行政無線		農協・漁協等の通信施設(有線を含む)	広報車による巡回	サイレン	半鐘	報道機関	自主防災組織を通じて	その他
	戸別受信方式	同報受信方式							
平成15年	1,748 54%	2,126 66%	591 18%	2,942 92%	2,537 79%	698 22%	675 21%	1,065 33%	1,106 34%
平成16年	1,731 55%	2,095 67%	559 18%	2,864 92%	2,463 79%	659 21%	663 21%	1,064 34%	1,106 35%
平成17年	1,365 56%	1,670 69%	449 19%	2,254 93%	1,927 80%	525 22%	642 27%	942 39%	925 38%
平成18年	1,118 61%	1,349 73%	362 20%	1,739 94%	1,487 81%	414 22%	666 36%	887 48%	781 42%
平成19年	1,125 62%	1,350 74%	343 19%	1,722 94%	1,462 80%	383 21%	718 39%	939 51%	800 44%
平成20年	1,117 62%	1,348 74%	323 18%	1,713 95%	1,455 80%	358 20%	750 41%	987 55%	829 46%
平成21年	1,118 62%	1,361 76%	311 17%	1,702 95%	1,440 80%	345 19%	782 43%	1,015 56%	830 46%
平成22年	1,096 63%	1,333 76%	289 17%	1,647 94%	1,383 79%	324 19%	811 46%	1,033 59%	830 47%
平成23年	1,006 62%	1,240 77%	248 15%	1,530 95%	1,271 79%	270 17%	787 49%	1,002 62%	806 50%
平成24年	1,086 62%	1,340 77%	245 14%	1,644 94%	1,357 78%	285 16%	848 49%	1,129 65%	955 55%
平成25年	1,097 63%	1,377 79%	219 13%	1,648 95%	1,347 77%	276 16%	878 50%	1,154 66%	998 57%
平成26年	1,112 64%	1,398 80%	206 12%	1,651 95%	1,334 77%	256 15%	925 50%	1,169 67%	1,049 60%
平成27年	1,128 65%	1,412 81%	192 11%	1,659 95%	1,317 76%	238 14%	975 56%	1,193 69%	1,093 63%

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料54

都道府県間の応援協定に基づく応援回数と民間機関等との応援協定の状況

年	都道府県間の相互応援協定に基づく応援回数		民間機関等との応援協定の状況													
			放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
			回数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数
平成15年	23	6	288	47	347	31	191	37	148	39	400	37	711	34	124	19
平成16年	4	2	288	47	359	33	218	39	165	41	474	39	828	36	134	23
平成17年	13	8	304	47	362	32	221	43	178	42	504	40	873	40	182	31
平成18年	5	2	301	46	370	33	241	44	201	40	587	43	992	42	212	37
平成19年	0	0	304	46	337	34	272	43	211	41	778	43	1,196	44	317	36
平成20年	12	1	306	46	400	36	316	45	239	43	818	45	1,294	46	461	39
平成21年	5	1	314	46	399	36	339	44	247	43	857	45	1,364	46	546	41
平成22年	24	5	329	47	393	36	420	45	254	43	1,590	46	1,431	45	676	42
平成23年	18	4	318	44	373	33	472	43	235	41	1,568	43	1,357	44	676	39
平成24年	25	6	334	47	395	36	495	46	291	44	1,825	46	1,461	47	931	46
平成25年	29	8	360	47	419	38	575	47	317	46	1,913	47	1,558	47	1,178	46
平成26年	28	6	351	47	445	40	703	47	374	46	2,360	47	1,672	47	1,299	46
平成27年	24	6	343	47	454	39	893	47	382	46	2,397	47	1,694	47	1,515	46

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料55 市区町村の応援協定の状況

年	市区町村数	都道府県内の市区町村が参加している応援協定数	市区町村間の相互応援協定締結市区町村数
平成15年	3,213	1,459	2,363 74%
平成16年	3,123	1,527	2,306 74%
平成17年	2,418	1,502	1,771 73%
平成18年	1,843	1,408	1,457 79%
平成19年	1,827	1,512	1,471 81%
平成20年	1,811	1,625	1,656 91%
平成21年	1,800	1,725	1,646 91%
平成22年	1,750	1,778	1,571 90%
平成23年	1,619	1,738	1,476 91%
平成24年	1,742	2,254	1,645 94%
平成25年	1,742	2,920	1,650 95%
平成26年	1,742	3,419	1,697 97%
平成27年	1,741	3,642	1,705 98%

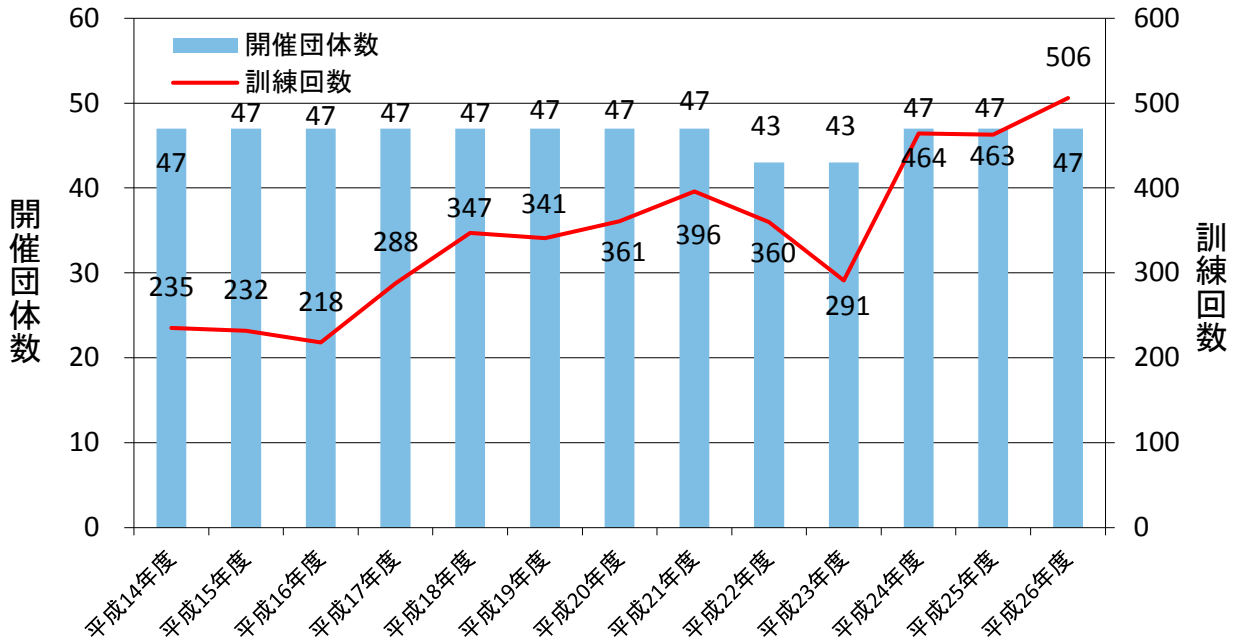
出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料56 市区町村の民間機関等との応援協定等の締結状況

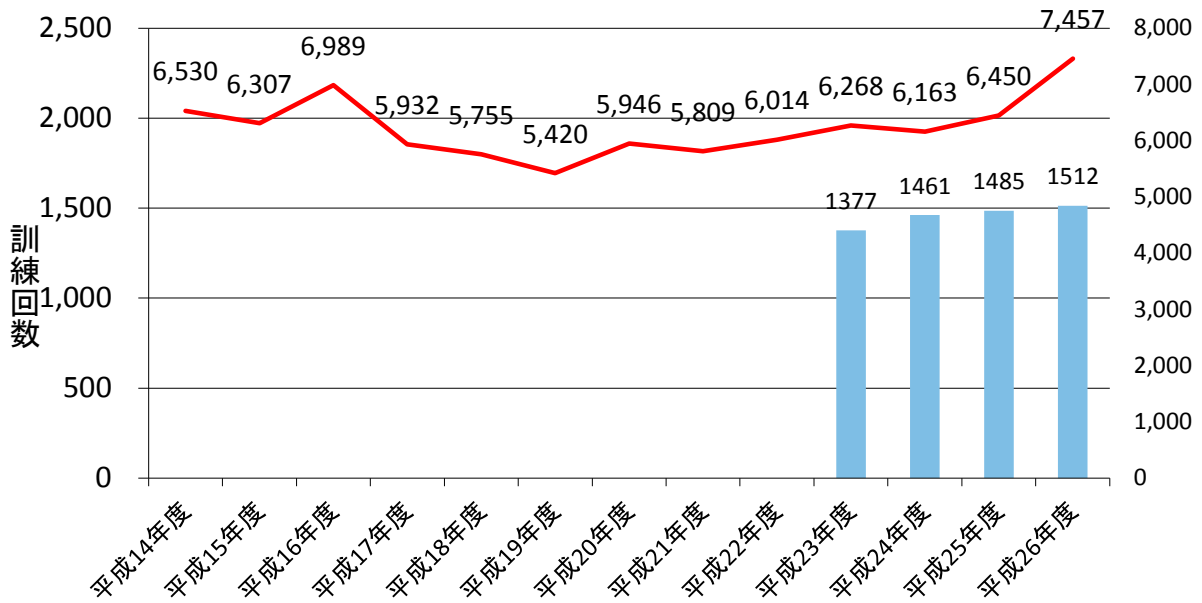
年	放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数
平成15年	150	10	22	2	726	4	253	2	392	21	562	7	334	6
平成16年	171	20	20	2	713	4	260	2	445	18	589	5	361	5
平成17年	191	50	27	2	647	6	271	15	445	39	583	17	376	9
平成18年	225	38	18	2	574	10	267	3	451	24	619	8	401	2
平成19年	275	35	24		596	7	292	2	662	23	794	6	484	9
平成20年	315	62	33		619	2	319	5	813	35	936	17	510	5
平成21年	362	48	33		658	3	355	2	979	35	1,060	33	559	11
平成22年	378	35	35		683	6	376	3	1,052	42	1,125	22	580	8
平成23年	376	107	36	2	645	17	386	109	1,066	548	1,118	226	579	57
平成24年	437	59	41	3	719	19	462	48	1,242	167	1,309	123	684	54
平成25年	495	81	58		778	3	519	9	1,318	42	1,412	20	743	6
平成26年	554	59	66		827	2	602	3	1,360	131	1,466	40	800	17
平成27年	609	50	83	1	869	34	719	3	1,408	62	1,500	31	809	15

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

都道府県の防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移

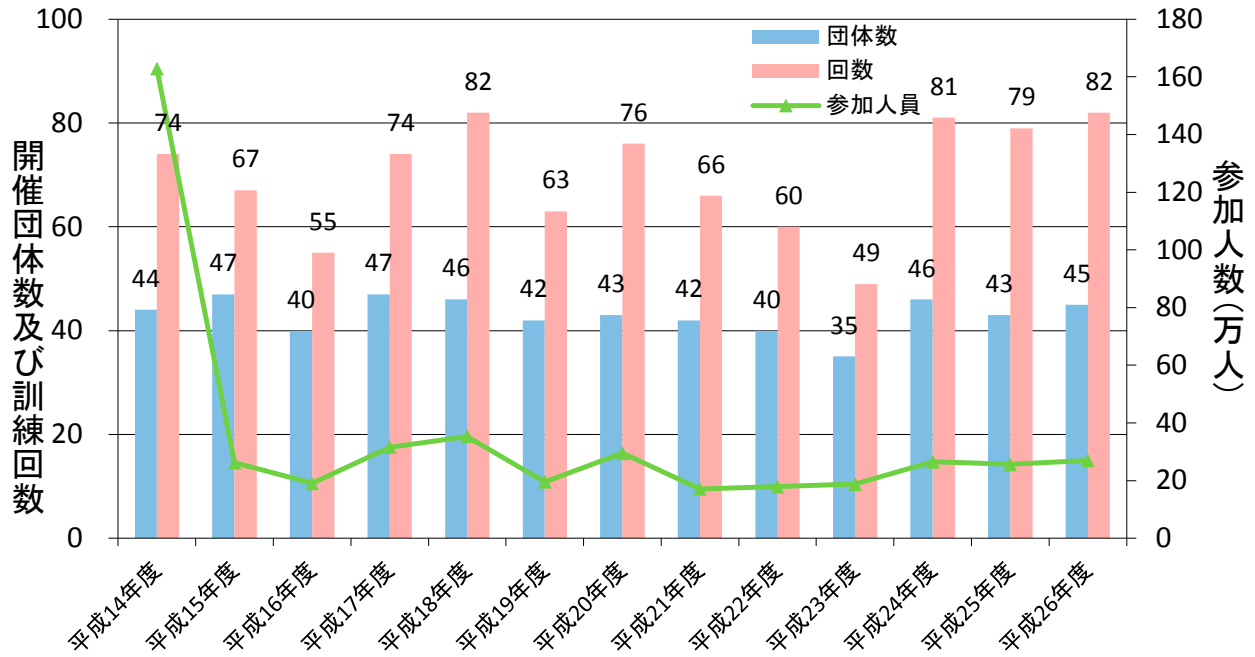


市区町村の防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移

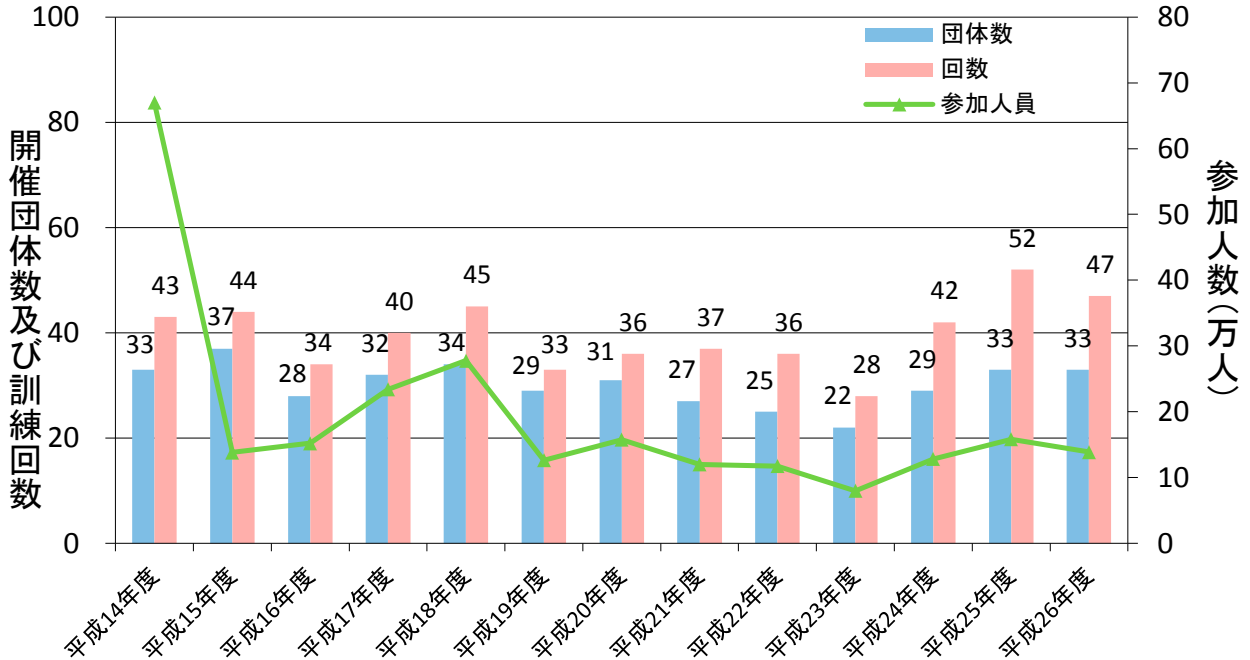


出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

都道府県の震災訓練実施団体数、回数及び参加人員の推移（総合訓練）



都道府県の震災訓練実施団体数、回数及び参加人員の推移（広域支援を含んだもの）



出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料59 津波対策の実施状況

(単位：延長距離＝km)

年	団体数	海岸線		津波浸水 予想地域 の指定有	地域防災 計画への 記載有	避難路		避難地		津波防波堤	
		有	無			路線数	団体数	設置数	団体数	延長距離	団体数
平成15年	3,213	1,014	2,199	401	812	1,700	108	5,355	311	1,631	204
平成16年	3,123	984	2,139	420	799	1,817	104	5,609	306	1,535	204
平成17年	2,418	806	1,612	374	465	2,099	111	6,442	316	1,472	180
平成18年	1,843	666	1,177	367	299	3,066	107	6,830	286	1,233	149
平成19年	1,827	667	1,160	374	384	2,297	108	7,307	292	1,231	143
平成20年	1,811	659	1,152	417	393	2,593	118	7,647	297	1,105	133
平成21年	1,800	655	1,145	424	353	2,674	118	7,919	307	1,042	125
平成22年	1,750	648	1,102	439	385	2,757	118	8,396	304	1,025	123
平成23年	1,619	609	1,010	425	357	2,448	106	7,448	276	787	93
平成24年	1,742	646	1,096	492	379	4,058	130	12,110	323	886	107
平成25年	1,742	646	1,096	539	383	5,054	139	16,238	361	905	104
平成26年	1,742	646	1,096	576	403	5,591	155	19,405	380	848	96
平成27年	1,741	646	1,095	603	431	6,176	166	22,589	410	841	97

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

9. 我が国の国際協力の状況

附属資料 60 各府省庁における国際協力に関する事業一覧

省庁名	事業名称	相手国 / 対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他 対応する予算措置 があれば 平成 27 年度予算額 (百万円)	担当部署名
内閣府	日中韓防災担当閣僚会合	中国、韓国	平成 20 年の「第 1 回日中韓首脳会議」における「三国間防災協力に関する共同発表」に基づき、平成 27 年 10 月 第 3 回日中韓防災担当閣僚級会合を日本（東京）で開催し、三カ国間の防災協力のあり方についての意見交換等が行われ、会議後には、「第 4 回日中韓防災担当閣僚級会合 日中韓三国の防災協力に関する共同声明」が取りまとめられた。		内閣府（防災担当） 参事官（普及啓発・連携担当）付
	日中韓三国防災机上演習	中国、韓国	平成 23 年 3 月に東京で開催された「第 4 回日中韓サミット」の首脳宣言での合意事項に基づき、平成 27 年 5 月、第 5 回日中韓三国防災机上演習を中国で開催し、日中韓三国の関係機関が参加した。		内閣府（防災担当） 参事官（普及啓発・連携担当）付
	日米緊急事態管理ワーキンググループ	米国	「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の下に設置された「緊急事態管理ワーキンググループ」に基づき、定期的に情報共有や意見交換、訓練の相互招待を行った。	—	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当)
	内閣府と仏国内務省との原子力防災に係る協力	仏国	平成 27 年 5 月、原子力防災分野における日仏二国間の協力及び対話を進めていきたいとの共通の希望から、両国間で原子力防災に係る協力に関する覚書を締結した。	—	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当)
	国際原子力緊急時対応演習 (INEX: International Nuclear Emergency Exercise)	経済協力開発機構 / 原子力機関 (OECD/NEA)	原子力事故・災害対策に関する対応について実務的な面での向上を目指し OECD/NEA が実施している原子力緊急事態に対応するための演習 (INEX) に参加している。現在、2015 年 9 月～2016 年 6 月の期間に各参加国で実施が予定されている 6 回目の演習 INEX5 への参加を予定。	—	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 原子力規制庁長官官 房総務課国際室
	原子力防災訓練への招待	米国、英国、中国、韓国	各国の原子力防災に係る情報共有と知見交換を目的とし、平成 27 年 11 月に伊方発電所で行われた原子力総合防災訓練に、米国、英国、中国、韓国の関係者を招待し、訓練視察及び意見交換を行った。	—	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 原子力規制庁長官官 房総務課国際室
内閣官房	「世界津波の日」の普及啓発イベント		平成 27 年 12 月に国連総会決議により制定された世界津波の日（11 月 5 日）を記念するとともに、防災・減災・国土強靱化の取組について発信するイベントを平成 28 年度に東京で開催予定	—	内閣官房国土強靱化推進室
総務省	防災 ICT システムの国際展開の推進	ASEAN 等	総務省においては、ASEAN 地域等の自然災害多発国に対して、各国のニーズを踏まえ、我が国での多年の経験、ノウハウを元に培った防災 ICT システムの実証実験・民間企業と連携した先方政府への働きかけ等を実施し、我が国の防災 ICT システムの海外展開を推進する。	平成 27 年度 ICT 国際展開パッケージ支援事業（1,145 百万円）の内数	総務省情報通信国際戦略局国際協力課
	AHA センター (ASEAN 防災・人道支援調整センター) 支援に係る ICT フェーズ 3	AHA センター (ASEAN)	総務省及び外務省においては、日 ASEAN 統合基金 (JAIF) を活用して、ASEAN 域内の防災情報ハブである AHA センターの ICT システム整備支援を平成 23 年度から実施中。平成 27 年度より、ICT フェーズ 3 として、AHA センターの緊急時対応能力向上に資する ICT 整備及び人材育成の支援を実施。	—	総務省情報通信国際戦略局国際協力課 外務省アジア大洋州局地域政策課
	移動式 ICT ユニット (MDRU) を用いた ITU との共同プロジェクト	ITU (国際電気通信連合)、フィリピン科学技術省	総務省は、ITU 及びフィリピン科学技術省と協力して、台風被災地であるフィリピン・セブ島において、災害対策用の移動式 ICT ユニット (MDRU) (※) を用いた実証実験を行うプロジェクトを平成 26 年度から実施。技術的な機能検証、住民参加での有効性確認、現地自治体への技術トレーニングや防災体制整備等の実施結果を取りまとめ、平成 28 年 3 月に公表。 (※) 「移動式 ICT ユニット (MDRU: Movable and Deployable ICT Resource Unit)」とは、東日本大震災での教訓を踏まえて総務省が研究開発を行った、災害時に被災地へ搬入して通信を迅速に回復させることが可能な通信設備。車載型、アダプタケース型等の小型化に対応。	—	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、情報通信国際戦略局国際政策課
消防庁	アジア国際消防防災フォーラム	アジア諸国	アジア圏内各国を対象に、対象国の状況に応じ、消防防災能力の向上に資するため、我が国の消防技術・制度・体制等を当該国で広く紹介する国際消防防災フォーラムを平成 19 年度から開催している。	3.1	消防庁国民保護・防災部参事官付
	日韓消防行政セミナー	韓国	平成 14 年の日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会、「日韓国民交流年」を契機として、両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を行うことにより、日韓消防の交流・連携・協力の推進を図ることを目的とした日韓消防行政セミナーを両国で開催している。	2	消防庁国民保護・防災部参事官付

省庁名	事業名称	相手国/ 対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他 対応する予算措置 があれば 平成27年度予算額 (百万円)	担当部署名
外務省	日本の国際協力NGOとの連携を通じた防災協力・災害復旧支援	被災国	日本NGO連携無償資金協力を通じた開発途上国における防災協力、ジャパン・プラットフォーム(JPF)(注1)を通じた緊急人道支援・災害復旧支援、アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)(注2)を通じたアジア太平洋地域における国際防災ネットワークの構築・緊急人道支援を行っている。 (注1) 国内外で大規模な自然災害や紛争が発生した際に、日本のNGO・経済界・政府の三者が協働して緊急人道支援に取り組む枠組。 (注2) 我が国NGO主導の下、アジア太平洋地域の大規模自然災害・防災対策に対し、同地域におけるA-PAD加盟国のNGO・経済界・政府の三者が協働して取り組むための国際防災ネットワークの構築を目指す枠組。日本政府は平成25年度末に約1億円を提出、平成27年度に約2億円、平成28年度にも1億円を提出予定。	その他対応する予算措置があれば平成27年度予算額(百万円):日本NGO連携無償資金協力:約681(JPF含む)(※平成27年度決算額)	外務省国際協力局 民間援助連携室
	国際緊急援助物資供与		外務省においては、平成27年4月に発生したネパールにおける地震被害や平成28年2月に発生したフィジーにおけるサイクロン被害等に対して独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じて、被災者の当面の生活を支援するために必要な国際緊急援助物資の供与を行った(10回)。	161	外務省国際協力局 緊急・人道支援課
	緊急無償資金協力		外務省においては、平成27年4月に発生したネパールにおける地震被害等に対する緊急無償資金協力を始め、サイクロン、洪水等に対する緊急人道支援、災害復旧及びその被害軽減のための無償資金協力を行った。	6961 (平成27年度 決算額)	外務省国際協力局 緊急・人道支援課
	IAEA緊急時対応能力研修センター(CBC)の運営	IAEA加盟国 (IAEA)	2012年12月に、外務省とIAEAの間で署名された、「緊急事態の準備及び対応の分野における協力に関する日本国外務省と国際原子力機関との間の実施取決め」に基づき、2013年5月に、福島県に「IAEA緊急時対応能力研修センター(CBC)」を指定。IAEA職員が常駐。同センターでは、放射線に関する緊急事態への対応に必要な資機材が保管され、緊急事態時に活用される他、年に数回、海外や国内自治体関係者への研修が行われている。		外務省 軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室
文部科学省	アジア・太平洋地域の国々で災害関連情報を共有する「センチネルアジア」プロジェクトの推進	アジア・太平洋地域の25カ国・15国際機関	アジア・太平洋地域の災害管理に資するため、我が国が主導して実施する、衛星を活用した災害関連情報を共有する活動。25カ国・地域の85機関及び15国際機関が参加(平成28年3月現在)。	—	文部科学省研究開発局 宇宙開発利用課宇宙利用推進室
	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)	ODA対象国のうち136カ国	文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)及び外務省・独立行政法人国際協力機構(JICA)は、我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、開発途上国における地球規模課題の解決につながる国際共同研究を推進するSATREPSを実施し、研究分野の一つとして防災分野に対する協力を行う。	(外務省)JICA運営費交付金の内数 (文部科学省)JST運営費交付金の内数	文部科学省 科学技術・学術政策局 科学技術・学術戦略官(国際)付
農林水産省	海外農業農村地球環境問題等調査事業(農村防災計画検討調査)	アジア各国を中心に広く対象	開発途上国の農村地域において、防災に対する住民意識の醸成を図るための啓蒙普及、地方政府による指導や支援の下で住民参加による自然災害被害の防止・軽減を図るための体制整備や農村防災計画を作成する手法の検討を平成25年度から平成28年度にかけて行なうもの。	32	農林水産省農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室海外技術班
国土交通省	日ASEAN交通分野における防災対策協力事業	ASEAN各国	交通分野における安全対策・防災対策の知見について話し合うための専門家会合の開催、日本とASEAN各国の交通分野における安全対策・防災対策の優良事例集の作成・共有等を通じて、各国の交通システムの発展段階に合った効果的な安全対策・防災対策の実施を支援し、ASEANにおける交通分野の安全・災害対策能力向上を図る。	6	国土交通省総合政策局国際政策課
	日本とチリの港湾における防災協力	チリ	平成24年より、SATREPSプロジェクトとして「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究」を実施。また、平成27年5月、西村国交副大臣のチリ訪問時に、日本の港湾に関する技術基準のチリへの導入等を内容とする沿岸防災対策に関する協力覚書を署名。	—	国土交通省港湾局産業港湾課国際企画室 国土交通省港湾局海岸・防災課災害対策室
	日ASEAN港湾技術者会合(港湾防災ガイドラインの策定)	ASEAN各国	東日本大震災の教訓をASEAN各国と共有し、ASEAN各国が港湾防災に係る取り組みを実施する際に参照可能な「港湾防災ガイドライン(仮称)」のとりまとめに向けて平成27年より3カ年計画で実施している。	23	国土交通省港湾局産業港湾課国際企画室 国土交通省港湾局海岸・防災課災害対策室
	防災協働対話	ベトナム、タイ、ミャンマー、インドネシア、トルコ、南アフリカ	平成25年より、アジアを中心とする新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、我が国の防災技術の海外展開を図ることを目的として、産官学が一体となった継続的な協力体制の構築を国別に展開。	35	水管理・国土保全局 河川計画課 総合政策局海外プロジェクト推進課
	国土交通省とEU防災総局との協力	EU防災総局	平成25年3月の国土交通省とEU防災総局間の書簡の交換に基づき、双方の防災体制の充実を目的として、専門家・実務者の相互派遣による防災の知識・経験に係る情報交換を毎年実施。	—	国土交通省水管理・国土保全局河川計画課
	インドとの二国間会議を通じた防災技術に関する意見交換	インド	平成26年9月に締結した協力枠組に基づき、東京にて第2回日印道路交流会議を開催し、インド北東州の道路整備に対する協力を念頭に、道路防災対策及び山岳部における道路建設技術等について意見交換を実施。平成28年度はインド・デリーにて第3回会議を実施予定。	—	国土交通省道路局企画課国際室
	水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)	ユネスコ等	水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)は、ユネスコ賛助機関として世界の水災害被害の軽減に向けて、我が国の経験・技術を発信するとともに、国際連帯の形成に努めた。具体的には総合洪水解析システム(IFAS)や降雨流出氾濫(RRI)モデル、リスクマネジメント等の研究開発、これらの成果を活用した人材育成のほか、ユネスコ等やアジア開発銀行のプロジェクトを通じた技術協力・国際支援等を実施した。	国立研究開発法人土木研究所運営費交付金9,054百万円の内数	国立研究開発法人土木研究所

省庁名	事業名称	相手国/ 対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他 対応する予算措置 があれば 平成27年度予算額 (百万円)	担当部署名
気象庁	世界気象機関 (WMO) を通じた国際協力	WMO 加盟国等	気象庁は、WMO (世界中の気象等の観測とデータの収集、配布を促進し、また気象や気候の情報を改善させることなどを任務として活動している国際連合の専門機関の一つ) の構成員として、国際会議への専門家の派遣、国際的なセンター業務を担当するなどしている。	-	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国連教育科学文化機関 (UNESCO) を通じた国際協力	UNESCO 加盟国等	気象庁は、UNESCO政府間海洋学委員会 (IOC) の枠組みの中で、海洋・津波分野の技術的貢献をしている。 ○関係国 (中・韓・日) と協力した北東アジア域の海洋、海上気象データの収集、解析、提供 ○北西太平洋域で発生した地震によって起きた津波情報の各国への提供等	-	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国際民間航空機構 (ICAO) を通じた国際協力	ICAO 加盟国等	気象庁は、ICAOが主催する航空気象に関する会合に参加するとともに、航空気象業務の国際的な統一基準の策定や高度化に向けた検討に参画している。また、ICAOの指定を受けて、東京航空路火山灰情報センター、熱帯低気圧情報センター等の国際的なセンター業務を担当し、世界の航空機の安全運航に貢献している。	-	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国際的な研究計画等との連携	関係各国	気象庁では、各国と協力して様々な国際的な研究計画を進めているが、とりわけ地球温暖化問題については、「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」の活動に対し、昭和63年の設立以来、評価報告書の執筆等に参画している。	-	気象庁総務部企画課 防災企画室
	開発途上国への人材育成支援・技術協力	関係各国	気象庁は、開発途上国の国家気象機関の職員を対象に、気象業務の改善のための集団研修を国際協力機構 (JICA) とともに40年以上にわたり実施している。また、WMOや各国個別の要請に応じて、気象レーダー等による観測、気象の解析・予報に関する分野等で職員を専門家として派遣し、また、各国国家気象機関等から研修生を受け入れている。	-	気象庁総務部企画課 防災企画室
海上保安庁	北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) 海洋環境緊急時準備・対応に関する地域活動センター (MERRAC) 事業への参画	韓国、中国、ロシア	海上保安庁は、NOWPAPのうち海洋環境緊急時準備及び対応にかかわる拠点であるMERRACの事業に参画し、日本海及び黄海における海洋環境の保全を近隣諸国と進めるとともに、関係機関との合同油防除訓練や毎年開催される定例会合等を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携を図っている。	-	海上保安庁警備救難部環境防災課
原子力規制庁	国際緊急時対応演習 (ConvEx: Convention Exercise) への参加	国際原子力機関 (IAEA)	原子力事故の早期通報に関する条約及び原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約 (原子力事故関連2条約) の規定を円滑に実施するために国際原子力機関 (IAEA) が実施する通報訓練に参加している。	-	原子力規制庁長官官 房総務課国際室
	国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金 (緊急対策事業)	国際原子力機関 (IAEA)	各国の原子力施設について、加盟国からIAEAへ通報される事故・トラブル情報の公開・共有を促進するIAEA事業を推進するため、我が国からも拠出している。	41	原子力規制庁長官官 房総務課国際室
防衛省	ASEAN災害救援実動演習	ASEAN各国、カナダ、中国、EU、フランス及び米国	タイ軍とマレーシア軍の共催により、平成26年4月にタイ東部において人道支援・災害救援に関する各種訓練を実施しており、医療活動に関する演習等に参加した。	-	防衛省防衛政策局訓練課
	多国間共同訓練リムパック	オーストラリア、カナダ、米国等	米海軍が計画し、外国艦艇等の参加を得て行う総合的な訓練であり、人道支援・災害救援訓練等に参加している。	-	防衛省防衛政策局訓練課
	ARF災害救援実動演習	ARF各国及び国際機関	地域の災害救援に係る対応能力の向上を図ることを目的として、ASEAN地域フォーラム (ARF) の枠組みで実施される実動演習であり、医療活動に関する演習等に参加している。	51	防衛省防衛政策局訓練課
	ニューカレドニア駐留フランス軍主催人道支援・災害救援多国間共同訓練南十字星	フランス、オーストラリア、トンガ、バヌアツ、英国、米国等	平成26年5月の総理訪仏時の共同プレスリリースに基づき、平成26年8月から9月の本訓練に要員を派遣し、島嶼における災害救援活動について演習した。	-	防衛省防衛政策局訓練課
	多国間共同訓練コブラ・ゴールド	インドネシア、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、米国等	従来の米国及びタイの2国間訓練に加えて、近年では地域紛争における平和執行活動、国連平和維持活動及び人道・民生支援活動に焦点を当てた多国間共同訓練として実施されており、医療活動に関する訓練等に参加している。	-	防衛省防衛政策局訓練課
	日米豪人道支援・災害救援共同訓練	オーストラリア及び米国	人道支援・災害救援活動に係る米豪空軍との相互運用性の向上を目的とした訓練であり、参加国で航空輸送訓練、物料投下訓練、不整地離着陸訓練、捜索訓練等を実施している。	-	防衛省防衛政策局訓練課
	ミクロネシア連邦等における日米豪人道支援・災害救援共同訓練	オーストラリア及び米国	人道支援・災害救援活動に係る米豪空軍との相互運用性の向上を目的とした訓練であり、参加国で航空輸送訓練、物料梱包訓練及び物料投下訓練を実施した。	-	防衛省防衛政策局訓練課
	ADMMプラス人道支援・災害救援・防衛医学実動演習	ADMMプラス各国	地域の災害救援に係る対応能力の向上を図ることを目的として、拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス) の枠組みで実施される実動演習であり、医療活動に関する演習等に参加している。	-	防衛省防衛政策局訓練課

出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

国名	協力年度	事業名	協力概要
アジア地域	2013-2015	ASEAN災害管理衛星情報活用能力向上支援プロジェクト	アセアン各国の、衛星情報を防災に活用する能力を向上させるため、衛星情報の取得、画像解析、洪水流出解析、氾濫解析といった手法の研修を行う。
インドネシア	2011-2015	国家防災庁及び地方防災局の災害管理能力強化プロジェクト	同国の防災を担う国家防災庁を中核として、パイロット地域の州・県・市レベルにおいてリスク評価に基づく地方防災局の地域防災計画や標準対応要領（SOP）等の策定及び訓練を通じて、災害対応能力の強化を支援する。
インドネシア	2013-2017	プランタス・ムシ川における気候変動の影響評価及び水資源管理計画への統合プロジェクト	同国のプランタス川及びムシ川流域における、気候変動影響を考慮した水資源管理計画策定のための提言、さらに他流域にも適応可能なガイドラインを作成することにより、インドネシア国が気候変動の影響を考慮した水資源管理を実施することを支援する。
インドネシア	2013-2018	火山噴出物の放出に伴う災害の軽減に関する総合的研究プロジェクト（科学技術協力）	インドネシア国内の5火山（メラピ、スメル、ケルト、ガルングン、グントール）を対象に、「火山噴火早期警戒システム」、「統合GIS複合土砂災害シミュレータ」、「浮遊火山灰警戒システム」を統合した「複合土砂災害対策意思決定支援システム」を構築し、同システムが防災関係機関にて活用されることにより、火山噴出物の放出に起因する災害の総合的な軽減を目指すものである。
インドネシア	2014-2018	河川流域機関総合水資源管理能力向上プロジェクトフェーズ2	同国の総合水資源管理分野（河川施設の運用や維持管理、水利用・配分等の調整、水環境保全、治水対策等）において、①フィールドプラクティスを通じた現場確認、②RBOの能力強化のための組織体制・制度等の構築・運用、③信頼性のあるガイドライン、マニュアルなどへのアクセスの向上等を行うことにより、RBOの体制と能力の改善を図り、もって総合水資源管理に関する取組みの継続的な強化を支援する。
マレーシア	2011-2016	マレーシアにおける地すべり災害及び水害による被害軽減に関する研究プロジェクト（科学技術協力）	マレーシアにおける災害管理プログラムの実施促進のために、リモートセンシングを用いて地表環境を観測し、地すべりおよび洪水災害に関する総合的なデータベースを含む高度な災害リスク管理システムの試行版作成のための研究を実施する。
フィリピン	2014-2017	気象観測・予報・警報能力向上プロジェクト	気象観測能力の向上、気象データ解析及び予報能力の向上、南ルソン管区における警報基準の設定、気象情報伝達方法・内容の改善、南ルソン管区における気象情報に関する啓発活動の改善を行い、フィリピンの気象観測・予報・警報能力の強化を図る。
ベトナム	2011-2016	ベトナムにおける幹線交通網沿いの斜面災害危険度評価技術の開発（科学技術協力）	ベトナムの山岳地域では、脆弱な地盤、熱帯強風化、熱帯モンスーンなどの要因により斜面災害が多発しており、北部・南部をつなぐ基幹道路および山岳地域の住民の安全確保のため斜面災害危険度評価技術の開発と、早期警戒、人材育成を含む地すべり災害軽減対策技術の構築を行う。
ベトナム	2013-2016	災害に強い社会づくりプロジェクト（フェーズ2）	ベトナム中部地域4省において、中央政府における統合洪水管理の連携体制強化及び対象省における統合洪水管理計画策定能力強化、洪水リスク分析能力強化、構造物洪水対策、非構造物洪水対策を行うことにより、中央政府と対象省の統合洪水管理の計画・実施能力の強化を図る。
ミャンマー	2013-2017	自然災害早期警報システム構築プロジェクト	ミャンマーにおける自然災害の早期警報システムの構築のため、パイロット・プロジェクトサイトにおいて自然災害の早期警報が住民まで迅速かつ適切に伝わるシステムの改良モデルを確立すると共に、中央・地方政府機関に対する人材育成や避難活動などの住民啓発活動を行う。また、他地域への展開計画を作成する。
ミャンマー	2015-2020	ミャンマーの災害対応力強化システムと産学官連携プラットフォームの構築プロジェクト（科学技術協力）	ミャンマー国科学技術省傘下にあるヤンゴン工科大学では、災害脆弱性の変化を随時予測するシナリオ解析システム及びそれを基盤とする災害対応力を強化するための一元的災害対応システムの開発・構築を計画すると共に、これらシステムを政府関係機関や産業界への普及を図るため、産学官連携のコンソーシアムを立ち上げを計画している。これらシステムの研究開発、研究開発に必要となる人材育成及びコンソーシアム立ち上げの支援を行い同国における災害対応力強化を図る。
中華人民共和国	2015-2018	四川省における防災教育推進及び能力向上プロジェクト	約100カ所の防災教育モデル校のうち、雅安市の防災モデル校を中心にモデル授業を実施し、教材、カリキュラム、コミュニティを巻き込んだ訓練や活動、政策整備等の研究を行う。これにより、防災教育の継続的な実施のためのモデル構築と、教育局、学校管理者、教師、児童の各レベルにおける防災意識と災害対応能力の向上を図る。
ブータン	2013-2016	氷河湖決壊洪水（GLOF）を含む洪水予警報能力向上プロジェクト	GLOF（氷河湖決壊洪水）を含む洪水に対応する早期警報システムの構築及びパイロット活動を通じた中央及び地方レベルでの緊急対応能力の強化、災害リスクアセスメントを開発計画に取り込む体制づくり支援を行う。
バングラデシュ	2013-2017	持続的な水関連インフラ整備に係る能力向上プロジェクト	バングラデシュ国の洪水被害軽減のため、既存堤防の被災原因などの検討・検証、また堤防建設の実証事業を通して、堤防の設計、施工、維持管理マニュアルの作成などの支援を行う。
バングラデシュ	2014-2018	高潮・洪水被害の防止軽減技術の研究開発プロジェクト（科学技術協力）	洪水危険度マップ及び高潮危険度マップの作成、河岸侵食及び河岸堤防の決壊対策、洪水氾濫時の滞留有害物質拡散対策等の高潮・洪水被害への防止・軽減策を提言し、対策を試験的に実施する。

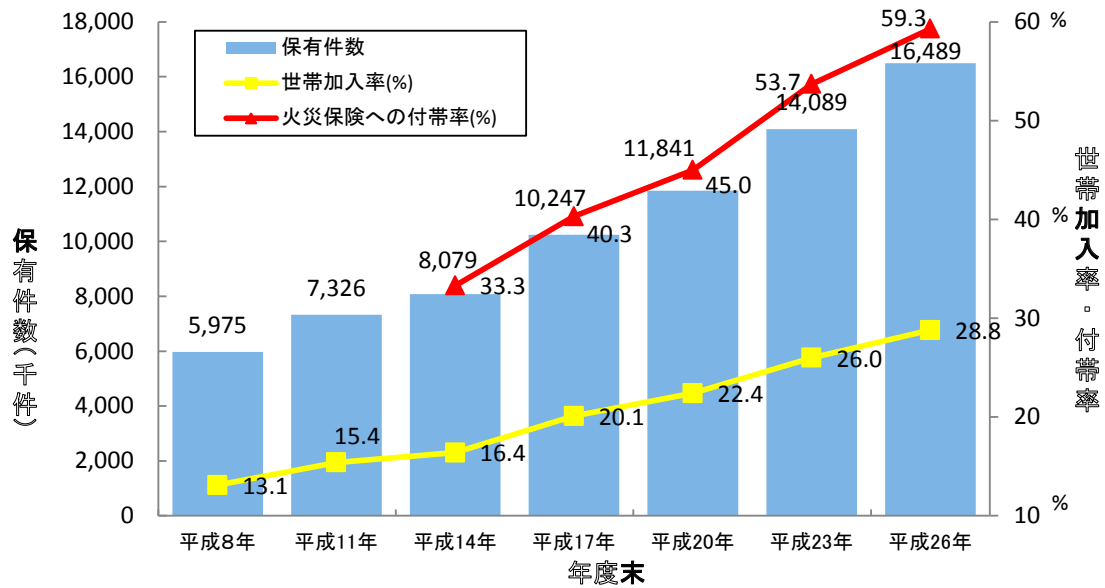
国名	協力年度	事業名	協力概要
スリランカ	2014-2017	土砂災害対策強化プロジェクト	土砂災害対策のための調査・評価、地すべり対策、斜面崩壊対策及び落石対策のための設計。施工監視及びモニタリング、土砂災害軽減対策の知識とノウハウの蓄積を行い、スリランカの土砂災害管理能力の向上を支援する。
スリランカ	2014-2017	気象観測・予測・伝達能力向上プロジェクト	気象観測機器の保守点検・校正能力向上、気象データの送受信能力強化、気象予報能力向上、警報基準の精緻化、気象情報の伝達方法や内容の改善を行い、スリランカの気象観測や予報・警報・伝達能力の向上を図る。
フィジー	2014-2018	大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト	フィジー気象局の大洋州各国の人材育成ニーズを把握する能力の向上、人材育成ツール（カリキュラム、テキストを含む）の整備を行い、また、フィジー気象局の観測・予報能力向上を通じて同気象局の指導能力を向上させることにより、フィジー気象局の大洋州各国に対する人材育成機能の向上を図り、将来的にフィジー気象局が自立的に大洋州各国を対象とした人材育成事業を継続することに寄与する。
フィジー	2014-2016	ナンディ川洪水対策策定プロジェクト	フィジー国第3の都市ナンディは、観光産業の中心地として同国の重要な地域であるが、具体的な治水計画の策定、洪水対策事業が実施されておらず洪水に対して脆弱であり、近年も甚大な被害が生じるなど洪水被害リスクに直面している。このため、ナンディを流れるナンディ川流域の総合的な洪水対策の方針となるマスタープランの策定とそれに基づく優先事業のフィジビリティ調査、プロジェクトを通じたカウンターパートへの技術移転を行う。
ツバル	2011-2017	沿岸災害対応のための礫養浜パイロットプロジェクト	ツバルでは高潮及び生活排水による海洋汚染が進んでおり、海岸浸食対策が急務となっている。本案件では環礁洲島の形成メカニズムに沿った海岸保全対策である礫養浜事業を提案しており、実証事業を通じ、妥当性の検証と同事業を他地域へ普及させる際の留意点取りまとめを行う。
北米・中南米地域	2015-2020	中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2	地震、洪水、火山災害など共通した自然災害のリスクを抱える中米地域（エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラガア、コスタリカ、パナマ）において、コミュニティの防災能力の向上による災害に強い社会を築くことを目的として実施した「中米広域防災能力向上プロジェクト」の成果を踏まえより体系化されたコミュニティ防災の持続的普及体制の強化などを支援すると共に各国の経験を中米地域での共有体制の構築を支援し、地域全体の防災能力の向上を目指すもの。
ブラジル	2013-2017	統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト	同国では、土砂災害の被害が拡大しており、発展に伴うリスクエリアへの居住の増加等が要因とされている。土砂災害リスクの低減を目的とし、災害リスクの把握、それに基づく都市拡張計画、予防・復旧、モニタリングや情報伝達など総合的な災害対応力の強化等を目指す。
チリ	2011-2015	津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究（科学技術協力）	チリにおいて津波被害推定モデルの開発/改善、津波被害予測および被害軽減対策の提案、高い精度の津波警報手法の開発、津波に強い市民および地域づくりのためのプログラムの開発を図る。
コロンビア	2015-2020	コロンビアにおける地震・津波・火山災害の軽減技術に関する研究開発プロジェクト	地震・津波・火山噴火による災害が多発するコロンビアにおいて、防災関係機関と連携し、地震・津波・火山活動のモニタリング、モデリング、被害予測、情報伝達の能力向上を通じた災害被害軽減策の強化を研究・実践する。また、周辺諸国との連携を通じて南米における災害研究の進展に貢献する。
コロンビア	2015-2018	洪水リスク管理能力強化プロジェクト	洪水リスク評価に係る能力強化、洪水予警報・伝達に係る能力強化、中央政府と地方政府の役割と責任の明確化及び洪水リスク管理計画に係る能力強化を行うことにより、同国の関係機関の洪水リスク管理能力の強化を図る。
エクアドル	2013-2016	津波を伴う地震のモニタリング能力向上プロジェクト	エクアドルにて津波を伴う地震パラメーターの迅速な判定、津波警報の発出、津波観測・警報解除技術の向上、津波警報基準の策定と手順の改善のための施設整備及び中核人材の育成を行う。これにより地震・津波モニタリング能力が強化され、津波警報システムの構築が図られる。
アフガニスタン	2012-2017	水文・気象情報管理能力強化プロジェクト	水エネルギー省（MEW）とその他の水文・気象情報管理機関（農業灌漑牧畜省（MAIL）や気象局（NMS）など）の間で協力関係が促進され、同国の水文・気象データと情報が相互に交換され、適切な灌漑農業開発への活用等、一般国民により利用されるよう支援する。
イラン	2012-2015	テヘラン地震災害軽減プロジェクト	地震リスクの高いイランにおいて、首都テヘラン市周辺地域を対象として、道路防災、市民啓発、早期警報の3分野における技術支援を行い、地震防災対応能力の向上を図る。
トルコ	2013-2018	マルマラ地域における地震・津波防災および防災教育（科学技術協力）	地震発生リスクが高まっているマルマラ地域において、地震観測、地震津波災害シミュレーション策定に係る研究を実施し、この研究結果を視覚的資料（映像やパンフレット等）として整備することで、一般国民へ防災意識・知識の向上を図る。
トルコ	2012-2016	リスク評価に基づく効果的な災害リスク管理のための能力開発プロジェクト	防災担当省庁、セクター省庁、地方政府など関連組織の職員に対する、リスク評価に基づいた防災計画の策定能力強化支援を図り、トルコの防災力向上に寄与することを目標とする。

国名	協力年度	事業名	協力概要
モザンビーク	2014-2017	気象観測及び予警報能力向上プロジェクト	毎年のようにサイクロン・洪水に晒され自然災害に脆弱なモザンビークの水関連災害対応能力の向上のため、モザンビーク気象院及び地方観測所のスタッフを対象に、気象観測能力の向上、気象予警報能力の向上を目指すことにより、品質管理された気象データを用いた予警報の改善を図る。
南アフリカ共和国	2010-2015	鉱山での地震被害低減のための観測研究プロジェクト（科学技術協力）	地下深層部で発生することの多い鉱山地震の観測を通して、発生メカニズムを分析し、被害予測へ繋げることを目的とする。その結果、地震の準備と発生についての理解が深まり、鉱山地震の災害リスク管理体制が改善を図る。
カメルーン	2011-2015	火口湖ガス災害防止の総合対策と人材育成プロジェクト	ニオス湖及びマヌーン湖における湖水爆発のメカニズムを解明し、リスクへの理解を深めるとともに、モニタリング体制を整備し、両湖周辺の災害対策へ活用することを目標とする。
アルメニア	2014-2017	地すべり災害対策プロジェクト	アルメニアにおいて、地すべり災害管理に関連する技術・能力の向上、計画/ガイドライン/法令等の整備、及び実施体制の強化を行うことにより、地すべり災害管理ワーキンググループの地すべり災害対策管理能力の向上を図る。

出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）

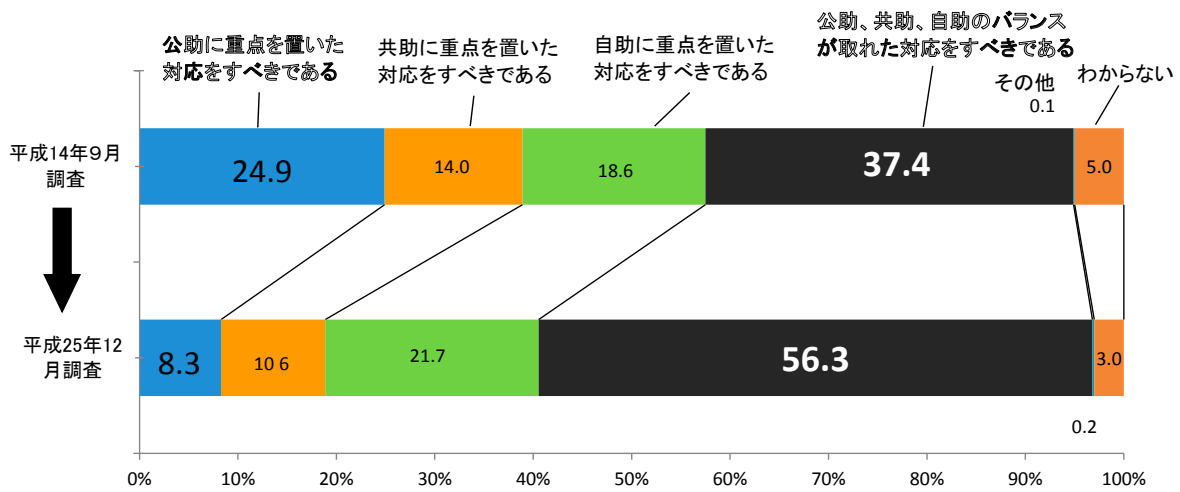
10. その他

附属資料62 地震保険の契約件数等の推移



出典：損害保険料率算出機構資料をもとに内閣府作成

附属資料63 自助、共助、公助の対策に関する意識



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」をもとに内閣府作成

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

出典：気象庁資料

附属資料65 特別警報発表基準

■気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける)

※噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけています。

出典：気象庁資料